

研究論集

第3集

特集

20世紀の戦争・紛争をめぐる国際政治(1)

2006年11月

河合文化教育研究所

研究論集

第3集

特集

20世紀の戦争・紛争をめぐる国際政治(1)

河合文化教育研究所

■■ 目 次 ■■

〔特集〕 20世紀の戦争・紛争をめぐる国際政治 (1)

20世紀国際政治史研究会

はじめに	5
1920年代のヨーロッパ国際関係	加藤 正 男 9
民族自決論と戦後秩序 —— パウアー、ウィルソン、レーニンの交錯を中心に ——	鈴木 是 生 25
21世紀初頭の日本における太平洋戦争前史の研究状況展望	義 井 博 41
NSC68の現代史的意義 —— ブッシュ・ドクトリンの先例 ——	加藤 正 男 45
アイゼンハワー、ケネディ政権とコンゴ危機 (1960-63年)	三 須 拓 也 61
ジョンソン政権の「貧困との戦い」の核心問題	山 田 敬 信 75
ジョンソン政府最後の1年 (1968年) のベトナム戦争政策 —— October Surprises か November Surprises か ——	福 田 茂 夫 81
ニクソン大統領のベトナム戦争 —— Jeffrey Kimball, <i>Nixon's Vietnam War</i> , 1998の紹介 ——	福 田 茂 夫 93
ボスニア紛争調停の「世界化」か「ボスニア化」か —— 1992年8月ロンドン・旧ユーゴスラビア国際会議に関する二つの性格規定 ——	吉 留 公 太 105
ユーゴにおける「介入」の変遷と国家の統合・解体	定 形 衛 123

論 考

裁判記録の中の John Hathorne, Assistant	竹 本 健 135
死者との断絶—親鸞とルターにおける「信仰」宗教の成立	中 谷 博 幸 147
近代啓蒙と女性	森 田 美 芽 159
9・11テロと国際法	榎 啓 介 171
君主独裁政治前史二題	谷 川 道 雄 185
『近世文学史論』に至る「前史」 —— 内藤湖南の「天職論」の意味 ——	山 田 伸 吾 203

はじめに

2005年9月に創刊された『研究論集』は、第1集・第2集では「アジアの歴史と近代」と題して河合文化教育研究所・北京大学歴史学系共催の4回にわたる学術討論会を特集したものでしたが、この第3集の特集においては「20世紀の戦争・紛争をめぐる国際政治(1)」と題して河合文化教育研究所の「20世紀国際政治史研究会」の会員による研究論文を中心に編まれることになりました。

「20世紀国際政治史研究会」は、1996年に河合文化教育研究所客員研究員としてお迎えした柳澤英二郎愛知大学名誉教授を研究顧問として設立されました。会員数は約40名で、河合塾の主に地歴を中心とする講師・名古屋およびその近隣の大学の研究者や高校の教師・国際政治に関心をもつ市民などにより構成されています。研究会の活動の中心となる例会は2006年11月現在で54回を数えます。本研究会では、柳澤英二郎先生の指導のもと、「革命と戦争の世紀」といわれた20世紀の歴史を、国際政治史の視点から再考察を試み、「冷戦」の再評価を含めた最近の研究動向およびユーゴスラヴィア問題（ボスニア・ヘルツェゴヴィナ問題・コソボ問題）や中東問題といった今日的な問題などにも焦点をあてることに努め、研究会の例会では、会員と遠隔地などからゲストとしてお招きした研究者の方々によって国際政治史の様々なテーマについての研究報告が行われてきました。

柳澤英二郎先生は、健康上の理由から2005年3月に河合文化教育研究所の客員研究員と20世紀国際政治史研究会の研究顧問を退かれました（現在は、20世紀国際政治史研究会の終身名誉研究顧問です）が、今回の『研究論集第3集』の発行にあたり「情勢分析」にかかわる次の文章をよせて下さいました（タイトルは20世紀国際政治史研究会の事務局）。

* * * * *

現状をどう見るか——ブッシュ政権への提言——

新聞のスクラップをバラバラめくっているうちに、03年5月の分から面白い記事を見つけた。一つはラムズフェルド米国防長官の発言で、

（なお一部は危険な抵抗が残っているが、）「主要な戦闘の時代から安定と復興の時代に移ったと思うと述べ、終戦を宣言した」[カブル5・2共同]。

しかし今日もなおアフガン戦争は続き、むしろ激化しているのは周知の事実だ。なぜか？
もう一つの記事はおぞましい事実を示す。

[バグダッド5・10共同]

「10日付のイラク紙サマンは、南部ナジャフの二カ所から女性の遺体多数が見つかり、地元住民が9日、同市内の基地に移したと報じた」

同紙によると女性たちは1991年のシーア派住民の蜂起の後、ラマダン副大統領の命令で生きのまま埋められた。一カ所からは後ろ手に縛られた20人の女性の遺体が発見された。もう一カ所からは20人の遺体……

「イラク南部では湾岸戦争後、シーア派住民が反フセイン〔大統領〕闘争に立ち上がったが、米国の支援を得られず、イラク軍に鎮圧された」

話は変わるが、イラクの民主化につき、ブッシュは「モデルは日本」と楽観している。しかしエジプトの一女性社会学者の悲観論が忘れられない。「イラクは部族主義の残る社会なので、民主化は極めて難しいだろう」と語ったのだ。

ナジャフの記事は部族主義のあらわれではないか？ 部族主義の色濃いアフガンやイラクは、それゆえに戦いになれば、恐ろしく強いのではないか？ もしそうなら、第三世界に介入する戦争にかかわるアメリカは、武器や戦略・戦術よりも、まずはそこがどんな社会か、それがいかなる心理、行動を生んでいるかという社会学、そういう「戦争の社会学」をまず勉強すべきであろう。

2006年9月23日 柳澤英二郎

* * * * *

以上です。かつて愛知大学の柳沢ゼミでは、新聞のスクラップが義務づけられ、スクラップから抽出した生のデータによって情勢分析を行い、いくつも仮説をたて、さらにその後抽出した生のデータで仮説を論証することが求められました。この地道な作業を柳澤先生自身は数十年にわたって続けられ、それを土台としてライフワークとなった『戦後国際政治史』I～IVとその別巻にあたる『逍遥現代国際政治史の世界』（共に柘植書房新社刊）を執筆されました。特に『戦後国際政治史』の最後の巻と別巻は、20世紀国際政治史研究会の指導をされつつ書き上げられたものでした。20世紀の国際政治史を研究する者は常に現在の国際政治の動きを視界に納め、注視しています。今回、「20世紀国際政治史研究会」は、長年にわたる研究成果として、8人の会員による10本の研究論文を発表することになりました。各論文は同研究会での報告をベースに、最近の研究動向をふまえて書かれており、斬新な切り口からの論考になっているものと確信しています。そしていくつかの論文は現在のブッシュ政権の対外政策を念頭に置いて書かれています。ぜひそうした点にも注目してお読みいただければと思います。

これらの成果は、「20世紀国際政治史研究会」の活動を会員としてあるいはゲストとして支えて下さった多くの皆様と、河合文化教育研究所の支援によって得られました。以下に感謝の意を込めてゲストとしてご協力いただいた研究者の方々のお名前を列挙いたします（敬称略、肩書は報告時のもの、報告テーマは一部圧縮しております）。

前田慶穂（金沢大学名誉教授、中東和平の現状）、佐々木雄太（名古屋大学法学部教授〔現愛知県立大学学長〕、イギリス帝国とスエズ戦争）、藤城和美（愛知大学法学部教授、朝鮮開国と日清・日露戦争期の米外交）、江口圭一（愛知大学法学部教授〔故人〕、日本帝国主義史研究の分析視角）、鈴木隆史（名城大学商学部教授、大東亜共栄圏／東南アジアにおける日本軍政）、宜野座伸治（マカオ大学人間社会学系助教授〔故人〕、日中・太平洋戦争期の日・マカオ関係）、木畑洋一（東京大学大学院総合文化研究科教授、第二次大戦後のイギリスのアジア政策）、板垣雄三（東京大学名誉教授、「イスラーム原理主義」をどうみるか）、中西久枝（名古屋大学大学院国際開発研究科教授、中東イスラーム世界との対話・民主化の可能性）、木坂順一郎（龍谷大学名誉教授、十五年戦争期の政治・外交史研究）——以上です。なお、会員として「20世紀国際政治史研究会」の活動を支えて下さり、今回研究論文を執筆していただいた研究者の方々も、当初はゲストとして研究報告をされておりますがお名前は割愛させていただきました。

なお、20世紀国際政治史研究会においてはそれが実証的な研究である限りにおいて自由な議論がなされております。したがって各論文の主張は河合文化教育研究所や20世紀国際政治史研究会の立場を示すものではなく、文責は各執筆者に帰するものであることをお断りしておきます。

2006年10月

1920年代のヨーロッパ国際関係

加藤 正 男

1 問題の所在

世界最初の総力戦といわれた第一次世界大戦は、ドイツとその同盟国の敗北で終結した。英・仏を中心とした西ヨーロッパは、大戦に勝利したものの国力は疲弊した¹⁾。大戦後、ヨーロッパ各国は、ヨーロッパ主導の国際秩序をいかに構築、保持するのか、ということできまざまな道を模索した。具体的には、イギリスは覇権国家の地位を保持する方策を、フランスはドイツに代わって大陸の覇権を確保する方策を、また敗戦国ドイツはかつての大陸での大国の地位を回復する方策を、といったことであった。このイギリス・フランス・ドイツがこれらの課題を解決するさいに考慮すべきファクターが、1917年の革命で成立した社会主義国ソ連と、政治的・軍事的・経済的面で台頭してきたアメリカ合衆国の存在であり、この両国を無視することは出来なかった。

そこで、本稿では、1920年代のイギリス・フランス・ドイツの動向を中心に、この3国の対米、対ソ政策に焦点をあてて、国際関係史ではなく国際関係という観点から考察してみる。

2 1920年代前半のヨーロッパ国際関係——ドーズ案・ロカルノ条約以前——

(1) ソ連・アメリカ合衆国の存在とヨーロッパ

第一次世界大戦の結果、ヨーロッパは二つのモデルに直面した。一つのモデルは、〈市場経済重視・小さな政府〉というアメリカ合衆国型資本主義モデルであり、もう一つのモデルは〈福祉重視・大きな政府〉ともいべきソ連社会主義モデルというものであった。これに対して、ヨーロッパが追求したのが、〈市場経済+福祉重視・大きな政府〉というべきヨーロッパ型資本主義モデルであった²⁾。

1) 近年、最初の総力戦および世界大戦は日露戦争である、という研究成果がある。横手慎二氏によれば、「20世紀の始まりは日露戦争であり、第一次世界大戦が20世紀の出発点とされてきたのはヨーロッパ中心の歴史観にすぎない」としている。さらに、デイビッド＝シンメルペンニク氏は、日露戦争を第一次世界大戦の先例として、同戦争を「第零次戦争」と呼んでいる（読売新聞取材班『検証日露戦争』2005年、中央公論新社）。

2) 福島清彦『ヨーロッパ型資本主義』（講談社現代新書、2002年）『アメリカ型資本主義を嫌悪するヨーロッパ』（亜紀書房、2006年）。

このような、資本主義のありかたをめぐるアメリカとヨーロッパの相違には、ソ連社会主義への危機意識の度合いに温度差があった。アメリカは、世界最大の債権国という卓越した経済力を軸に、ソ連社会主義の脅威を安全保障に関わるものではなくイデオロギー上の脅威と認識していた。したがって、社会主義イデオロギーがソ連国内に「封じ込め」られている限り、危険視する必要はなかった³⁾。これに対して、大戦で疲弊したヨーロッパは、海外には多くの植民地を持ち、国内には多数の労働者の存在があった。植民地での民族主義運動、および国内の労働運動が社会主義運動との提携にいたれば、植民地体制・国内の体制それ自体の維持が危ぶまれることとなった。したがって、ヨーロッパの方がアメリカよりもソ連社会主義の脅威に強い危機意識を持っていた。大戦後、英・仏などヨーロッパ諸国は植民地や半植民地では民族運動の高揚をうけ、ヨーロッパの再建・安定が必要不可欠であった。

したがって、1920年代のヨーロッパでは、国内的にはヨーロッパ型資本主義モデルである福祉国家の発展の試み、対外的にはヨーロッパ主導の国際秩序の構築、維持へのさまざまな道が模索された時代であった。さまざまな模索の道には、ECSC（ヨーロッパ石炭鉄鋼共同体）に始まるヨーロッパ統合にみられるように、1920年代には実現はしなかったが、第二次世界大戦後に実現したものがあつた。

(2) ワシントン会議からジェノヴァ会議へ

1919年に成立したヴェルサイユ体制は、ヨーロッパとその植民地のみにも縮小された形での「パックス＝ブリタニカ」といえた。その背景には、第一次世界大戦の結果、覇権国イギリスの政治的・軍事的・経済的の優越的地位が揺らいだことにあつた。軍事面では、パックス＝ブリタニカの時代の軍事力は、イギリス海軍力とインド人主体の陸軍力に支えられていた。しかし、大戦後、海軍力は1922年のワシントン海軍軍縮条約で、主力艦の保有比率がイギリス海軍はアメリカ海軍と対等になった。陸軍力では、インドの民族運動の高まりなどからインド人の海外派兵は抑制せざるをえなくなった⁴⁾。また、政治面では、イギリスが継続を期待した日英同盟は、大英帝国を構成するカナダなどの反対によって、1921年の四カ国条約で解消された。イギリスは大英帝国内の外交で発言力が低下した。こうした政治的・軍事的な影響力低下のなかで、イギリスが覇権国家としての地位を保持するのに残された方策が、生産力ではなく金融面を中心とした経済力活用により、政治的・軍事的影響力の拡大をはかることであつた。1925年の金本位制の復帰は、その典型といえた⁵⁾。

ロイド＝ジョージ挙国一致内閣(1916-22)は、東アジア・太平洋地域ではアメリカと調整する形で、イギリスの政治的・軍事的影響力の保持をはかつた。それが1921年から1922年にか

3) 山澄亨「現代アメリカ外交の源流」(福田茂夫・佐藤信一・堀一郎編『世紀転換期の国際政治史』ミネルヴァ書房、2003年)、95頁。

4) 秋田茂『イギリス帝国とアジア国際秩序』(名古屋大学出版会、2003年)、12-22頁。

5) 同書、12-22頁。

けて開催されたワシントン会議におけるイギリスの立場であった。前述したように、イギリスは軍事的にはワシントン海軍軍縮条約で海軍力でアメリカと対等となるなど、ある程度アメリカに妥協、協調の立場をとった。それは、ロイド＝ジョージのグラント・デザイン（大構想）と呼ばれたヨーロッパ再建構想においては、イギリス主導のもとに債権国アメリカを引き込んで上でヨーロッパの再建実現にあたろうという思惑があったので、東アジア・太平洋地域での「パックス＝アメリカナ」の実現をある程度は容認した。ただ、イギリスは中国における金融を中心とした経済面では優位な立場にあり、金融力を背景にアメリカを統制できうと考えていた。

こうして東アジア・太平洋地域でアメリカと調整したロイド＝ジョージは、ヨーロッパ再建構想の実現に向かった。その第一歩がジェノヴァ会議(1922.4-5)であった。ジェノヴァ会議が開催されるころのヨーロッパは、ドイツ賠償問題をめぐるフランスとドイツの対立、対米戦債問題をめぐるアメリカとヨーロッパ諸国との対立に加えて、ソ連ヴォルガ地方の大飢饉などといった困難な問題に直面していた。

グラント・デザイン実現には、まずドイツの経済的復興なしには賠償問題の解決が不可能であり、またソ連を再びヨーロッパの経済・社会に復帰させることが必要である、とロイド＝ジョージは考えていた⁶⁾。彼は、1921年3月8日から始まったソ連共産党大会でのネップ公表をソ連の穏健化と見て、同月16日にはソ連と英ソ両国間の暫定通商協定に調印し、両国の関係は改善された。彼は、ジェノヴァ会議の目的を「ソ連代表と少しでも取り引きすることが可能かどうかを同会議で確かめることである」と述べていた⁷⁾。

(3) ジェノヴァ会議

ジェノヴァ会議は、ロイド＝ジョージが、イギリス主導のヨーロッパ国際秩序の第一歩として位置づけた国際会議であった。同会議は、パリ講和会議には参加を許されなかった独・ソ両国、さらにはアメリカの参加も想定する国際会議であった。彼は、ソ連・ドイツを含む大戦で被害を受けた大陸諸国への金融支援として、イギリス主導の国際金融借款団を結成し、この借款団には世界最大の債権国アメリカの参加を見込み、借款団の株はポンド建てで発行するものであった⁸⁾。ロイド＝ジョージのグラント・デザインは、最終的にはソ連を含むヨーロッパをスターリング圏内に統合し、ソ連社会主義体制を資本主義体制に転換させるという遠大な目標をもっていた（対ソ「積極的関与」政策）。

6) Anne Orde, *British policy and European reconstruction after the First World War*, Cambridge University Press, 1990, pp. 160-179.

7) 亀井紘「ジェノヴァ会議（1922年4-5月）と戦後国際秩序の構築」（『1920年代欧州の国際関係』国際政治96号, 1991年), 130頁。

8) P. J. Cain and A. G. Hopkins, *British Imperialism, 1688-2000* (Second Edition), Longman, 2002, pp. 453-460.

ジェノヴァ会議で、ロイド＝ジョージはソ連に投資を行う国際金融借款団の結成と自由貿易体制などを提案した。この提案は、ソ連社会主義体制を事実上崩壊させ、ソ連を国際経済に再統合し、かつてのロシア帝国との交易関係がその繁栄にとってきわめて重要な意味をもっていたドイツ経済にとっても、戦後復興にきわめて効果的なものになるというものであった。ソ連は、イギリスの提案は社会主義体制の崩壊を意味するものとして拒否した。国際金融借款団結成に関する提案は、アメリカも反対した。それは、イギリスの提案はイギリスの大陸諸国へのスターリング圏拡大、ひいては大陸諸国への支配をめざしているものとみなしたからであった⁹⁾。この結果、ロイド＝ジョージのグランド・デザイン実現の一方策であったイギリス主導の金融支援政策は失敗に終わった。

また、フランスはドイツ賠償問題の討議そのものに反対し、帝政時代の債務支払いを拒否するソ連をヨーロッパ社会へ復帰させることを頑強に拒んだ。ドイツ・ソ連問題をめぐるイギリスとフランスとの対立は、解決しなかった。

さらに、ロイド＝ジョージのグランド・デザイン実現を直接的に失敗させたのが、ジェノヴァ会議開会一週間後の4月16日、ドイツとソ連が発表したラパロ条約であった。ドイツとソ連の提携阻止を考えていたロイド＝ジョージにとっては打撃となった。ドイツ・ソ連両国接近の動機は、ソ連側にとっては対ソ統一戦線阻止にあり、一方、ドイツ側にとってはソ連に接近することによって連合側を牽制して、ヴェルサイユ条約についての譲歩を引き出すことにあった。さらに、ドイツ側には市場の開拓と再軍備の準備という点もあった¹⁰⁾。ラパロ条約は、ロイド＝ジョージが描いていたグランド・デザインの第一歩として位置づけられたジェノヴァ会議を最終的に失敗に終わらせ、かつ覇権国であったイギリスの影響力低下が明確となったことをも意味した。ラパロ条約は、またフランスのルール占領(1923-25)を招き、さらにアメリカのヨーロッパへの直接的な経済的関与をもたらすこととなった。

(4) フランスの模索

大戦で勝利したフランスは、ドイツ弱体化と対仏債務返済を拒否したソ連を排除(「封じ込め」)し、大陸の覇権確立をはかった。その具体的な方策はドイツの復活に備える安全保障の確保と、ドイツに対する賠償の強制であった。

安全保障問題では、アメリカ・イギリスはフランスの安全保障に積極的に関与しなかった。そこで、フランスは「直接的防衛」としてライン保障に重点をおき、「補完的防衛」としてドイツ東部国境の現状維持を強固なものにしようとした。フランスの東欧政策は、ドイツ包囲とポリシェヴィキの防疫線がその前提にあった。1921年2月、フランスはポーランドと、ついで、1924年1月チェコスロヴァキアとの間に同盟を結び、この二つの同盟を媒介として、小

9) *Ibid.*, pp. 453-460.

10) 岡義武『国際政治史』(岩波全書, 1955年), 248-249頁。

協商諸国（ユーゴスラヴィア・ルーマニア・チェコスロヴァキア）およびポーランドとの間に、緊密な関係を作り出すにいたった。一方、ドイツ国境の西方、いわゆるフランスの安全保障にとって最大の関心事であったライン保障問題に関しても、イギリスはフランスへの保障を拒否した。イギリスは、伝統的な勢力均衡策に基づき、西欧・東欧における安全保障問題に積極的に関与することを避けようとしていた。

フランスは、ドイツ弱体化政策に基づいて、自国の経済復興と対米戦債支払いに当てるために、ドイツから巨額の賠償を獲得しようとした。1921年4月、賠償委員会は、賠償総額を1320億金マルクと決定、その内約50%はフランスの受取りとした。この数字は「天文学的数字」と呼ばれた。ドイツ側は賠償負担を300億マルク程度と予想しており、この数字はドイツ経済に壊滅的な打撃を与えるものと思われた¹¹⁾。イギリスは、ドイツを市場として注目していたので、ドイツ経済が弱体化するのを好まなかった。過酷な賠償支払いによってドイツでは、マルクの価値が低下し、インフレーションも進んだので、連合国に対して賠償支払いの猶予を求めた。イギリスがこれに同調したのに対して、フランスは拒否した。賠償問題をめぐって、ドイツ・フランス両国の対立は激化した。そうした状況の中で、1922年にラパロ条約が調印されたのであった。

(5) ルール占領とその波紋

1923年1月11日にフランス軍がドイツの賠償支払い不能を理由に、ベルギー軍とともにルール地方を占領した。フランス・ベルギー両国軍のルール占領は、アメリカ・イギリスの強い反発を招いた。ドイツには経済的・政治的危機を生み出した。ドイツ政府は、いわゆる「消極的抵抗」によってフランス占領軍に対する協力を拒否するように指令した。ルール占領がドイツ経済に与えた影響は深刻であり、危機的な状況の中で、8月シュトレゼマン大連合内閣が成立した。シュトレゼマン大連合内閣は、9月「消極的抵抗」の中止を宣言し、財政再建と国際協調の方針をとることにした。しかし、このころドイツ国内の政治的危機は、極度に高まっていた。11月には、ヒトラーがミュンヘンでクーデタをおこしたが、国防軍によって鎮圧された。このような危機的状況は、経済面から解消されていった。それは11月のレンテンマルクの発行による大インフレーションの収束であった。これを契機として、ドイツは経済的・政治的に安定するようになった。シュトレゼマン大連合内閣は、「消極的抵抗」から「履行政策」へと政策転換を行った。シュトレゼマンの「履行政策」とは、条約義務を可能な限り履行することによって、連合国側の信頼と好意を獲得し、それによってヴェルサイユ条約の合理的修正を期待するものであった¹²⁾。他方、フランスの側でも、ドイツ側の抵抗と占領費の増大によって、フランスの財政は悪化し、さらにインフレーションも進み、フランの下落を招い

11) 齊藤孝『戦間期国際政治史』（岩波全書、1978年）、74頁。

12) 岡、前掲書、236-237頁。

た。フランス国内では、その結果、対独強硬派のポアンカレー政権にかわり、対独協調派のエリオ左派政権が発足した。

しかし、ドイツ賠償問題は依然として未解決であり、しかも同問題は連合国の対米戦債問題と関連しており、その全般的な解決のためにはアメリカの役割が必要であった。また、イギリスの保守党内閣は、ヨーロッパ再建問題にはアメリカとの協調による解決を志向していた。これにドイツの政治的・社会的危機が加わった。こうした国際環境から、アメリカのイニシアチブによるヨーロッパ再建問題の解決がはかられることとなった。

3 1920年代後半のヨーロッパ国際関係——ドーズ案・ロカルノ条約成立とそれ以降——

(1) カーゾン・チャーチル路線と共和党政権のアメリカ合衆国

1922年に成立したイギリスのボナ＝ロウ保守党内閣は、ソ連に対しては、ロイド＝ジョージの「積極的関与」政策から「消極的関与」政策、すなわち「封じ込め」政策に転換した。すでに、ロイド＝ジョージ挙国一致内閣の時から、保守党のチャーチル植民地相・カーゾン外相は対ソ経済関係の改善に消極的で、ジェノヴァ会議にも期待していなかった。これに対して、ロイド＝ジョージは、ヨーロッパ再建とイギリスの経済復興にとってソ連をカギとみなしていた¹³⁾。ジェノヴァ会議開催は、ロイド＝ジョージのイニシアチブのもとに閣議決定されたものであった。保守党内閣で主導権を握っていたカーゾン外相・チャーチル蔵相は、英米主導によるドイツ賠償問題、さらには対米戦債問題の解決をめざした。この路線は、マクドナルド労働党内閣(1924.1-11)の後をついだボールドウィン保守党内閣にも基本的には継承された。

一方、ヴェルサイユ条約批准拒否後の共和党政権のアメリカは、通説でいわれている孤立主義外交をとっていたわけではなかった。アメリカは、「アメリカ独自の国際主義」(歴史家ジョン＝ホフ＝ウィルソン)の立場をとり、行動の自由を確保しながらヨーロッパ問題に関わっていった¹⁴⁾。共和党政権はヨーロッパ再建に大きな関心をもっていた。戦債問題と賠償問題は密接にからんでおり、問題解決のカギはドイツにあった。ヒューズ国务長官は、1921年に「アメリカの繁栄はヨーロッパの経済的安定に依存し、……ドイツの経済的回復なしにヨーロッパの経済的回復はない」と述べた¹⁵⁾。そこで、アメリカは生産力・金融力といった経済力を活用して、アメリカ主導による対米戦債返済と賠償支払いとをリンクさせ、一挙に問題の解決を図ろうとした。しかし、ドイツの政治的・経済的危機から、かつて大陸最大の工業国であったド

13) Keith Neilson, *Britain, Soviet Russia and the Collapse of the Versailles Order, 1919-1939*, Cambridge University Press, 2006, p. 46.

14) Walter LaFeber, *The American Age: United States Foreign Policy at Home and Abroad since 1750*, W. W. Norton, 1989, p. 318.

15) *Ibid.*, p. 326.

イットの「革命」を展望せざるをえなくなった。そのため、アメリカはイギリスに妥協するというところで、問題の解決をはかった。「革命」という危機が、米英を協調させた。

(2) ドーズ案

英米両国は、ドイツ復興を通してヨーロッパ復興を図り、それによって対米戦債返済と賠償支払いの解決をめざすこととなった。

1923年10月、アメリカは、ドイツの支払い能力を検討する国際専門委員会の開催を、再度表明した（最初の提案は、1922年12月）。これに対して、イギリス政府は、13日アメリカに覚書を提出し、ドイツの危機的な経済情勢はドイツばかりでなく全ヨーロッパにとって死活的な問題といえるものであり、この問題の解決にはアメリカの介入が不可欠であると述べた¹⁶⁾。

11月、賠償委員会はドイツの資源と支払い能力を検討するため連合各国の代表から構成される二つの委員会の設置を決定し、12月、賠償委員会は二つの専門委員会の委員を任命した。中心として活躍したドーズとヤングは、いずれもモルガン系企業の人物であった。そして、1924年4月、いわゆるドーズ案が発表された。ドーズ案の目的は、賠償総額の確定を避けて、ドイツの毎年の支払額をドイツの支払い能力に応じたものに軽減した上で、賠償支払いを容易にするためアメリカからの多大な資金がドイツに貸与されることとなった。そしてこの支払い監督権限は、事実上アメリカの統制下におかれた。

このドーズ案は、1924年7月ロンドンで開催された連合国最高会議で最終的に採択された。この会議には、アメリカが、パリ講和会議以来、初めて正式に代表を参加させた。ここでも、米英は共同行動をとり、フランスに対して譲歩を迫った。モルガン商会を中心とする国際金融資本は、外債発行の安全のためのヨーロッパの安定を必要不可欠と考えていた。この立場にたって米英両国は7月、外債発行の政治的条件を、ルール占領の即時解消、ラインラント撤退スケジュールの明確化などで一致をみていた。ルール地域からの撤退に反対していたフランスは、孤立していた。そして、8月16日、ロンドン議定書が採択された。ここにルール撤兵というドイツの主目標が達成された。すでにシュトレゼマン（当時は外相）は、1923年12月、われわれの最終目標は「ルールとラインラントの解放と密接に関連させて賠償問題の最終的解決」を図ることである、と述べていた¹⁷⁾。

1924年8月29日、ドイツ国会はドーズ案関連法案を通過させ、30日いわゆるロンドン議定書が調印された。マクドナルド英首相は、この議定書を「真の平和条約」と呼んだ¹⁸⁾。こうして、アメリカ資本のドイツ流入に拍車がかかった。ドイツは、アメリカから資本を導入してドイツ経済を再建し、輸出をさかんにして英仏その他の連合国への賠償金を支払い、英仏その他

16) 高橋進『ドイツ賠償問題の史的展開』（岩波書店、1983年）、320-321頁。

17) 同書、325頁。

18) 同書、343頁。

の連合国はその賠償金を戦債の返済金としてアメリカに還流する、というメカニズムが成立した。ドイツにとっては、このメカニズムは借金をして借金を返すというものであった。

こうして、ヨーロッパの経済再建は、表面的には英・米協調という路線で、現実的には生産面に加えて金融面で力をもったアメリカのイニシアチブで解決をみた。確かに、ヨーロッパの安定はアメリカからの民間の資金供与の上に成り立ってはいたが、イギリスは金融力を武器とした影響力の確保、拡大をはかっており、アメリカが経済力を武器に自らの意思を完全に貫徹させるのは、第二次世界大戦以後となった。それがマーシャル・プランといえた。

ともあれ、ヨーロッパではドーズ案の採択により緊張緩和の機運が高まり、ロカルノ条約調印は、さらに緊張緩和を進めることとなった。

(3) ロカルノ条約

1925年2月、独仏両国は、あいついでラインラント問題に関する覚書を送付した。独仏両国の覚書から読みとれるのは、ドイツがアメリカを関与させた形での新安全保障条約によって実質的なヴェルサイユ条約の修正を狙っていたのに対して、フランスはアメリカを関与させた形での新安全保障条約を斥けた上で、ポーランドの保障を強く主張したことであった。一方、イギリスの立場は、フランスに対してはイギリスの関与を西ヨーロッパのみに限定するものとし、ドイツに対してはヴェルサイユ条約の修正要求に同調しないという姿勢を示した¹⁹⁾。こうした英・仏・独3国はその立場に違いはあるものの、10月5日からイギリス・フランス・ドイツ・ベルギー・イタリア、およびポーランド・チェコスロヴァキアの7カ国は、ヨーロッパの安全保障問題を討議するための国際会議をスイスのロカルノで開催した。この会議の結果、16日、次の3つからなる相互不可分の諸条約が仮調印された（12月ロンドンで正式調印された）。そのうち中核をなすもっとも重要なものが、ポーランド・チェコスロヴァキアを除く、イギリス・フランス・ドイツ・イタリア・ベルギー5カ国間で調印したラインラントの現状維持に関する相互保障条約（いわゆるロカルノ条約あるいはライン条約）である。この条約は、ラインラントのみの安全保障を対象とし、ブリアン仏外相は、イギリスから仏・独国境の保障を獲得した。さらに、同条約では国際連盟加入を実施の条件としていた。その他には、ドイツとベルギー・イタリア・ポーランド・チェコスロヴァキアの各国との間の仲裁裁判条約の5条約と、フランス・ポーランドおよびフランス・チェコスロヴァキア相互援助条約が成立したが、これらの条約は、いわば宣言的協定といえ、実体のないものであった²⁰⁾。こうして、ドイツは、1925年12月のロカルノ条約成立や翌1926年9月の国際連盟加盟・理事国就任などにより、国際的地位は高まった。

19) 石原司・早坂忠「戦勝国の内政と外交」（『岩波講座 世界歴史』第26巻、1979年）、90-92頁。なお、独・仏両国の覚書作成、相手国への送付に関しては、いずれもイギリスの関与がみられた。

20) 同書、93-94頁。

(4) オースティン＝チェンバレン・シュトレゼマン・ブリアン

1920年代後半の英・仏・独3国の外交に指導的役割を果たした政治家が、オースティン＝チェンバレン（英）・シュトレゼマン（独）・ブリアン（仏）の3人であった。この3人の構想は、英・仏・独3国が軸となってヨーロッパを再建、復活させ、米・ソに対抗する勢力を形成することにあつた。その構想を実現させる戦略には違いがあつた。

オースティン＝チェンバレン外相（ホールドウィン内閣）は、イギリス主導による米英協調を軸に、ソ連を排除することに重点をおいた（「対ソ封じ込め」政策）。すなわち、彼のロカルノ条約構想には、ソ連に対抗する観点から、ドイツ・ポーランドを西ヨーロッパに抱き込み、イギリスを中心にフランス・ポーランド・イタリア四カ国による「共通の危険な存在であるソ連」に対抗する地域的集団安全保障体制の形成・確立という目標が存在していた²¹⁾。そして、ロカルノ条約調印後の1927年5月に、イギリスはソ連と国交を断絶した。さらに、イギリスがヨーロッパの安全保障に関与したことは、ドミニオンと呼ばれたイギリス自治領との絆が弱まる結果をもたらした。そのことは、イギリスがイギリス連邦よりもヨーロッパに重点をおいた1973年のEC加盟の先例とみることもできる。

シュトレゼマンの戦略のカギは、英・仏両国と協調しながら、ヴェルサイユ条約に対する修正主義的要求を実現させることにあつた。それは、第一次世界大戦で実現出来なかつたかつてのドイツ帝国とハプスブルク帝国の統一を軸とした「ミッテル・オイローパ」（中欧）帝国の実現にあつた。この路線は、ヒトラー政権の東方進出につながっていった。シュトレゼマンは、ロカルノ条約を「行動の自由を回復させる第一歩」とみた。彼の修正主義的要求の実現の第一歩は、シュトレゼマンが「絞刑吏がわれわれの首に掛けたロープ」と称したフランス軍によるラインラント占領の解消と軍備平等の実現にあつた²²⁾。さらに、「ドイツが負担できるような賠償問題の解決、およびドイツの復興の前提としての平和の確保、ドイツ東部国境の改定、ダンツィヒ・ポーランド回廊の獲得およびシュレジェン国境の改定、ドイツ・オーストリアの合併」であつた²³⁾。こうしたシュトレゼマンの目標は、イギリス・フランスにとっては受入れがたいものなので、そこで彼は、こうした目標実現の手段、方法については、対ソ接近という「ソ連カード」を使って西側諸国の譲歩を得ようとした。後に、シュトレゼマンは「自分は独・ソ関係を重視しないが、しかし、それは常にわれわれの競技における切り札である」と述べている²⁴⁾。すなわちシュトレゼマンの狙いは、ソ連との協力関係をテコとして、

21) Piotr S. Wandycz, *The Twilight of French Eastern Alliance 1926-36: French—Czechoslovak—Polish Relations from Locarno to the Remilitarization of the Rhineland*, Princeton University Press, 1988, pp. 19-21.

22) *Ibid.*, p. 21.

23) 斉藤, 前掲書, 122頁。

24) 同書, 122頁。

英・仏との友好関係の樹立を通して「大国」としての地位回復をはかることにあった。こうしたシュトレゼマンの観点からは、ロカルノ条約はヴェルサイユ体制の延長ではなく、むしろヴェルサイユ体制の変質として捉えられた。

ブリアンは、フランス主導の仏・独関係を軸に、イギリスとも協調して、ヨーロッパの政治的・軍事的統合に加えて、経済的統合を視野に入れていた。それは、今日のEU統合の起源ということもいえる。ブリアンは、独・ソの接近・提携という危険性を阻止するため、さらにフランスの防衛をイギリスに保障させるためにもロカルノ条約は不可欠と考えていた。フランス外交の目標は「独・仏“枢軸”」の創設であり、それに依存する東欧諸国との同盟の構築にあった。その「独・仏“枢軸”」とは、フランスの重大な政治的・軍事的譲歩を行うことなしに、ドイツを「すなおにさせる」(tame)という意味での“枢軸”である。つまり、フランスにとっては潜在的脅威であるドイツを、ロカルノ体制という枠組みの中に封じ込める政治的・経済的意図が根底にあったと思われる²⁵⁾。

(5) ヤング案

ドイツは、国際連盟加入を果たしたあとの最大の外交課題をラインラントからの占領軍の早期撤兵の実現におき、すでに1926年にブリアンに対して、賠償支払い形式におけるドイツ側の一定の譲歩によって、早期撤兵を実現する構想を話し合っていた。ドーズ案の成立とロカルノ条約調印後のアメリカ資本に支えられたドイツ経済は、すさまじいスピードで発展をとげた。工業生産力では、大戦前の水準を超えて、戦勝国に対する資本主義的競争者としての地位を確保していた。しかし、ドーズ案の履行過程においてドイツ経済は再び悪化し、賠償問題の再検討が必要になった。賠償問題とラインラント撤兵問題は、リンクしていた。1928年1月、シュトレゼマンは議会で将来の賠償支払いの困難を訴えた。これに対して、2月、ブリアンは、ラインラント占領はドイツの再軍備禁止と賠償支払いの保障であって、期限前には撤兵出来ないと声明した(ヴェルサイユ条約の規定では、ラインラント占領は1935年まで続くことになっていた)。一方、イギリスはこれに対して、問題を諸国間の協定に委ねる旨の政府声明を出した²⁶⁾。

こうしてドーズ案改訂交渉は、1929年2月、ヤングを委員長とする賠償専門委員会が発足して始まった。この委員会は連合側とドイツ側との対立によって難航したが、アメリカの調停によって、ようやく6月新しい賠償協定、いわゆるヤング案が成立した。ヤング案は、8月のハーグ賠償会議において部分的修正の上で承認された。ヤング案は、賠償総額を約358億マルクに切り下げ、支払い期限を59年間と定めた。また、ドイツ財政に対する連合国の監督機

25) Wandycz, *op. cit.*, pp. 156-157.

26) 齊藤, 前掲書, 148頁。

関はすべて廃止された²⁷⁾。そして、このヤング案を基礎として政府間交渉が、2回にわたりハーグで行われた。ハーグ会議は、シュトレゼマンの勝利とブリアンの敗北で終わった。ドイツは、ヤング案によってドイツ財政に対する監督機関の廃止、ハーグ賠償委員会による連合国のラインラントからの早期撤兵の決定を、あいついで実現させた。さらに、1928年、ドイツは巡洋艦A号（のちのドイチュラント）の建造に着手し、ドイツの再軍備（シュトレゼマンの軍事平等の要求）がヴェルサイユ条約による制限の下における合法的手段において進められていた²⁸⁾。ここに、ドイツはヴェルサイユ体制の変質を本格化させた。ボネ（後のフランス外相、任1938-39）は、これを評して「同盟政策の転換点」と見なし、「東方ロカルノが実現することなしに」ラインラント撤兵が承認された、と後年述べた²⁹⁾。ドイツの国際的地位の向上に対して、フランスは、1929年12月、独・仏国境に巨大な大規模な要塞の建設計画（後年マジノ線と呼ばれる）を可決したが、それはラインラント撤兵後の対ドイツ安全保障を確保しようとしたものであった。

4 ロカルノ体制

(1) 「ブリアン構想」

「ブリアン構想」と呼ばれたブリアンの構想の内容は、地域集団安全保障体制の形成・確立（ロカルノ体制の拡大）という軍事的統合という側面と、ヨーロッパを政治的・経済的に統合させるという側面からなっていた³⁰⁾。ブリアン外交の背後には、フランスの安定した経済力があり、この二つの側面は密接な関係をもっていた。前者を実現させる契機が、ロカルノ条約であった。後者実現の契機が、1926年に誕生したドイツ、フランス、ルクセンブルク、ザールの鉄鋼業者からなる国際鉄鋼カルテルであった³¹⁾。これは、第二次世界大戦後の ECSC を想起させるものであった。「ブリアン構想」は、最終的には、1929年10月に起こった世界恐慌などを諸要因として実現はしなかった。しかしその一方で、「ブリアン構想」は今日のヨーロッパ統合 (EU) の先駆的な試みであったとも考えうる。

(2) 「東方ロカルノ」構想

ブリアンは、地域的集団安全保障体制であるロカルノ体制を東欧（「東方ロカルノ」）、さらには大西洋（「大西洋ロカルノ」）にまでに拡大させるという構想を持っていた。ブリアンは、

27) 栗原優「ヴァイマル共和国の安定とその破綻」（『岩波講座 世界歴史』第26巻、1979年）、66-67頁。

28) 齊藤、前掲書、139頁。

29) Wandycz, *op. cit.*, p. 148.

30) ブリアン構想の詳細については、栗原優『第二次世界大戦の勃発』（名古屋大学出版会、1994年）、Derek Benjamin Heater, *The Idea of European Unity*, Leicester University Press, 1992 [『統一ヨーロッパへの道』デレック・ヒーター、田中俊郎監訳、岩波書店、1994年]を参照。

31) フリダンソン・パトリック「ヨーロッパ統合におけるフランス」（木畑洋一編『ヨーロッパ統合と国際関係』日本経済評論社、2005年）、38-39頁。

ロカルノ会議では実現しなかった「東方ロカルノ」の実現に動いた。彼が描いていた「東方ロカルノ」とは、フランスを中心としてドイツ・ソ連・ポーランド・バルト3国・ルーマニア間の不戦条約という性格をもった地域的集団安全保障体制の樹立であった³²⁾。ソ連は、ロカルノ条約に調印していなかった。ブリアンが「東方ロカルノ」構想の実現に動いた動機の一つには、フランスが大陸でもっとも影響力をもっていた東欧地域に、ドイツとイタリアの浸透・進出が行われ、東欧におけるフランスの地位の低下が生じたことが考えられた。

ブリアンの「東方ロカルノ」構想にとって最大の障害物となっていたのは、“ポーランド回廊”とシュレジェン問題という領土問題であった。とりわけ、ブリアンが重視したのは、“ポーランド回廊”問題であった。独・仏枢軸を外交の前提としていた彼は、もはや従来のようにドイツ東部国境（ポーランド西部国境）に対する脅威が間接的にフランスのライン国境に対する脅威となる、という考えを否定していた。したがって彼は、ドイツとポーランドの交渉による解決、実質的にはポーランドの譲歩を期待していた。しかし、ポーランドのフランスに対する不信感が強まり、1926年5月のピウスツキのクーデタは、「東方ロカルノ」の実現に困難をもたらした。ドイツとポーランドの交渉は行き詰まり、シュトレゼマンは、1927年12月「東方ロカルノ」構想を拒否した。彼の目標は、あくまでもポーランド回廊であり、ポーランド回廊の回復は「パリとロンドンを通して」解決することにあると考えていた³³⁾。「東方ロカルノ」構想は実現困難となった。

(3) 「東」のロカルノ構想と「中欧ロカルノ」構想

ソ連は、ドーズ案・ロカルノ条約成立、およびドイツの国際連盟加盟といった一連の動きを、ソ連に対する包囲網の構築とみていた。ソ連外相代理のリトヴィノフは、ドイツのロカルノ条約調印と国際連盟加盟を評して、「ドイツが国際連盟に加入しつつある事実は、国際連盟の性格の変化を意味しない。それは、若干の国が、一般にはその企図を実現する助けとしてドイツを利用することを当てにしていること、とくにソ連に対する敵対的計画を実現するためにドイツの利用を当てにしていることを意味するに過ぎない」と述べた³⁴⁾。

そこで、ソ連は1926年4月、「独・ソ中立条約」に調印して、ドイツの西ヨーロッパ諸国への接近を阻止しようとする一方で、ドイツとの提携関係に依存する状態から脱して、周辺諸国との関係改善を積極的に進めることになった。1924年1月のレーニンの死と、1925年2月のソ連共産党大会におけるスターリンの「一国社会主義論」が採択されて以来、その対外政策も大きな路線転換をとげた。それは、ドイツをソ連外交の基軸におきたいわゆる「チチェリン外交」の路線変更を意味し、やがて1930年7月反ドイツの立場をとるリトヴィノフがチチェリ

32) Wandycz, *op. cit.*, p. 101.

33) *Ibid.*, p. 102.

34) 齊藤, 前掲書, 119頁。

ンに代わって外相に就任した。ソ連は、ロカルノ条約の成立以降、周辺諸国との一連の不可侵条約・中立条約の締結によって、自国の安全を確保しようとした。ソ連は、1925年にトルコと、1926年にアフガニスタンと、1927年にはイランとの間に、あいついで中立不可侵条約を成立させた。さらにヒトラー政権が誕生する1933年までに、1926年にリトアニアと、1932年にはフィンランド、ポーランド、ラトヴィア、エストニア、フランスなどと、不可侵条約を結んだ³⁵⁾。そして、1929年2月、ソ連・ポーランド・ルーマニア・エストニア・ラトヴィアの間いわゆる「リトヴィノフ議定書」が調印された（1929年4月にリトアニア・トルコが、同月にダンツィヒ自由市が、7月にイランがこれに参加した）。これは、いわゆる「東」のロカルノ構想実現という、一種のゆるい形での地域的集団安全保障体制といえる。こうしたソ連外交の路線変更は、「世界革命の参謀本部」といわれたコミンテルンも、社会主義社会へと変革されていくソ連の擁護をもってその主要任務とする国際団体の性格をもつようになった³⁶⁾。ソ連も、自国の周辺地域の安全確保の政策を展開していた。

一方、ロカルノ条約が「東欧のドイツへの開放」と捉えた中欧・東欧諸国は、ドイツに対するイメージの変化、すなわち潜在的脅威というイメージから現実的脅威というイメージを抱くようになった。中欧諸国の中で、第一の工業国家であったチェコスロヴァキアは、いわゆる「中欧ロカルノ」構想を対置していた。同構想とは、小協商国に加えてオーストリア・ハンガリーを含み、さらにソ連との和解とポーランドとの友好関係を進めることによって地域集団安全保障を強化しようというものであった。フランスは、この「中欧ロカルノ」構想を、フランスを排除した一種の経済ブロック構想と認識し、この構想には同意しなかった³⁷⁾。1927年末、「中欧ロカルノ」構想も、実現が困難な状況になっていた。

(4) 「大西洋ロカルノ」構想

「東方ロカルノ」・「中欧ロカルノ」構想の実現が困難な状況になっていた1927年、ブリアンはアメリカを地域集団安全保障体制に取り組みという、いわゆる「大西洋ロカルノ」構想の実現に動いていた。4月、ブリアンは第一次世界大戦参戦10周年を記念してアメリカの通信社に送ったアメリカ国民へのメッセージの中で、アメリカが「同盟」では拒否することを判っていたために、「戦争追放」の米・仏二国間条約の締結を提唱した。さらに6月、フランスはアメリカ政府に対して米・仏間の不戦条約を正式に提案した。対米不戦条約に関するブリアンの動機は、1914年から17年にかけての再現（アメリカの参戦以前の大戦時、アメリカがその中立の貿易諸権利をめぐるイギリス・フランスとの関係を絶つという危険性があった）を阻止することがフランスに役立つと考えていたからである³⁸⁾。また、アメリカを間接的にフランス主

35) 同書, 131頁。

36) 岡, 前掲書, 263頁。

37) Wandycz, *op. cit.*, p. 102.

38) LaFeber, *op. cit.*, p. 329.

導の同盟システムに結びつけることにあったともいえる。

これに対してアメリカは、ブリアンの提案に困惑した。アメリカがこの提案を懸念した理由の一つには、アメリカの行動の自由が制限される可能性があった³⁹⁾。12月、ケロッグ米国務長官は巧妙な対抗案として、米・仏2国のかわりに世界の他の諸国を含む普遍的な戦争放棄の条約に拡大することを提案した。さらに彼はブリアンの反対を押し切って、違反国に対する軍事的制裁を除外することに成功した。こうして、アメリカは行動の自由を守ることが出来た⁴⁰⁾。

1928年8月、仏・米を含めた15カ国が不戦条約（ブリアン・ケロッグ協定）に調印した。不戦条約は、以後1938年末までに当時の独立国の約九割に当たる64カ国の参加を得た。同条約では、参加国が国際紛争の平和的解決を約束した。しかしこの条約においては、参加国の防衛戦争は認められており、また特定の戦争が防衛戦争であるか否かを判定する機関を設置せず、さらに条約違反への制裁規定は明記されていなかった。したがって、パリ条約自体では、戦争防止に役立つとは期待できず、「もしも一枚の紙きれにすぎない国際的取決めがあったとすれば、それはパリ条約である」と後年批評されたのも、当然のことであった⁴¹⁾。こうして、ブリアンの「大西洋ロカルノ」構想は挫折した。地域的集団安全保障体制の形成・確立に失敗したブリアンは、「ヨーロッパの政治的・経済的統合」の実現に動いた。

(5) 「ヨーロッパ統合」構想

1929年9月の第10回国際連盟総会でのブリアンは、いわゆる「ヨーロッパ（経済）統合」構想に関する演説を行った。ブリアンは、ヨーロッパ諸国がこの提案を検討することを要請した。ブリアンは、各国からの回答をもとに報告書を作成し、その報告書に基づいて生まれた覚書（「ヨーロッパ連邦同盟体制に関する覚書」、1930年5月1日作成）を5月17日にイギリスを含む26カ国政府に送付し、回答期限を1930年7月15日までとした⁴²⁾。ブリアン覚書によれば、国家の主権を前提としたヨーロッパ統合であり、想定された地域はアイルランドからバルト3国・ブルガリアまでを含み、ソ連とトルコは除外されており、アメリカも対象外とされた⁴³⁾。このことは今日、トルコのEU加盟可否におけるEU加盟国内の対立やEUの東方拡大の先例と考えられる。ブリアン覚書からみると、ブリアンの「ヨーロッパ統合」構想の狙いは、ドイツを同統合に組み込むことによってドイツを封じ込めるという意味でのフランスとドイツとの経済的調和を基礎に、大陸からアングロ・サクソンの影響力を排除——直接的にはア

39) *Ibid.*, p. 329.

40) 麻田貞雄「孤立から介入へ」（『有賀貞・宮里政玄編、新版『概説アメリカ外交史』1998年）、112-113頁。

41) 岡、前掲書、264頁。

42) 植田隆子『地域的安全保障の史的研究』（山川出版社、1989年）、79-80頁。

43) 木畑洋一「国際関係史のなかのヨーロッパ統合」（木畑洋一編『ヨーロッパ統合と国際関係』日本経済評論社、2005年）、20頁。

アメリカの影響力排除、間接的にはイギリスの影響力排除——することにあった⁴⁴⁾。

このブリアンの「ヨーロッパ統合」構想に対する各国の反応は、イギリス・ドイツ・イタリアといった大国は冷淡で、むしろ小国の方が好意的であったといわれる⁴⁵⁾。イギリス外務省の覚書(1930.5)によれば、ブリアン構想の目的を「ヨーロッパにおけるフランスの政治的覇権を強化させるのに役立つもの」とみていた。ドイツでは、ヨーロッパ連帯の美名による新たなドイツに対する拘束とみなしていた。また、ポーランドは、ブリアン構想の目的は、イタリアの侵略的政策とは逆にドイツとの和解を促進させることであり、アメリカの経済的拡大に反対するもの、さらに反ソ・ブロック形成策とみていた⁴⁶⁾。

フランスは各国の覚書を検討して報告書を作成し、1930年9月の第11回国際連盟総会で発表した。同月に調査委員会の設置が採択され、第1回ヨーロッパ連合調査委員会が開催された⁴⁷⁾。しかし、各国の利害の調整が困難であり、1929年10月の世界恐慌発生による政治的・経済的混乱の激化から、「ヨーロッパ統合」構想の具体化は第二次世界大戦以降までまたねばならなかった。こうして、ブリアン構想の核心であるドイツを封じ込めるということは、実現出来なかった。

本論文は、『新版 危機の国際政治史』（仮題）の筆者担当の原稿に、加筆、改稿したものである。

44) Wandycz, *op. cit.*, p. 170.

45) 植田, 前掲書, 84頁。

46) Wandycz, *op. cit.*, p. 171.

47) 植田, 前掲書, 80-86頁。

民族自決論と戦後秩序

——バウアー、ウィルソン、レーニンの交錯を中心に——

鈴木 是 生

はじめに

本稿は、第一次大戦期、民族自決をめぐる“相対し”たO・バウアー、W・ウィルソン、V・レーニンの理論とその帰結について考察するものである。大戦の経緯や民族自決をめぐる戦後秩序についてはつとに包括的な研究がある¹⁾。しかし今日なお、民族自決と戦後秩序に関する評価にはニュアンスが認められる。その多くは、史実の修正というよりも、冷戦が終結し20世紀を顧みるなかで再構成されうる議論の振幅を反映している。

第一に、冷戦後の政治的リベラリズムに依拠したウィルソン再評価をその典型としてあげることができるだろう²⁾。あるいは、諸民族の共存（多文化主義／文化的多元主義）を企図したオーストロ・マルクス主義者バウアーの民族理論再評価もこの文脈に位置づけることができる³⁾。しかし第二に、「勝者」により構想され具体化された、諸民族を跨ぐ境界面定がなお政治的焦点でありつづけ、大戦期に遡ってその“正義”が問われてもきた⁴⁾。「勝者」の秩序が胚胎させた“過誤”があるとすれば、その一つが境界面定であった。大戦の「勝者」と「敗者」がともに求めた民族自決をめぐる権力政治のゆくえは決して過去のものではない。

本稿では後者の論点を念頭に、異なる理論的立場から民族自決を唱え、その実践に向け奔走した三者の交錯する過程を略述し、民族自決からみた戦後秩序を再考してみたい。まず三つの民族自決論の概要を提示し、つぎに大戦の展開と三者の「切り結ぶ」局面（オーストリアからのチェコ独立とロシアのカフカス地域の動向）を中心に自決過程の一端を叙述し、最後にその帰結について小括し結びとしたい。

1) Alfred Cobban, *The Nation State and National Self-determination*, Thomas Y. Crowell, 1970, pp. 57-97; Margaret MacMillan, *Paris 1919: Six Months that Changed the World*, Random House, 2001.

2) Morton H. Halperin and D. J. Scheffer, *Self-determination in the World Order*, Carnegie Endowment for International Peace, 1992.

3) John Schwarzmantel, *Socialism and the Idea of Nation*, Harvester Wheatsheaf, 1991.

4) Seamus Dunn and T. G. Fraser eds., *Europe and Ethnicity: The First World War and Contemporary Ethnic Conflict*, Routledge, 1996, esp., Alan Sharp, “The Genie that Would not Go Back into the Bottle”, pp. 10-17.

I 「帝国の時代」と「三つの民族自決論」

20世紀の端緒は民族主義と社会主義の興隆とともにあった。両者は理論的に相容れないとされつつも、民主主義の理念を共有する、いわば“奇妙な同盟”の関係にあった。ともに、「帝国の時代」を変革する運動として、ロシアやオーストリア＝ハンガリーなど多民族帝国を揺るがし、植民地を含む民族運動を鼓舞しつつあった。まさに、両者が民主主義を根幹とする点で同じ土俵の一方に立っていたからである。三つの民族自決論も、その他方に屹立する帝國的国際秩序へ抗うなかで生まれ練成されていった。

1 バウアーと「文化的民族自治」

オーストリア社会民主労働党のバウアーが『民族問題と社会民主主義』において展開した理論は、帝国内部の民族対立に対応を迫られるなか、「ブリュン民族綱領」（1899年）を補完するための理論構築を直接の契機としていた。それは、帝国の存続を前提に、諸民族の共存を具体化する民族自治論として位置づけられる。当時、国内ではチェコ人を中心に非ドイツ語系住民による権利獲得運動（母語の公用語化）が先鋭化し、党内では民族単位の民主的連邦制への移行が焦点となっていた。

「小インターナショナル」と呼ばれた党の民族別組織化が争点になるなか、指導的理論家のK・レンナーとバウアーは、帝国の維持と民族差別の止揚を同時に迫及する観点から民族自治論を案出した⁵⁾。その眼目は、チェコ人を含む主要六民族（ドイツ人、イタリア人、チェコ人、ポーランド人、スロヴェニア人、ウクライナ人）による帝国の連邦化と、属地主義原則（＝領域的自治）および母語権を軸とする文化的権利の保護にあった。この自治論は、資本主義経済の発展に則した大国家の維持を視野に入れ、かつ列強による帝国の分裂と国内諸民族の従属化を危惧して考案された。

さらに、民族の基盤を領域に限定せず諸個人が民族的帰属を選択できる属人主義原則を主張したレンナーの構想を受けて、バウアーは理論を精緻化していった。その特性の第一は、民族を国家と領土から分離させた点にあった。これによって、諸民族の混住地域においても民族的権利が保障される属人主義原則が確立された。この原則のもと、諸個人は自己の意思により民族的帰属を登録し、母語教育など民族的権利が領域によってではなく法的に保障され、したがって主要民族以外のマイノリティの権利も同等に擁護される。この点でこれは、近代的民族を資本主義の経済単位とみるマルクス主義の「経済還元論」に対置される⁶⁾。

したがって第二に、近代的民族の発展における文化の尊重に力点が置かれた。バウアーにとって、民族とは文化共同体であり、諸民族がその独自性を開花させてこそインターナシヨナ

5) Otto Bauer, “Die Nationalitätenfrage und die Sozialdemokratie” in Bauer, *Werkausgabe*, Bd., 1, Europaverlag, 1975, S. 542–545, 577; Ephraim Nimni, *Marxism and Nationalism: Theoretical Origins of a Political Crisis*, Pluto Press, 1994, pp. 126–129.

6) J. Schwarzmantel, *op.cit.*, ch. 6, esp., pp. 195–199, and p. 162.

リズムが育まれるのであった⁷⁾。しかし、諸民族の集う「小インターナショナル」においてさえ自己の理論を生かせず、バウアーは、標榜された祖国防衛の大戦へ従軍することによって、インターナショナルの理念に忠実でありえないままガリツィアへ赴いていった。

2 ウィルソンと「人民の自治」

1890年フロンティア・ラインの消滅が宣言されたのち、労働運動と農民運動が隆盛するなかでアメリカは20世紀を迎えた。「金メッキ時代」の終りとともに待望された新しい理念として「改革主義時代」が到来し、その主翼を担ったのが「ニュー・フリーダム」を謳って登場したウィルソンであった。

ウィルソンにとって「民族(nation)」もしくは「人民(people)」は、いずれも諸個人の集合体であり、「民族」として認められるべき資質は自由と民主主義に沿う政治体制を具有することにあった。その外交を性格づける「宣教師外交」とは自由と民主主義の普遍化であり、民族自決もこれと不可分であった。

ウィルソンが公式に民族自決に言及するのは1916年であるが、その思想的背景は大戦前から明確であった。すなわち、キリスト教信仰、自治(self-government)、民主主義、ナショナルリティおよび有機的国家的諸概念であった。ウィルソンにあつて、自治と民主主義がナショナルリティを育み、この両者は「教育、指導されて」こそ達成されうる。しかもこれらは制度であると同時に人民のモラルに関わるものとされた⁸⁾。

このように、人民民主主義者ウィルソンにとって「民族」とは基本的に人民を意味していたが、「自決主体としては個人の概念と政治的ナショナルリティの概念を混同させる傾向」⁹⁾にあった。また「民族」は「文明的」でなければならず、それは欧米における民主的政治体制を備えた自治の担い手を指し示す概念であった。ウィルソンの民族自決論は、抽象的ではあるが「人民の自治」として定義づけられる。自治とは住民が統治形態を自ら選択する権利を保持しこれを継続させる過程であり、したがって民主的統治形態と同義であった。少なくとも大戦前、自治に関する思想は、「いわゆる内的自決[人民主権]および普遍的民主主義と、未発展の人民に対する最終的な自治(self-rule)へ向けた指導との曖昧なアマルガム」¹⁰⁾であった。

ここから引きだされるもう一つの特徴として、アメリカ国籍をもつが出身国に愛着を抱く「ハイフンつきアメリカ人(hyphenated Americans)」を否定的に捉えていた点からも、ウィルソンを「るつぼ論」者に位置づけることができる¹¹⁾。さらに、国際政治においてもウィルソ

7) O. Bauer, *a.a.O.*, S. 70, 90–91.

8) Derek Heater, *National Self-determination: Woodrow Wilson and His Legacy*, Macmillan, 1994, pp. 15, 22–25.

9) Alan Sharp, *The Versailles Settlement: Peacemaking in Paris 1919*, Macmillan, 1991, p. 132.

10) Michla Pomerance, “The United States and Self-determination: Perspectives on the Wilsonian Conception”, *American J. of International Law*, 70 (1), 1976, p. 17.

11) *Ibid.*, p. 25.

ンは民族的要求に沿った多民族帝国の解体を意図しておらず、自治は分離権（民族国家創設の権利）を意味するものではなかった。民族自決原則が国際政治のなかで形づくられるのは、アメリカの参戦と戦後処理の過程においてであった。

3 レーニンと「国家的分離権」

「諸民族の牢獄」ロシアで、民族問題への対応を明確にできずにいたロシア社会民主労働党において民族自決権が明記されたのは1903年であった。民族自決権を主張してきたレーニンに依拠して「国家の構成にくわわっているすべての民族にたいする自決権の承認」¹²⁾が綱領に明記され、革命を指導する党の原則として定式化された。

レーニンにおいて民族自決とは「無条件に」承認されるべき、「分離した国家的生存を営む権利」であった¹³⁾。その目的は、諸民族の同権を保障することによってプロレタリアートの自決を推進することにあった。ただ、この権利は民主的手続を経て当該民族が議会を通じて決定するものとされた。自由意思を欠けば「自決」は画餅であり、プロレタリアートの自決もありえない。離婚の権利や結社の自由権に喩えて民族自決権が論じられた所以であった¹⁴⁾。

弱小諸民族への配慮はみられたものの、展望として、資本主義の発展過程で諸民族は「接近」し、やがて「融合」へ至るとされた（「接近—融合」論）。それは、ウィルソンの「るつぼ論」とのアナロジーを可能にし、逆にバウアーの理論に対置されるものであった。

ところで、1905年の革命以来、「周辺」のカフカス諸民族は自身の民族政党を組織化しつつあった。ただ、近代的意味において「民族として政治化・動員されておらず、『領域に根づいてい』なかった」¹⁵⁾グルジアとアルメニアの社会主義者は、ロシア社会民主党の地方組織を担い、民族的要求を強く表明していなかった。ムスリムにして底辺労働者の多いアゼルバイジャン人も、キリスト教徒で熟練労働者の多いアルメニア人と対立関係にあったが、諸民族が混住するバクーを中心に社会主義者との紐帯を強めていた。

三民族の統一運動は未成熟であったが、グルジアでは帝国の連邦化と自治を求める知識人が「サカルトヴェロ」（のちグルジア社会主義連邦主義者党）を結成した。また、領域を越えた文化的民族自治を主張するメンシェヴィキが勢力を拡大していた。アルメニアでは、社会主義政党にして民族主義政党の「ダシナク」が勢力を伸張させていた。ダシナクの綱領も、カフカスの（将来の）ロシア連邦への編入、国防、外交、金融および関税を除く内政の自律と文化的自

12) 引用は、レーニン「ロシア社会民主労働党綱領草案」『レーニン全集(6)』（大月書店、以下では発行年は省略し『全集』と略記）、16ページ。

13) レーニン「民族自決権について」(『全集(20)』)、423ページ。

14) レーニン「われわれの綱領における民族問題」(『全集(6)』)、470ページ。

15) Ronald G. Suny, *The Revenge of the Past: Nationalism, Revolution, and the Collapse of the Soviet Union*, Stanford UP., 1993, p. 59.

治（地方言語の尊重）を謳っていた¹⁶⁾。

英仏およびトルコの触手が及ぶカフカス諸民族において、ロシアからの分離独立を求める機運は希薄であった。しかし、国境の前線にあったアルメニア人をはじめ、「周辺民族」は大戦の渦に巻き込まれ、その後の勢力圏画定で掲げられた民族自決のゆくえは、すでに大国の手に握られていた。

II 「三つの民族自決論」と「一九一七年」

祖国防衛のもと各国での挙国一致の成立は、「国民の戦争化」と、そのネガとして戦争を鼓舞するナショナリズムが民主化を通じて「戦争の国民化」を促し、加えて民族自決が植民地を「国民」として統合しえたからであった。それゆえ民族自決の戦争目的化は植民地を含む「周辺民族」を戦争に巻き込み、また反戦運動を終息させていった。しかし同時に、「戦争化」と「国民化」は社会主義革命の原基ともなり、また経済的余力を誇るアメリカの参戦は民族自決を国際政治の焦点の一つに押し上げていった。

1 バウアーと帝国のゆらぎ

挙国一致の確立はオーストリア内部の民族運動を封じ込めたかにみえた。帝国の存続を想定する社会民主党の基本方針も、戦争への傍観もしくは協力によって政府から労働運動への譲歩を引き出すことにあった。しかし、「民族化」による党の分裂は民族共存を不可能にする予兆であった。各地での敗戦とドイツへの軍事的政治的依存により、帝国の改編を自明視していた諸民族の間でも民族主義が昂進し、協商国側も帝国の枠組を疑問視し始めていた。民族別政党に分裂した全体党は、戦後に目指されるべき民主化と民族別連邦化に向け戦争を継続するほかなかった。帝国の切り取りを約束したロンドン条約やブカレスト条約のため、綱領実現の条件は戦争に勝利する以外になかったからである。

一方、外敵ロシアとの戦闘を当然の義務と考え従軍したバウアーは、14年末ロシア軍の捕虜となり政治活動の休止を余儀なくされた。バウアーがシベリアで虜囚生活を送るなか、チェコ民族の独立運動がT・マサリクのもと進展していった。

大戦の初期、チェコ人とスロヴァキア人の間に独立を目指す気運は低く、ともに帝国の枠組のなか将来を見据えようとしていた。少数の人口、地理的位置、民族混住状況に加え、社会主義者にとって小国への分立は大経済領域圏を阻害するものであり、支配階級にとっても帝国の維持がその地位を保守することになる。しかし「小インターナショナル」の分裂にみられたように、支配的地位のドイツ人に対し、被支配階級のチェコ人らが民族主義に与する土台は整いつつあった。

16) Richard Pipes, *The Formation of the Soviet Union: Communism and Nationalism 1917-1923*, Harvard UP., 1954, pp. 19-20.

大戦勃発後、独立の可能性を模索していたマサリクは、西欧諸国の同胞移民の組織化に力を注いでいた。この運動に助力したのが、当時百万人以上といわれたアメリカ移民からの基金であった。16年2月、亡命政治家と移民によるチェコスロヴァキア民族会議（チェコ民族会議）が組織された。その後マサリクらは、運動をロンドンへ拡大し西欧各国に独立を訴えていった。しかし米英において帝国の解体は目論まれておらず、独立への言質を得るのは容易ではなかった。その隘路を打開すべく、17年5月マサリクはロシアへ向かった。米英から独立承認を引き出すカードが、ロシアで組織化されていたチェコスロヴァキア軍団（チェコ軍団）であった。チェコ軍団とは、ロシア帝政が大戦勃発時に編成したチェコ義勇団が二月革命後に拡充・再編されたものであった。マサリクの考えは、チェコ軍団を連合国側で参戦させ、その戦果を独立への糧とすることであった。

2 ウィルソンと「十四か条」

「総力戦」化のなか各国で厭戦感が昂じ、祖国防衛の戦争はすでにその名目を失いつつあり、戦闘遂行の意義が各国政権で問われ始めていた。16年末、名目的中立を保ってきたウィルソンは各国に戦争目的の表明を迫り「勝利なき講和」を訴えた。アメリカの中立は、イギリスとの歴史的紐帯、英仏への輸出および融資の急増、これに対するドイツへの事実上の禁輸措置と融資の急減から、その協商国寄りには明白であった。

15年来、ドイツ軍によるアメリカの一般客船・商船への度重なる攻撃に対し「和解」を継続してきたものの、17年1月、アメリカ中西部の奪還と引換えにメキシコとの同盟を求めたドイツ外相の「ツインマーマン電報」はウィルソンを激怒させた。ウィルソンは、2月のドイツによる無制限潜水艦戦を機に対独断交を宣言し、さらにロシア二月革命の報せを受け、果たして3月下旬に参戦を決意した。

17年4月、ウィルソンは、民主主義と国際平和を御旗に対独参戦を宣言し、翌年の年頭教書にて戦争目的と戦後秩序構想に関する「十四か条」を発表した¹⁷⁾。そこには、即時講和、無併合・無賠償、民族自決を執拗に主張するポリシェヴィキへの対抗が滲みでていた。確かに、ウィルソンにとって十四か条の最重要項目は「公海の自由」に表現された自由貿易体制の維持と拡大であったが、民族自決も、参戦を正当化し自身の理念を戦後秩序に反映させる国際連盟創設に次ぐ重要な原則であった¹⁸⁾。ただしそれは、民族の国家的分離による帝国の解体を示唆するものではなく、まして独立を働きかけてくるマサリクも眼中になかった。

それでも、戦後秩序の正統性を獲得する試みのなか謳われた民族自決がその形式を整えていくことになる。もちろん、パリ講和会議で民族自決に固執したウィルソンの役割を過少に評価

17) Dennis Merrill *et al.* ed., *Major Problems in American Foreign Relations Volume II: Since 1914*, Fifth ed., Houghton Mifflin, 2000, pp. 38-40.

18) D. Heater, *op. cit.*, pp. 42ff.

することはできない。ウィルソンも民族自決を戦争目的の一つに据えることによって、二月革命以後のロシアに対抗し戦後秩序構想を明示できたが、ウィルソンの理念に対抗する戦争目的を既に失いながら大国の威信と戦後の戦略的境界画定を目論むロイド・ジョージやクレマンソーもまた、戦禍の代償として十四か条を無碍にできなかったからである。

3 レーニンと「十月革命」

ロシアでは二月革命後も挙国一致のもと国民を統合しつつ戦争に邁進する体制が継続するかに思われた。しかし、レーニンは「四月テーゼ」を掲げて臨時政府打倒を展開、また経済的苦境を梃子に「パンと平和」を訴え権力奪取に乗りだしていた。また、民族自決権の原則化を唱えてきたレーニンの自決論は「周辺」でも革命への大義として受けとめられていた。

一方、トルコ参戦（14年10月末）により戦線の前線に置かれたカフカス諸民族の間では、グルジア人＝メンシェヴィキ、アゼルバイジャン人＝ムサヴァト（平等）、アルメニア人＝ダシナクという「民族政党」の構図が出来つつあった。これら三党は二月革命に乗じて「オザコム」（のち「ザカフカス特別委員会」）を組織し、「十月革命」まで「周辺」の主導権を握ることになった。しかし、この民族横断的な組織に自律性はなく、各民族は自己の運命の選択をそれぞれに迫られようとしていた。

十月革命後、ただちに民族自決権をアピールする宣言がボリシェヴィキによって発せられた（「ロシア諸民族の権利宣言」「平和にかんする布告」）。またボリシェヴィキは、18年3月プレストリトフスクにて「無併合」「無賠償」「民族自決権」を背に、ヨーロッパ「世界革命」への展望を抱きつつ革命の擁護と平和を目的に対独単独講和を果たした。

権力を掌握したボリシェヴィキはカフカスでもその勢力を増しつつあったが、政権掌握には至っていなかった。11月、オザコムは「ザカフカス人民委員会」に取って代われ、対トルコ戦に対処することになった。そこで障害となったのが、トルコ占領地からのロシア軍撤退と戦争前の国境保持を約束した独ソ講和であった。トルコに対峙し、ロシアからの分離を視野に収めていなかったカフカス諸民族にとって、軍事的優位にあったロシアの撤退は、自力で大国の一角に向き合いつつ選択を迫られることを意味した。

一方、革命の継続と即時講和を同時に模索していたボリシェヴィキには、連合国軍による干渉とそれにつづく内戦が迫ろうとしていた。しかも、のちのハンガリー・レイテ革命、バイエルンの「ソヴェト共和国」、あるいはイタリアの「工場評議会」を中心とする革命への動きが萌芽のうちに摘み取られ、「世界革命」の退潮は明らかであった。それゆえに、戦争の前線に位置する「周辺民族」のロシアからの離反はなおさら革命政権を脅かすのであった。

III 「三つの民族自決論」と「一九一九年」

大戦によって崩れたバランス・オブ・パワーの「回復」と「変革」を企図して開催されたパリ講和会議は、国際の平和と連盟創設に主眼を置くウィルソンの戦後秩序構想と敗戦国の処

遇、植民地をめぐる戦勝国の駆け引きのもとで開催された。同時期に遂行された対ボリシェヴィキ干渉戦争もまた、ウィルソンの民族自決原則に抗いえない論理をパリ講和会議にもたらしめた。「民族・植民地問題」に関するウィルソン提案に対する英仏の頑強なまでの抵抗は、それが肝要な課題であることを浮かび上がらせたからである。

1 バウアーと帝国の解体

17年9月、虜囚生活のなか二月革命を眼前にし、捕虜交換によってウィーンに帰国したバウアーは、即時講和を求め党の右派に対し左派「カール・マルクス団」を結成した。戦争の帰趨に鑑み帝国解体の可能性を高く見たバウアーは、レンナーら党指導部の戦争協力を批判し、左翼民族綱領としてレーニンと同様の民族自決権を要求した。

翌年にかけて帝国の敗戦は不可避となり、連邦化による帝国再編の可能性は、国際環境の変化とそれに呼応した民族主義の昂揚によって縮小しつつあった。18年3月、社会民主党はバウアーの主張に則した新綱領を採択し、スラヴ系民族とオーストリア系ドイツ人の自決権——民族国家創設の権利を明記した。バウアーは具体的方途として、①内オーストリア、ドイツ・ベーメン、西シュレジアを核とするドイツ系オーストリアの創設と、②これの、戦後に民主化されたドイツとの「アンシュルス（合邦）」の可能性を探り始めた¹⁹⁾。

一方、独ソ講和はロシアの戦線離脱と、それに伴う西部戦線でのドイツ軍優位という軍事的局面に限られなかった。それは連合国をして自ら戦争目的を顕示せざるをえない事態を生み、同時に、ボリシェヴィキに対する懸念を高めた連合国は社会主義運動の浸透を牽制し抑制するための戦略を練っていた。ボリシェヴィキも、参戦国で蔓延しつつあった厭世感に訴えつづけ連合国への対立を明確化していた。こうした平和攻勢に対し、連合国は反社会主義へ共同歩調をとりつつ革命の殲滅に乗りだした。

独ソ講和の影響に連合国の懸念が集中していたとき、マサリクは膠着する西部戦線にチェコ軍団を送り込む計画を立て、これを機に連合国の支持獲得を試みた。これに対し、軍団を対ボリシェヴィキの先兵に据えることを画策した連合国は、軍団をシベリア鉄道経由で送り込むことを決定した²⁰⁾。

マサリクは軍団に反革命を鼓舞し連合国にチェコの独立を働きかけた。内外の反ボリシェヴィキの先陣を切った軍団の反乱が干渉戦の合図となり、軍団は18年5月末から6月初めにかけてヴォルガ、ウラル、シベリアで反ボリシェヴィキ政権を樹立させ、軍事的に脆弱なソヴェト軍に対抗した。軍団の反革命運動を注視した連合国は、6月1日軍団を交戦国軍として承認し干渉の第一列に配した。6月末、パリのチェコ民族会議をフランスが事実上の政府とし

19) アンシュルスについては、上条勇『民族と民族問題の社会思想史』（粹出版社、1994年）、204-222ページを参照。

20) チェコ軍団の動向については、林忠行『中欧の分裂と統合——マサリクとチェコスロヴァキア建国』（中公新書、1993年）、166-190ページを参照。

て承認し、ここにチェコスロヴァキアの民族自決と帝国の存亡が大戦の帰趨に委ねられた。

大戦が連合国優位に傾斜していく8月半ばから9月初旬にかけ、米英もチェコ民族会議を承認し、チェコ独立は決定的となった。一方で10月4日にオーストリアは帝国の存続を睨んで十四か条受諾を発表、16日には民族自治にもとづく帝国の連邦化を認めた。しかしその二週間後、アメリカはオーストリアの解体を正式に是認し、同時にチェコの独立がマサリクによってアメリカで宣言された。11月3日、オーストリアが休戦条約に調印したとき、チェコの独立は既成事実化していた。チェコとスロヴァキアの両民族が連合国側に引き寄せられることによって、またボリシェヴィキ政権を直接利用することによって、独立が保障された事実を辛うじて正当化しえたのは、ウィルソンが表明した「民族自決」であったのかもしれない。

2 ウィルソンとパリ講和会議

18年11月、ドイツ新政府が休戦協定に署名し大戦は終結をみた。大戦の終結はそれをもたらした諸問題の解決ではなく、四帝国の崩壊によって加えられた新たな問題の一つに民族自決があった。戦争の行方を左右し、パリ会議で肝要な役割を担うアメリカはヨーロッパへ関与する機会を得ていた。しかし、ウィルソンが強調し講和を律するはずの民族自決の曖昧さは、戦勝国を含めた民族的主張を昂らせることになった。その曖昧さは、講和会議の交渉を通じて大国の思惑を反映していくことになる。

会議に先立って交渉していた「四人委員会 (the Big Four)」で集中した議論は、ドイツの賠償問題、新国家承認と領土問題（とくに独仏間のラインラント、ザール、ダンツィヒ、イタリアの主張するチロルとフィウメ）、日中問題、国際連盟創設であった²¹⁾。領土問題——境界画定こそはウィルソンの「自決論」適用の核心であった。なかでも独仏境界をめぐる、安全保障の確保を主張するフランスの執拗さはこれを主題に押し上げ、ウィルソンは民族自決を主張しつつも戦勝国の主張に耳を傾けていった。

翌年1月に正式開催されたパリ会議の大枠は休戦協定以来すでに決定されていたが、会議に臨む各国の思惑を反映して対立点が出出していた。交渉の基盤を十四か条に据えたウィルソンに対し、とくにフランスは十四か条が具体性に乏しいことを、イギリスも十四か条の「植民地の主張に対する自由で開かれた公明正大な調整 (adjustment)」を敵国植民地への言及であるとして不満を表明していた。確かに、十四か条自体が各国間での恣意的解釈を許容する曖昧さを具えていた²²⁾。

それでもウィルソンは、フランスの領域的野心を牽制するかたちで「ドイツ人の民族自決」を主張した。ここでの焦点は、ドイツ系住民が多数を占め、石炭の宝庫であるザールであった。その領有を主張するクレマンソーに対し、自決原則に沿った境界を主張するウィルソンはこれ

21) D. Heater, *op. cit.*, pp. 32–36, 42.

22) A. Sharp, *op. cit.*, pp. 22, 132; D. Heater, *op. cit.*, pp. 54–55.

に異議を唱えた。しかし、ザールは住民投票の実施を条件に特別行政区としてフランスに15年間にわたる鉱山の採掘権が許された。また、ポーランドとドイツの国境をめぐっても妥協が成立した。海洋へのアクセスを保障するとして(十四か条の13番目)がゆえに、ドイツ人のポーランドへの編入を認めざるをえなかった。ウィルソンによる「ドイツ人の民族自決」はドイツ領の切り取りと、民族自決によって成立した新興国家へのドイツ人の編入であった²³⁾。

3 レーニンと「周辺」の自決

パリ講和会議を尻目に、内外の反革命包囲網にあったボリシェヴィキはロシア「周辺」への革命の波及に腐心していた。これら二つは革命政権にとってゼロ＝サムの意味をもっていた。干渉の排除と内戦の終結が革命の波及を意味し、政権の生存に直結していたからである。ここでレーニンは、革命の擁護に諸民族の自決権行使を従属させる戦術をとった。レーニンは、フィンランドの独立承認(17年12月)に続き、リトアニア(18年3月)、エストニア(4月)、ポーランドおよびラトヴィア(11月)の独立宣言を民族自決権の行使として承認していた。しかし、ボリシェヴィキの展望する革命の退潮は戦術の転換を迫ることになった。

それでもボリシェヴィキは「周辺」へ浸透してゆくが、それは、反ボリシェヴィキを含めカフカス諸民族が帝国の版図に変更を迫る独立を企図せず、連邦化を展望していたためでもあった。とくに干渉戦・内戦が激しくトルコと対立していたアルメニアは、両者のはざまにあって、一方に与するほか、「民族」としての存立さえ危ぶまれるのであった。

十月革命後のトルコ戦線で事実上の統一政府の役割を担った「ザカフカス人民委員会」は17年11月トルコと休戦協定を結んでいた。汎トルコ主義を掲げるエンヴェル・パシャは三民族にロシア離脱を誘いかけるが、委員会がこれを拒否したことによってトルコは再び戦端を開き、再度の休戦が望まれていたときに独ソ講和が締結されたのであった。

ロシア軍撤退とカフカス占領区をトルコに返還する独ソ講和は、カフカス諸民族にとってボリシェヴィキが背を向けたことを窺わせ、その後も干渉戦のなかボリシェヴィキがカフカス諸民族に助力することも不可能であった。こうして孤立した諸民族は、それぞれにトルコに対処せざるをえなくなった。

まず、ロシアからの離脱とトルコとの単独講和を主張するアゼルバイジャンにグルジアが同意し、18年4月「ザカフカス連合」の分離独立とトルコとの講和が成立した。5月に「連合」がトルコとの交渉に臨んだが(バツミー会議)、トルコは対ソ講和の条件を越えてさらに領土を要求、これに危機感を覚えたのは地理的に直接対峙していたアルメニアであった。グルジアとアゼルバイジャンは、会議に同席したドイツを後盾にそれぞれ単独で独立を宣言し、残されたアルメニアもトルコの脅威を前に独立宣言を余儀なくされた。それにつづくトルコとの休戦

23) A. Sharp, *op. cit.*, p. 127.

協定は屈辱的なものであった²⁴⁾。一方のボリシェヴィキはこれを認めず、革命政権樹立を窺うのであった。

しかし、トルコとドイツの敗戦が濃厚となるなか、ボリシェヴィキの拠点バクーにはイギリス干涉軍が加わり、トルコ軍もアゼルバイジャンと結び、繰り込んでいった。辛うじてアルメニア人にとっての希望は、ウィルソン提案によるトルコ領での「自治」であり、トルコ敗戦をまっぴのセーヴル条約であった。

IV 「三つの民族自決論」とそれぞれの戦後

ヴェルサイユ条約において、民族自決原則の適用は戦争目的に喧伝されたほど中心的課題ではなく、ヨーロッパに限ってさえ戦後秩序の全容を整えるものではなかった。解体したオーストリアの版図では継承国家間で紛争状態がつづき、明確な戦後秩序のヴィジョンすら描かれていなかった証しとなった。そしてウィルソンが試みた植民地の自決問題や、革命をめぐる利害をもつ各国が角逐するロシア「周辺」の自決も、大国の思惑のなかで「解決」が図られるのであった。

1 バウアーとアンシュルス

革命を経て社会民主党を核とする連立政権から始動した戦後のオーストリアは、チェコスロヴァキア、ハンガリー、ユーゴスラヴィアの独立によって窮地に追い込まれた。帝国解体に伴う危急の課題は食糧・資源の供給であり、ハンガリー、ベーメン、ガリツィア、オーヴァー・シュレジアとの境界分断によってそれらは急減し自給を望めない事態となった。さらに新生3国との境界問題が残されていた。チェコは旧ドイツ領のベーメンとズデーテンのドイツ人を併呑し、19年4月から5月にかけてケルンテルンではユーゴ軍が攻勢をかけ、イタリアとは南チロルの領有を争っていた。

この状況下、オーストリアは民族自決権の行使としてドイツとのアンシュルスを模索し始めた²⁵⁾。ドイツ人国家として性格づけられるオーストリアにとって、それは苦境を脱する有効な選択肢と捉えられた。戦後、外相に就任したバウアーの課題はこれら食糧・資源の供給と国境紛争の解決であったが、その一貫として、また社会主義オーストリアに思いを馳せながら、自身の役割をアンシュルスの実現にみていた。

オーストリアを援助する立場にあったウィルソンにとって、アンシュルスは経済的苦境から来る一時的なものとの映り関心の低い問題であった。イギリスもオーストリアの決定に委ねる傍観の姿勢にあった。米英はアンシュルスに理解を示したともいえるが、「大ドイツ」を懸念するフランスは徹底して異議を唱えた。フランスにとって、より強力なチェコとポーランドの形

24) 藤野幸雄『アルメニアの悲劇』(新潮社、1991年)、148-151ページ。

25) A. Sharp, *op. cit.*, pp. 151f.

成が、対ボリシェヴィキの緩衝であり、対独安全保障の要であった²⁶⁾。

連合国は5月の対独講和の草案作成段階でアンシュルス禁止条項を設けていた。6月に入り、サン・ジェルマンでドイツ系オーストリア代表団は条約草案を提示された。そこでは、ドイツ・ベーメン、ズデーデン、南チロル、ケルンテルンの一部など、チェコ、ユーゴ、イタリアへの割譲など厳しい条件が課されていた。こうした領土の切取りは、400万人以上のドイツ系オーストリア人の「民族自決権」の剥奪を意味した。草案を前にしたパウアーのなかでアンシュルスの意義はますます高まっていた。しかし、南チロルをめぐるイタリアとの交渉でアンシュルス支持を取りつける試みは頓挫し、アンシュルスを望めないままパウアーは辞意を固めた。

7月、ハンガリー革命に対しオーストリアを自陣営に繋ぎ止めておきたい連合国は、オーストリアの処遇を改善した条約案を代表団に提出した。パウアーは、外交における米仏への接近を確認したのち辞表を提出した。戦勝国への外交ポジションの転換によって、9月に提示された条約の最終テキストは、オーストリアにとって改善されてはいたが、アンシュルスは禁止され、加えて国名から「ドイツ系」が削除された。

サン・ジェルマン条約調印とともに、民族自決権の行使を主張したアンシュルスは臨終をみた。オーストリアは「残滓国家」としてのみ生き残ることが許されたのであった。それは、パウアーの民族理論——民族自治論とその後の民族自決論がともに否定されることを意味した。チェコと対照的に、大戦で謳われた民族自決はパウアーに与することなく、戦勝国に規定された民族自決がオーストリアの自決をあがなったのである。

2 ウィルソンとパリ会議以後

ヴェルサイユ条約にドイツ問題の「解決」をみた連合国にとって、ドイツの植民地清算と自国植民地の利権を除き、民族自決にもとづく植民地の処理はプライオリティの高いものではなかった。焦点はあくまでドイツの植民地であり、ウィルソンの「自由かつ公明正大な植民地の調整」に齟齬を来すとしてドイツ側は一方的決定に抗議したが、英仏など戦勝国の植民地処遇については当事国が予定すらしていなかった。

またウィルソンは、独立を約束されていた中東住民の「後進性」に鑑みて、また講和条約における住民投票やマイノリティの保護規定と並んで、民族自決原則の適用の不充分さを補う点から委任統治システムを提案した。ウィルソンにとって委任統治は理想的にも民族自決と矛盾するものではなく、むしろ戦勝国の植民地拡大を防ぎ、かつ国際連盟の権限を強化するものであった²⁷⁾。

一方、旧敵国の植民地に関する委任統治の概略はプリンキポの会議で明らかとなった。ロイ

26) D. Heater, *op. cit.*, pp. 59, 67.

27) *Ibid.*, pp. 63, 90-92.

ド・ジョージが連盟のスポークスマンに任命したJ・スマッツとR・セシルのプランがその基礎となった。これは、すべての植民地を対象に考えていたウィルソンの構想と異なり、旧敵国を対象とし、「自己統治できないばかりか、ヨーロッパ的な意味で自決の概念を適用することもできない」²⁸⁾太平洋やアフリカのドイツ植民地は除外された。ウィルソンによれば、スマッツ・プランの目的は「たんに戦利品を分配すること」²⁹⁾であった。

しかし、ウィルソンはロイド・ジョージの調停を受け入れ、スマッツ・プランを土台にその処理が具体化された。戦勝国の植民地維持を想定した委任統治は連合各国の受諾を得ることになった。不徹底に終わった自決原則の適用とその欠陥の是正は創設予定の国際連盟に委ねられた。しかし、自決原則を掲げて臨んだヴェルサイユ条約と連盟規約をウィルソンが「不可分の全体」と捉えていたにもかかわらず、規約(第22条)には民族自決の項目も自決への具体的展望も記されることはなかった。

他方、トルコの解体に伴う秩序再編の議論でも民族自決は鍵となった。しかし、セーヴル条約を起草したロンドン会議(20年2月～4月)でトルコの処遇をめぐる連合国の思惑が錯綜するなか、ウィルソンの影響力は彼がドイツ問題と連盟創設に力を傾注するなか低下を免れなかった。8月に調印されたセーヴル条約は、アルメニアの独立を保障し国境問題をアメリカに一任していたが、トルコではケマル率いる「国民協定(National Pact)」が民族自決にもとづく世俗の主権国家を要求した。連合国にとって小さな存在にすぎなかったケマルの立場は、それぞれの主張を摺り合わせている間に無視しえなくなっていた。ケマルはアンカラに新議会を開設し、「大国民議会」が21年1月に国家の代表機関であること、ケマル大統領の就任を宣言した。

これによってセーヴル条約は失効し、アルメニア国家の創設計画も放棄された。新たな講和へ向けた交渉がスイスで開かれ(22年11月～翌7月)、ローザンヌ条約調印の運びとなった。ここに小アジアをめぐる戦後秩序の枠組が整い、アルメニアは新たな選択を「自ら」迫られることになった³⁰⁾。

3 レーニンと「周辺」の革命

独ソ講和と干渉戦、ドイツおよびトルコと結んだグルジア＝アゼルバイジャンの「ザカフカス連合」離脱によって、自決の可能性を狭められていたアルメニア人は、委任統治を示唆するウィルソンの声明に頼らざるをえなかった。独立を前提にアルメニア人に残された選択は委任統治国の庇護下に入るくらいであった。アメリカにアルメニアの命運に影響力を及ぼす必然的事由はなかったが、カフカスからの占領撤退を明言していたイギリスの意を受け、ウィ

28) *Ibid.*, pp. 93-94.

29) Cited in *ibid.*, p. 91.

30) A. Sharp, *op. cit.*, pp. 169-174.

ルソンはアルメニアに調査団を送り込んだ。しかし頼りのアメリカでは、世論が対外干渉に否定的で、調査団の報告がコストを懸念したため、20年6月に上院がアルメニアの委任統治を否決した³¹⁾。

他方、アルメニアではボリシェヴィキの加勢がつづき、しかし干渉戦にあつて対トルコ戦に注ぐ力を欠くボリシェヴィキにとって、連合国への対抗の観点から、ケマルの存在は疎ましいものではなかった。むしろ両者の距離は接近しつつあった。しかし、ボリシェヴィキは、20年4月にアゼルバイジャンで政権を獲得すると、軍をアルメニアに進め内乱状態に陥れた。アルメニアは米英の後楯をもちや期待できないとしてボリシェヴィキとの交渉に臨み、セーヴル条約調印と同日にソヴェトとの間に休戦協定を結んだ。

トルコの進軍も間断なくつづいていたが、アルメニアの権力もボリシェヴィキへと移行しつつあった。赤軍による攻勢のなか、共和国政府は敵対するトルコにさえ助力を求めたがアンカラはこれを無視した。21年2月、ボリシェヴィキが権力を掌握すると、アルメニア人を欠いたなかソヴェトとトルコの間で協定が結ばれた。「周辺」の社会主義革命は大国間のはざままでこそ成就されたのであった。

一方、革命後のボリシェヴィキにとって、ドイツを中心とするヨーロッパ「世界革命」が革命を意義づける前提になっていた。それゆえに、レーニンは自己の民族自決論（反連邦主義）を反故にして連邦形成（22年12月）を「世界革命」への戦術として容認することになった。23年10月のドイツ革命の頓挫は西欧への革命の波及の展望を一時的に失わせる転機となったが、戦略的展望は失われていなかった。

他方、セーヴルからローザンヌへの転回は、トルコの「解放」を背景に、第一に大国の思惑のなかで「周辺民族」が翻弄された経緯を示し、このなかで革命政権が樹立されたことを意味した。それゆえ、レーニンの民族自決論は革命擁護のため「戦術的に」利用されたといわれるが、それは連邦形成後のソヴェト体制の民族政策とともに検討されなければならないであろう。確かに、レーニンにおいて革命を推進するためにこそ民族自決権が要求されたのだが、その自決権がないがしろにされていくのは、大戦の帰趨と大戦後の党＝国家体制の確立においてであったからである。

おわりに

国際政治における民族自決原則の確立は、それが、大戦の長期化するなか戦争目的として「正統性」を獲得しえたからであった。アメリカ参戦とボリシェヴィキ革命は、民族自決を国際舞台へ押し立てる動因であった。ともに、20世紀の「アイデアリズム」を萌芽させ、それゆえに「リアリズム」を鍛えていった。ウィルソンは20世紀アメリカの国際主義を表現し、

31) 藤野, 前掲書, 168-170ページ。

レーニンの国際主義はイデオロギー対立を昂進させていった。両者による「新外交」の展開は、“付随的”でありつつも大戦の帰趨と戦後の秩序構築のなかで問われる民族自決に関わっていた。

戦後秩序の主役を演じたのはウィルソンであったが、しかしその「民族自決」による境界画定は、国際連盟を設立する目的に従属するものであった。ウィルソンが民族自決原則を確立しえたのは大戦ただなかの権力政治であり、実に「アイデアリズム」の敗北が胚胎されていた。また民族自決の“歪み”の先送りは、バウアーの民族論を「沈殿」させていくことでもあった。

それでも、戦争目的とされた民族自決は、挙国一致のもと民族主義と民主主義の結合を国際政治のなかで促し、帝国が自壊するナショナリズムを内在化させていく過程でもあった（「帝国のナショナリズム」としての「国家の社会化」³²⁾）。そして、「帝国のナショナリズム」は帝國的秩序解体の端緒でもあった。それを後支えたのが社会主義の体制化であり覚醒していく民族運動であった。

大戦期の舞台で三者が民族自決論を展開しえたのは、それが「帝国の時代」の大戦であったがゆえであった。あらためて、戦後秩序構想の主役はウィルソンであったが、それは、対抗する社会主義体制が民族自決権の擁護を“土台”にしていたからでもあった。ブレストリトフスク以後の「勝者」にとって——とりわけウィルソンにとって、民族自決が、戦争目的と戦後秩序の正統性に関わるがゆえに切実であらざるを得なかった所以である。

戦後秩序としての境界画定が問い直されつづけるのは、その決定過程に再検討の余地がつかねに残されざるをえないためである。「新旧」問わず戦後外交の初発から排除された「周辺民族」と「敗者」の自決問題がそれである。

32) Edward H. Carr, *Nationalism and After*, Macmillan, 1968, pp. 18-19.

21世紀初頭の日本における太平洋戦争前史の研究状況展望

義 井 博

1 はじめに：政治史学からの展望

今からほぼ65年前に開始された米英蘭戦争としての太平洋戦争が近代日本の発展にとって最大の試練となったことに疑いはない。すでに21世紀に入っているこの時期に戦争の研究発達史を回顧整理しておくことは、今後起りうる日本の針路決定の選択に当り教訓や示唆を得られるであろうと考える。本稿は、この機会に筆者の現段階の考えをまとめておくための覚え書きである。

2 東京裁判と太平洋戦争前史研究

近代歴史学はその出来事の発生した時期と同じ時期の決定責任者の発言や証言の記録を活用して事実関係を確定する作業を進めることを学問性保証の第一歩とする。そこでその条件を満たす第一次資料の公開が必須の前提となる。とりわけ宮廷勢力関与の解明には、「雲の上」の人びとの同時期の証言記録が不可欠であるが、これらはほとんど一般国民には公開されておらず¹⁾、その解明は不可能であった。

旧敵国の戦勝国が敗戦国日本の指導者を裁いた東京裁判は第二次世界大戦終結直後に開かれた。占領下日本の当時生存していた政治家、軍人の当事者に出廷を下命し、開廷された東京裁判では極めて迅速に諸資料が集められ、閉廷後その諸資料が公刊された²⁾ので、昭和戦前史の政治史、外交史、軍事史の研究が迅速に進み、その研究成果が発表された³⁾。ここではドイツ史学でいうところの「国家理性」Staatsräsonに従い悪戦苦闘した人びとの足跡をたどることになる。

3 東京裁判閉廷以後の新発掘資料に拠る研究成果

裁判閉廷後、同上裁判で使用された諸資料の公開により太平洋戦争開戦史解明の研究成果は著しく進んだが、閉廷後さらに発掘された新資料も公開され、ほぼ3つの研究グループの示し

1) 原田熊男述『西園寺公と政局』全9巻 岩波書店 1950～56（昭和25～31）年刊。

『木戸幸一日記』全2巻 東京大学出版会 1966（昭和41）年。

2) 『極東国際軍事裁判所速記録』全10巻 雄松堂書房 1968（昭和43）年。

3) 国際政治学会編『太平洋戦争への道』全7巻・別巻（資料編）朝日新聞社 1963（昭和38）年。

た研究成果が見出される。その第一はA陸軍関係者の成果、B海軍関係者のそれ、Cアメリカ外交史研究者のそれ、以上の3つである。Aグループでは杉山元参謀総長の諸記録が公開され⁴⁾陸軍側最高指導部の開戦決定への経緯を正確に跡づけることが可能となり、膨大な戦史叢書の刊行準備を進めていた防衛庁戦史室の作業が著しくはかどったことである⁵⁾。また東条英機大将の実像再建論の提起書も刊行された。編者は同大将の孫娘の方のようである⁶⁾。B海軍関係の研究成果も注目すべきである。その頃まで海軍中堅層にも陸軍の対米強硬派と気脈を通じていた勢力の存在が資料的にも明らかにされたことである⁷⁾。また日本軍事史学会会長のポストにいた海軍の正規・兵科将校出身者で戦後防衛大学校教授や戦史部第二研究室長のポストに就いていた野村実さんは、短期間に海軍史の単著や編著を多数刊行された。筆者は野村さんの歴史記述者としての秀でた資質が簡潔に示されている1941年当時の海軍首脳部の対米英開戦決定の経緯を叙述した小論を何度も拝読し多くの示唆を得ており、珠玉の一編と重視している⁸⁾。その野村実さんにも天は非情で、すでに昇天されたのは数年前のこととなった。

第3のCアメリカ外交史研究者の研究成果を概観すると、1941年の日米交渉決裂経緯の問題点を戦後いち早くアカデミズムの重大問題のひとつとして諸論文や大著を発表されたのは名古屋大学の福田茂夫教授だったが⁹⁾、同教授の研究の重心がその後はアメリカの対外政策全般に移されたため、最近では京都産業大学の須藤眞志教授の一連の研究成果が注目される¹⁰⁾。須藤さんの研究は母校の慶応義塾大学のアメリカ外交史研究グループとアメリカ留学研究の成果とお察ししている。

4 おわりに：現段階の研究状況

20世紀末21世紀初頭の日本読書界では話題の波紋が広がっていた。『昭和天皇独白録』が刊行されたことによる。これは1990（平成2）年12月号の雑誌『文芸春秋』誌上に全文発表さ

4) 防衛庁戦史室『大本営陸軍部〈1〉』戦史叢書 朝雲新聞社 1967（昭和42）年。

5) 参謀本部編『杉山メモ』上下2巻 原書房 1967（昭和42）年。

6) 東条由布子編『大東亜戦争の真実——東条英機宣誓供述書』ワック(株) 2005（平成17）年。

7) 半藤一利『ドキュメント太平洋戦争への道』PHP文庫 1999（平成10）年 162頁以下。

保阪正康『あの戦争は何だったのか』新潮新書 2005（平成17）年 88頁以下。

8) 伊藤隆・沢本倫生・野村実「沢本頼雄海軍次官日記——日米開戦前夜」（新資料）『中央公論』1988（昭和63）年1月号所収。

野村実「海軍の太平洋戦争開戦決意」三田史学会『史学』56巻4号 1987（昭和62）年2月刊。

9) 福田茂夫「アメリカの対日参戦（一九四一）」日本国際政治学会編『太平洋戦争への道 開戦外交史《新装版》7 日米開戦』朝日新聞社 1987（昭和62）年〔旧版は1963（昭和38）年刊〕所収。

同上『アメリカの対日参戦』ミネルヴァ書房 1967（昭和42）年。

10) 須藤眞志『日米開戦外交の研究』慶応大学出版会 1986（昭和61）年。

同上『ハル・ノートを書いた男』文春新書 1999（平成10）年。

同上『真珠湾〈奇襲〉論争』講談社選書メチエ 2004（平成16）年。

れ、1995（平成7）年には解説などをつけた文春文庫として出版されたが¹¹⁾この機会に戦前、戦後の長い治世であった昭和時代の全体を展望してみたいという日本国民の要望に応じて、1930（昭和5）年生まれ、東大文学部国文学科卒で長期間文芸春秋社勤務の作家の半藤一利さんが長年あためてきた原稿を基礎とする昭和史全般に亘る二巻本の大作¹²⁾を発売された。また立憲君主制国家日本の元首昭和天皇論も、いろいろ発刊されたが、これらの諸研究の成果の中でもとりわけ私には統帥権独立という戦前日本史の基本的特徴を切り口として戦前昭和史の解明をわかり易く記述した2つの文庫版と新書版が簡潔な叙述であり愛読している。刊行順にまず瀬島龍三さんの作品¹³⁾は陸軍関係者の作品であるが、その主張は明治維新の変革と日清・日露戦争の困難突破の重大試練から説き起こし、第一次世界大戦後もなおアングロ・サクソン勢力の世界秩序にたいする新興国家日本の台頭を分不相応の挑戦としてその阻止を計った経緯を述べたもので、昭和ひとけた代生まれの筆者にも昭和初期の小国民時代にどこからともなく耳にした論理であるが、瀬島さんはこの見方をアメリカのハーバード大学に集まった国際関係研究者の前で、1972（昭和47）年に特別講演をした。その英文テキストを関係者が苦心して日本文の文庫本として読書界に提供したという小冊子である。したがって日本近代史や昭和初期の日本国情の予備知識の乏しいアメリカ人相手の講演のため昭和戦前史の経験のない今日の日本の若者にも理解できる平易な文体の作品である。瀬島さんは正規陸軍将校養成機関の中核コースの幼年学校、士官学校、大学校を順調に経て1941（昭和16）年には大本営陸軍部所属の参謀将校、1941（昭和16）年の太平洋戦争開戦決定の会議に出席したという貴重な経歴の現在数少ない生存者、その歴史記述は公平、客観的で当時のライバル海軍首脳の主張に対しても最大の理解を示し、同じ苦渋の決断であったと冷静に公平な眼差しを向けている。

同じころ刊行されたいまひとつの作品、秦郁彦教授の新書本がある¹⁴⁾。秦さんは山口県出身、昭和7年生まれ、軍歴なき新制東京大学法学部卒の若手歴史学者、若き日、東大法学部のアカデミックな学風の中で歴史記述者への道にはいり、日本近現代史の重要テーマについての単独研究書を、同世代の人びとの中ではずば抜けて多数を刊行、さらに基礎史料として主要陸海軍軍人の経歴をまとめた大作をすでに刊行され¹⁵⁾、同学の者にも多大の便益を与えてこられた研究者で、本書の出版の前には戦前戦後を通し大きな影響力を及ぼした旧制高校の教育論¹⁶⁾についても適切な提言をしておられるという極めてレパトリーの広い研究者である。その秦さんの戦前日本で勢力を張っていた基礎構造を明治憲法発布過程の明治日本にまでさかのぼって究

11) 『昭和天皇独白録』文春文庫 1995（平成7）年。

12) 半藤一利『昭和史』上下2巻 平凡社 2004/2006（平成16/18）年。

13) 瀬島龍三『大東亜戦争の実相』PHP 研究所 1998（平成10）年。

14) 秦郁彦『統帥権と帝国陸海軍の時代』平凡社新書 2006（平成18）年。

15) 日本近代史研究会編『日本陸海軍の制度・組織・人事』東京大学出版会 1971（昭和46）年。

16) 秦郁彦『旧制高校物語』文春新書 2003（平成15）年。

明したこの新書本は軍歴のない世代でも瀬島さんの研究に勝るとも劣らぬ出来映えと敬服しており、同時に、これは日本現代史研究者の世代交代を明白に示す記念すべき作品とも考えている。そのほかいま1点付け加えれば、『米英東亜侵略史』で知られる大川周明の歴史観再検討を促がす問題提起の書が刊行されたことも注目される¹⁷⁾。けれども大川周明の思想については最近公開された東京裁判研究グループの発掘した新資料からも検討し、広い視野からの公平な評価が必要であろうと考えている¹⁸⁾。

稿を閉じようとしていた時、たまたま渡部昇一上智大学名誉教授の力のこもった最新の大作を入手した¹⁹⁾。この作品は東條英機大将の東京裁判に提出した宣誓供述書を綿密に検討した結果、太平洋戦争開戦に最高の責任をもっているはずの東條大将の開戦決定の動機が日本民族の自存自衛の一点にあったことを東京裁判の法廷で堂々と証言したことを物語る資料であり、その主張を当時裁判判決の法源というべき存在のマッカーサー元帥自身が閉廷、帰国後開かれたアメリカ上院軍事外交合同委員会で紹介したという事実を指摘している。本書はその他の点についても種々教示を受ける指摘が多々見受けられ、今後の東條英機研究への出発点としての重要な作品になると確信している。

〔追記〕本稿の作製にさいして、引用文献のデータの正確を期すため、防衛研究所戦史部第一研究室室長 庄司潤一郎氏に調査をお願いしたところ、ご多用中にもかかわらず、快諾ご協力を得ました。そこで庄司さんのお名前を特記させていただき、心よりお礼を申し上げます。

17) 佐藤優『日米開戦の真実 大川周明著 米英東亜侵略史 を読み解く』小学館 2006（平成18）年。

18) 粟屋憲太郎ほか編『東京裁判資料：木戸幸一尋問調書』岡田信弘訳 大月書店 1987（昭和62）年。

19) 渡部昇一『東條英機：歴史の証言——東京裁判宣誓供述書を読みとく』祥伝社 2006（平成18）年。

NSC68の現代史的意義

——ブッシュ・ドクトリンの先例——

加藤 正 男

1 問題の所在

2001年に誕生したブッシュ政権の軍事第一主義に基づくユニラテラリズム（単独行動主義）の論理は、かつてトルーマン政権時に策定された政策文書 NSC68 (1950.4) の論理を想起させるものであった。NSC68では、アメリカの国際政治・経済における統制力の低下の主たる要因を軍事的信頼感の低下におき、アメリカの軍事力を中核としたパワーの強化によって信頼感を回復し、アメリカの意思を貫徹すなわちアメリカの国際政治・経済における統制力の維持をはかることであった。それを実現させるには軍事予算の大幅な増大が必要であると主張した¹⁾。そして、通説に従えば、NSC68作成の動機としての最大の要因をソ連の脅威に求め、その結果、中国の脅威が軽視、無視されていた。また、NSC68で打ち出された論理が政策として実行される契機となった出来事を朝鮮戦争に求めた²⁾。それは、ブッシュ政権のユニラテラリズムの論理が政策として実行される契機となった出来事を「9.11事件」に求めるという通説と同じ立場である。しかし、筆者の立場は、ブッシュ政権のユニラテラリズムの論理は、すでに「9.11事件」以前からブッシュ政権内で検討されており、「9.11事件」がユニラテラリズムの論理に基づく政策実行を加速させた、と考える。同様に、NSC68の論理は朝鮮戦争勃発以前から、すでにトルーマン政権内で検討され、朝鮮戦争はその論理に基づく政策の実行を加速させたものとみる。

そこで、本稿の目的は、まずブッシュ・ドクトリンの先例として位置づけられる NSC68の再検討をこころみ、インドシナ革命が第二次世界大戦後初の包括的・体系的な政策文書として位置づけられる NSC68を作成、策定させた動因の一つとなったものと考え、その過程を明確にすることにある。そのことは、ブッシュ政権の外交を理解するうえに一つのファクターを提供するものと考えられるからである。ついでブッシュ・ドクトリンについて、NSC68も含め

1) Thomas H. Etzold and John Lewis Gaddis (ed.), *Containment; Documents on American Policy and Strategy*, 1945–1950, Columbia University Press, 1978, p. 427.

2) 代表的なものとしては、John Lewis Gaddis, *Strategies of Containment: A Critical Appraisal American National Security Policy during the Cold War*, Revised and Expanded Edition, Oxford University Press, 2005.

過去のアメリカ合衆国の外交史との類似性・相違性についての考察を試みる。そのことは「ブッシュ外交例外論・特異論」の否定につながる。

2 ソ連脅威優位論

1949年アメリカは、ソ連の原爆保有（1949年9月23日公表）による〈原爆独占の喪失〉および中華人民共和国の樹立宣言（1949年10月1日）による〈中国の喪失〉という二つの喪失に直面した。その結果、トルーマン政権は、中国革命への対応として新たなアジア政策構想の策定のみならず、ソ連の原爆保有への対応策を含む包括的な世界政策構想をも策定せざるをえなかった。

アメリカは、まずアジア政策の再検討に着手した。アジア政策をめぐることは、〈中国革命〉にどう対処するかということで、トルーマン政権内で論争があった。国務省は、〈中ソ可分論〉に基づいて〈中国チトー化〉を展望しつつ、したがって中国脅威論には低い評価を与えていた。さらに、中国共産党と中国国民党との内戦には干渉せず共産中国との対決は回避し、台湾不介入の立場をとった。また共産主義の膨脹が中国から東南アジアへの拡大を阻止するという地としてインドシナに注目した。一方、国防・軍部は、〈中ソ不可分論〉に基づいて、共産中国をソ連の衛星国としてとらえる一方で、アジアではソ連脅威論と同様に、あるいはソ連以上に共産中国脅威論を展開した³⁾。そして共産主義の膨脹を阻止する地として、インドシナ以上に台湾を重視した。しかも、軍部の一部には、共産中国の侵略には台湾で〈封じ込める〉以上に、武力で訴えても台湾を防衛、反撃を加えるというより積極的な〈攻勢〉を主張していた。12月27日トルーマン大統領が台湾への軍事的不介入政策を表明したことにより、台湾問題をめぐる政権内部の対立は、国務省路線を採用することで一応の決着をみた。しかし、依然として政権内部にはマッカーサーなど軍部が台湾重視を主張していた。

国務省の路線は、1949年12月国家安全保障会議（National Security Council: NSC）に提出された、中国革命後のアジア政策の政策文書として位置づけられる一連のNSC48文書にも反映された⁴⁾。NSC48は全体としては、ソ連をアジアにおける主要な脅威とみなし、ソ連およびその指導をうけた共産主義を「阻止、減少させ」（NSC48/1）、「最終的には排除させる」（NSC48/2）という表現が随所にみうけられ、このことは対ソ〈封じ込め戦略〉（containment）以上により積極的な対ソ戦略、すなわち対ソ〈巻き返し戦略〉（rollback）に貫ぬかれていることを意味した。したがってアメリカは、共産主義による国外からの侵略あるいは国内の破壊活動への対抗手段を、十分な軍事力の発展においた（NSC48/2）。さらにNSC48/2では、〈中ソ可分論〉の立場から〈中国チトー化〉論に基づく台湾問題への不介入を主張した。ついで、同文

3) 拙稿「インドシナ革命とNSC68」愛知大学国際問題研究所『紀要』第82号、1986年を参照。

4) Etzold and Gaddis (ed.), *op. cit.*, pp. 252-276.

書は、ヨーロッパ第一主義の立場から〈不後退防衛戦略〉(defensive perimeter)論が考えられた。この戦略に該当する地域は「日本・沖縄・フィリピンというアジアの沿岸諸島の連鎖」がこれにあたり、台湾・韓国は除外された。「この沿岸諸島の連鎖は、アメリカの戦略的防衛の第一線をしめすとともに、アメリカが大規模な兵力を投入することなしに展開可能なあらゆる手段を使って、共産主義者の支配地域減少をめざす攻勢のための第一線でもある」と位置づけられた。このことは、これら諸国を拠点としてソ連を中心とする共産主義勢力への攻勢、すなわち〈巻き返し〉を図ることにあつた。ついで日本をアジアにおけるソ連の影響力へのカウンター・バランス(対抗力)として位置づけ、日本と東南アジアとを経済的にむすびつけた。東南アジアに関しては、NSC48/1では「クレムリンによって指導される共同の侵略行動のひとつの目標」の地域であると指摘、「中国における共産主義権力の拡大は、われわれにとって重大な政治的敗北をもたらす。もし東南アジアがさらに共産主義によって一掃されたならば、われわれは、重大な政治的滑走を忍ばねばならないが、そのはね返りは、世界の他の部分にわたり、とくに中近東において、またそのきわどく危険にさらされるオーストラリアにおいても、感じられるであろう」というドミノ理論を展開した。さらにNSC48/2では、「特別な注意が向けられるべきはインドシナである」と明示してインドシナへの軍事援助政策を固め、東南アジアの焦点はインドシナであることが明確となった。アメリカは、共産主義の中国からインドシナ・東南アジアへの拡大を断固阻止する決意を示したのであつた。

1950年に入り、トルーマン政権はNSC48に基づいた包括的なアジア政策を発表した。1月5日、トルーマン大統領は公式に台湾不介入声明を発表した。ついでアチソン國務長官はナショナル・プレス・クラブ演説において、①長期的展望にたった中ソ離間戦略に基づく〈中国チトー化〉論を展開して共産中国との対決を極力回避する、②アジアにおけるアメリカの防衛線をアリューシャンー日本ー沖縄ーフィリピンに設定し、台湾・韓国を除外した。③アメリカの防衛ラインから除外された東南アジアでは、攻撃をうけたならば、頼るべきはまず「攻撃をうけた国民自身」、ついで「国連憲章に依存する」と述べた⁵⁾。

トルーマン政権の台湾不介入政策には、政権内部のジョンソン国防長官に代表される軍部、マッカーサー連合軍最高司令官、共和党右派のいわゆる“チャイナ・ロビー”を中心に反対論が起こった。例えば、ジョンソンは早くから台湾の戦略的意義を強調していたし、マッカーサーも蒋介石の擁護を主張し続けていた。さらに、2月9日、マッカーサー共和党上院議員はいわゆる“赤狩り”を開始した。しかも4月30日、中国軍は海南島を解放し、次の目標として台湾が想定された。共産中国への脅威が軍部を中心により強まった。これにインドシナ革命の激動が加わった。

1950年初めには、中国軍が中越国境に到達した。このことにより中国軍によるインドシナ革

5) 柳澤英二郎『戦後国際政治史 I 1944-1958』(柘植書房, 1985年), 93-94頁。

命への介入，すなわち軍事的支援という意味での関与が可能性として浮上してきた⁶⁾。さらに中ソによるホー＝チ＝ミン政権承認がこれに加わり，トルーマン政権はインドシナ革命と中国革命とを一体したものとしてみるにいたった。1950年1月18日，中国はベトナム民主共和国の承認を発表した。ついで，1月30日ソ連がベトナム民主共和国を承認したことは，ソ連の影響下の共産主義勢力による東南アジア支配の拡大が現実的なものとなったことを意味し，アメリカに強い衝撃を与えた。トルーマン政権は，インドシナ戦争を植民地勢力とそれに抵抗する民族主義勢力との戦争ではなく，アメリカの同盟国フランスと中ソ両国によって支持，支援された共産主義者の指導による反乱者との戦争であると認識した。この間，ホー＝チ＝ミンは中国，ついでソ連を訪問した。スターリンは，訪ソ中の毛沢東に「ソ連は中国の経済建設を支援するが，ベトナムの抗仏戦争については中国が援助の責任をもつように」要請したといわれる。その結果，3月に中国はベトナムへの軍事支援を決定した⁷⁾。

国務省は，ソ連による同国承認を「東南アジアでの革命的進行を加速しようとするソ連の意図」のあらわれであり，インドシナは「もっとも集約され，断固とした共産主義の圧力の焦点」となりうるとみた⁸⁾。2月1日，アチソン国務長官は「ソ連のホー政権承認は，ホーの目標が〈民族主義的〉な性格のものであるという幻覚を去り，彼がインドシナの民族独立に対する敵であることを暴露した」と強調した⁹⁾。国務省を含め，トルーマン政権全体は中ソのホー政権承認は，NSC48/2で指摘された「アジア地域での厳選された非共産主義国家」への挑戦とみた。

2月14日には，中ソ両国は中ソ友好同盟相互援助条約と付属の2協定に調印・発表した。この結果，トルーマン政権（特に国務省）が追求していた〈中ソ不可分論〉は崩壊した。これに対してアメリカは2月7日，イギリスとともにベトナム国を承認した。そのことは，はじめアメリカが中ソと対立する位置に自らをおいたことを意味した。そして，16日フランスはアメリカに軍事援助を要請し，アメリカもこれに応ずる姿勢を示した。国務省は〈中ソ不可分論〉の崩壊および共産中国のベトミンへの軍事支援など影響力浸透という状況を踏まえて，中国脅威論を認識するという点に関して軍部と同じ立場に立った。

3 ソ連脅威論・中国脅威論

1950年前半，アメリカの世界政策における基軸は，ソ連およびソ連影響下の共産主義の脅

6) 50年1月15日，バタワース極東問題担当国務次官補からラスク一般行政担当国務次官補宛，United States Department of States, *Foreign Relations of the United States* (以下FRと略す)，1950, Vol. VI, pp. 690-691.

7) 朱建榮『毛沢東のベトナム戦争』(東京大学出版会，2001年)，13-15頁。Qiang Zhai, *China & The Vietnam Wars, 1950-1975*, The University of North Carolina Press, 2000, pp. 10-42.

8) 50年1月31日，ヨースト東欧課長からパーキンス欧州問題担当国務次官補宛，FR, 1950, Vol. VI, pp. 710-711.

9) The Senator Gravel Edition, *The Pentagon Papers*, Beacon Press, 1971, p. 41.

威にいかに対応するかということであった。しかし一方で、すでに朝鮮戦争の勃発以前に米政府内の一部ではソ連脅威論とともに中国脅威論が論議されていた。この場合の中国脅威論とは、共産中国をセンターとする共産主義革命のアジアへの浸透という広い意味での脅威（〈間接的脅威〉）、中国軍による介入という〈直接的脅威〉、という二つの意味での脅威である。1950年2月の中ソ友好同盟相互援助条約の締結公表、ついで同年6月の朝鮮戦争の勃発および10月の義勇軍という形での中国軍の参戦は、アメリカのアジア政策全体に重大な影響を及ぼした。トルーマン政権は、中ソ関係をソ連が主・中国を従という認識に変化はなかったが、ソ連よりもむしろ中国を、アジア全体とくに東南アジアにおける共産主義の脅威の根源として明確に認識するようになり、アメリカの積極的意思のあらわれとしてインドシナへの介入を本格化させたのである。

1950年に入りトルーマン政権のインドシナ政策は、インドシナへの中国の脅威という観点から共産主義の侵略を軍事的手段、つまり、ベトナム国・フランス軍への軍事援助とベトナム国軍創設でインドシナの共産化を阻止することに重点がおかれていたが¹⁰⁾、具体的方法・手段をめぐるのは政権内部に対立があった。そうした対立の背景には中国の脅威の度合いをいかに評価するかにあった。すなわち、第一のグループは、中国の脅威を直接的な脅威とみる立場である。そのグループは、さらに二つのグループに分かれていた。第一のグループは、インドシナで封じ込めるというよりもむしろ脅威の根源である共産中国への積極的攻勢を主張する〈積極的攻勢派〉というもので、軍部・サイミングトン国家安全資源評議会議長・マッカーサーおよびランキン香港総領事などアジア各地在住の多数の米外交官などが挙げられる。第二のグループは、中国軍の侵略には米軍で、中国のベトナム支援にはアメリカの軍事援助で対抗し、ベトナム国軍の指揮権は形式的にバオ＝ダイが握るが、実質的には同国軍の指揮権をアメリカが握るということまでを視野にいれている〈積極的米主導派〉というもので、これには現地のガリオン駐ベトナム米代理大使・ヒース駐インドシナ米大使などが挙げられる。ついで第二のグループは、中国の脅威を間接的脅威とみる立場である。このグループも次の二つのグループに分かれる。第一のグループは、中国軍の侵略およびベトナムへの支援いづれにおいてもアメリカの軍事援助で対抗し、ベトナム国軍の指揮権はバオ＝ダイが握るという〈間接的米主導派〉というもので、これにはインドシナをはじめとする東南アジア各地域の軍事力増強を推進することを目的として結成されたJSD (The Joint State-Defence MDAP Survey Mission, 国務・国防合同軍事調査団)・オグボーンなどである。第二のグループは、中国軍の侵略およびベトナムへの支援に際しては、アメリカの軍事援助で対抗、ベトナム国軍の指揮権はフランスが握るという〈フランス主導派〉というもので、ラスク極東問題担当国務次官などに代表される。

10) ただし、ケナンはインドシナ撤退論を主張していた (FR, 1950, Vol. IV, pp. 1224-1229を参照)。

4 インドシナ革命と NSC68

共産中国がアジアの民族解放運動に決定的な影響力を及ぼしたのが、1949年11月、北京で開催された世界労働連合アジア・オセアニア労働組合会議であった。会議を指導したのは、開会演説をした劉少奇の理論であった。彼によれば、中国革命勝利の「基本的な道」である「武装闘争」が、「中国と同じような事情にある他の植民地＝半植民地の人民の解放のための「主要な闘争形態」であり、「基本的な道」であると強調した¹¹⁾。1950年に入り、劉少奇テーゼの影響を受けた東南アジア各地での民族解放運動は、一層高揚した。インドシナでも、ベトミンはフランス軍とのゲリラ戦、すなわち〈対峙〉の段階から正規の機動戦、すなわち〈反攻〉の段階に移った。こうしたことから、トルーマン政権内にはインドシナにとっての脅威の源をソ連よりもむしろ中国に見出すという考えが台頭してきた。

2月27日、国務省はインドシナ政策文書 NSC64を国家安全保障会議に提出した¹²⁾。NSC64によれば、「インドシナに対する共産主義者の侵略の脅威は、全東南アジアを占拠しようとする期待された共産主義者の計画の唯一の局面」であり、「共産主義の拡大をインドシナの国境で封じ込める (contain) という決定は、東南アジアの他の地域への共産主義者の侵略を阻止するという広範な研究の一つとして考慮せねばならない」と指摘した。さらに現状分析では、共産中国によるホー軍への軍事的支援が〈可能性の問題〉から〈現実問題〉として存在していることを把握、フランスは中国軍の支援をうけたホー軍の軍事的強化に対抗することが不可能に近いと分析し、フランス軍、ベトナム国への軍事援助の必要性を訴えた。NSC64でもっとも重要な点は、中国脅威論がNSC文書の中で明確な形として指摘されたことであった。結論として、ドミノ理論を展開した上で、「直接的な共産主義の脅威にさらされている」インドシナを「東南アジアのカギとなる地域」と規定し、「国務省と国防省は、最優先事項として、インドシナにおけるアメリカの安全保障上の利益を守ることを目的とした実行可能なあらゆる手段についての計画を準備すべきである」と勧告した。3月7日、国務省のマーチャント極東問題担当国務次官代行は軍事面についてアメリカがとるべき行動について国防省に要請した。それによれば、①中国正規軍による全面侵略、②中国の軍事援助によるホーの勢力の活動が活発化する場合、以上二点であった。①の場合には国連の名において介入を示唆（これは、朝鮮戦争での国連軍介入に相当）、②の場合はアメリカの戦闘部隊は介入しない形でフランス軍を支援、ということであった。これは、1月12日のアチソン演説から一歩踏み込んだもので、共産中国への巻き返しをも展望していた¹³⁾。

〈積極的攻勢派〉のJCS (Joint Chiefs of Staff: 統合参謀本部) は国務省の要請に対する回

11) 信夫信三郎『朝鮮戦争の勃発』(福村出版、1969年)、246-256頁。

12) *FR*, 1950, Vol. VI, pp. 744-747.

13) 50年3月7日、マーチャントからバターワース宛、*Ibid.*, pp. 750-751. 50年4月14日、ジョンソンからアチソン宛、*Ibid.*, pp. 780-785.

答として4月10日、ブラッドレーJCS議長がジョンソン国防長官に覚書を提出した。同覚書によれば「アメリカの戦略的概念から照してみても、日本からインドシナにいたる沿岸諸島の連鎖の確保は、アメリカの戦略上、決定的な重要性をもっている」と指摘、かつてNSC48文書やアチソン演説でのべられたアメリカの防衛ラインであったフィリピンまでがインドシナにまで拡大された。さらに「東南アジアの大陸諸国は、アメリカにとって戦略上決定的な意味をもっている」と強調した。ついでJCSは、以下の三点を勧告した。①軍事的見地から東南アジアへの共産主義の拡大を阻止するためにはインドシナ等の東南アジア諸国への早期軍事援助の実行、②援助計画全般を検討するために、国務・国防・ECA（対外経済局）代表からなるSACC（東南アジア援助委員会）の設置、③軍事顧問団の派遣。最後にJCSは、「中国は、アジアにとってもっとも重要な戦略的地域」であると断定、「アジアにおけるアメリカの諸目的が達成されるには、中国での最終的な成功によってのみ」と指摘し、「それゆえ、東南アジアに直面する状況を解決するには、共産中国からの圧力を減少させるための(reduce)行動をとるべき」と述べ、台湾の戦略的意義を強調しつつ共産中国への積極的な〈巻き返し〉を主張した。一方現地からは、より積極的なアメリカの軍事的コミットメントを要請する動きがあった。5月6日、ガリオンは、インドシナをギリシアになぞらえたうえで、アメリカは「共産主義の浸透には米軍を使用しない範囲内であらゆる手段をつかって対抗」し、「ソ連・中国がインドシナ半島に直接介入の場合には、必要ならば米軍で対抗する」¹⁴⁾ことを主張した。

4月14日、ジョンソンは上記のJCS覚書をアチソンに提出した。これをうけて5月1日、トルーマンはインドシナへの1000万ドルの軍事援助供与を承認した。8日、アチソンはインドシナのフランス軍への軍事、経済援助の提供を内外に発表した。こうしてアメリカは、軍事的コミットメントの第一歩を踏み出した。

5 NSC68作成

1950年前半アメリカのアジア、インドシナ政策は中国の脅威への対応策として、〈封じ込め〉政策以上により積極的な政策、すなわち軍事第一主義に基づいた政策を展開していた。

トルーマンは、1950年1月31日、水爆の開発計画を決定するとともに、国務、国防両長官に平和時と戦時におけるアメリカの外交政策と軍事戦略計画の再検討を指示した。トルーマンの指示に基づく報告書作成のため国務、国防両省政策検討委員会が設置され、主査はケナンに代わったニッツ PPS 室長がこれにあたった。以上の経過から、NSC68は主として対ソ政策の観点から作成を開始することとなった。ところがNSC68の原案作成が、2月中旬から3月にかけて行われていた過程の中で、対ソ政策に対中政策も加わることとなった。

ところで、NSC68作成の中心的役割を果たしたニッツは、2月8日、「最近のソ連の動向」

14) 50年5月6日、ガリオンからアチソン宛、*Ibid.*, pp. 802-809.

という報告書を作成した。それによれば、ソ連はアメリカを死活にかかわる闘争での主要な敵とみなしていた。そしてソ連の政策は世界パワーとしてのアメリカの地位を弱めさせることにあると把握し、ソ連は全面攻撃をしかけなくても、アメリカに対し成功をおさめることが可能であると考えていた¹⁵⁾。

4月7日、「1950年1月31日の大統領指示にもとづく報告書」が作成された。そして、4月14日、同報告書は国家安全保障会議に提出され、NSC68となった¹⁶⁾。同文書によれば、「クレムリンの根本的な企図は世界支配」にあると指摘、アメリカにとって最大の脅威はソ連であると断定した。そして「クレムリンの企図を失敗させるために自由世界に要求されるのは、十分に機能する政治的・経済的体制を発展させ、またソ連に対する強力な政治的攻勢 (offensive) を展開させる」ことにあり、それを可能ならしめるためには、「適切な軍事的盾が必要になる」と指摘、「ソ連の膨脹、ソ連あるいはソ連の指令をうけた限定的ないし全面的な侵略に対しては、もし可能ならば軍事力で抑止し、あるいは必要となれば軍事力で敗北さす」必要性を強調していた。つまり、「自由世界における軍事力の強固な、かつ急速な増強がクレムリンによる世界支配の努力を阻止し (check) そして巻き返すという確固たる政策を支えるために必要なことは明白である」と主張した。ついで同報告書の結論部では、大規模な軍事力の増強が提案された。さらに、クレムリンによる世界支配の企てを失敗させるためには「自由世界の政治的・経済的・軍事的の急速かつ持続的な増強」と「ソ連から主導権を奪回するための確固たる計画」の確立も提案された。そのためには国民総生産の約22%を軍事支出と対外援助費、そして投資にむけることが必要であると勧告した。その具体的金額は年約500億ドルとなり、当時の国防予算の天井130億ドルの約3倍半であった。このNSC68文書全体に貫ぬかれているのは、単なる対ソ〈封じ込め政策〉というより、むしろNSC48文書やNSC64文書にみられたアジア政策におけるより積極的な〈巻き返し政策〉を、世界的規模に拡大したより積極的な〈巻き返し政策〉を意味していた。同時に、世界各地の民族独立運動 (〈革命的ナショナリズム〉) を共産主義の膨脹と同一視するという観点でとらえるという東西冷戦の文脈でみていた。

このことから、インドシナ革命においては、NSC68文書でのべているように、「今や自由制度に対する攻撃は世界的規模におよんでいる。現在の権力の分権化という文脈内においてははいかなる場所での自由制度の敗北も、あらゆる場所での敗北である」という指摘から、アメリカはフランス軍を支援し、ホー政権との全面的対決そして軍事的解決による全面勝利を追求し、ホー政権との交渉による解決は論外であった。アメリカは、フランス軍およびバオ＝ダイを元首とするベトナム国を軍事的に支えることによって、ホー政権および同政権を支援する中国・ソ連と対決するという対立の構図が明確となった。そしてNSC68が国家安全保障会議に

15) 50年2月8日、ニッツ報告書。FR, 1950, Vol. I, pp. 145-147.

16) 50年4月14日。Ibid., pp. 235-292.

提出された4日後の4月18日、国家安全保障会議はNSC64を承認し、24日トルーマンはこれを承認した。なお、トルーマンはNSC68文書の結論部のみを承認し（4月14日）、財政的な裏付けとなる金額などは各省間の検討に委ねられた。

ともあれ、アメリカは朝鮮戦争勃発以前、すでにNSC68の論理に基づいた政策が、インドシナへの対応として打ち出されていた。

6 NSC68と朝鮮戦争

1950年6月25日、朝鮮戦争が勃発した。トルーマン政権は朝鮮民主主義人民共和国（以下共和国と略称する）による大韓民国（以下韓国と略称する）への侵略は、すでにNSC68文書で指摘していたソ連膨脹主義のあらわれが現実のものになったものとみ、したがって共産主義による軍事的侵略に対しては軍事的手段での対抗を決意した。トルーマンとアチソンを含め国務省を中心に共通していた認識は、「侵略を撃退するのを拒むことは『宥和政策』にほかならない。しかも宥和政策は、歴史の示す通り、結局戦争をもたらすものである」という信念に基づき、アメリカは断固たる決意・行動を起こし、それに成功すれば、「ソ連は、同種の行動に再び出るにしても、これまでより用心深くなっていくにちがいない」との認識があった。6月27日にトルーマン大統領は声明を発表した。それによれば、第一に、共和国による韓国への攻撃は「破壊工作に訴える」という〈間接侵略〉の段階から「武力侵略および戦争をあえてする」という〈直接侵略〉の段階への移行と認識し、韓国軍への米空・海軍支援を明言した。ついで第二に台湾をあげ、共産中国軍による台湾占領は「太平洋地域の安全」および「この地域で合法的かつ必要な任務を遂行している米軍に対し、直接的な脅威となる」と指摘、同時に蒋介石政府に対して中国本土への攻撃の停止を要請、この二つの目的実行のために第7艦隊の派遣を言明した。これは、NSC48文書でみられた台湾不介入の原則の変更を意味し、台湾重視の立場をとる軍部の主張により一歩近づいたものとなった。第三にはフィリピンをあげ、フィリピン駐留米軍の増強、フィリピン政府への軍事援助の増大を指令した。第四にインドシナをあげ、インドシナのフランス軍およびフランス連合諸国への軍事援助の促進と、軍事顧問団の派遣を指令し、インドシナへの軍事的支援が加速された。そして6月30日、トルーマン大統領は地上軍派遣に消極的な軍部の意見をおさえて、地上軍派遣を決定し、直接的に軍事介入することとなった。こうしてアメリカは、アジアにおいて共産主義勢力への〈攻勢〉を本格化させた。

朝鮮戦争の勃発は、NSC68の勧告を理論の領域から直面する予算問題へと変動させるなど、具体化、加速化させた。トルーマン政権は、7月議会に100億ドルに及ぶ軍事支出を要請し、相互防衛援助も国防費も増加し、軍隊の規模は8月中に倍増した。NSC68は、インドシナ革命への対応として打ち出された軍事第一主義が政権首脳部の間のコンセンサスとして出来上がっていたので、容易に国策となりえた。

7 NSC68からブッシュ・ドクトリンへ

20世紀後半の冷戦の時代は、資本主義と社会主義の対立を特色としていたが、冷戦終結後の21世紀は、資本主義の異なるタイプの間の対立が重要なテーマになる、という見方がある¹⁷⁾。事実、戦後一貫してアメリカ合衆国はヨーロッパの動向を意識していた。例えば、NSC68の論理の背景の一つには、軍事力の増強、強化を背景に、「パックス＝アメリカーナ」の実現を妨害するソ連、および中華人民共和国に対抗し、両国およびそれらの勢力圏を封じ込めて、西ヨーロッパを中心とする資本主義地域での統制をめざしたものであった。柳澤英二郎氏によれば、NSC68の目標の一つに西ヨーロッパの自力防衛論を封じ込める（ドゴール主義の芽の切断）ということがあった。さらに、NSC68の論理は1960年代の民主党のケネディ政権時代に「新版 NSC68」として復活した。その背景には、ドゴールが大統領として権力の地位にあり、独自の核武装・NATO 離脱を追求しており、かつ西ヨーロッパの国家主義がEECに代表される経済力をつけつつあった¹⁸⁾。

1980年代に入り、NSC68の論理は共和党のレーガン政権時代に継承されていった。レーガン政権は、SDIに代表される核戦略強化計画を発表し、大規模な軍拡を行った。それは、ソ連に対する軍事的優位性、軍事的圧力などによる〈軍事的封じ込め〉がソ連体制の変化をもたらす、というNSC68の指摘を実践したものであった¹⁹⁾。レーガン政権時代は、同時に資本主義のありかたを提起した。すなわち、それは、仏・独を中心とするヨーロッパ大陸諸国がめざす〈市場経済＋福祉重視、大きな政府〉という資本主義モデル（ヨーロッパ型資本主義）と、サッチャー英首相などに代表される新自由主義経済と呼ばれた〈市場経済・小さな政府〉という資本主義モデルであった。すでにレーガン政権は、「パックス＝アメリカーナ」の実現を妨害していたソ連の弱体化、解体を視野にいれつつ、冷戦終結後の新たな対立軸となりつつあった資本主義の異なるタイプの間の対立への一つの回答を提示した。それは、〈市場経済・小さな政府〉という資本主義モデルへの支持であった。レーガンやサッチャーが〈市場経済・小さな政府〉という資本主義モデルを提示した背景には、急速に発展を続ける仏・独を中心とする拡大ECという存在があった。なお、1998年にブレア政権時代のイギリスは、チリのピノチェト元大統領をスペイン司法当局の要請（チリ在住のスペイン人への人権侵害の罪）で一時拘束した。これは、広い意味での民主主義推進のためには他国の主権侵害もいとわないというブッシュ・ドクトリンの直接的に重要な先例の一つといえた。

冷戦終結・ソ連解体後の1990年代に入ると、「パックス＝アメリカーナ」の実現に対抗する勢力としてEUに加えて、イスラーム世界の金融（銀行）が現われた。内橋克人氏によれば、

17) 福島清彦『ヨーロッパ型資本主義』（講談社現代新書、2002年）、14-23頁。

18) 柳澤英二郎『逍遙現代国際政治史の世界』（つげ書房新社、2002年）、48頁。

19) Etzold and Gaddis (ed.), *op. cit.*, pp. 438-442.

アメリカ主導のグローバリゼーション貫徹の障害となっているものとして、イスラーム世界のワクフと呼ばれる「喜捨」の存在を指摘している。イスラーム世界では「正当な労働の報酬以外は受け取ってならない」という宗教的戒律があり、イスラーム銀行は利息をとらない。「喜捨」という無利息で資金を集め、その資金で生産設備を購入する。事業をやりたい人がおれば、その人に仕事をやってもらい、利益が上がれば皆で分配する、ということである²⁰⁾。アメリカはイラク戦争以降イスラーム世界の市場経済化を加速させ、2006年秋にはアメリカの保険最大手の会社が「バーレンを拠点にイスラーム金融に本格参入する」と発表した（2006年10月3日、日本経済新聞）。

1991年1月に起こった湾岸戦争の背景の一つには、こうしたイスラーム世界の動きに対処したという側面も考えられた。さらに、国際テロ組織とそれを支援する「ならず者国家」がこれに加わった。

湾岸戦争後の1992年3月、ブッシュ政権のチェイニー国防長官の指示のもとウォルフオウィッツ国防次官が中心となって作成された「1994-95年会計年度国防計画指針」が、ニューヨーク・タイムズ紙にリークされ、公表された。その特徴は、卓越した軍事力を背景に「パックス＝アメリカーナ」の恒久化をめざすもので、以下の6点に要約された。すなわち、①いかなる国家、国家群にもアメリカへの挑戦を思いとどまらせる、②「善意の覇権」のもとに、アメリカ中心の政治・経済秩序を維持する、③湾岸戦争の多国籍軍のように、将来に向けての有志連合を想定、④世界秩序を支える究極の力はアメリカにあり、集団安全保障が確保出来ないときは単独行動をも辞さない、⑤大量破壊兵器は世界秩序への脅威で、先制攻撃も検討する、⑥ドイツや日本が地域覇権となることを阻止する、以上である²¹⁾。これは後述するブッシュ・ドクトリンと酷似していたが、当時は国内の反発が強く、同文書は大幅な修正を余儀なくされた。なお、この文書はPNAC（「新アメリカの世紀プロジェクト」が主張している新世界秩序構想とも共通していた。PNACは、クリントン外交を批判していたネオコンと呼ばれた新保守主義者が中心となり、1997年に発足した。PNAC設立賛同者にはチェイニー、ラムズフェルド、ウォルフオウィッツらブッシュ政権の有力メンバーが含まれていた。PNACの提言の主張は、圧倒的な軍事力を背景に、①世界を善悪二元論的な対立構図でとらえ、②アメリカの力の行使に積極的であり、対イラク強硬論を提唱し、③自由、民主主義、人権、資本主義などのアメリカ的価値を世界に普及させる、ということであった²²⁾。PNAC創立者のクリストルによれば、20世紀は「アメリカの世紀」と言われたが、アメリカはもっと世界に関与す

20) 内橋克人「失われた人間の国」（『戦後60年を問い直す』、岩波書店、2005年）、96-100頁。

21) 高畑昭男「慎みある外交から先制行動ドクトリンへ」（久保文明編『G・W・ブッシュ政権とアメリカの保守勢力』日本国際問題研究所、2003年）、215-216頁。

22) 久保文明「共和党の変容と外交政策への含意」久保編同書、26-27頁。秋元英一・菅英輝『アメリカ20世紀史』（東京大学出版会、2003年）、329-330頁。

べきだった。二つの世界大戦とも、引きずられるように参戦した。21世紀は、攻撃されるまで待っているわけにはいかない。21世紀を「新しいアメリカの世紀」、さらには「自由民主主義の世紀」にしなければならない、と論じている²³⁾。すなわち、21世紀を「パックス＝アメリカーナ」の世紀にしようと言うのが、PNACの目的と考えられた。その目標を妨げたのがソ連との「冷戦」だった。冷戦も終結した今日、「パックス＝アメリカーナ」の実現に向けての積極的な外交が求められるということであろう²⁴⁾。いずれにしても、「1994-95年会計年度国防計画指針」やPNACの主張は、NSC68の論理を先例としていたものであった。

8 プッシュ・ドクトリン

2001年に発足したブッシュ政権は、一般的にはアメリカ外交史上「例外・特異」な政権とみられている。果たしてそうであろうか。ブッシュ・ドクトリンと呼ばれるブッシュ政権の外交政策においては、NSC68の論理を根底におき、前述した「1994-95年会計年度国防計画指針」やPNACの主張が、すでに「9.11事件」以前から政策化されつつあった。例えば、2001年3月の京都議定書の離脱表明、ABM制限条約からの撤退表明（正式発表は2001年12月）である。2001年春、ブッシュ政権の閣僚に就いたウォルフォウィッツ国防副長官は、「いま、当時の批判者の多くがパックス・アメリカーナ構想に満足している」と自賛した²⁵⁾。

ブッシュ・ドクトリンは、以下の経緯をたどって、2002年9月17日に国家安全保障政策文書「国家安全保障戦略」として体系化された。すなわち、「9.11事件」が起こった直後の9月20日、ブッシュ大統領は上下両院合同会議でテロに対する戦争宣言を発表した。また、同演説の中でブッシュはアメリカの安全のためにも世界に民主主義を広げる必要があると述べ（ウィルソン外交が先例）、かつ世界を二分化して善悪闘争論として描き出した（トルーマン＝ドクトリンが先例）²⁶⁾。2002年に入ると、ブッシュは年頭教書で、アメリカは大量破壊兵器の開発を意図し、それをテロリストたちに提供しかねない国々、すなわち「悪の枢軸」（イラク、イラン、北朝鮮）との戦いに臨む覚悟があると宣言した²⁷⁾。5月1日の国防大学演説で「相互確証破壊」体制の終焉を宣言した。そして、9月17日に「国家安全保障戦略」を発表した。

軍事第一主義に基づくユニラテラリズムの論理を軸においた「国家安全保障戦略」によれば、「20世紀における自由主義と全体主義の大いなる闘争は、自由主義陣営の圧倒的な勝利に終わった。国家繁栄のための統治モデルも（共産主義モデルが淘汰された結果）一つになっ

23) 三浦俊章『ブッシュのアメリカ』（岩波新書、2003年）、183-185頁。

24) 柳澤『逍遙現代国際政治史の世界』、192頁。

25) 高畑、前論文、216頁。

26) 西崎文子「歴史的文脈——ウィルソン外交の伝統」（五十嵐武士編『アメリカ外交と21世紀の世界』、昭和堂、2006年）、26-27頁。

27) James Mann, *Rise of the Vulcans*, Viking Penguin, 2004（渡辺昭夫監訳『ウルカヌスの群像』、共同通信社、2004年）、452頁。

た。それは、自由主義、民主主義、そして市場経済体制にほかならない。21世紀において、市民の力を開化させて、繁栄を享受できるのは、基本的人権と政治的・経済的自由を保証する国だけである」と述べたが、要するに21世紀は「パックス＝アメリカーナ」の世紀にしようということである²⁸⁾。同文書の特徴は、以下の6点である。すなわち、第1は、アメリカの国家安全保障戦略はアメリカの価値観と国益に反映する「アメリカ独自の国際主義」、すなわちユニラテラリズムに基づくと主張した（1920年代の共和党政権の外交）。第2は、アメリカはアメリカの民主主義的価値観と生活様式のために戦っている、と述べた（トルーマン＝ドクトリンが先例）。第3は先制攻撃論で、アメリカは「テロ支援国家」やテロリストに対して「必要とあれば、先制攻撃をたとえ単独でもとることを躊躇しないであろう」と述べ、ユニラテラリズム（単独行動主義）がその主張の根底にあった。第4には、他国の追随をゆるさないハイパーパワーアメリカという存在で、「われわれの潜在的な敵対者がアメリカの軍事力に追いつき追い越そうと試みても無駄だと思わせるほどにアメリカの力は強大となるであろう」と述べている。第5に、アメリカはその民主的価値を海外で広めることを求め、「国家が成功を持續しうるモデルはただ一つしかない。それは自由、民主主義および自由企業である」と指摘した（ウィルソン外交が先例）。第6に、自由市場と自由貿易を通じた世界的経済成長がアメリカの安全保障を強化する、と主張した（経済のグローバル化）。そして、ヨーロッパには構造障壁の撤廃を促すなど、アメリカ型資本主義の受け入れをヨーロッパやイスラーム世界を含む世界に求めた。

こうしたブッシュ・ドクトリンの論理は、前述したように「例外・特異」なものではなかった。ブッシュ・ドクトリンの代表的な特徴であるユニラテラリズム・先制攻撃論に関しては、すでに過去に先例が存在していた。ユニラテラリズムは、行動の自由を保持しながら世界秩序の形成に関与していくもので、すでに1920年代の共和党政権の外交政策に反映されていた。その典型的なものが、1920年代の共和党政権の外交政策の特色を表した「アメリカ独自の国際主義」という表現が「国家安全保障戦略」文書に明記されていることである。ついで、他国の主権を侵害することにもなる先制攻撃論は、すでに20世紀初頭のセオドア＝ローズヴェルト政権の「棍棒外交」がその先例にあたる。セオドア＝ローズヴェルト政権は、国際警官（国際警察活動）として中米・カリブ海諸国への武力干渉をしばしば展開していた。ウィルソン大統領は、メキシコ革命に対しては「メキシコ国民を抑圧者から解放し、被統治者の同意による統治を樹立させることこそがアメリカの役割であると判断し、武力干渉を行った（ブッシュ政権のイラク戦争における介入論理と類似）²⁹⁾。こうしたセオドア＝ローズヴェルトの見解は、

28) 同書、467-468頁。「アメリカの国家戦略」（フォーリン・アフェアーズ・ジャパン編・監訳『ネオコンとアメリカ帝国の幻想』朝日新聞社、2003年）、269-284頁。正式文書の全文は、<http://www.whitehouse.gov/NSC/nss.html>。

29) 西崎、前掲書、6-9頁。

モンロー・ドクトリンのローズヴェルト系論（ローズヴェルト・コロラリー）と言われた。ウィルソンもこうした立場からメキシコ革命に干渉したのである。いずれにしても、セオドア＝ローズヴェルトやウィルソンのラテンアメリカ政策は、ラテンアメリカの「アメリカ化」をめざしたものと解釈された。

第二次世界大戦後の1947年2月に打ち出されたトルーマン・ドクトリンは、政治的・経済的・軍事的に優越した地位についたアメリカ合衆国の国力を背景として、ソ連を中心とした社会主義国を封じ込めれば、ヨーロッパを中心とした世界をアメリカ的体制（アメリカ型資本主義）に統合することが可能であると想定した。すなわち、トルーマン・ドクトリンは、「ソ連を中心とした社会主義国を除く世界のアメリカ化」をめざしたものであった。この路線はNSC68にも基本的には継承されていった。2001年に登場したブッシュ政権が打ち出したブッシュ・ドクトリンは、ソ連の解体や中国の事実上の市場経済導入を受け、「世界のアメリカ化」をめざしたものと想定される。いいかえるならば、「モンロー・ドクトリンの世界化」といえる。アメリカは、「テロ支援国家」やテロリストなど自由と民主主義、市場経済の実現・拡大を妨害する勢力に対して、冷戦時代の〈封じ込め〉から必要とあらば軍事的な先制行動をとる路線に転換した。この点は、NSC68の路線とは違っている。

9 おわりに

本論文では、NSC68の再検討を行うとともに、次の3つの仮説を提起し、論証を試みた。要約すれば、第1の仮説は、NSC68の論理（軍事第一主義）はブッシュ・ドクトリンの先例であった。第2の仮説は、「9.11事件」がユニラテラリズムを加速させた。第3の仮説は、ブッシュ・ドクトリンはけっして「例外・特異」の論理ではなかった³⁰⁾。ブッシュ・ドクトリンは〈封じ込め〉から〈先制攻撃〉に路線転換を行ったが、その背景の一つには国際環境が大きく変容したことである。すなわち、今日冷戦が終結してアメリカに対抗できる軍事力を持つソ連が解体し、ブッシュ政権はアメリカを除くNATO加盟国すべての軍事力を合わせたよりもさらに強大な軍事力を擁する突出した超大国となったことであり、その軍事力を活用して「パックス＝アメリカーナ」の構築をめざすということであった³¹⁾。具体的には、従来はラテンアメリカでしか実行されなかった先制攻撃が、ラテンアメリカ以外の地域に拡大し、卓越した軍事力を使用して、各地の反米政権を打倒したということであった。

ブッシュ政権は、「9.11事件」直後の10月にアフガン戦争でタリバーン政権を、ついで2003年3月に開始されたイラク戦争でフセイン政権を、各々打倒することに成功した。これら政権

30) 西崎文子氏は、「ウィルソン外交とブッシュ外交の類似点だけを強調するのは誤りである」と指摘している（西崎、前論文、28-31頁）。ギャディスは、ブッシュ・ドクトリンの「例外・特異」論の立場をとっている（Gaddis, *Strategies of Containment*, pp. 380-391）。

31) 高畑、前論文、224頁。

NSC68の現代史的意義

打倒までは、米軍のハイテク兵器使用で圧勝という形で短期間で終わった。ブッシュ政権のユニラテラリズムはこの二つの戦争で論証された。この間2002年には国防予算案が前年度比480億ドルの大幅増額の3793億ドルになり、伸び率は15%と冷戦後最大規模の予算案となった。こうした大幅な軍事費の増大は、先例が存在していた。すなわち、朝鮮戦争がNSC68が想定した大規模な軍拡を加速させた点であった。

NSC68を再検討することは、ブッシュ・ドクトリンを中心とした戦後アメリカ外交史を評価する上で、きわめて重要な意義をもつものとする。

アイゼンハワー、ケネディ政権とコンゴ危機(1960-63年)

三 須 拓 也

はじめに

1960年からのアフリカ諸国の大量独立は、国際政治に一つの流れを作った。同年南アフリカではシャープビルの大殺戮が起こり、翌年アンゴラではポルトガルの植民地支配に抵抗する戦争が始まった。64年にはモザンビークがこの動きに従った。また65年ローデシアが独立を宣言し、66年国連は南アフリカのナミビアに対する法的な委任統治を終わらせた。

このアフリカ諸国の大量独立とそれに伴う問題は、アメリカの政策決定者に対アフリカ政策の再考を求めた。そして特に当時のアイゼンハワーおよびケネディ政権の政策決定者が強い関心を抱いていたのは、ベルギー領コンゴ(前ザイール、現コンゴ民主共和国)の問題であった。これは、例えば国務省編纂の資料集『合衆国の外交』のコンゴ危機の巻が同時期の他の全てのアフリカ諸国に関する資料を収録した巻よりも、総ページ数において上まわっていることや、これらの巻の当時の国家安全保障会議記録からも確認できる。

このような事情から、60年から63年にかけて起こったこのベルギー領コンゴの独立とその後の混乱、すなわちコンゴ危機は、国際政治史においてアメリカが歴史上はじめてアフリカに大規模かつ直接に介入した事例となった。事件発生から既に40年以上の歳月がたち、当時のニュースの重さを今日感覚的に理解することはできない。しかしアメリカの介入の後に、コンゴに「アメリカの暴君」とも呼ばれるモブツ独裁体制が敷かれ、おびただしい数の殺戮と抑圧が行われることになった事実を鑑みれば、その介入がこの国にもたらしたインパクトは計り知れないものがある。

明らかにコンゴの問題はアメリカの政策決定者にとって重要問題であった。なぜそうなったのか。アメリカの政策決定者は何を考え、どのような政策を行ったのか。近年様々な文書が機密を解かれているが、本稿ではそれら新史料に依拠しながら、アイゼンハワーおよびケネディ政権の対コンゴ政策を概観し、それぞれの対コンゴ政策における国連の役割を検討する。そして2つの政権のコンゴ政策が、①ルムバ体制の破壊、②親米派政権の誕生を特徴とし、そのそれぞれのフェーズにおいて国連軍がその政策を支えたことを明らかにする。

1 アイゼンハワー政権の政策：ルムンバ体制の破壊

コンゴ初代首相パトリス・ルムンバ。このコンゴ人民から民主的に選出された政治家を権力の座から引きずりおろし、最終的に死に追いやったのはアメリカであった。アイゼンハワー政権の対コンゴ政策は、この親ソ的な傾向を示した民族主義者が作り上げた体制を破壊すること、この一点に集中していた。

アメリカの政策決定者にとってアフリカの問題が国際問題化し、アメリカが、それに関与することは想定外の出来事であった。というのはアフリカの問題は第一義的には、ヨーロッパ諸国がその責めを負うものとされてきたからである。しかし40年代末のギリシャやトルコの問題のように、ヨーロッパ諸国が手に負えないためにアメリカが表に出なくてはならないケースがアフリカ諸国の独立過程にも生じた。

それがベルギー領コンゴのケースであった。この地を支配していたベルギー政府は、60年1月コンゴの独立を承認した。ただしベルギー人の歴史家リュド・ドウィットの研究によると、その独立承認の実態は独立を名目的なものにとどめる一方で、その実質的な支配を継続しようとするものであった¹⁾。これに対して新首相パトリス・ルムンバはベルギーからの「真の独立」を訴え、これに対決する姿勢を示した。そして両者は7月上旬コンゴが混乱に陥るなかで衝突した。ベルギー政府はルムンバ体制を崩壊させるため軍を介入させ、カタンガ州やカサイ州南部のコンゴの経済的要衝を分離独立させた。これに対してルムンバは外部支援を求め対抗した。

ルムンバはカリスマ性のある政治家であり、また彼には強力な指導力があつた。彼の卓越した説得技術は、中央情報局（CIA）の報告書をして、「ルムンバが半ばその地位を失ったかに見えるたびに再び立ち直らせている決定的な要因は、彼の才能と行動力と思われる。換言すれば、最後の土壇場で一言言う機会さえあれば、いつでも事態を自分に有利に展開させることができる」と書かせるほどであった²⁾。彼は国民からの強い支持を調達すると同時に、国際的にもソ連やその他アジア・アフリカ諸国からの支持・支援を引き出すことに成功した。特に60年12月に国連総会が植民地独立付与宣言を採択したことからもわかるように、反植民地主義イデオロギーが国連を舞台にして明確に表明されたこともあり、彼はこれらの国際世論を味方につけることができた。

ルムンバはイデオロギー的には共産主義者というよりは、アフリカン・ナショナリストであった。アメリカ国務省も同様の評価を下していた³⁾。しかし彼はアメリカの政策決定者から

1) Lude De Witte, *The Assassination of Lumumba*, Verso, 2001, p.51.

2) The United States Senate, *Alleged Assassination Plots Involving Foreign Leaders*, U.S. Government Printing Office, 1975, p.17.

3) 国務省情報調査室長から国務長官宛宛書（60年7月25日）*Foreign relations of the United States*（以下FRUSと略記），1958-1960, vol. XIV, AFRICA, pp. 355-356.

は敵視されていた。対コンゴ政策を担ったアメリカの政策決定集団は、親ヨーロッパ的な立場のきわめて小さな集団であり、またこれら政策決定者にはコンゴ問題を巡って私的利益を持つものも少なくなかったからである⁴⁾。彼らはルムンバの問題を、共産主義の問題というよりは、西側の安定を脅かすものとして捉えた。それゆえこのような事情から彼らは、ベルギーと対立するルムンバを、「くそつたれな迷惑野郎」として捉えていた⁵⁾。

ただし60年7月から8月にかけてのコンゴ危機の始まりの段階において、このルムンバに対する敵意が反ルムンバ政策に転化することはなかった。ルムンバの指導者としての高い能力は明らかであり、それはアメリカも認めるところだったからである。また国務省は、植民地主義は既に時代遅れのものであり、アメリカが公然とベルギーを支持することは難しいと評価していた⁶⁾。それゆえアイゼンハワー大統領は、対立するベルギーとコンゴ両国のはざまにあっ

4) 例えば政権の中核において対コンゴ政策の決定過程に携わった人物として、国務長官クリスチャン・ハーター、国務次官ダグラス・ディロン、政治問題担当国務次官リビングストン・マーチャント、アフリカ問題担当国務次官補ジョセフ・サタースウェイト、ヨーロッパ問題担当国務次官補フォイ・コーラーを挙げることができるが、彼らは全てヨーロッパ問題でキャリアを積んでいた。その結果彼らは、「ヨーロッパ第一主義」的な発想に慣れ親しんだ。例えばハーターは、第一次世界大戦後のヨーロッパ救済委員会で働き、そして47年共和党の議員として彼はヨーロッパ救済の必要性を調べた下院委員会を指揮した。またディロンはそのキャリアのスタートがフランス大使であった。加えてこの政策決定集団にコンゴの現地情報を提供した職業外交官も親ヨーロッパ的な背景を持っていた。その代表例がアイゼンハワー大統領の替わりとして、レオポルドビルの独立式典に出席した前国務次官ロバート・マーフィーであった。彼はベルギー大使時代の51年にコンゴを訪問したことがあり、それ以来ベルギーの植民地主義に対する熱狂的な支持者となった。また初代コンゴ駐在アメリカ大使となったクレア・ティンバーレイク大使もコンゴの首都のヨーロッパからの大使達と緊密な関係を築いていた。マーフィーやティンバーレイクの報告は親ベルギーの立場で書かれ、それをハーターやディロンが検討した。従って作られた政策には親ヨーロッパ的なバイアスが反映されがちであった。またこれら少数者の政策決定者の社会的背景も重要であった。上述の国務次官ディロンは、彼自身が世界中に投資を行う銀行家であった。ディロンの家族の会社は、58年カタンガの開発に関する1500万ドルの対コンゴ借款を行っていた。また国務省引退後のマーフィーは、モルガン・ギャランティ・トラストの会長を務めていた。そしてアメリカの銀行モルガンもコンゴに大きな利益を有した。59年と60年モルガンは、ベルギーの保証のもと2度にわたって2千万ドルの対コンゴ投資シンジケートを募った。さらにモルガンはカタンガの開発を独占したユニオン・ミニエール社の親会社ソシエテ・ジェネラルが支配するコンゴ銀行に参加していた。さらにモルガンはカタンガに多大な利権を持つノース・アメリカン採鉱企業の金主であった。また国防長官トーマス・ゲーツは、彼の家族の投資銀行であるドレクエル&コーポレーションを通じて、モルガンの利権と密な関係があった。この企業は、モルガンと1850年代から繋がりを持っていた。ゲーツはドレクエルとの繋がりは国防長官になってからも続いた。さらにブリュッセル駐在アメリカ大使ウィリアム・バーデンは、その大使在任中もアメリカン・メタル・クライマックスの会長であった。同社はカタンガとローデシアにまたがる最大の銅利権を持つ企業であった。こういった私的利益の存在はベルギー寄りの政策を生む土壌となったと考えられる。

5) ブリュッセル駐在アメリカ大使ウィリアム・バーデンのオーラルヒストリー、アメリカ・アイゼンハワー大統領図書館（以下 DDE Library と略記）、41頁。

6) 国務省スタッフサマリー（60年1月13日）DDE Library, White House Office, Staff Research Group, Box. 19.

て、いわば双方の顔をたてるような政策を追求した。アメリカは外部支援を求めるコンゴ側のニーズを満たすことでソ連の介入を排除すると同時に、アメリカが直接介入を回避することでベルギーとの同盟関係を安定的に維持しようとした⁷⁾。それが国連を介した対コンゴ支援であり、冷戦期最大規模で、かつ権能面でも異例の武力行使権限を認められたコンゴ国連軍の派遣であった。

かかる事情より、外部支援を求めるルムンバに対してアメリカは、国連にその軍事支援を要請するように提案した⁸⁾。ただしその一方でアメリカは、国連安保理ではベルギーの介入を「侵略」として認定することを求めるソ連や急進派アジア・アフリカ諸国の要求を退け、国連軍がベルギーに対する武力行使を行えない状況を作るべく努力した⁹⁾。さらにアメリカは、財政面・技術面で積極的に国連を支援し、また空母ワスプをコンゴ海岸に派遣し国連軍の円滑な活動が可能となる状況を作りだすことで、アメリカの対コンゴ政策の文脈において国連軍が活動しやすい状況を作った¹⁰⁾。

しかしこの「アメリカの事業としてのコンゴ国連軍」は困難に直面することになった。ルムンバが国連軍を介した支援の内容に満足せず、カタンガ分離問題の処理を巡って国連事務総長ダグ・ハマースホルドと対立するに至ったからである。コンゴ危機は、白人の支配に対する不満表明と暴動の続発という国内秩序の問題と、ベルギーのカタンガ分離を通じたルムンバ政府転覆という2つの性質を持った紛争として始まったが、ハマースホルドは国内問題不干渉を掲げ、国連軍を後者の問題に関与させないようにした。その結果カタンガの分離状態は放置されることになったのである。他方カタンガ問題とはベルギーによる侵略に他ならないと考えていたルムンバは、このハマースホルドの姿勢に不満を表明し、7月下旬国連の白人部隊の撤退とともにそれをガーナ、ギニア、エチオピアからなる部隊へと切り替えるよう要求した。また彼は、コンゴの主権を行使して、ソ連に武器支援を要請し、最終的には国連軍を撤退させることを仄めかし始めた。

8月下旬このルムンバの主張のうちソ連の武器支援が現実化した。それまで支援を食料と数台のトラックに限定していたソ連は態度を変化させ、フルシチョフは中央政府の支配をカタンガに及ぼせるために若干の航空機と武器をルムンバに提供することを決定した。そして9月1日その航空機がルムンバ派の拠点スタンレービルに到着したのである。

7) 拙論「1950年代アメリカの対アフリカ支援を巡る外交的ジレンマと多角的政策」(金城学院大学論集社会科学編、第46号、2004年)

8) ベルギー大使館から国務省宛電報(60年7月10日) *FRUS*, 1958-1960, Vol. XIV, pp. 286-288.

大統領と国務長官との電話連絡(60年7月13日) *FRUS*, 1958-1960, Vol. XIV, pp. 300-301.

9) ベルギー大使館から国務省宛電報(60年8月2日) *FRUS*, 1958-1960, Vol. XIV, pp. 381-383.

10) どの程度まで国連が「自律」して国連平和維持活動を行いうるのか、という論点は従来ほとんど考察されていらない。しかし当該活動の方向性を条件づける大国の動向はきわめて重要であり、実証的な国連平和維持活動研究を行う場合、国連の「自律」を妨げる大国の影響力の検討を回避できないはずである。

このソ連の武器支援はアメリカの政策決定者を驚かせた。この事態を受けてベルギー駐在アメリカ大使ウィリアム・バーデンは、「ルムンバ政府は我々のコンゴおよびアフリカ全般における死活的權益を脅かしている……。それ故、我々の政治的・外交的活動の主要な目標とは、現在作られているルムンバ政府を破壊することではなくてはならない」と主張した。またCIAレオポルドビル支局長ローレンス・デブリンは、「大使館員と支局員は、ルムンバが実際のところ共産主義者なのかもしくは単に共産主義者のゲームをもてあそんでいるのかわからないにしても、コンゴが古典的な共産主義の乗っ取りを経験していると信じている」とCIA本部に打電した¹¹⁾。

グアテマラのアルベンスやイランのモサデクといった急進派民族主義者に対するCIAの秘密工作が成功したのに倣って、ワシントンでは8月25日に開催された国家安全保障会議の特別グループが「ルムンバの排除」を検討した。そしてアイゼンハワー大統領自身が「直截な行動」を望んでいたこともあり、この特別グループは、「コンゴに対する計画は、ルムンバ除去につながるようなあらゆる種類の活動の可能性を考えることを妨げない」と結論づけたのである¹²⁾。「あらゆる種類の活動」にはルムンバの殺害も含まれていた。

ところでCIAは「共産主義の乗っ取り」の問題として、ルムンバの行動を解釈したが、ルムンバ排除の決定をコンゴへの共産主義の浸透の問題からだけで説明するのは難しい。確かにソ連が武器支援を開始したことは、政策決定者にとって懸念材料であった。しかしその支援の実態は、100名程度のソ連およびチェコ人の技術者の派遣、100台のトラック、そして10機のイリュージン14輸送機の提供といった程度であり、この措置が真の脅威を構成するかどうか不明であった。しかも8月下旬段階ですでに1万人の国連軍が既に終結し治安の維持にあたったことから、ソ連がコンゴの「古典的な共産主義の乗っ取り」を実行できる可能性も低かった。

ではなぜアメリカはこの決定を下したのか。それにはルムンバが国連軍を撤退させることを仄めかしていたことが大きく関わっていた。国連軍の撤退は当時アメリカの政策決定者が最も憂慮した問題であった。例えば8月18日に国家安全保障会議では、ルムンバの（要求による）国連軍退去の可能性に議論が集中していた。そしてその討議のなかで国務次官ダグラス・ディロンは、「ハマーショルドとルムンバの不和は深刻な状況を生み出している……」のであり、「もしルムンバが国連軍を追い出すという脅迫を実行に移すのなら、その段階でどんな国の援助でも受け入れることになるだろう。国連軍の撤退は不幸な結果をもたらすことになるだろう。我々はこうした事態を防ぐために、可能な限りの手を打たねばならない」と主張した。ま

11) バーデンの発言については、William Minter, "The Limits, of Liberal Africa Policy: Lessons from the Congo Crisis." *Transafrica Forum*, no.3, 1984から引用。またCIAの報告については、The United States Senate, *op.cit.*, p. 14.

12) The United States Senate, *op.cit.*, pp. 60-61.

た同じ席上でアイゼンハワー大統領は、「国連軍が強制的に撤退させられる可能性など思いもよらないことだ……。我々はそのためにたとえヨーロッパ諸国の軍隊の力をかりなければならなくなったとしても、コンゴにおける国連軍駐留を維持しなければならない」と主張した¹³⁾。

アメリカが国連軍の派遣を西側同盟の安定とソ連の介入の可能性を排除するという2つの観点から構想していたことはすでに述べた通りである。そして国連軍の撤退はこのアメリカの対コンゴ政策の根本に関わる問題であった。アメリカがルムンバの失脚を決断した背景には、ソ連の介入の問題と並んで、国連軍の撤退が西側同盟の危機を生みかねないという懸念が関係していた。

9月以降のアメリカの対コンゴ政策は、ルムンバの暗殺を含む、ルムンバ体制の破壊工作が基調となった。アメリカは、CIA支局員達を通じたルムンバの毒殺を試み、また専門の暗殺者をコンゴに送り込んでいった。また多額の資金を投入し、ルムンバの反対派を組織化するとともに、9月の反ルムンバ・クーデターの実行、12月のルムンバ逮捕、翌年1月のその身柄のカタンガ移送、そして最終的にルムンバの殺害を実行していった¹⁴⁾。

ちなみにルムンバの脅威とは国連軍の撤退とほぼ同義であったことから、国連上級職員もまたルムンバ体制の破壊において重要な役割を演じることになった。彼ら国連職員にとってコンゴ国連軍活動の失敗は国連という組織そのものの危機を意味していた（実際コンゴ危機のために国連は何度も「組織の破滅」の危機に直面した）。従って国連は表向きは内政不干渉原則を掲げながら、アメリカの反ルムンバ秘密工作を黙認あるいは時に積極的に支援していった。例えば9月の反ルムンバ・クーデターの際、「ルムンバは破壊されねばならない」と主張した国連事務総長ハマーショルドや、ルムンバを「小さなヒトラー」と呼称した彼の側近アンドリュウ・コーディアは、アメリカやベルギーが行う秘密工作の存在を知りながら、それを進んで支援する措置をとった¹⁵⁾。またドウィットの研究が明らかにしたように、ルムンバがCIAの支援を受けたコンゴ人のライバル政治家の手によって逮捕、殺害される局面において、ハマーショルドは、ルムンバ逮捕の違法性を認識しながら、意図的にそれを阻止しようとはしなかったのである¹⁶⁾。

13) 第456回国家安全保障会議記録（60年8月18日）FRUS, 1958-1960, Vol. XIV, pp. 421-424.

14) The United States Senate, *op.cit.*, pp. 19-51. ただし同報告書は、アメリカにはルムンバ殺害の直接の責任はないとの結論をくだしている。その一方で少なからざる数のコンゴ危機研究が同報告書の結論について疑義を唱えている。例えばこの問題に関する最近の資料状況については、The Washington Post 紙の2002年7月30日の記事を参照されたい。

15) 拙論「コンゴ国連軍と反ルムンバ秘密工作1960年7月～9月——クーデターを支えた国連平和維持活動——」（名古屋大学『法政論集』193号、2002年）

16) De Witte, *op.cit.*, pp. 57-66.

2 ケネディ政権の政策：親米政権の樹立とカタンガ分離終結

61年1月17日ルムンバは、CIAが支援した敵対政治家の手によって殺害された。彼の死は同年1月に発足したケネディ政権の対コンゴ政策にもインパクトを与えた。ルムンバの死によって急進派勢力が求心力を失ったことを受けて、ケネディ政権内部には親米的で穏健な政権をコンゴに樹立しようとする動きが生まれた。

60年9月のクーデターの後、ルムンバの側近アンソニー・ギゼンガは、ルムンバ派の拠点スタンレービルに逃れ、独自の体制を作り上げた。ギゼンガは「スタンレービル政権」こそがコンゴの唯一の正統な政府であると主張した。ガーナ、ギニア、中国、ソ連はこの動きを好意的に受けとめ、アジア・アフリカ諸国のなかには「スタンレービル政権」の政府承認を行う国まで登場した。この結果コンゴは、レオポルドビル、カタンガ、スタンレービルの三派に分裂することになった。アメリカはクーデターによって休止に追い込まれていたコンゴ議会を再招集しようとした。議会の招集によって真に正統な政府を作り上げ、コンゴの完全な分裂を阻止するのが狙いであった。そのためには、再招集される議会には、ギゼンガや彼の支持者が少なくとも一時的には含まれねばならなかった。だがその一方で首相の座には絶対に親米派の政治家が据えられねばならなかった。

CIAの現地調査を経てアメリカが首相候補として白羽の矢を立てたのが、シリル・アドーラという人物であった。彼は年齢40歳、労働組合の指導者の経験を持つ人物であった。彼はヨーロッパ・アフリカ地域におけるAFL-CIOの代表アービング・ブラウンの友人であった。当時CIAはこの地域の労働組合に共産主義の影響力増大を阻止すべく活動しており、ブラウンはその活動のコーディネーターであった。アメリカの政策決定者は、アドーラが信用における穏健派であり、その経歴からナイジェリアやチュニジアといった穏健派アジア・アフリカ諸国の支持を得やすい存在であると判断した。ただしその一方で彼らはアドーラにはコンゴ人民の人氣が乏しいという弱点を認識していた。そこで61年7月にロバニウム大学にてコンゴ議会が再招集された際、アメリカは秘密工作を展開して、アドーラの勝利のため活動した¹⁷⁾。

この時またしても国連軍は、アメリカの対コンゴ政策のお先棒を担いだ。ロバニウム会議の議場のセキュリティーを管理した国連軍は、表向きは外部勢力から議員達を隔離しようとした。しかしその措置はソ連や急進派アジア・アフリカ諸国の工作員を議場から排除する一方で、アメリカの秘密工作員の活動についてはその活動を黙認するという恣意的なものであった。ハマースホルドは「穏健な政治的帰結を得るためにカードを切る」と語り¹⁸⁾、こういった

17) 具体的なプロセスについては、拙論「アメリカとコンゴ国連軍」緒方貞子・半澤朝彦編『グローバル・ガヴァナンスの歴史変容——国連と国際政治史』（ミネルヴァ書房、2006年刊行予定）および“The United States and the United Nations Operation in the Congo (ONUC)”（2006年、龍谷大学アジア平和開発研究センター WP12, <http://www.afasia.ryukoku.ac.jp/jp/research/index.php>）を参照。

18) 国連代表部から国務省宛電報（61年6月22日）FRUS, 1961-1963, vol. XX, Congo Crisis, pp. 150-151.

国連軍の活動を進めていた。その背景には、ギゼンガが首相に就任するようなことがあれば、国連軍の撤退の問題が再燃する可能性が関係していた、と考えられる。

だが7月中旬のロバニウム会議の際、ルムバの支持者は予期せざる強さを見せ、ギゼンガが首相に選ばれる可能性があった。そのためCIAはアドーラを勝利に導くために、大規模な買収工作を展開した。このタイミングで介入せず仮にギゼンガが首相に当選するようなことがあれば、アメリカが打ちうる手には親米派の軍人ジョセフ・モブツのクーデターしか残されていなかったからである。国家安全保障担当大統領補佐官マクジョージ・バンディは「コンゴの穏健派勢力を強化する」ための「2万3千ドルの追加支援」をケネディに求めた¹⁹⁾、CIAのエージェントは、この資金をアドーラの敵対勢力の買収、組織化等に用いた。そしてロバニウム会議の際、CIAレオポルドビル支局長デブリンとその同僚は「閉鎖された」ロバニウムの会議場へといたる地下下水道のなかをくぐり抜け、重要議員を買収した²⁰⁾。報じられるところによると、この資金は反ギゼンガ派に渡される「まばゆいばかりのアメリカ製自動車」の購入にも使われたという²¹⁾。

この国連軍と秘密工作の協働によって、アメリカはアドーラを政権の座につけることに成功した。しかしアドーラ体制は脆弱であった。そこには政治的な弱さに加えて、コンゴの経済的要衝であるカタンガの分離状態が継続していたことが関係していた。カタンガは豊富な銅やダイヤモンドの輸出を通じてコンゴの富の大部分を生み出していたが、アドーラの政府はチョンベによるカタンガの実効的支配の前に、カタンガから税金を徴収することができなかった。60年夏からの分離開始によって、コンゴ政府の財政は破綻寸前であった。

アメリカ政府内では分離の終結を求める声が上がっていた。その主張者は、国務次官チェスター・ボールズ、アフリカ問題担当国務次官補メンネン・ウィリアムズ、国連大使アドライ・ステイーブンソンといった、いわゆるアフリカニストと呼ばれる人たちであった²²⁾。ただし問題もあった。ヨーロッパ諸国は分離終結を望んでいなかったのである。その結果、政権内には、国務長官ディーン・ラスク、国家安全保障担当大統領補佐官マクジョージ・バンディ、国務次官アベレル・ハリマンといった、いわゆるヨーロッパニストが、アメリカのカタンガ問題介入を嫌うベルギーやイギリスをおもんばかって、アメリカはこの問題に関与すべきでないと主張した。彼らの発想では、コンゴのような些細な問題で同盟関係を不安定化させるべきでな

19) 大統領補佐官から大統領宛書 (61年6月10日) *FRUS*, 1961-1963, vol. XX, Congo Crisis, p. 144.

20) リチャード・マホニーによる国務省元職員および前CIA職員へのインタビュー (インタビューの氏名は不明)。Mahoney, *op.cit.*, pp. 86-87. なおマホニーの父親はケネディ政権でギニア大使をつとめたウィリアム・マホニーであり、ケネディ政権の高官と直接的繋がりを持つ彼がおこなったインタビューの信憑性は高いと考えられる。

21) *The New York Times* (66年4月25日)

22) 国務省文書「コンゴ危機に関する分析的年表」(61年1月25日) アメリカ・ジョン・F・ケネディ大統領図書館 (以下、JFK Library と略記) : NSC Files, Box. 27.

いというのであった²³⁾。しかしその一方でカタンガを再統合するというアドーラの力はほとんどアメリカに依存していた。分離終結の必要性と効果を巡ってケネディ政権は分裂していた。

公的なレベルでは、ケネディ政権はカタンガ分離に反対の立場を採っていた。しかし結果からみると政権内の分裂のために、62年12月になるまで、アメリカが分離終結に向けた積極的な政策を打ち出すことはなかった。アドーラ政権が生まれてから約2年間アメリカは、カタンガにおけるベルギーとチョンベの権力を掘り崩すことなく分離を終結させるという、チョンベが受け入れ可能な解決策を模索した。そして、この交渉による解決に見通しがたたなくなっただけからではなく、アメリカは「戦わざる軍隊」であるはずの国連平和維持軍の武力行使を容認したのである。

ところでカタンガの体制は網の目のように張り巡らされた、ヨーロッパの同盟諸国の「帝国主義者」やそこに連なるアメリカの財界、ケネディ政権内部の親ヨーロッパ派の様々な支援によって支えられていた。ベルギー政府は国連決議に対して表面上の履行努力をしめすだけで、分離に向けた実質的な活動を回避していた。国際的な圧力を前にしてベルギー軍の将校の一部はカタンガから引き揚げたが、他の者達は滞在し続けていた。ベルギー人将校とベルギー政府との関係は、彼らが植民地の公安軍の将校であって、ベルギー政府から公式に派遣されたものではないというフィクションによって覆い隠されていた。分離はフランス、ローデシア、南アフリカ、そしてベルギーで募集された傭兵によって支えられていた。白人の傭兵達は「カタンガ政府」軍の中核を形成した。彼らの募集や彼らに対する北ローデシア、イギリス植民地、ポルトガル領アンゴラ経由の武器支援は、西側諸国の共犯性無くしては不可能であった²⁴⁾。

61年9月、傭兵問題を解決するため、国連軍とカタンガとの間で武力衝突の「ラウンド1」が起こった。コンゴ国連軍カタンガ代表コナー・クルーズ・オブライアンによって指揮されたこの作戦で、コンゴ国連軍は歴史上初めて武力行使を行った平和維持軍となった。だが最終的にこの作戦は国連軍の敗北に終わった。当時国連軍には航空戦力が全くなかったため、国連軍は、フォーガ・ジェット戦闘機を有するカタンガ政府軍によって制空権を握られた。そして国連軍の地上部隊は壊滅的なダメージを受けたのである。最終的にハマースホルドは武力行使の中止を宣言せざるをえない状況に追い込まれた。

この「ラウンド1」の後、国連事務総長ハマースホルドは、チョンベと交渉するためにコンゴから北ローデシアに飛んだ。9月17日彼の飛行機は墜落し、彼は死亡した。ハマースホルドの死因について当時の調査報告書は要領をえないものであったが、彼の飛行機はカタンガの

23) Roger Hilsman, *To Move a Nation*, Doubleday, 1964, pp. 246-247.

24) Matthew Hughes, *Central African Federation, Katanga and the Congo Crisis, 1958-65*, European Studies Research Institute, 2003.

備兵によって打ち落とされた可能性が高いようである²⁵⁾。国連事務総長の死は国連上級職員達に衝撃を与えた。ハマースホルドの後継者となったウ・タントは、カタンガ分離終結に向けて積極策を構想するようになった。ただし国連が積極的に行動すればするほど、西側諸国、特にアメリカに対する国連の財政的、技術的依存は深まっていった。その結果ウタントは前任者以上にコンゴ問題においてアメリカに従属することになった。62年12月イギリスの国連大使は、「アメリカは、直接的にも、また（国連事務次長）バンチを通じて（間接的にも）、過去9ヶ月かそれ以上にわたって、コンゴにおける国連の政策を計画し実行してきた」と外務省に打電したが²⁶⁾、これは国連軍のアメリカへの従属の実態を語っていた。

ところで62年を通じてチョンベのカタンガの実行支配は強化する一方であった。それは主にカタンガへの外交的支援によるところが大きかった。ベルギーでは社会党出身でNATO事務局長であったアンリー・スパークが、61年4月ベルギー副首相兼外相に就任しカタンガ問題の陣頭指揮を執った。支持基盤の面でベルギー財界の圧力から比較的自由であった彼は、前政権よりもカタンガの分離終結に理解を示した。しかし分離の性急な終結はベルギー国内外の状況に鑑みて難しかった。スパークは、カタンガの開発を担っていたベルギー系企業ユニオン・ミニエール社の地位を危くするようなことは回避したいと考えていた。また彼は国内財界のカタンガ分離を熱狂的に支持する勢力からの圧力にも曝されていた。その結果ベルギー政府は口約束は別として、カタンガ分離終結に向けた具体策をなかなか打ち出せなかった。またカタンガ分離を継続させたのはベルギーだけではなかった。イギリスの保守党のハロルド・マクミラン政権は、カタンガをローデシアへの急進的民族主義の拡散に対する防壁として見なし、分離支持の立場を打ち出していた。そしてイギリスこそが、61年秋以降、分離終結へ最大の障害となった²⁷⁾。

そのトーンに違いはあれ、ベルギーおよびイギリス政府が分離継続を支持する状況は、アメリカの政策決定者に重くのしかかった。なぜなら西ヨーロッパ諸国との同盟を安定的に維持することは、アメリカの対コンゴ政策の最も重要な前提であったからである。しかもアメリカ国内では「カタンガ政府」からの支援を受けた勢力が、精力的に親カタンガ・キャンペーンを行っていた。ロビイスト、マイケル・ストルーレンスは親カタンガ世論を形成するために、アメリカ国内でプロパガンダ工作を行った。チョンベ（具体的にはユニオン・ミニエール社）からの資金提供を受けたストルーレンスは、60年から62年にかけて少なくとも24万ドルをこの活動のために使った。ストルーレンスは新聞各社と緊密な関係にあり、また議会でも共和党、

25) 拙論「なぜハマースホルドは死んだのか——コンゴ危機と国連平和維持活動の武力行使」（軍事史学会『軍事史学』第42巻3・4合併号、近日常刊）

26) 英国国連代表部から外務大臣宛電報（62年12月29日）PRO, FO-371/172624.

27) 拙論「コンゴ危機と米英対立」草間秀三郎編『英米の政治外交』（愛知学院大学国際研究センター地域研究叢書、2005年）

民主党議員を問わず緊密なネットワークを築いた。またコネティカット州選出民主党上院議員で、上院外交委員会委員トーマス・ドッドは、「共産主義に対抗する最も堅固な防波堤」であるとチョンベを擁護した。ドッドもチョンベから資金を受け取っていた。ドッドは共和党のエベレット・ダークセン、共和党上院議員バリー・ゴールドウォーター、民主党ジェームズ・イストランドといった議員と共同歩調をとった。そしてアメリカ国内のカタンガ分離継続を求める動きはケネディ政権がカタンガ分離終結に動き出す際の足かせとなった²⁸⁾。

このような事情から61年秋以降、ケネディ政権において支配的となったのは、親カタンガ的な動きであった。アイゼンハワー政権よりもリベラル色が強いケネディ政権においてすら、親アフリカ的な主張をする者の政策への影響力は限定的であった。アフリカニストのメンネン・ウィリアムズは「へつらいばかりのウィリアムズ」と呼ばれ、ヨーロッパニストからはあざけりの対象であった²⁹⁾。しかも61年11月、第三世界のナショナリズムに同情的であると考えられたチェスター・ボールドが国務次官職を更迭されるに至り、親ヨーロッパ的な勢力の影響力が増大した。ボールドの後任のジョージ・ボールは、コンゴ危機とヨーロッパ統合問題について陣頭指揮をとった人物であるが、彼は側近であるジョージ・マクギーとともに親ヨーロッパ的な傾向をもつ人物であった³⁰⁾。その結果ケネディ政権内の分裂は、61年秋からの1年間、ヨーロッパニストの優位で推移した。

この間結局アメリカが行ったことといえば、西側の同盟関係を危うくすることなく、交渉によって分離を終結させる実効性のない試みを、だらだら繰り返しただけであった。国連主導の分離終結に向けた活動も、植民地問題への国連の介入を厭うイギリスからの要請を受けたアメリカによって中止に追い込まれた。もちろん62年8月中旬には交渉を進めるための力の行使としてカタンガへの経済制裁案、いわゆる「ウ・タント・プラン」が、アメリカ国務省のもとで策定されたが、結局この制裁案もうまくいかなかった³¹⁾。

だがコンゴ現地の情勢は分離終結を不可避としていた。62年末頃にはカタンガ分離というアドーラ政権にとって「死に至る病」がきわめて深刻な事態を引き起こしていることが判明した。62年11月27日分離を終結できない責任を問われたアドーラは、コンゴ議会で不信任決議案提出に直面した。そして彼にはこの危機をCIAの買収工作を通じて辛うじて乗り切るだけの力しかなかった³²⁾。この事態を重く見たアメリカは対コンゴ政策の再検討作業を行わねばな

28) 親カタンガのロビー活動の展開については、Weissman, *op.cit.* pp. 170-178を参照。

29) ウィリアム・バーデンのオーラルヒストリー、DDE library, 17頁。

30) James A. Bill, *George Ball: Behind the Scenes in U.S. Foreign Policy*, Yale University Press, pp. 136-150.

31) 「ウ・タント・プラン」の国務省作成の原案については、国務次官から大統領宛覚書（62年8月3日）FRUS, 1961-1963 Vol. XX, Congo Crisis, pp. 527-532を参照。

32) William Minter, "The Limits, of Liberal Africa Policy: Lessons from the Congo Crisis." *Transafrica Forum*, no. 3, 1984.

らなくなっていった。

62年12月ケネディ政権内で今一度対コンゴ政策の再検討作業が行われることになった。その基礎的作業は、国務省内でのヨーロッパ系とアフリカ系との対立を回避する意味もあり、国務省情報調査局で行われた。そしてこの作業でロジャー・ヒルズマンとロバート・グッドが指揮した分析チームが提示した結論は、いまやカタンガ分離問題が近い将来に解決されないのであれば、アドーラ体制の崩壊は確実であり、アドーラの窮状を救うために残された道は、カタンガの武力併合しかないというものであった³³⁾。

この提案を受けて12月上旬国防総省は、アメリカが独自に空軍を国連に提供する案すら検討した。この案はケネディおよびウ・タントによって否定されたため実現はしなかったが、アメリカは国連に対してより強力な武器を提供することで、国連軍の武力行使計画の軍事的基礎を整えたのであった³⁴⁾。

ケネディ政権がグリーンライトを出したことを受けて、12月末、国連軍の「グラッドスラム作戦」が実行された。12月25日、国連のヘリコプターが「カタンガ政府」軍によって撃墜され、戦端が開かれた。スウェーデンが提供したサーブ・ジェット機が、地上のカタンガの航空機に対して、空からの先制攻撃を加え、コルウェジ・ケンゲレ空港の燃料貯蔵庫と数機の航空機を破壊した。地上でも国連部隊がエリザベートビルの拠点を攻撃していった。カタンガ軍は遁走し、兵の脱走者が続出した。そして最終的に国連軍は「カタンガ政府」軍を完全に撃退し、翌年1月23日、2年半にわたるカタンガ分離を終結させたのであった。

終わりに

以上検討したように、61年から63年のコンゴ危機におけるアメリカの政策は、アイゼンハワー政権期のルムンバ政権の転覆とケネディ政権における親米政権の樹立によって特徴づけられる。2人の大統領は、大規模な秘密工作を承認し、非介入の体裁のもとで積極的な干渉を行った。そしてこのようなやり方は、イラン、グアテマラ、チリ、ベトナムなどで用いられたアメリカの「ごく普通」の第三世界政策であった。ただしコンゴが他のケースと異なるのは、秘密工作と国際連合の活動とがシンクロした点であった。当時のアメリカの政策決定者が、アメリカが「非介入の名のもとでの介入」をすることができる手段として国連軍を捉えていたことや³⁵⁾、「非同盟の体面を維持させつつも、その一方で（現地体制が）西側からの支援を受けう

33) 大統領覚書 (62年12月13日) *FRUS*, 1961-1963, Vol. XX, Congo Crisis, pp. 729-733.

34) 国際機構局国務次官補から国務次官宛覚書 (62年12月16日) *FRUS*, 1961-1963 Vol. XX, Congo Crisis, pp. 737-743, 大統領特別顧問覚書 (62年12月17日) *FRUS*, 1961-1963 Vol. XX, Congo Crisis, pp. 749-750, 国家安全保障会議記録 (62年12月17日) *FRUS*, 1961-1963 Vol. XX, Congo Crisis, pp. 750-752.

35) 国際機構問題担当国務次官補から国務長官宛覚書 (61年5月2日) <http://www.state.gov/r/pa/ho/frus/kennedyjf/xxv/6012.htm>

る利点」を国連の利用に見いだしていたことからわかるように³⁶⁾、アメリカは秘密工作と同じ文脈において、国連の利用を構想していた。

ただしアメリカが国連の利用をはじめからそのように企図していたわけではなかった。60年代にアフリカで起こった脱植民地化と冷戦の交錯という現象は、アメリカに西側同盟の安定性の維持と新興独立諸国への支援というジレンマを伴う問題を突きつけた。この状況下アメリカは受動的な政策として国連の利用を選択しただけであった。コンゴの場合、ベルギーとの同盟関係を維持し、ルンバ率いるコンゴ政府にも支援を与える手段として、アメリカはコンゴ国連軍の派遣を決定した。しかしこの政策はルンバの動向によって、あるいは自らが作り上げたアドーラ政権が崩壊の危機に瀕するなかで揺るがされた。そのためアメリカはこのコンゴ政策の前提を維持するために絶え間なく秘密工作を行い続けざるをえない状況に追い込まれたのであり、結果として国連軍と秘密工作とが協働するようになったのである。

2001年の同時多発テロ以降、アメリカのブッシュ政権はアフガニスタンに親米政権を樹立すると同時に、両国に国連を通じた支援を行うことで、両国内の反米感情の緩和に努めている。そしてこのケースを見る限り、「非公式帝国」アメリカにとって秘密工作も国連もその「帝国」を維持するための手法であるようである。このような「軽い帝国」の形成がうまく行くのかどうか不明な点が多いが、コンゴのケースはこの両国の問題に対する重要な「教訓」を含んでいるように思われる。国連がアメリカの非公式帝国形成を進めるのか、あるいはそれを後退させるのかよくわからないが、今後も我々は、世界秩序形成におけるアメリカの対外政策と国連の関係を、コンゴの「教訓」をふまえながら考察すべきではなかろうか³⁷⁾。

〔付記〕本稿は、平成18年度札幌大学個人研究助成金による研究成果の一部である。

36) 国務省文書「コンゴにおけるアメリカの政策」（63年日付不明）文書番号不明，Declassified Documents Reference System.

37) 近年アメリカの政策系シンクタンクでは、国家建設および平和構築における国連利用のメリットについての政策研究が進んでいる。例えば James Dobbins, et. al, *The UN's Role In Nation—Building: From The Congo to Iraq*, RAND Corporation, 2005はその代表的研究である。

ジョンソン政権の「貧困との戦い」の核心問題

山田 敬信

はじめに

筆者は、2003年に、『ジョンソン大統領の「貧困との戦い」研究』という著書を著した。ところで、最初に、「貧困との戦い」を含む「偉大な社会」計画と、ベトナム戦争政策の関連が問題になる。この問題で、2000年の、ジェフリー・ヘルジングの著書『ジョンソンの戦争・ジョンソンの「偉大な社会」——大砲とバターの落とし穴』の主張・分析は、「ジョンソン大統領は、一貫して『偉大な社会』計画を重視していて、ベトナム戦争がアメリカの戦争になっても、戦争の拡大規模、軍事予算の増大、今後の戦争計画など、すべてを、国内政策・経済政策プランナーや議会歳出委員会に秘密にしていた。これは、インフレを懸念して、「偉大な社会」計画の予算が削減されないようにするためであった」としている。「偉大な社会」とベトナム戦争の関連という重要なテーマは、今後の研究課題である (Jeffrey Helsing, *Johnson's War・Johnson's Great Society——Guns and Butter Trap*, 2000)。ところで、先程挙げた拙著は、ほとんど、デービッド・ザレフスキーの1986年の著書である、『ジョンソン大統領の貧困との戦い：レトリックと歴史』に依拠している。しかし、筆者の著書は、ザレフスキーが最も重点を置いているところも分からず、羅列的になってしまった。ところが、著書を使用して「政治」の講義を重ねる内に、ザレフスキーが自書で最も強調したい点が理解できた。それは、コミュニティ活動における貧困層の「権力参加」問題であった。ザレフスキーの著書は、すべての分析・主張が、この問題を視野に入れている。そこで、本稿は、ザレフスキーの著書を読み返して、筆者の自著で大きく重要な視点が落ちた、ザレフスキーの分析・主張による、ジョンソン政権の「貧困との戦い」における「貧困層の『権力参加』」問題を論述することにする。

第一節 「貧困絶滅戦争」の開始

1964年1月8日、ジョンソン大統領は議会で年頭教書演説を行い、「貧困絶滅戦争」(Unconditional War on Poverty)の開始を宣言した。この宣言は、貧困問題に関心のある青年や、ゲットーで貧困に苦しむ黒人貧困者の熱狂的歓迎を受けることになった。そして、大統領は、「戦争」の「集中司令部」として、経済機会局 (Office of Economic Opportunity = OEO) を設置した。ジョンソン大統領は、OEOの長官として、サージェント・シュライバー

を任命した。シュライバーは、1963年11月にテキサス州ダラスで暗殺された故ケネディ大統領の義兄で、ケネディ家の一族であった。また、ケネディ政権期には、「平和部隊」(PEACE CORPS)の長官を務め、「平和部隊」を第三世界の貧困問題で活躍させた、カリスマ的指導者であった¹⁾。

ところで、ジョンソン大統領の「偉大な社会」計画は、3本の柱から成った。それは、①黒人公民権問題、②「貧困絶滅戦争」、③教育改革、であった。この中で、特にジョンソン大統領が重視していたのは、③の教育改革であった。教育改革の意図は、要するに、黒人層の劣悪な教育環境を改善することによって、黒人層の識字能力や、水準の高い教育を受ける権利や機会を保証し、そうすることによって、極めて多くの職のない貧困な黒人層を、有能な労働者として、育成する点にあった (Vaughn D. Bornet, *The Presidency of Lyndon B. Johnson*, 1983, pp. 222, 224-225; Nathan Glazer, "Education and Training Programs and Poverty", in Sheldon Danziger and Daniel Weinberg, ed., *Fighting Poverty: What Works What Doesn't*, 1986.)。

ここで、当時、政府によって考えられていた、大体の「貧困線」について触れてみたい。この点については、大統領府の経済諮問委員会 (Council of Economic Advisers) が作成した『1964年大統領経済報告』は、要約すると次のように述べていた。

現在、見苦しくない生活水準を維持できない人々を、我々は貧困者という。そして、大体の貧困線は、家族所帯で年間所得3000ドル、親族と同居しない個人については、1500ドルと考える。この貧困線に基づく1962年現在の貧困者数は、4700万家族のうち五分の一、人数で、3300万ないし3500万人位であり、その分布の特性は、①貧困者の22%は非白人であり、非白人の半分近くが貧困である。②貧困家庭の世帯主の60%以上は、小学校教育しか受けていない——などの点が指摘される²⁾。

このように、『1964年大統領経済報告』も、黒人に貧困が集中していることを指摘していた。こうして、「戦争」＝「貧困との戦い」は、まず、ゲットーの黒人貧困層に向けられることになった。

第二節 コミュニティ活動の開始

ジョンソン大統領、シュライバー経済機会局長官が、「貧困との戦い」の中でも、特に重視したのがコミュニティ活動であった³⁾。ここで、コミュニティ活動とは何か、を説明する。

経済機会局 (OEO) が、コミュニティ活動計画の中心的推進・統轄機関であり、また、コ

1) 拙著『ジョンソン大統領の「貧困との戦い」研究』2003年、7頁。

2) 古米淑郎「アメリカの貧困戦争と貧困線」(同志社大学『経済学論叢』22巻、2-4号、1974年)における『1964年大統領経済報告』の紹介から抜粋。

3) David Zarefsky, *President Johnson's War on Poverty: Rhetoric and History*, 1986, p. xi.

コミュニティ活動計画の全体を調整した。そして、OEOを初めとする連邦諸機関の援助によって、全国で1万を超えるコミュニティ活動機関が形成された。コミュニティ活動機関(CAA)は、コミュニティ活動を実施するために設けられた。

コミュニティ活動の具体的内容はかなり多岐にわたり、その地元主導のものとしては、近隣サービス、職業訓練、職業教育、住宅、保健、社会サービスと経済開発、消費者活動と金融援助、それに、コミュニティ活動機関自身の発展があり、連邦政策としては、学齢前教育(Head Start)、その事後的補足、高校生夏期補習、総合医療サービス、家族計画、緊急食糧医療供給、高齢者機会提供、法律相談、コミュニティ活動の要員訓練、技術的援助、調査研究というものであった⁴⁾。

ジョンソン大統領やシュライバーOEO長官が、「貧困絶滅戦争」を、「社会福祉」ではなく、コミュニティ活動中心で行うことにしたことは理由があった。つまり、特に、ミドル・クラスの人々は、「福祉は、怠惰な人々(貧困者)にお金をばらまく呪わしいものである」と反対していたからであった⁵⁾。また、ミドル・クラスは、ジョンソン政権の支持基盤であった。

ところで、「戦争」を呼号するからには、「戦争」の「敵」を明確にする必要があった。経済機会局(OEO)は、「貧困との戦い」の「敵」を、貧困の「悪循環(viciouscircle)」=「貧困のサイクル」とした。「悪循環」論は、「貧困な家庭の子弟は、十分な教育を受けられず、従って職に就くことができず、また貧困な家庭しか持てず、その家庭の子弟はまた十分な教育を受けることができない」という、「循環」として説明された⁶⁾。この「悪循環」論は、貧困を「人種問題」としてではなく、「経済問題」として定義することによって、1964年には、「貧困との戦い」が黒人対策になったことを、白人に隠すことを可能にした。

第三節 貧困層の「権力参加」問題

ところで、一つのコミュニティ活動機関(CAA)は、中央統轄委員会(ADMINISTRATIVE BOARD)の下に、多くの職員・ボランティアがいた。

ところで、シュライバーOEO長官は、中央統轄委員会に貧困者代表を参加させ、政策形成・政策決定に関与させようとした。すなわち、シュライバー長官は、「アメリカ的民主主義」の伝統に沿った「真の民主主義」を実現するためには、貧困者が政治過程から排除されてはならず、貧困者を「権力に参加」させ、貧困者の発言や要求が反映された政治過程が重要である。このことが、貧困の撲滅にもつながるのである、と主張していた。

このような考えに立って、シュライバー長官は、コミュニティ活動機関の中央統轄委員会

4) 東京大学社会科学研究所編『福祉国家・第三巻』東京大学出版会、1985年、164頁。

5) Zarefsky, *op. cit.*, p. 48.

6) *Ibid.*, p. 41.

に、貧困者代表を参加させ、政策形成・政策決定に関与させようとした。これが、シュライバー長官が主張した、「貧困層の権力参加」の内容であった⁷⁾。

これに対して、シュルツ予算局長官は、「貧困者の「参加」は、政策形成・決定よりも、実際の作業レベルでの参加に留めるべきである」との覚書をジョンソン大統領に送り、大統領もこの覚書を承認した。これに対して、シュライバー-OEO 長官は、「貧困者を中央統轄委員会に参加させるが、貧困者の数は、全体の三分の一として、委員会の過半数を超えないようにする」とした。これは、シュルツ予算局長官の覚書を大統領が承認したための、妥協的な措置であった⁸⁾。

ところで、シュライバー-OEO 長官の、「貧困層の権力参加」の意図は、何であったのか。それは、全米の市長達が恐れたような、「権力の再配分」ではなかった。シュライバー長官の「貧困層の権力参加」の意図は、貧困者を政治過程に「参加」させることによって、貧困者に政治的疎外感を克服させ、職業教育・職業訓練を積極的に受けようという動機付けを与え、福祉受給者から一人前の労働者（＝納税者）に変えていくことであった⁹⁾。

ところで、「貧困層の権力参加」論は、1965年の全米市長会議（ニューヨーク、シカゴ、ロサンゼルス、サンフランシスコなどの、主な巨大都市は、すべてが民主党市長）では、「都市で階級闘争を高める」と猛反発を受けた。ところが、中央統轄委員会に選出された貧困者代表は、貧困層の中でも教養やリーダーシップのある上層部分で、生粋の反貧困運動リーダーであったが、彼らは、結局は、市長側の作業班（task force）が支配することになった委員会の中に取り込まれていくことになった。その結果、彼らは、貧困層に根付いた生粋の反貧困運動リーダーシップとしての性格を失っていくことになった。このことが、経済機会局の意図したことであったかどうかは不明であるが、このように、「貧困層の権力参加」の「実態」が明白になってくると、1966年の全米市長会議は、「より多くの反貧困資金を要求する。これ以上の既存公務員の関与を求めない」と主張するようになったのであった¹⁰⁾。

第四節 「悪循環」論の行き詰まり

最後に、経済機会局の「悪循環」との戦いを考察する。経済機会局は、「悪循環」のどこかに焦点を絞って「攻撃」を集中すれば、「悪循環」を断ち切れる、と考えた。

第一に、経済機会局は、児童・少年向けプログラムに努力を集中した。これは、児童や少年に教育などの努力を集中して、彼らがともかく高校を卒業して、まともな職業に就くように意図したものであった。しかし、これに対しては、大人の貧困者を無視している、との批判が湧

7) *Ibid.*, pp. 124-127.

8) *Ibid.*, pp. 129-131.

9) *Ibid.*, pp. 45-47, 121-125.

10) *Ibid.*, pp. 122-124., 拙著、前掲書、74頁。

き上がった¹¹⁾。

そこで、経済機会局は、職業訓練計画に焦点を絞った。しかし、職業訓練所からの脱退率の高さ（資金が無駄との批判）、訓練所内での暴力・ケンカが多発への批判が強まり、更に、職業訓練を受けても就職の保証はなかった。このことに対しても、批判が沸き起こった¹²⁾。

そこで、経済機会局は、“HARD CORE POOR”（「核心的な貧困者」＝高齢者、母子家庭、障害者、低学歴者など）に努力の焦点を絞った。しかし、またしても批判が沸き起こった。すなわち、「これらの人は、教育・訓練しても、職業機会に恵まれるのか」、「『核心的な貧困者』を援助することが、『悪循環』を断ち切ることに結び付くのか」との批判であった¹³⁾。

要するに、経済機会局が、「悪循環」のどこかに「攻撃」を集中しても、必ず、批判が沸き起こった。こうして、シュライバー-OEO長官が、「貧困との戦い」の「敵」とした、「悪循環」論は、その有効性を疑われ、「貧困との戦い」を重大に損ねることになっていった。

まとめ

以上、検討してきたように、「貧困との戦い」の最大の論議は、貧困層の「権力参加」の問題で生じた。それは、貧困者をどこまで権力に「参加」させるかの問題であった。ケネディ政権期に、「平和部隊」の長官として、第三世界の貧困問題で「平和部隊」を活躍させたシュライバー-OEO長官の経験に基づく「権力参加」論は、実現しなかった。また、逆に、シュライバー長官の理想に反する結果を招いたことも否定出来ない。しかし、「貧困絶滅戦争」はこれで終わったわけではない。「貧困問題」解消の課題は、米国人の心に深く染み込み、「貧困問題」は以後の歴代政権に受け継がれていくのである。

結局、「貧困絶滅戦争」の「戦争」のレトリックが、この「戦争」には一体いつになったら「勝利」出来るのか、という疑問を中心に、1966年半ばには、「戦争」のレトリック自体が議会の信用を失っていき、「貧困との戦い」は歳出削減の対象になっていく。他方、ジョンソン大統領が、次の大統領選挙（1968年11月）までのベトナム戦争勝利は不可能、と「ベトナム戦争の泥沼化」を認識するようになったのが、1966年11月である。従って、多くの研究者によって言われているような、「『貧困との戦い』を含む『偉大な社会』計画を、ベトナム戦争が「足を引っ張った」ということは、そのように言える部分と言えない部分とがあると思われる。

最後に、「偉大な社会」計画は、結局は失敗に終わった、とする見方が根強い。しかし、「はじめに」で述べたように、「偉大な社会」計画の一本の柱であった「黒人公民権」問題では、「1964年公民権法」、「1965年公民権法」の制定は、「偉大な社会」計画の大きな成果であった、

11) Zarefsky, *op. cit.*, pp. 93-96.

12) *Ibid.*, pp. 96-101.

13) *Ibid.*, p. 106.

ということを付け加えておく。また、「貧困との戦い」では、メディケア・メディケイド（医療保障、特に、高齢者医療保障）の実現が大きな成果であり、これらは、以後の歴代政権に引き継がれていく。また、1964年から69年までに、貧困者の数は確実に減った。この原因は、「貧困との戦い」の成果なのか、あるいは、ベトナム軍需で経済が活況を呈していたからなのか、まだ結論は出ていない。「貧困との戦い」を含めて「偉大な社会」計画は、ベトナム戦争との関連もあって、複雑で興味尽きない研究課題である。

ジョンソン政府最後の1年(1968年)のベトナム戦争政策

— October Surprises か November Surprises か —

福田茂夫

一 民族解放戦線(NLF)のテト(旧正月=68.1末~2初)攻撃

ケネディ暗殺(63.11)で副大統領から大統領に昇格したジョンソンは、1年後(64.11)の大統領選挙で地滑りの勝利をおさめた。その後、北ベトナム爆撃開始(65.3)、米地上軍大量派遣開始(65.7)と、軍事介入をエスカレートさせ、ベトナム戦争を名実ともにアメリカの戦争にした。派遣米軍数は、67年には52万5千になった。しかし、これらを行つても民族解放戦線(ベトコン)と南下した北ベトナム軍を排除できなかった。

マクナマラ(McNamara)国防長官は、そうした67年10月に「ハノイ政府・ベトコンとの和平交渉」「米軍撤収」を大統領に提言した。ジョンソン大統領は、受けつけず、11月末に、マクナマラは世界銀行総裁に転出(国防長官解任)と発表した(実際の退任は翌年2月末日)。

それより前、67年秋に、ジョンソン大統領は、国家安全保障問題担当大統領補佐官ロストウ(W.Rostow)の進言を入れ、次の大統領選挙(68.11)までに勝利(Victory=敵戦力を南ベトナムより排除)はできないが、選挙には「winning ムードで臨む」ことを方針と決定していた。それは「国民に戦局は優勢と信じさせて」選挙を戦うということであった。

そしてベトナム派遣米軍司令官ウェストモーランド(Westmorand)の主張を受け入れ、戦局優勢を示す場所として、南北分断17度線南のラオス国境に近い攻守の要衝ケサン(Khe Sanh)を選び、そこで敵に打撃を与える作戦をとった。そのため、派遣米軍の約1/3の兵力が、南ベトナムの北部国境の山岳地帯で行動できるように配備された。そういう配備をしたうえで、ウェストモーランド司令官は、12月に帰国して議会と国民に「戦局優勢」と公言した。

ところが敵側は、北ベトナム軍でケサンに陽動攻撃を加えながら、68年テト(旧正月=1月末~2月初)に、民族解放戦線(ベトコン)の最精鋭戦力で、南ベトナムの43都市中39、6自治区中5、245小都市中71を同時に攻撃・占拠した。アメリカ国民の大多数は、「ベトコンは敗退していず」「政府の発表は偽り」と判断した¹⁾。

1) 福田茂夫「ジョンソン大統領の派兵後のベトナム戦略——地上米軍派遣発表(1965.7)よりテト攻撃(68.1)まで——」(日本国際政治学会編『国際政治』第130号所収)。

二 ジョンソン大統領のテレビ発表 (68.3.31) 「和平交渉提案」「大統領選挙不出馬」

ウェストモーランド司令官は、急いで、米軍を国境地域から都市部に戻し、占拠しているベトコンを攻撃・殺害させた。そして「テト攻撃でのベトコンの死者3~5万。反撃のチャンス」と報告した。ジョンソン大統領が2月下旬に「反撃に必要な追加兵力数」をたずねると、ウェストモーランドの要求は「20万5千」であった。

ジョンソン大統領は、マクナマラ国防長官の後任にクリフォード (Clifford) を任命していた (正式就任は68.3.1だが、その前から国防長官予定者として執務)。クリフォードは、20年前の48年大統領選挙で、絶対不利と言われたトルーマンを奇跡的に当選させた政界の怪物であったが、これまでジョンソン大統領のベトナム政策を公式には支持してきた。

それでマクナマラの後任に選ばれたのだが、すでに正式就任前に、感覚的にベトナム戦争は成功しないと思っていた。また、国防長官予定者として国防省上級スタッフから問題点の説明を受ける間に「北爆全面停止で、交渉和平実現」することが必要と確信するようになっていた。

そのクリフォードに、ジョンソン大統領は「Task Force (特別目的の委員会) を設けて、ウェストモーランドが要求した追加派兵を実現する方策を示せ」(ロストウ補佐官が起草) と指示した。その指示は、国民の政府不信が強い状況で、20年前の48年大統領選挙時のような奇跡的成功をおさめる策を、クリフォードに期待したものであった。

しかし大物政治家クリフォードは、ジョンソンの指示・期待を無視し、Task Force (特別委員会) で、「課題は、“如何にして追加兵力を送るか” でなく、“現在のコース (戦争) を続けるか否か” だ」と説明した。そして3月4日に「大統領への勧告」を提出したが、それは言葉を慎重に選んだが、論旨は次であった。「①ベトナム派遣米軍の新任務は、敵打倒でなく、米軍基地と住民の安全である。必要な増派はするが、2万2千を限度とする、②和平交渉のイニシアは、いまはとらない。交渉引出しには、全面北爆停止が必要で、その用意がないからである。北爆継続か停止かを議会と協議すべきである」。その論旨は、前年11月のマクナマラ国防長官の提言と同じであった。

政府内では、もちろん反発が強かった。ロストウ大統領補佐官は、軍部の主張を支持した。國務長官ラスク (Rusk) は、爆撃の効果が低下する雨期 (5~10月) にだけ北爆停止し、敵が攻撃を自制すれば停止継続・和平交渉に進み、敵が攻撃強化なら北爆再開、を中間案として提示した。ジョンソン大統領は、増派は2万2千とし、北爆は、ラスク案を好む態度であったが、どうするか未定であった。

こうした3月10日に、ニューヨークタイムスが「ウェストモーランド司令官は20万増派を要求。政府内で意見対立」と暴露し、それがテト攻撃時以来の厭戦・反戦ムードを再高揚させた。3月12日のニューハンプシャー州の大統領候補予備選挙で、(テト攻撃以前にはジョンソン大統領が圧倒的勝利と予測されていたが)、「戦争終結」を訴えた無名の上院議員ユージン・

マッカーシー(Eugene McCarthy)が、ジョンソンとほぼ同数を得票した。その状況をみて、故J・F・ケネディ大統領の弟ロバート・ケネディ(Robert Kennedy)が、3月16日に、「ベトナムの将来はベトナム人にゆだね、戦争離脱」を公約にして、大統領選挙に立候補を表明した。ロバート・ケネディは強敵であり、また故J・F・ケネディ政府時代に副大統領ジョンソンを無視したので、ジョンソンとして敵対心が強かった。

こうなってジョンソン大統領は、クリフォード(選挙の達人・国防長官)に助言を求めた。しかし、クリフォードは「賢人(Wise Men)会議に諮問を」と進言した。賢人会議は政界・財界・軍部の長老の会議で、これまではジョンソンのベトナム政策支持を答申してきていた。しかしベトナム戦争問題への最大発言力者はアチソン(Acheson)〔トルーマン政府の國務長官〕で、そのアチソンが3月15日にジョンソン大統領に「ベトナム脱出」を文書で進言していた。したがって賢人会議に諮問すれば、どう答申するかは予測できた。それにもかかわらずジョンソン大統領は、賢人会議への諮問をクリフォードに指示した。それ以後のジョンソン大統領の意図・態度・心理を明示する文書はないが、この時より一定の決断があったと判断される。

3月22日に、ウェストモランド司令官を(陸軍参謀総長に昇進の形で)解任した。賢人会議は25日に開かれ、大多数が「ベトナム脱出」を主張し、26日にマンスフィールド上院院内総務(多数派リーダー)が代表して、それをジョンソン大統領に答申した。こうした後、3月31日にジョンソン大統領はテレビ演説で、「(条件がととのえば)北爆を停止して和平交渉開始」を北ベトナム(ハノイ)政府に呼びかけ、「大統領選挙には不出馬」を表明した²⁾。

三 ハンフリー副大統領の立候補(4.27)とロバート・ケネディ暗殺(6.6)

ハノイ政府は4月3日に、「(条件がととのえば)和平交渉開始」に同意した。しかし、まず交渉場所の選定に日時がとられ、やっと「5月13日よりパリで、和平交渉(negotiation)開始の条件をととのえるための折衝(talk)」を始めるはこびになったが、その間に、ジョンソン大統領の和平交渉に臨む態度も、次第に明らかになっていた。

第一に、南ベトナム(サイゴン)政府の出席を和平交渉開始の条件とする態度(前年9月末にテキサス州サンアントニオ市で表明)を変えていなかった。それは終戦(米軍撤収)後もサイゴン政府を存続させるためではあるが、しかし、それが「荣誉ある和平」で、ロバート・ケネディの公約「ベトナム人に将来をゆだねる」は「 коммуニストが支配の連合政府を承認する敗北主義」と非難することで、ロバート・ケネディを当選させないためでもあった。「大統領選挙に不出馬」を3月31日に表明したのも、大統領候補に指名されるのが不可能と判断した

2) テト攻撃(68.1)からジョンソン大統領の「和平交渉提案・大統領選挙不出馬」演説(68.3.31)までの政策決定については、Schandler, *The Unmaking of A President*, 1977を基本文献とし、ほかに次を参考にした。オーバードファー(鈴木主税訳)『テト攻勢』(原著は1971年刊), Specter, *After Tet*, 1993, Westmorand, *A Soldier Reports*, 1976, Clifford, *Counsel to the President*, 1991.

からであったが、同時に、また、荣誉ある和平を意図するのは「自分のため」でなく「アメリカのため」として、国民の名でロバート・ケネディを当選させないためであった。

ジョンソンは、4月27日に大統領選立候補を表明した副大統領ハンフリー(Humphrey)にも、サイゴン政府の出席が和平交渉開始の条件と厳しく求めた。ハンフリーは労組が基盤の民主党リベラル派で、「まず北爆停止」が本来の主張であった。しかし選挙資金をジョンソン大統領に頼っていて、その要求に逆らえなかった。

第二に、それでは、どういう方法でハノイ側を、サイゴン政府出席に同意させるのか。それについて、ジョンソン大統領は「ソ連の仲介」に期待を置いていた。デタント拡大(核兵器削減協定・貿易拡大・等)が、ソ連への協力の代償であった。

その政策を進めるためにアメリカは、5月13日より開始のパリ折衝に、いずれも戦争終結論者(ハト派)のハリマン(Harriman)〔元駐ソ大使・数々の和平交渉経験者〕を代表、サイラス・バンス(Cyrus Vance)〔マクナマラ国防長官時代の国防次官〕を副代表として派遣したが、それと並行して、ワシントン駐在のソ連大使ドブリニン(Dobrynin)を、もう一つのチャンネルにして、アメリカの主張をハノイ政府に伝えさせた。パリ折衝では、ハノイ側の発言で、どの程度ソ連がハノイに圧力を加えているかも測定する予定であった。

そうした目的で、5月13日に開始されたパリ折衝は、5月31日より「お茶の時間」をつくって雑談をし、6月17日より、それを発展させて「非公式の話し合い」を行うことになった。しかし、それを行う前、6月6日に、ロバート・ケネディが暗殺された。それはジョンソン大統領の以後の態度を、おおきく変化させた。

四 ジョンソンのドラフト期待と民主党大統領候補指名大会(8.26-29)

ロバート・ケネディ暗殺の前、6月4日にソ連首相コスイギン(Kosygin)がジョンソン大統領に、「パリ折衝でハノイが“非公式の話し合い”に応じたのは“ソ連の仲介”」「“北爆停止”でハノイは“和平交渉”に応じる」と書簡を送ってきていた。それは、ソ連の仲介で和平交渉を漸次進めるというジョンソン大統領の3.31演説以来の政策の成果であった。しかしロバート・ケネディ暗殺後、ジョンソンは6月9日にコスイギンに「北爆停止でなにが起こるか」と、事前に米条件(サイゴン政権存続)の確認を求める返書を送り、和平交渉に進むのをカットした。そして7月下旬に、サイゴン政府のチュー(Thieu)大統領・キィ(Ky)首相をホノルルに招いた首脳会談で、和平交渉に進むには「南ベトナム政府の存続・交渉への出席」の承認が必要と確認した。

大統領選挙について、ジョンソン大統領は複雑な態度・行動をとった。まず、共和党の大統領候補にニクソンが指名されるのは確実であり、ロバート・ケネディ死後の世論調査で、ニクソン候補はハンフリー候補よりも大差で優位にたっていた。ハンフリー候補としては、ニクソンに対抗するには、ロバート・ケネディ支持のハト派(戦争終結主張)票を取り込むことが必

要であった。

それでハンフリーは、ホノルル首脳会談から帰国したジョンソン大統領に、7月25日に、選挙演説の中に「敵の行動をデスカレトさせる積極的行為として、北爆の即時停止に賛成 (favor)」の文言を入れたいと了承を求めたが、ジョンソンは拒否した。しかもジョンソンは、これまではロバート・ケネディへの対抗者としてハンフリーに好意的態度で接したが、ロバート・ケネディ死後には、「大統領の器でない」と小馬鹿にした態度をとるようになった。

ジョンソン大統領は、ハンフリーと会う前日、7月24日に、政府首脳に「ニクソンと話したい。彼は民主党候補よりも、われわれの助けになる」と言い、26日に会見した。その会見で、ニクソンは「北爆はテコだ。(マクナマラ国防長官時代にやったような、事前に敵が米の条件を受け入れていない) 北爆一時停止 (pause) をする気はない。貴下が主張する北爆停止への米の条件に同意する」と述べ、「欲しいのは、サイゴン政府を放棄しない約束だ。それがあればベトナムを選挙の争点としない」と言い、ジョンソンは「連合政府を認めない」「北爆は有効だ」と発言した。ニクソンが恐れていたのは、選挙日前にハンフリー候補が北爆全面停止・和平交渉促進の演説をすることで、この会見で、ジョンソンとニクソンは、ハンフリーに独自の行動をさせないように、氷づけにしたのであった。

もちろんニクソンは、それだけでハンフリーの行動を抑制できるとは思ってはず、北爆停止→和平交渉の動きをした場合に備えて、早くから秘密裡に南ベトナム政府の主脳に接触していた。そういうことがあって、6月末に、故シェンノート (Chennault) 大佐 (第二次世界大戦中に中国で米人航空義勇軍を編成して活躍) の夫人 (中国人) からニクソンに「駐米ベトナム大使ブイ・ジェム (Bui Diem) は私の親友。会われない」と手紙がきていた。ニクソンは、すでに数ヵ月前にブイ・ジェムと会っていて、「私に連絡したいならシェンノート夫人を通じてされたい。同じことを私もする」と言っていた。それらで、ニクソンは、アメリカの妥協的な動きに、サイゴン政府を抵抗させる準備をしていたのであった。そしてジョンソン大統領は、そういうニクソンの工作を知っていたが、それをとがめるような言動はとらなかった。

こういふようにロバート・ケネディの死は、和平交渉でサイゴン政府の存続を認めさせるためのジョンソン大統領の態度・方策を、慎重な苦心から端的な要求に変化させた。それとともに、大統領選挙に臨む態度も、「不出馬」声明を取り消しはしなかったが、「ドラフトを期待」するようになった。

大統領候補に指名されるには、指名党大会で、各州の予備選挙票が報告され、その集計が多数を占めた者が指名されるのが通常である。それとは別に、予備選挙で票集めをしていない者を、指名党大会で、候補者に指名すると緊急動議が出され、それが採択されて候補者になるのが (プロ野球選手の指名採用と同様に) 「ドラフト」と呼ばれる方式で、歴史的に前例もある。ジョンソン大統領の場合、「不出馬」声明は自分から立候補しない (予備選挙に出ない) というので、ドラフトされて受け入れるのは不出馬声明と矛盾しないと解釈していた。

ジョンソン大統領は、こうした解釈にたつて、ロバート・ケネディ死亡(6.6)後、ドラフトを意欲し、7月以降、政治的に目だつように行動した。それに対しハンフリー候補は、ハト派の政策を主張して故ロバート・ケネディの票を取りこもうとしたが、民主党指名大会(8.26-29)終了まで、それをジョンソンは抑えつけ、そしてハンフリーが、指名を獲得するまで譲歩・我慢を重ねるといった状態がつづいた。

まず、共和党大会(8.8)でニクソンが大統領候補に指名された。世論調査は、ニクソン票45%、ハンフリー票29%と予測し、ニクソンが圧倒的優勢であった。ハンフリーは、8月下旬の民主党大会での外交綱領に「オリーブの葉でハト派の主張を入れたい」と望み、ニクソン指名の翌日(8.9)、ジョンソンに会って「相手に対応した行動自制の態度(reciprocity)を示した時に北爆中止」という文言を入れた外交綱領案を見せたが、ジョンソンは「和平は私にまかせよ」と拒否した。そしてジョンソンは、翌8月10日に、指名獲得後のニクソンをジョンソン・ランチ(テキサス州にある牧場付き自宅)に呼び、会見後、側近に「ニクソンの勝利が国にベターだ」と述べて、ハンフリーに対し、ハト派に傾くならニクソンを支持すると牽制した。

こうした間にジョンソンは、親しい民主党議員に「ドラフト指名プラン」を準備させていた。それは民主党大会中の8月27日がジョンソン60才の誕生日なので、祝福への感謝スピーチをジョンソンに行わせ、全員が拍手する中でドラフト動議を出し、賛成決議を採択させるというもので、議員の役割分担も決めていた。もちろん、これは危険な賭けで、ジョンソンは、実現しなくても恥じをかかない限度を守って全力投球した。大会前の時期にモスクワを訪問する用意もした。また支持議員は、ドラフトに成功した場合の論功行賞を考えて、熱心に準備した。

シカゴでの民主党大会(8.26-29)には、3つの注目点があった。①ベトナム和平綱領、②ジョンソンのドラフト指名、③ハンフリーの指名受諾スピーチ。

その前、8月20~21日の夜に、ブラハの春(自由と独立)を求めていたチェコスロバキアに、ソ連軍が侵攻した。ジョンソン大統領のモスクワ訪問のチャンスはなくなった。

① 大会の「ベトナム和平綱領」委員会は、8月19日に草案を作成し、それには「爆撃中止も考慮」「交渉で米軍撤収も」の文言も入れられていた。しかしジョンソンは、そういう文言記載を許さず、そして大会開催日の26日に「北爆中止は、米の条件が事前に確認された時のみ」と綱領に特記させた。ハンフリーは「原案で」と求めたが、拒否した。また大会委員長が「ジョンソンに反抗するなら委員長を辞任する」と脅し、ハンフリーは譲歩した。大会は28日、一部の反戦青年が会場に乱入するという混乱の中で、ジョンソン案を採択し、それにハンフリーも賛成投票した。

② ジョンソンは、ドラフト指名の期待をギブアップしていなかったが、大会(8.26-29)開始の3日前より男女の反戦青年が会場周辺で集会をつづけた。ジョンソン誕生日の27日(ドラフト指名予定日)には、「魔法の絨毯がなければ会場に入れない」状態で、ジョンソンもドラ

フトを断念した。

- ③ 28日に、ハンフリーは大統領候補に指名されたが、指名受諾演説でベトナムについて言えたのは、「早期終戦に努力」「交渉推進」という言葉だけであった。指名獲得まで、ハンフリーは我慢の子であった³⁾。

五 October Surprises (10月の異変)

- (1) ハンフリーの選挙運動＝オリーブの葉で故ロバート・ケネディ票獲得

大統領候補を決定した後、労働日（9月の第1月曜日）より選挙運動を開始するのが民主党の伝統であった。ハンフリーには、オリーブの葉となる言葉（間接的表現）で「米軍撤収」「北爆停止」をおわせ、それで故ロバート・ケネディ票を獲得することが必要であった。

ハンフリーは9月9日に、フィラデルフィアでの最初の全国演説で「選挙後数ヶ月内に若干の部隊がベトナムから移動できればいい」と述べた。そのハンフリーを、ジョンソンは呼びつけ、叱りつけた。

- (2) ソ連の交渉仲介再開と民主党ハト派のハンフリー支援

9月中旬に、ソ連が交渉仲介に再び積極的になった。並行してパリのハノイ代表も動いた。

9月12日にソ連大使ドブレニンがロストウ大統領補佐官に「ハノイに、米との交渉を仲介できる」と言い、直後、15日にパリでハノイ代表が「北爆停止があれば和平交渉に同意する」と発言した。ロストウ補佐官は、大統領に「ソ連は事態を動かす気」と報告した。ハリマン（パリ折衝米代表）も帰国して「ソ連・ハノイは積極的」「北爆中止して相手を動き易くさせては」と進言したが、ジョンソンは「北爆中止前に米条件の承認が必要」と指示した。

しかしハト派の政界大物が、政府外で、チェスター・ボールス (Chester Bowles) [ケネディ大統領の外交アドバイザーで、元駐インド大使]、マクジョージ・バンディ (McGeorge Bundy) [ジョンソン大統領の前外交問題補佐官]、政府内でクリフォード国防長官が、ハリマンの進言を支持し、それらが民主党内の大きな動きとなった。9月18日にハンフリーは、閣議に出て「私は反戦運動にアピールするのを制約されているが、ニクソンは誰にも縛られない」とだけ言って退席した（次に9月30日にソルトレークシテイで行う予定の全国演説で少しは反戦票にアピールする言葉も入れたいと訴えた発言）。その数日後、国連大使のジョージ・ボール (George Ball) [国務次官を66.9に辞任。一貫してベトナム撤収を主張。67.4に国連大使] がハリマンに「国連大使を辞任してハンフリーの選挙運動に加わる。そうすればハンフリー候補はジョンソン大統領とは別と見られるだろう」と言い、9月25日に辞任した。

3) ロバート・ケネディ立候補から民主党大統領候補指名大会（8.末）までの大統領選挙戦の分析は、Gardner, *Pay Any Price: Lyndon Johnson and the Wars for Vietnam*, 1995を基本参考文献としながら、ほかに次を参考にして行った。Dallek, *Flawed Giant: Lyndon Johnson and His Times, 1961-1973*, 1988, Gould, *1968: The Election that Changed America*, 1993, Clifford, *op.cit.*

ハンフリーは、9月30日演説の前にジョンソンに会い、ベトナム関係部分の原稿を読んだ。「米兵への危険が、許容できる程度なら、北爆を停止する。それが交渉を成功させ、戦争終結を早くさせる。もちろん北爆再開の権利を留保する」が、その核心であった。ジョンソンは「私の政策を継承と言いながら、選挙民に、無条件北爆停止と思わせるのだろう」と苦々しく言ったが、ハンフリーは、いままでのようには引きさがらなかった。そして9月30日演説後、ジョージ・ボールが記者団に、演説の意義を説明した。世論では、「1月（大統領就任時）に終戦と間接的に主張」と受けとる者も多く、その後、「北爆中止で交渉の主張」がタブーでなくなった。誰が大統領になるかで戦争の将来に違いが出ると、世論は認識するようになった。

(3) October Surprises = ハノイ政府は「サイゴン政府の交渉参加を承認」

パリでは、米とハノイの折衝が、ソ連の仲介で、急いで進められていた。「サイゴン政府の和平交渉参加」の可否が、最重要問題であった。これについて、10月2日に、国連の会議で訪米したソ連のグロムイコ (Gromyko) 外相が、ラスク国务長官に「ハノイに影響力を行使した」と発言し、10月11日にパリでハノイ代表が「サイゴン政府の交渉参加承認を討議してもいい」と発言した。ハリマンは、ワシントンに「早く進めることが必要で、返答は3日以内に」と要請した。

ジョンソン大統領は、「北爆全面停止後“24時間内”に討議開始」（ハノイの攻撃の早急な停止が必要）とし、駐サイゴン大使バンカー(Bunker)に、サイゴン政府の了承をとるよう指示した。バンカー大使は、それを伝えてもチュー大統領から反対の発言がなかったので、了承されたものと思った。しかしジョンソンの指示電では、「チュー大統領に、ハノイへの返答は、これまでのジョンソン・チュー共同表明（7月下旬のホノルル首脳会談）と合致するものと言うように」とも指示されていて、その文言を、サイゴン政府は後に使った。

ハリマンは10月14日に、ハノイ代表に「爆撃停止後24時間内に交渉開始を条件に北爆全面中止」と通告した。しかし通告後、パリでの折衝は、新しい停滞の状態に入った。

ハノイは「24時間内は無理」と主張し、サイゴン政府は「NLF（民族解放戦線＝ベトコン）の出席に反対」した。そしてサイゴン政府は、交渉開始を引き延ばすため、諸々の画策をした。ソ連とハノイが、11月5日（米大統領選挙日）までに交渉開始と急いで動いたのに対し、サイゴン政府は逆に、ニクソン当選までは交渉開始を妨げたのが、実際の対立であった。こうしてハノイ側と米との折衝・応酬は、14日以降、次のように行われた。

10月14日、米「24時間内に交渉開始」を提案。ハノイ「NLF代表の出席に数週間が必要」→16日、米「交渉開始は2～3日以内」「重要なのは、間隔を最短にすること」→（サイゴン政府とニクソン共和党候補が、和平交渉実施妨害行動に）。

18日、駐米ベトナム大使ブイ・ジェムが米に文書を提出「NLF（民族解放戦線＝ベトコン）の参加を米が拒否せねばサイゴン政府は出席できない」。チュー大統領演説「北爆中止に反対、NLFの出席に反対」。

21日、サイゴン政府は主張「NLFは出席しても北ベトナム代表団の一部としてのみ発言」→（和平交渉に出るNLF・サイゴン政府の位置づけで対立した主張）。

米の提案「4参加者間の“two-side”交渉」（米とサイゴン政府が“our side”で、ハノイとNLFが“your side”。サイゴン政府とNLFの資格は厳密に規定しない）→ハノイの主張「米・ハノイの共同コミュニケで、和平会談は米・サイゴン政府・ハノイ・NLFの四者で行うと公言を」→（こうしたなかでソ連が和平交渉開催へのスケジュールについて仲介）。

22日、ソ連提案「米は10月24日か25日に爆撃中止し、4当事者の代表は11月1日か2日（7日後）に最初の会議を行う（米大統領選挙日は11月5日）」（7日後は、米の2～3日内案とハノイの数週間後案の中間）「和平会議出席者は（sidesと呼ばず）全四者を名前で言う（米案でも北ベ案でもない形にする）」。

それを受けたジョンソン大統領の指令案「10月30日に北爆停止、それより3日後の11月2日に最初の和平会議（大統領選挙前、北爆停止との間隔は3日間）」「交渉に出席のサイゴン政府・NLFについては、米が“南ベトナム政府代表が出席する”と言い、ハノイが“NLF代表が出席する”と言い、これは決して“会議出席者を承認したことを意味しない”とする」→米案へのサイゴン政府の反発「NLFを南ベトナム政府と対等にしているし、またハノイにチュー政府存続の承認を要求していない」。

これらのことがあった後、10月27日に、パリ折衝米副代表サイラス・バンスはワシントンに報告「ハノイは、未解決の全要求を取り下げ、米の回答（10.30北爆停止、11.2和平会議開始）に同意した」。この報告を受けたラスク國務長官は「ウォッカとキャビアの臭いがする」と言い、ソ連仲介の成果と認めた。

この間、ニクソン大統領候補はチュー大統領を和平会談に出さない工作を改めて行っていた。その工作で、サイゴン政府のブイ・ジェム駐米大使は、チュー大統領に、10月23日・27日・29日と重ねて「和平会議に代表を出すな」と打電していた。そして、こうしたニクソンの工作をジョンソン大統領は知っていた。

ジョンソン大統領の方は、29日に、駐サイゴンのバンカー大使に、チュー大統領宛書簡を付して、米・サイゴン政府の共同発表案「10.30北爆停止、11.2討議開始」を打電した。書簡では「NLF（民族解放戦線）を独立の存在と認めていない。NLFとの連合政府を押しつける積りはない。7月のホノルル会談での討議と共同コミュニケにそって、貴下がNLFを南ベトナム内で武装解除していくと信じている。米がこれまでと同様に、将来も貴下を支援すると信じられたい」と述べていた。チュー大統領が、書簡について「それ以上を求めうとは思われない」と言ったので、それでバンカー大使は、サイゴン政府代表が和平会議に出席すると期待したが、チューは出席承諾を出さなかった。

その日、ジョンソン大統領は政府首脳会議で発言した。「ニクソンがチューと接触したのは理解できる。ハンフリーのソルトレークシテイ演説、マクジョージ・バンディの“自分は政府

と別”発言，それらがニクソンに作用した。ニクソンは，約束を破られたとあって，ベトナム大使館と接触したのだ。われわれの努力は無になった」（とハンフリー候補とハト派の言動を非難した上で）「しかし私は北爆全面停止をやる」。

30日に，ジョンソン大統領はバンカー大使に再度，チュー大統領説得を指示した。「最初の和平会議日を11月2日より4日（米大統領選挙日は5日）に延期していい」。チューは承諾しなかった。それで，ラスク國務長官より，もう一度メッセージ「ハノイは，最初の会議日を米大統領選挙後の11月6日とするのに同意している」を送り，バンカーが7時間説得したが，チューは承諾しなかった。

ジョンソン大統領は，その夜，サイゴン政府の同意がなくても，北爆全面停止・和平会談開始を行うと決断した。そして「10月31日午後8時にテレビで，“11月1日午前8時に北爆停止，6日に最初の和平会議。南ベトナム政府の出席は自由選択 (free to participate)” と表明する」と決定した。しかし31日のテレビ放送でジョンソンは，「ハノイとの取決めは完全に確かなものでない。前途に困難な戦いが十分ありうる」と付言した。

11月1日の北爆停止後，得票予想はドラマチックにハンフリー票増に動いた。政府内外のハト派の政治家は，①ソ連が積極的に仲介に動いたこと，②ハノイがサイゴン政府の和平会談出席を認めたこと，③ジョンソン大統領が，サイゴン政府の存続が確約されていないのに，北爆停止に踏み切ったこと，④ハンフリー候補が，オリーブの葉でつつんで戦争終結を訴え，「戦争か平和か」を選挙の争点にしたこと，などを“October Surprises”（驚くべき10月の異変）とし，それらは，ハト派の行動の成果と自賛した⁴⁾。

六 November Surprises (11月の異変)

11月1日の北爆停止で，得票予想はドラマチックにハンフリー票増に動いた。しかし，チュー大統領が11月2日に「和平交渉会議に出ない」と改めて公言したことで，その動きは止まり，以後，ニクソンが得票率を伸ばして，11月5日，大統領に当選した。

ニクソン支持者は，“Surprises”（驚くべき事）は，10月の出来事でなく，「11月2日のチュー大統領の和平会議不参加公言」と「11月5日のニクソンの大統領当選」であるとした。そして，その“November Surprises”（11月の異変）の方が，アメリカの外交・内政の本筋と評価した⁵⁾。

4) “October Surprises”でのソ連の仲介については，Gaiduk, *The Soviet Union and the Vietnam War*, 1996. を基本文献とした。アメリカ政府内外の戦争終結派の活動については，Clifford, *op. cit.*, Gardner, *op. cit.*, Dallek, *op. cit.* のほか，Bill, *George Ball: Behind the Scenes in U.S. Foreign Policy*, 1997 を参考にした。

5) “November Surprises”論を基調にしたベトナム戦争政策分析の一例は，Jeffrey Kimball, *Nixon's Vietnam War*, 1998.

もちろん“October Surprises”も“November Surprises”も、偶然の出来事ではなかった。多くは、いろいろな画策の成果であった。そのうち「チュー大統領の和平会議不参加」は、ニクソンが早くから工作し、ジョンソン大統領が、そのことを知っていながら、抗議もしないでいたことであった。ジョンソン大統領は、むしろ、ハンフリー候補が、このことでニクソンを非難するのを抑えていた。

そういうジョンソン大統領の態度を、どう理解すべきか。ボストン大学教授ダーレック(Dallek)の次の解釈が妥当と思われる。

「(ドラフトが消えた後)、ジョンソン大統領の態度は、ハンフリー落選が自分の責任にならないよう支持の態度を示すが、ハンフリーが戦争終結を主張して当選すれば、ベトナム敗北の責任が自分に問われ、ニクソン当選だと、敗北の責任を共にしてくれるというものであった」⁶⁾。

ニクソンの大統領当選後、ジョンソン大統領は、實際上、和平交渉問題から手を引いた。

サイゴン政府のチュー大統領の方は、11月末に、「パリに代表を行かせて、そこで時間稼ぎさせた方が得策」とし、代表を送った。その後、四者(米・ハノイ・サイゴン・NLF)が座る机の形とか、座る場所とか、そういう手続き事項で論議を重ね、ニクソン大統領就任まで交渉は行われなかった。「交渉を進めないで、ベトナム戦争をニクソンにゆだねる」のが、ジョンソン大統領の最後のベトナム政策となった⁷⁾。

ハリマン(パリ交渉への米代表)は、そのジョンソンに会って「哲学的になった(方向舵を失った)」と思った。その間に、ラオスのホーチ・ミン・ルート爆撃は(北爆全面停止を表明したが)3倍になり、国務長官ラスクは「DMZ(17度線の南北分断境界線非武装地帯)のクリーン化(軍事攻撃)」を主張していた⁸⁾。

6) Dallek, *op. cit.*

7) 萩野弘巳『パリ会談』(1973)が、ジョンソン大統領時代のパリでの折衝・交渉の過程を知るのに有用。

8) Lyndon B. Johnson, *The Vantage Point: Perspectives of the Presidency, 1963-1969*, 1971は、ジョンソンの大統領時代回顧録であるが、その末尾で退任時の心境が語られている。

ニクソン大統領のベトナム戦争

—Jeffrey Kimball, *Nixon's Vietnam War*, 1998の紹介—

福田 茂 夫

一 「サイゴン政府は“適当な期間” (Decent Interval) 存続させる」論

ニクソン大統領のベトナム戦争については、3つの問いかけがある。①大統領就任後4年間(73.1のパリ和平協定まで)、さらに2年あまり(74.8の大統領辞任、75.4のサイゴン陥落まで)戦争を継続するが、戦争継続に意義があったのか、②とくにカンボジア侵攻(70.4-6)とラオス侵攻(71.2-3)は、内外の反戦世論を強くしただけでなかったか、③パリ交渉でキッシンジャー(Kissinger)外交担当大統領補佐官とレ・ドク・ト(Le Duc Tho)ハノイ政府政治局員の間で、和平協定案が72年10月に合意されたのに、ニクソン大統領が修正を求め、猛烈な北爆を行って73年1月にハノイ政府に修正に同意させたと言われるが、修正内容は猛烈な北爆をするほど重要な点であったのか。

この設問に対し、もちろんニクソン支持論と批判論とがある。しかし、まだ反戦・厭戦世論の余韻があった1980年代中頃までは、批判論の方が多数であった¹⁾。

その多数の批判論で、個々の研究・主張は、いろいろと重点が違うが、共通して底に流れているのは“Decent Interval”というキィ・ワードであった。それは翻訳しにくい言葉だが、次が翻意である。勝利(サイゴン政府保持)は不可能だが、次の大統領選挙で当選するニクソン個人の目的でか、同盟国との約束を守ったと示す国の名誉(Prestige)のためか、反戦世論に屈しない保守政治の勢力拡大を意図してか、それらのために「適当な頃合いまで(Decent Interval)サイゴン政府を存続させ」、そのための米兵の犠牲、敵への加害はいとわない。元CIA(中央情報局)員スネップ(Frank Snepp)が離職後1977年に出版したタイトル名“Decent Interval”の著作は、こうした分析で反戦世論を刺激した²⁾。

二 ニクソン外交を肯定評価=キンボール「ニクソンのベトナム戦争」(1998)

それから約四半世紀(25年)がたった。最近、1998年に、オハイオ州マイアミ大学教授キ

1) 福田茂夫「ベトナム和平パリ協定とニクソン外交」(横越教授退官記念論集『政治学と世界』1983, 所収)で、筆者は、1970末～80初のアメ리카での研究・資料を整理した。

2) Frank Snepp, *Decent Interval: An Insider's Account of Saigon's Indecent End told by the CIA's Chief Strategy Analyst in Vietnam*, 1977.

ンボールが出版した『ニクソンのベトナム戦争』(Jeffrey Kimball, *Nixon's Vietnam War*, 1998)は、ニクソンは米の条件(サイゴン政府存続)でのベトナム和平を追求し、反戦運動・ハト派議員の妨害がなければ、南ベトナムを保持したであろうと、ニクソン外交を肯定的に評価している。

どうして、そのように評価できるのか。キンボールは、2つのことが、その根拠になるとする。

① ニクソンは、第二次世界大戦終了直後、ジョセフ・マッカーシー(Joseph McCarthy)と共に、リベラル派の国務省高官を非米活動容疑者と名指して失脚させ、それで超保守の政治家として有名になった。第一次インドシナ戦争末期(1954)、フランスが、米軍機の爆撃でディエンビエンフーで包囲された仏軍救済を求めた時、アイゼンハワー政府内で、副大統領ニクソン独りが「爆撃実施、戦術核使用」で民族運動処理をと主張した。他方、文化大革命中の中国について、“*Foreign Affairs*”誌(1967)掲載論文で「中国と関係改善」を主張した。これらでニクソンには、情緒不安定があり、思い込めば、「狂人」(Madman)となって、普通では考えられない行動をとると見られていた。

② ベトナム政策は戦局(敵の攻撃)に、その都度対応と見られやすいが、ニクソン大統領は、次の大統領選挙日(72.11)前後を軍事対決と外交交渉の山場と設定し、それまでの個々の政策は、その山場に必要と条件をととのえる計算でとっていた。つまり、山場以前の政策は、それだけを見れば過剰(非合理的)行動であっても、山場から振りかえると必要・合理的な政策選択になっていた。重要なのは「狂人」(Madman)的行動も、山場から見れば必要・合理的な政策と計算し直せることである。

こうしたことが、「ニクソンのベトナム戦争」についてのキンボールの視角である。そしてキンボールは、まず68年秋の Surprises(驚き)は、ハト派が言う10月の出来事(October Surprises = ジョンソン大統領の北爆全面停止と和平会談開始)でなく、11月の出来事(November Surprises = チュー大統領の和平会談出席拒否とニクソンの大統領当選)が本筋と主張した後³⁾、「ニクソンのベトナム戦争」の展開を、大統領就任(69.1)よりパリ和平協定調印(73.1)にいたるまで、次のように分析していく。

三 ニクソン大統領就任(1969.1.20)

1968年の大統領選挙戦中、ニクソンはベトナム戦争について、「荣誉ある和平」で「戦争終結」と言うだけで、米軍撤収のタイム・テーブルにもふれなかった。そして記者会見で具体案を問われると、口では答えず、(秘策があるかのように)手で胸をたたいた。

3) 福田茂夫「ジョンソン政権最後の1年(1968年)のベトナム戦争政策——October Surprises か November Surprises か——(河合文化研究所『研究論集』第3集, 2006所収)。

ニクソン大統領のベトナム戦争

大統領に就任したニクソンは、キッシンジャー(Kissinger)ハーバード大学教授を外交問題大統領補佐官に任命した。以後、ニクソンとキッシンジャーは、ニクシンジャー(Nixinger)と言われるほど一体となって行動した。もちろん、二人には違いがあった。

ニクソンは、大統領として基本戦略を決定したが、軍事が結果を左右すると確信していた。外交でハノイの軍事力を削減(ソ連・中国の援助を限定)し、国内の反戦・厭戦世論を静めるために米軍撤収を急ぐが、敵に対しては、「狂人」(Madman)となって過激な軍事行動をとり、それでアメリカの終戦条件を呑ませるのがニクソンの方策であった。

キッシンジャーは、外交で戦争を終結させ、軍事は外交を有利にする条件と見る態度で、戦術的に行動した。その外交は、各方面への外交を相互に関連(リンク)させるので、リンケージ(linkage)外交と呼ばれたが、その中核は、ニクソンが67年以来主張している「中国との関係改善」をベトナム戦争処理に活用すること(チャイナ・カード)であった。

ソ連は米の主張をハノイに伝えるが、ハノイに譲歩を強要しないので、ソ連と軍事衝突も起こしている中国に接近し、米中は対ソ共同戦線形成かとソ連を動揺させ、ソ連のハノイ政策を変更させる。中国は、台湾に変えて国連加盟国にすることで、米条件でのベトナム終戦に同意させる。それらの外交の軸になるのが、チャイナ・カードであった。

こうした問題を模索しはじめながらニクソン政府は、パリでの米・ハノイ代表の折衝を再開した。またワシントンでは、キッシンジャーがソ連大使ドブレイニン(Dobrynin)と折衝のチャンネルを開いた。

四 不決断の1969年

ニクソンの基本態度は、受け身にならず、軍事・外交で主導権を握ることであった。米の敵(北ベトナム軍・民族解放戦線軍)は、ニクソン大統領就任後、雨期に入る5月までの間、南ベトナムの北部3省(第一軍区)・中部山岳地帯(第二軍区)・サイゴン北方(第三軍区)で攻撃を繰り返した。

それに対し、ニクソンは3月より、カンボジア「秘密」爆撃を開始した。それは前年11月1日にジョンソン大統領が実施した北爆全面停止を、実質、打切るものであった。カンボジア爆撃は、北爆停止とともに停止されていた(ラオス爆撃はつづけられていた)。「秘密」爆撃したのは、爆撃再開を説明する条件が、まだ十分なかったからであった。

次いで、7月にニクソンは、グアムでサイゴン政府首脳と会談後、「(南)ベトナムの“自助”努力(軍事・経済)を強化させる」と表明した=グアム(ニクソン)ドクトリン。それは「ベトナム戦争のベトナム化」と言われたが、実際にサイゴン政府に独自で戦える力をつけるのか、あるいは米軍撤収の口実づくりなのか、両面の評価があった。

国内では、反戦運動(10.15の「戦争停止(Moratorium)デモ」、11.15の「動員(Mobilization)デモ」)が激しく、上院の戦争終結派は強力であった。そのなかで9月に、ミライ村(フエ・

ダナンの附近)での無差別虐殺事件(68.3に実行)が告発され、反戦世論が一段と激化した。ニクソン大統領就任時、ベトナム派遣米軍は54万以上いたが、ニクソンは、対策として、6月以来、序々に撤兵を開始し、年内に11万以上撤兵した。しかし、撤兵と戦争継続との関係も、またソ連・中国への具体策も、まだ未決定であった。

①ソ連には、デタント(核軍縮・ベルリン問題・経済交流・等)促進をアメとして、武器援助口のハイフォン港封鎖(機雷敷設)を黙認させるのが構想であったが、ソ連がどう出るか不明であった。②ソ連を自制させるには、チャイナ・カードが有効と構想されはじめていたが、文化大革命中の毛沢東の態度が不明であった。③米の國務長官・国防長官には大統領選挙の功績者が任命されていて、国際問題に見識だったが、またキッシンジャーも、まだ外交の主導権をとっていなかった。

五 カンボジア進攻(70.4-6)とラオス進攻(71.2-3) = 「狂人」的行動を実証

70年3月、カンボジアで、元首シアヌーク殿下が訪ソ・訪中に、右派のロン・ノル将軍が、米CIA(中央情報局)の支援でクーデターを起こし、シアヌークは中国に亡命した。それまでカンボジアは領内に地上進攻はしない聖地とされてきたが、ニクソンは4～6月に進攻を行った。はじめ南ベトナム軍1ヶ師団(1万2千)が「オウムのくちばし」と呼ばれたサイゴン北方のカンボジア領内に進撃し、次いで米軍1ヶ師団が領内に深く進攻して敵軍(北ベトナム軍・ベトコン軍)司令部を捜索した。どちらの進攻も敵軍との遭遇はなく、発見した多量の武器・資材・食糧を押収しただけであった。その間の70年5月に、ジョンソン大統領が全面停止した北ベトナム爆撃を再開した。

こうしたカンボジア進攻と北爆再開は、米国内の反戦運動を激しくさせ、抗議運動中にケント州立大学で4名の学生が射殺された。ニクソンは「年内に計15万撤兵(年末兵力33万に)」と発表した。議会は12月に「(71年1月より)南ベトナム外への米軍地上行動禁止」決議を通過させた。

翌71年2～3月に、ニクソンは、南ベトナム軍1ヶ師団をラオスに進攻させた。米軍の行動は、地上行動を禁止されたので、空軍での支援に限定された。進攻は、ジャール平原のホーチミン・ルートの拠点破壊が目標とされたが、強力なパテト・ラオ(ベトコン軍と協力関係のラオス革命軍)の攻撃にあって急いで脱出した。

こうしたカンボジア進攻(70.4-6)とラオス進攻(71.2-3)について、無意味・無謀な行動と位置づけるのが通例である。しかしキンボールは、2つの意味で価値があったと主張する。

①72年春(次の米大統領選挙の前)にハノイ軍が大攻撃に出るのは確実で、その攻撃の軍事資材破壊に有効であった。②無謀な行動で、それをするのは「狂人(Madman)」と思われる行動でも、ニクソンは「やる」と決断すれば「やり通す」ことを実際に示した。ニクソン政府と関係(敵対・交渉・協力)するもの(国・勢力)は、以後、それを知った対応が必要となっ

た。カンボジア・ラオス進攻は、中国・ソ連への「どう出るか」のテストであった。

ニクソンは、また、71年後半に、第二次世界大戦後の国際通貨体制（ブレトンウッズ体制）を解体させた。ブレトンウッズ体制下では、ドルが金とリンクし、その他の通貨の価値はドル価で固定的に決められた（例 \$ 1 = ¥ 360）。しかし、ベトナム戦費・社会福祉費の増加（財政赤字膨大化）と輸出力低下（貿易赤字膨大化）で、ドルの価値が低下したので、ニクソンは、ドルの金とのリンクを廃し、ドル価も変動相場にした。それは、ベトナム戦争長期化に備える経済措置でもあった。

六 「チャイナ・カード」活用（1971-72）

それより前、70年10～11月に、毛沢東・周恩来は、親中国の米人記者エドガー・スノー（Edga Snow）に、「ニクソンの中国訪問を、個人旅行者としてでも、大統領としてでも、喜んで受け入れる」と伝えていた。ニクソンは、左派記者への発言として、対応しなかった。

しかし、毛沢東は、一方で、米・ソ連と核戦争になった場合に備えて文化大革命を行わせていたが、他方、革命家の現実的感覚で、「米・中関係改善」を主張したニクソンの“*Foreign Affairs*”誌（1967）掲載論文を、中国外交転換への呼びかけと受けとめていた。

半年後、71年4月6日に、“たまたま”同時に名古屋に来ていた米のピンポン・チームと中国チームが試合をし、その“はずみ”で米チームが4月14日に北京に行くと、周恩来が歓迎スピーチをした。このピンポン外交が、以後の米中関係改善の道を開いた。

4月28日、毛沢東のニクソン宛手書き書簡「中国は大統領の特使を受け入れる」。→5月9日、ニクソンの返信（提案）「大統領訪中の前、7月9日に中国で、周恩来・キッシンジャーが予備討議をし、その後ニクソン訪中を発表」。→6月2日、中国側「米提案を受け入れる」。

ニクソンが、ソ連訪問より前に中国訪問をすることが重要であった。それによってソ連に、米中が反ソ共同戦線を形成の不安をもたせ、ハノイに対し強い態度をとらせ、デタント促進を急ぐようにさせるのが、「チャイナ・カード」の活用であった。

キッシンジャーは、それと並行して、パリでのハノイとの折衝を再開させた。会談は、(5.31) (6.26) (7.12) (7.26) (8.16) と行われた。ハノイ政府へのソ連・中国の作用・圧力を測定するのが目的であった。

7月9～11日、キッシンジャーは訪中（第一回目）をし、周恩来との会談で、「世界は米・西欧・日本・ソ連・中国を5つの柱 (poles) として構成される」「(いままでのように) 中国を孤立させておかない」と主張した。それは、台湾に変えて、本土中国を国連に加盟、常任理事国にさせるということであった。

7月15日、ニクソン発表「72年5月より前の適当な時に訪中」。(ニクソン訪ソは「72年5月より後」と予定していた。72年のハノイ軍の春季攻撃は乾季が終る5月がピークで、その

前に訪中、その後に訪ソをし、それで春季攻撃をはさむことで、中国・ソ連に春季攻撃時のハノイ援助を躊躇させるのが、ニクソンのチャイナ・カード戦略であった)。

ソ連は71年7～8月に、ハノイに「攻撃強化は犠牲が大きい」「国内固めを中心に」と説得した。チャイナ・カードの効果であった。

キッシンジャーは、7月の(第一回)訪中時に、米が「台湾で譲歩(本土中国が国連加盟・常任理事国に)した」代償として、中国は「ハノイを、米の政策に同意させる行動をとる」と約束されていた。キッシンジャー帰国後、中国はハノイに「米の外交的解決プラン」を渡した。そのプランは周知のものであったが、その行為で中国の態度を象徴的に示した。ハノイのファン・バン・ドン首相は、(キッシンジャーの第一回訪中後に)中国を訪問するよう招請されたが、訪問を拒否した。しかし、それはハノイの弧立化を示した。

その後、10月12日に、ニクソン発表「72年5月後半に(訪中の後に)モスクワ訪問」。→10月16日に、キッシンジャー(第二回)訪中後、「ニクソン訪中は2月21日」と発表。これらで、訪中・訪ソでハノイの春季攻撃を制約する意図が明示された。

キッシンジャーの第二回訪中後、ハノイのファン・バン・ドン首相が11月に訪中したが、毛沢東との会談は厳しいものとなった。毛沢東は「中国が蒋介石の台湾政権を黙認したように、チュー大統領が権力に留まるのを認めよ」と言い、ファン・バン・ドン首相は「ベトナムには犬どもを追っ払う力がある」と反発した。

そのファン・バン・ドン首相は、ソ連にも中国にも「米大統領と会うな」と求めたが、拒否されていた。ハノイ政府は、こうした状態で、11月か12月に「72年春に大攻撃」を決定した。

七 ニクソンの訪中(72.2)と訪ソ(72.5)

ハノイ軍の春季攻撃を前にして、ニクソンは、国内(反戦)対策と猛爆準備を進めた。国内対策としては、72年1月に、撤兵予定を「年末に残留は、兵1万2千、非軍人数千」と発表し、パリでの(秘密)折衝を、交渉和平努力として公表した。そして、71年末～72年5月(敵の春季攻撃ピーク時)に戦闘爆撃機F-4とB-52戦略爆撃機を増派し、航空指揮官に「攻撃をフレキシブルに」と指示した。

ニクソンの訪中は、2月21-27日に行われた。帰国前日(上海時間27日)の「上海コミュニケ」で、「アジアで、どこかの国(=ソ連)が覇権国になるのを認めない」「米・ハノイが、それぞれの主張にたって、ベトナム問題を外交的に処理するよう期待する」と謳われた。

それまでのニクソンとの会談で、毛沢東・周恩来は、「米のリンケージ外交(米中の対ソ共同圧力、ハノイ弧立化の政策)を中国は支持」の態度を一貫して示していた。ニクソンが「ハノイが大攻撃に出れば暴力で対抗する」と言ったのに対し、周恩来は、「中国とベトナムは利益共同体ではない。ハノイを支援するのは、(中国の)長年の帝國的支配への償いとしてである」と述べた。そして、毛沢東・周恩来は会談中、間接的表現で、「中国は直接軍事介入はし

ない」ことを繰り返し発言し、また「ハノイに武器援助はしても、米中友好の発展をそこなわない」と主張した⁴⁾。

ハノイ軍の春季大攻撃は、3月30日に開始された。攻撃は、第I軍区（フエを中心に北部3省）、第II軍区（中部高原、海岸線）、第III軍区（カンボジアよりサイゴン北方へ）、第IV軍区（メコンデルタ北西部）と、南ベトナム全土にわたった。

ニクソンは、北爆の強化・拡大で対抗した。4月4日に「18度まで」拡大し、4月16-17日に「ハノイ・ハイフォン周辺を含め、19度まで」北爆を拡大したが、「ハイフォン港での機雷敷設」はしなかった。

問題は、「ソ連船が入るハイフォン港に機雷敷設しても、4月下旬予定のキッシンジャー訪ソ、5月末予定のニクソン訪ソを、ソ連はキャンセルしないか」。「キャンセルせねば、ソ連はベトナムよりもデタントを重視していると示せるが、もしキャンセルすれば、チャイナ・カードを軸にしたニクソン外交が崩れることになる」。ニクソンは、まだ機雷敷設に踏みきっていなかった。

キッシンジャーは、5月末予定のニクソン訪ソの予備折衝のため、4月20-24日に、秘密訪ソした。その間、ソ連は、米の（機雷敷設を除く）北爆強化を見ても、キッシンジャーとの会談を途中で打ち切らず、米の要求をハノイに伝えることにも同意した。ニクソンは、機雷敷設をしてもソ連はニクソン訪ソを取り消さないと判断し、「ハイフォン港に機雷敷設を含む北爆強化実施」を決定した。その作戦のコードネームを Linebacker（アメリカン・フットボールのポジション名）とした。

Linebacker は、5月8日に開始された。中国・ハノイ間の鉄道輸送（中国国境付近を除く）も爆撃で切断された（4万1000波、投下爆弾15万5500トン）。機雷敷設（ソ連の援助カット）と鉄道切断（中国の武器援助カット）でハノイの戦力を限定し、しかもソ連・中国とデタントを維持・発展させるのが、ニクソンの戦略であった。

もちろん、それは軍事戦略であるだけでなく、それよりも第一義的には、大統領選挙に勝利する政治戦略であった。訪中・訪ソ・デタントでの終戦促進は、ハト派票獲得になり、ソ連・中国のハノイ援助自制とハノイ戦力限定は、タカ派票獲得になるものであった。

ニクソン訪ソは、そういう5月22-29日に行われた。そのモスクワ会談中に、ブレジネフ（Brezhnev）ソ連書記長が「高級幹部をハノイに派遣して米の和平への態度を伝えさせる」と約束し、それは6月にポドゴルヌイ（Podgorny）最高幹部会議長のハノイ訪問で果たされたが、ニクソン訪ソの意義は、そんなことにあるのではなかった。Linebacker を実施してもソ連が

4) ニクソン、キッシンジャー訪中の詳細は、毛里和子・毛里興三郎訳『ニクソン訪中機密会談録』（2001）、毛里和子・増田弘監訳『周恩来・キッシンジャー機密会談録』（2004）。

ニクソン訪ソをキャンセルしなかったのが、ニクソン訪ソの意義であった⁵⁾。

八 ベトナム和平72年10月案（キッシンジャー草案）

ニクソン訪ソ中の5月28日に、同行のキッシンジャーがグロムイコ (Gromyko) ソ連外相に提案した。「米は、いま“自分の手”でチュー大統領を権力の座から降ろせないが、“三者選挙管理委員会 (commission)” (民族解放戦線・中立派・サイゴン政府で構成) の設置を提案する」「その機能について、まだ米政府内にも一致はないが、それは連合政府への移行機関 (a transition to a coalition government) ともなり、活動中に、お互いの面子がたつ妥協も出てくるであろう」。

その頃、パリで米・ハノイの秘密折衝が再開されたが、7月の会談で、ハノイ代表は、「三者選挙管理委員会が活動する前にチュー大統領がサイゴン政府から抜けることをハノイ政府は要求しているが、いつ抜けるのか」と問いただしたが、まだ Linebacker 実施中で、論議に進展はなかった。ワシントン政府内では、和平協定実現は米大統領選挙の前か後かが論議されていた。

9月にハノイの軍事攻撃はストップした。第I軍区の大部分、II・III・IV軍区の一部をハノイ側が支配していたが、米・ハノイの双方とも、決め手がなく、手詰まり (stalemate) の状態であった。その状態で、和平協定を締結するとすれば、ハノイ側は「一定期間 (a decent interval) はサイゴン政府残存の和平協定」なら応じると推定され、米政府内では、「現状休戦か、それとも南北境界南下 (17度→13度) の和平協定 (54年ジュネーブ協定型の再現で、南ベトナムに2つの政府並存) も可能か」が論議されていた。

その論議は、和平協定は米大統領選挙の前か後かの問題と重なっていた。そして、前の主張はハノイに妥協的で、後の主張は強硬であった。キッシンジャーは、「(中国・ソ連がハノイに圧力行使の) 流れをつかんで“前”に」の態度で、「サイゴン政府の一定期間 (a decent interval) 残存」が条件としていた。しかしニクソンは、「Linebacker 北爆を狂人 (Madman) 的にに行い、大統領選挙に大勝すれば、その“後”の和平協定は、チュー政権の南ベトナム堅持にならないか」と、決定を遅らせていた。

キッシンジャーは、すでに8月にサイゴンでチュー大統領に会い、三者選挙管理委員会 (commission) の設置、それが発足する前にチューはサイゴン政府大統領を辞任、その後選挙管理委員会を「連合政府への移行機関 (a transition to a coalition government)」に機能を強化させるプランについて、賛成を求めたが、チュー大統領は「それらはコミュニスト政府承認でないか」と拒否していた。

キッシンジャーは、さらに9月中旬に、「三者選挙管理委員会 (commission)」を「民族和解

5) Ilya V. Gaiduk, *The Soviet Union and the Vietnam War* (1996).

会議 (Committee of National Reconciliation)」に替えると修正した。その修正案にチュー大統領は、もちろん応じなかったが、キッシンジャーは、パリ会談で、それをハノイ代表レ・ドク・ト (Le Duc Tho) 政治局員に提案した。

[ここで、革命や敗戦で旧政権が倒れた場合、新政権がつくられていくプロセスを、現在のアフガニスタン・イラクを参考にして見ると、問題点が理解し易くなる。そのプロセスには3つの段階がある。

① 革命や敗戦後の臨時政府。それは国内の諸民族・諸政治グループ・諸宗教の代表で構成される。キッシンジャー提案の民族和解会議は、それである。その任務は、憲法制定議会の議員選挙までで、その意味で、三者選挙管理委員会も、それと言える。

問題は、臨時政府の構成が戦勝国・革命勢力の意向で左右されることで、それが強すぎると(イラクのように)後々まで紛争がつづく。また旧ソ連や中国では臨時政府指導下の代議員会を議会と見なしたので、革命勢力には、臨時政府を恒久政府と見る傾向がある。

キッシンジャーが三者選挙管理委員会・民族和解会議を提案した時、いずれにしるサイゴン政府の存続はしばらく (a decent interval) なので、選挙管理委員会・民族和解会議が臨時政府・恒久政府になってもいいという態度を示して、ハノイを和平協定に誘い込む意図があったのでないかと解される。

② 憲法制定議会の議員選挙→憲法制定議会で憲法制定。

③ 憲法に基づく国会議員選挙→国会で大統領か首相を選出→正式政府発足。]

10月11日、パリで交渉していたキッシンジャーとレ・ドク・ト (ハノイ代表) との間で、要点、次の「ベトナム和平協定案」が合意された。

- * 米は宣言「54年のジュネーブ協定で認められたベトナムの独立・主権・領土統合を尊重する」。
- * 調印後24時間内に、南ベトナム全体で休戦。米は北ベトナム爆撃・機雷敷設・軍事行動を総て終了。
- * 60日以内に、米・その協力国の軍隊は撤退。また南ベトナムの国内問題への米の介入・干渉を廃止。軍の撤退と同時に、双方の捕虜・拘留者を釈放。
- * 南ベトナムにいる両派 (サイゴン軍・民族解放軍) は、使用済みの弾薬・武器・戦争資材を、1対1の割合で取り替えることができる。
- * 南ベトナム人の自決権は、原則と段階を決めて実現される。その段階には次が含まれる。総選挙を決定・実施する執行機関 (administrative structure) として「民族和融合国民会議」 (the National Council of National Reconciliation and Concord) を設置→国際管理下の選

拳→南ベトナム内の双方（ベトナム共和国と暫定革命政府）の間で、休戦後3ヵ月内に、外国の干渉をうけずに地方レベル会議を設置して、軍隊と武器の削減など、南ベトナムの国内問題を処理する。

*米は、ベトナムの戦争被害修復・戦後復興に寄与することに同意。

*インドシナ3国の相互不干渉。

以上のうち、微妙で、大きな問題が含まれているのは、「総選挙を決定・実施する執行機関 (administrative structure) として「民族和解融合国民会議」(the National Council of National Reconciliation and Concord) を設置」という項目であった。

チュー大統領は、10月18-23日にキッシンジャーから説明を受けた後、南ベトナムの国会で「キッシンジャーの和平協定案に反対」を表明した。

そしてニクソンも、10月22日に「和平協定は延期（米大統領選挙後）」と決定した。ニクソンにとって最も重要なのは大統領選挙で勝利することであったが、民主党候補マクガバン (McGovern) が予想以上に弱く、和平協定締結でハト派票を集めなくても、選挙に大勝の見通しがついたからであった。ニクソンは、「狂人 (Madman)」行動をやって、ハノイが南ベトナムの恒久存続を認めるかどうか、結果を見たいと考えた。

キッシンジャーは、ニクソンの態度を見て、安易な解決を求めたとの非難のスケープゴートになるのを避けるために、10月11日にレ・ドク・ト（ハノイ代表）と合意した和平協定案で修正を求める点を、ニクソンに提示した。修正点は、「選挙を決定・実施する執行機関」として民族和解融合国民会議を設置」の項目から、「執行機関」の用語には коммуニスト支配の連合政府の意味が含まれるとして、その意味をもつ用語を除くことであった。

ニクソンは同意し、キッシンジャーは、レ・ドク・ト（ハノイ代表）に「協定延期」を伝えた。同時に、10月23日、Linebacker（北爆・機雷敷設）を中止して、ハノイの出方を見る態度をとった。

10月26日、ハノイ放送はニクソンを非難したが、キッシンジャーは記者会見で、“Peace was at Hand”（平和は手中にある）と言った。ニクソンは、11月7日、米大統領選挙で大勝した。

九 ベトナム和平パリ協定 (1973.1.27)

Linebacker（北爆・機雷敷設）は10月23日に一旦中止されたが、12月18-30日（12日間）に、Linebacker II として、ハノイ・ハイフォン周辺に集中して行われた。ニクソンは、軍部に「在庫の全爆弾投下」を指示し、12日間の投下爆弾は2万400トンに達した。

Linebacker II 終了の12月30日、ニクソンは、北爆停止・パリ会談再開を発表した。ハノイが要求に応じねば、再び Linebacker 実施と威嚇しての会談再開であった。

73年1月8日に、パリ和平交渉は再開され、1月20日に和平協定に合意した。米側の要求通り、「民族和解融合国民会議」(the National Council of National Reconciliation and Concord)の前にあった「総選挙を決定・実施する執行機関(administrative structure)として」という文言は除去された。連合政府的意味(ベトコンの実質支配の可能性)は排除され、「国民会議」は選挙管理機関に留めることを明示した。

しかし、「民族和解融合国民会議」で、選挙実施についてサイゴン政府代表と民族解放戦線(NLF)・ハノイ政府代表が合意するのは、ありえないことであった。和平協定は、実際には「現状休戦」協定であった。NLF・ハノイ側は、米軍が撤退すれば、ある程度の期間(adecent interval)後、サイゴン政府を打倒できると考えていた。

ニクソンは、1月16日にチャーチ大統領に「親書」で、「協定に違反する活動が行われた場合、われわれは強力な対抗措置をとる」と約束し、1月20日に、チャーチ大統領も和平協定を受諾していた。こうした状態で、1月27日、ベトナム和平協定は調印された⁶⁾。

十 キンボールのニクソン外交肯定論の評価

「反戦運動・ハト派議員による制約(早期撤兵・爆撃制約・大統領の戦争権限剥奪、ウォーターゲート事件)がなければ、ニクソン大統領は適切な軍事力行使で、南ベトナムを保持したであろう」と、キンボールは繰り返し主張している。そういう主張は、「J・F・ケネディが生きていたら」と言うこと以上に、歴史分析として無理がある。それよりも、ニクソン外交を、ネオ・コンと評価される現在の単独主義外交の先駆と位置づけていると見る方が、納得できそうである。

しかし、キンボールの歴史分析の価値は、反戦派やハト派が、「どうせ南ベトナムは壊滅の状態にあったのだから」と見て、米政府内での具体的な政策決定過程について、分析がずさんなのに対し、それを詳細に行っている点にある。そう受けとめることによって、今後、ベトナム戦争・アフガン戦争・イラク戦争・その他の米の対外介入について、米政府での政策決定過程の比較に興味も出てくることであろう。

6) 日本語でベトナム和平協定交渉について詳細なのは、萩野弘巳『パリ会談』(1973)。

ボスニア紛争調停の「世界化」か「ボスニア化」か

——1992年8月ロンドン・旧ユーゴスラビア国際会議に関する二つの性格規定——

吉 留 公 太

はじめに——アメリカ「単独主義」への転機としてのボスニア紛争

近年、アメリカ外交についての「帝国」論¹⁾や「単独主義」論²⁾が盛んに論じられている。これらに関する政策論争の焦点は、強制力を行使する場合に国連の権威と国際合意の取り付けを重視するか否かである。ブッシュ現政権（第43代アメリカ大統領）はこの双方を軽視する「単独主義」路線であると批判される。そこで、強制力行使に関して、国連の権威を尊重することと多国間による利害調整を重視した「多角主義」³⁾路線を取るよう求める声が挙げられている⁴⁾。

しかし、アメリカの「多角主義」からの離反は、ブッシュ現政権（第43代大統領）の登場や「9.11テロ」の結果として突然出現したものとは言えまい。冷戦後におけるアメリカの各政権による外交政策を振り返ってみると、強制力行使に関する国連安全保障理事会の権威は北大西洋条約機構（NATO）によるコソヴォ介入（1999年）でないがしろにされたし、多国間による国連を通じた利害調整はボスニア・ヘルツェゴビナ（以下ボスニア）紛争（1992年～1995年）において行き詰まっていた。つまり、冷戦後アメリカは、国連ではなく自らを権威の中心にした強制力行使の正当化を目指していると言えよう。ブッシュ現政権はこうした傾向を継承するものであり、「9.11テロ」がそれをさらに加速させたということになる。それでは、こうした傾向を形作った転機はいつであろうか。

筆者は、冷戦後注目された国連を中心に諸国間の利害調整を図るという「多角主義」路線の

1) 最近のアメリカ「帝国」論の整理として Michael Cox, “The Empire’s Back in Town: Or America’s Imperial Temptation-Again”, *Millennium: Journal of International Studies*, Vol. 32, No. 1, 2003, pp. 1-27.

2) 例えば Joseph S. Nye, *The Paradox of American Power: Why the World’s Only Superpower Can’t Go It Alone*. Oxford, New York: Oxford University Press, 2002.

3) 多角主義概念の整理として John Gerard Ruggie, “Multilateralism: The Anatomy of an Institution”. In Ruggie, John Gerard (ed), *Multilateralism Matters: the Theory and Praxis of an Institutional Form*. New York: Columbia University Press, 1993. pp. 3-47.

4) 国連研究の立場からのこの論点整理としてひとまず 最上敏樹『国連とアメリカ』岩波新書 2005年。ただし、外交政策の実務においては、「多角主義」路線が必ずしも強制力行使を否定するものではないことに注意するべきであろう。

衰退した転機を、ボスニア紛争を巡る米欧間の対立に見る。つまり、ブッシュ元政権期（第41代アメリカ大統領、在任1989年～1993年）にはボスニア問題において何とか利害調整がなされて「多角主義」路線が取られたものの、次のクリントン政権第一期（1993年～1996年）において失敗し、その路線が否定されていったと主張するものである。

この主張を裏付ける基礎作業として、ひとまずこの小論においては、ブッシュ元政権期を取り上げることとする。なぜなら、次のクリントン政権との比較を伴った時期区分を構成する前提として、ブッシュ元政権がボスニア問題において「多角主義」的枠組みをどの様に利用したのかについて確認する必要があるからである。そこで、ブッシュ元政権期について、ボスニア問題と冷戦後の欧州安全保障秩序に関する米欧間の鋭い利害対立が存在したことを指摘しつつ、どのように妥協が模索されたのかを分析することにした。

仮説——ブッシュ元政権とボスニア紛争調停をめぐる米欧関係

それではブッシュ元政権期の外交政策をボスニア政策中心に振り返ってみよう。この時期のボスニア紛争調停における「多角主義」路線の象徴は、1992年8月に国連と EC がロンドンにおいて共同開催してアメリカも参加した、旧ユーゴスラビア国際会議（以下ロンドン会議）である。ロンドン会議では、国連と EC が和平仲介の主役となること、アメリカを含めた会議参加各国が国連と EC を支援することが決められた。

ブッシュ元政権期のボスニア政策を分析するとき鍵となる論点は、「なぜアメリカは1992年8月に EC と国連の共同開催したロンドン会議に参加し、ボスニア紛争について国連と EC が主導的に紛争調停を行うこと、そして強制力行使は国連によって管理されるとの原則を受け入れたのであろうか？」であろう。

この解釈として、ブッシュ元政権による「新世界秩序」構想⁵⁾を念頭に置けば、当時のアメリカによるロンドン会議への姿勢は自然に見える。ブッシュ元政権の「新世界秩序」構想は、湾岸戦争（1991年）をモデルに、強制力行使に関して少なくとも形式的には国連安全保障理事会の決議を錦の御旗とするなど、国際的な合意取り付けを重視したものであったからである⁶⁾。つまり、今の「単独主義」路線とは異なった基盤に正当性の根拠を求めるものであり、学術的に言えばいわゆる「多角主義」を志向していた。

しかし、当時の欧州安全保障秩序再編成をめぐる米欧関係の文脈から見ると、双方は激しく対立していた。ブッシュ元政権は世界政策のレベルにおいては国連の権威を重視しながら、アメリカの負担削減を狙った米軍のプレゼンス縮小を進めていた。しかし、欧州政策において

5) George H. W. Bush, *National Security Strategy of the United States: 1991-1992*. Washington D.C.: Brassey's, 1991. p. 3, 50.

6) George H. W. Bush and Brent Scowcroft, *A World Transformed*. New York: Vintage Books, 1998. p. 400.

は、フランスなどが主張する欧州自立論とそれに基づいた国連の権威の利用、集団安全保障機能の拡大に対し警戒を緩めなかった。後述するように当時のペーカー元国務長官などは、米欧間の緊張関係を重視してアメリカの対ユーゴスラビア（以下ユーゴ）政策を策定したと回想しているほどである⁷⁾。このように二つの対立するアメリカの政策動機を指摘できるので、ロンドン会議における米欧妥協は慎重に分析されるべき論点である。また、この論点への解釈は、クリントン政権の政策の理解にとっても重要である。クリントン政権はブッシュ元政権と異なったロンドン会議の性質評価に基づいて欧州側のボスニア政策を批判したからである⁸⁾。

ところが、外交担当者らの回顧録を始め、学術研究やジャーナリストの議論においても、ブッシュ元政権とクリントン政権によるロンドン会議評価について未整理との印象を拭えない⁹⁾。そもそも、両政権によるロンドン会議評価の前提として明確にされるべき、ブッシュ元政権の欧州秩序構想と「新世界秩序」構想との関係、またそれらの秩序構想とボスニア政策の関係について曖昧な点が多いからである。

曖昧さを残している例として、ブッシュ元政権はアメリカの国益とユーゴ紛争との関係を希薄なものとして判断したから欧州による関与を歓迎していたとの解釈¹⁰⁾、あるいは、西側諸国は「共通の価値観」を維持するためにボスニア紛争に協調して取り組んだとの議論などが挙げられる¹¹⁾。前者の解釈に関する問題点は、ユーゴそのものの地政学的意義からアメリカの「国益」を規定していることである。先のペーカー元国務長官などの回想を念頭に置いたとき、アメリカの「国益」は、むしろ、米欧関係をはじめとして国際関係全体におけるアメリカの地位の確

7) ジェームス・ペーカー III 著 仙名紀訳『シャトル外交激動の四年』下巻 p. 602.

8) アメリカの内政面を中心にブッシュ、クリントン両政権のボスニア政策を論じたものとして Wayne Bert, *The Reluctant Superpower: United States' Policy in Bosnia, 1991-95*. New York: St. Martin's Press, 1997. また、クリントン政権の国連平和維持活動への関与をアメリカの内政面から検討したものとして Michael G. MacKinnon, *The Evolution of US Peacekeeping Policy under Clinton: A Fairweather Friend?* Portland, Oregon: Frank Cass, 2000. 国際情勢への目配りを行っている研究の代表的なものとして James Gow, *Triumph of the Lack of Will: International Diplomacy and the Yugoslav War*. London: Hurst & Company, 1997.

9) この点に関する代表的な回顧録は Robert L. Hutchings, *American Diplomacy and the End of the Cold War: An Insider's Account of U.S. Policy in Europe, 1989-1992*. Washington, D.C. Baltimore: Woodrow Wilson Center Press; Johns Hopkins University Press, 1997. Chap. 4, 7 and 8. ブッシュ政権の外交政策についての代表的研究としては Steven Hurst, *The Foreign Policy of the Bush Administration: in Search of a New World Order*. New York; London: Cassell, 1999. ジャーナリストの著作として最も情報量に富んでいるのは Laura Silber and Allan Little, *The Death of Yugoslavia*. London: Penguin/BBC Books, 1996.

10) 例えば Lawrence Freedman, "Order and Disorder in the New World Order". *Foreign Affairs*, Vol. 71, No. 1, (1992), pp. 20-37.

11) この視点からの議論の一例として Thomas Risse-Kappen, "Collective Identity in a Democratic Community: The Case of NATO". In Peter J. Katzenstein (ed), *The Culture of National Identity: Norms and Identity in World Politics*. New York: Columbia University Press, 1996. pp. 357-399.

保という視点から規定されていたのではなかろうか。また、後者の問題は、アメリカの政策担当者ですら根本的な政策規定要因と考えていなかった、西側「共通の価値観」を軸にアメリカの行動を説明していることにある。

そこで議論の手がかりとして、当時の米欧関係の文脈を踏まえて、ロンドン会議の性格規定に関する二つの解釈をまとめておきたい。一方には、旧ユーゴ問題調停は欧州地域の問題とする見方があった。つまりロンドン会議はアメリカの世界秩序構想、欧州地域秩序構想に影響を及ぼさないように紛争調停を制度化する試みと把握し、この成功はアメリカの世界全体における地位を安定させるという見方である。ボスニア紛争調停の枠組みの政治的影響範囲をボスニアに限定させるという意味で、言わばボスニア紛争調停の「ボスニア化」の試みである。ブッシュ元政権の解釈はこちらであった。

そして他方には、欧州諸国による国連の権威の利用はアメリカの力を抑制・利用する契機となるため、世界全体でのアメリカの地位を揺るがすという見方があった。つまりロンドン会議はボスニア紛争調停枠組みを利用した世界秩序再編の動きと解釈して、ボスニア紛争調停の「世界化」を図る試みとみなし、それにアメリカは協力するべきでないという議論である。この意見をクリントン政権が主張したということになる。

この上で次の仮説が立てられるであろう。「ブッシュ元政権がロンドン会議を受け入れたのは、国際政治全般におけるアメリカの利益を損なうことなく、ボスニア紛争調停をボスニアに限定した形で制度化する試みであると評価したからである。」

この仮説が妥当ならば、ブッシュ元政権は旧ユーゴ連邦崩壊からボスニア紛争勃発にかけての米欧交渉と欧州諸国による外交努力の推移を観察した結果、ロンドン会議の枠組みは、「新世界秩序」構想の「前提」——アメリカによる国連の行動の統制——を揺るがさないと把握したと判断できる。その結果、アメリカが当時望んでいなかった、米軍地上兵力の展開も避けられると判断していたと推察できる。

さらに、ここからクリントン政権の対応も一定程度は演繹出来るであろう。つまり、クリントン政権はロンドン会議とその後の交渉を観察した。そこで、欧州諸国がボスニア紛争調停を通じて世界全体において国連を中心とした安全保障秩序の強化をねらっていると把握し、ボスニア紛争調停はやがて世界的にアメリカの地位低下をもたらすと警戒した。具体的には、米軍の地上兵力派遣に対する圧力がむしろ強まってゆくものと判断したのであろう。つまり、ブッシュ元政権の立てたアメリカの世界秩序構想の「前提」（アメリカによる国連の統制）が、ロンドン会議によって掘り崩されて、国連とECの主張する多角主義的なボスニア紛争調停枠組みの「世界化」が進みかねないと警戒したわけである¹²⁾。

12) Kota Yoshitome, *The Western Order under Quasi-Multilateralism: The Bosnian Conflict and the West, 1992-1995*. (Ph.D. Thesis), University of Leeds, 2005.

まとめると、この小論はブッシュ元政権がロンドン会議をどのように評価した上で受け入れたのかを分析するものである。以下では、まずロンドン会議の内容を紹介し、旧ユーゴ崩壊からロンドン会議までの間の米欧関係について議論する。とりわけ、ブッシュ元政権が旧ユーゴ政策の判断基準を EC 諸国の動向評価に置いていたことを明確にする。また、欧州側がどのような意図でロンドン会議を組織したのかを分析する。それを踏まえて、ブッシュ元政権のロンドン会議への対応についての仮説を検証することとしたい。

ロンドン・旧ユーゴスラビア国際会議

1991年初夏、ユーゴスラビア社会主義連邦共和国は崩壊の危機に瀕していた。構成共和国のうち、スロベニアとクロアチアが独立に向けた具体的行動を取り始めたからである。また、ボスニアも独立を強く志向するようになりつつあった。6月にはスロベニアが独立を宣言、クロアチアもそれに続いた。

これに対し、ユーゴ連邦軍は軍事力を用いて阻止する方針を取ったため、スロベニアとクロアチアで対ユーゴ独立戦争が始まった。このうちスロベニアはユーゴ連邦軍と開戦から数週間後に停戦合意を結び、事実上の独立が確定した（1991年10月にユーゴ連邦との間で独立合意成立）。こうして焦点はクロアチアと、独立運動を強めていたボスニア情勢に移った。

クロアチアは、独立宣言に続いてユーゴ連邦軍との戦闘状態に入り、首都ザグレブを中心とする地域をクロアチア政府の実効支配下においた。しかし、南部のクライナ地方やスラボニア地方などセルビア系住民の比較的多い地域では戦闘が激しくなった。

国際社会の対応は一枚岩ではなかった。ブッシュ元政権は、世界政策レベルにおいては、国連を中心にした集団安全保障機能の強化を唱えていた。そして冷戦後の欧州地域秩序の再編成について、一方でアメリカの軍事的プレゼンスの縮小を示唆したものの、他方では NATO の覇権を揺るがす欧州独自の軍事的機構形成の動きを警戒していた。とりわけ、旧ユーゴの崩壊当初から西欧諸国の動きに目を尖らせていた。なぜならフランスと一部の EC 加盟国が対米自立論を唱えていたからである¹³⁾。

例えば、1991年上半期の EC 議長国であったルクセンブルグのジャック・プー外相は、アメリカではなくヨーロッパが国際政治において積極的役割を果たすべきであると唱えた¹⁴⁾。この発言は、ベーカー米國務長官がユーゴを訪問（1991年6月）し、各共和国指導者に紛争回避を説得したにもかかわらず、事態を打開出来なかったことを受けてなされたものであり、EC によるアメリカへの対抗心を表現していた。さらに、フランスを始め EC 加盟国の政策担当者

13) ベーカー『シャトル外交激動の四年』p. 602.

14) Alan Riding, "Conflict in Yugoslavia: European Send High-Level Team", *The New York Times*, 29 June 1991. A4.

は、国連の権威を借りて集団安全保障メカニズムを充実させることを目標に掲げて、欧州安全保障秩序の再構築に取り組んだ。まず、全欧安全保障協力会議（CSCE）や西欧同盟（WEU）の再活性化を試み、そして NATO にも冷戦終焉の状況を反映した性格変化を要求した。

その争点のひとつは、平和維持活動の在り方であった。欧州側の主張は、軍事同盟の役割にこだわることなく欧州地域において国連憲章第 7 章に基づいた平和維持活動は組織可能であり、その実務においては出来る限り国連の指揮・命令に服するべきであると主張した¹⁵⁾。ところが、アメリカにとって軍事同盟域外における軍事活動は自己の国益と脅威の判定によってなされるものであり、国連の指揮・命令の権限などは邪魔なのであった¹⁶⁾。

かくしてアメリカのペーカー国務長官は、ユーゴ問題が欧州の実力を試す絶好の機会であると考えて、ひとまず EC の対応を見守ることし、消極的な対応を取った¹⁷⁾。ユーゴ問題はアメリカ側にとっても、米欧対立の文脈において解釈されていたのであった。こうして、アメリカが模様眺めの姿勢を取ったこともあって、主導的にこの問題に取り組むことになったのは EC であった。

EC による紛争調停の課題は、国連とアメリカとの協調関係を構築することにあつた。この課題への回答を提示することを念頭に、1992 年 8 月に開催されたロンドン会議は、EC の発案により国連と共同で開催され、紛争当事者ばかりでなくアメリカやロシア代表も参加したことから、旧ユーゴ問題についての包括的な国際会議となった。この会議の意義は、それまで足並みの揃わなかった EC と国連の旧ユーゴ問題に関する協調を制度化し、両者のリーダーシップに国際的公認を与えたことにあつた¹⁸⁾。旧ユーゴ崩壊以来 EC 諸国が求めている、いわゆる「多角主義」原則に基づいた外交を国連の権威を背景として行う構想がいよいよ具体化したのであった。

ロンドン会議では、旧ユーゴ問題とりわけボスニア紛争調停に関する、国際的な原則と当面の政策について（紛争当事者を除き）合意が得られた¹⁹⁾。それは次のようなものであった。

- ・ EC と国連が、紛争終結まで常設される「旧ユーゴスラビア国際会議」（ICFY）を共同運営し、紛争調停の主役となる

15) 当時のフランスの欧州地域秩序構想とユーゴ問題との関係について Pia Christina Wood, “France and the Post Cold War Order: the Case of Yugoslavia”. *European Security*, Vol. 3, No. 1, (1994). pp. 129–152.

16) この点についての概観の整理として Trevor Taylor, “West European Security and Defence Cooperation: Maastricht and Beyond”. *International Affairs*, Vol. 70, No. 1, (1994). pp. 1–16.

17) ペーカー 『シャトル外交激動の四年』 p. 602.

18) Gow, *Triumph of the Lack of Will*, p. 225.

19) Ramcharan, Bertrand (ed), “International Conference on the Former Yugoslavia: London Session (August 1992), Statement of Principles”. *The International Conference on the Former Yugoslavia: Official Papers*. The Hague: Kluwer Law International, 1997, pp. 33–34.

- ・具体的には、国連特使ヴァンス（元アメリカ国務長官）と EC 特使のオーウェン（元イギリス外務大臣）が、ICFY 共同議長として紛争当事者と和平仲介のための交渉を進める
- ・これまでの国連安保理決議（特に武器禁輸を定めた713号）を尊重する
- ・各紛争当事者に対して、中立の態度で紛争仲裁を行う
- ・武力による国境線の変更はこれを認めず、話し合いの結果を尊重する

EC 側は、「新世界秩序」構想のレトリックに従い国連の権威を利用することで、アメリカの協力を引き出せると期待していたのであった。実際の和平仲介を進めるための共同議長に着任したヴァンスとオーウェンも、交渉に際して各紛争当事者へのアメリカからの圧力を期待していた²⁰⁾。アメリカには、紛争当事者に現状以上の利益は求められないということを理解させる役割が期待された。つまり、国際社会が一枚岩であると示すことで、紛争を続けても外部からの援助は期待できないことを明確にしようとしていたのである。

ブッシュ元政権は、ロンドン会議の枠組みとその後の和平交渉を基本的に支持していた。確かに交渉の結果、アメリカは何らかの負担を求められる可能性があった。しかし、その場合でもアメリカはロンドン会議の枠組みを支持し、そこから生まれた「ヴァンス・オーウェン和平計画」実施に必要な協力をしたであろうと欧州側を代表して交渉を担当したオーウェンは回想している²¹⁾。

ところが、1992年11月に行われたアメリカの大統領選挙の結果、ブッシュ大統領（当時）のボスニア政策を批判した、民主党のビル・クリントンが当選した。クリントンは、ボスニアの現状をセルビア人勢力が不法に支配を拡大している状況と捉え、その変革＝ボスニア政府の権威・権力回復こそが和平の基礎であるべきだと訴えた²²⁾。

こうしてクリントン政権は「ヴァンス・オーウェン和平計画」を否定的に評価し、国連と EC のイニシアティブから距離を置くことを明確にした。ただし、ボスニアへの倫理的関心を根拠にして現状打破を訴えつつも、それを実行するための米軍地上部隊の派遣は断固として拒む方針を取った。こうしたアメリカの行動を正当化するために、クリントン政権は世界秩序構想のレベルでも国連の法的権威に対抗して西側の市場経済・民主主義の価値観を強調する「拡

20) この段階では、もし和平合意が成立した場合に、それを実行するための（国連の）平和維持部隊へのアメリカの協力は、期待としてはあったものの、具体的には想定されていなかった。ICFY 関係者へのインタビュー—2004年3月16日。

21) David Owen, *Balkan Odyssey*. London: Indigo, 1996, p. 392.

22) Bill Clinton, “Clinton Would Stress Economic Issues in Foreign Policy, Address to Los Angeles World Affairs Council”, *Clinton on Foreign Policy Issues*. London: United States Information Service, not dated. pp. 19–26.

大関与」戦略を打ち出した²³⁾。クリントン政権はブッシュ元政権よりも貪欲にアメリカの利益を追求していたと言える。

ただしこのことは、ブッシュ元政権がアメリカの国益を無視してロンドン会議を受け入れたということの意味するものではない。ブッシュ元政権にも国益について独自の計算があったはずである。それでは、ブッシュ元政権はどのような論理でロンドン会議を受け入れたのであろうか。以下では、ロンドン会議までのボスニア紛争を巡る米欧関係を整理することでこれを明らかにしたい。

ドイツによる集団安全保障の拡充要求とその帰結

スロベニアとクロアチアの独立運動を受けて、ユーゴ紛争調停の国際的イニシアティブを取ることになった EC は、ユーゴ連邦の「解体」でなく「再編成」を念頭に各地の独立を志向するナショナリストと連邦との間の仲介の労を取ることとした²⁴⁾。具体的には、停戦合意の斡旋と将来の連邦構成に関する議論の促進（交渉の結果によっては各共和国独立も含む）によって EC 政策は構成された。

停戦合意を仲介するため、EC は元英外相キャリントンを特使に任命した。連邦構成については仲裁委員会を設け、スロベニアとクロアチアを始めとしてユーゴ連邦構成諸国の法的地位に関する議論を進めることとした。そして停戦合意斡旋のため、キャリントンは1991年9月7日にユーゴに関する和平会議を開催した。その方針は、ユーゴ連邦の当事者能力に疑問があったため、連邦よりもむしろ各民族リーダーを中心に停戦合意を促すことであった。会議の結果、クロアチアのツジマン、セルビアのミロシェビッチ、ユーゴ連邦の国防大臣カディアビッチが停戦合意に署名した。続く交渉の中で、ミロシェビッチはクロアチアの領土保全を尊重することを約束した。

ところが、各民族指導者の順法意識の希薄さと、EC 内部での路線対立、国際社会の足並みの乱れから、現地において一連の国際合意の実効性は低かった。まず EC 内部では、将来の連邦構成に関して民族自立論の扱い方について意見が分かれた。一方でドイツは民族自決権を論拠にクロアチアの国家承認をするように強硬に主張していた。国家承認を与えれば、国連を始めとする集団的安全保障体制による保護を受けることが出来るようになると強く EC 諸国を説得した。しかし、フランスやイギリスは自身の民族問題を抱えており、むしろユーゴ連邦を維

23) その象徴的政策が、「空爆と武器禁輸解除」政策であった。この政策は、旧ユーゴへの武器禁輸を定めた国連安保理決議713号に関わらず、ボスニア政府軍への武器禁輸の解除を唱え、NATO によるセルビア人勢力への懲罰的空爆を追求するものであった。ただし、その実務においては、アメリカが巻き込まれることを懸念してボスニア政府よりもむしろクロアチア勢力を支援することになった。詳細は Yoshitome, *The Western Order under Quasi-Multilateralism*, Chap. 3, 5 and 6 参照。

24) EPC, "Statement by an Extraordinary EPC Ministerial Meeting Concerning Yugoslavia". 27 August 1991, *European Foreign Policy Bulletin*, 1991, (91/252).

持した形での再編を求めている。

さらに、平和維持活動の構成について EC 内部で合意に達していなかった。フランスはアメリカの加わる NATO でなく、欧州諸国から構成される WEU による平和維持活動の展開を主張し、そのために国連安保理による決議を求めた。この方針は、欧州の自立化・離米傾向を警戒していたアメリカと対立した。そのため、対米関係を重視するイギリスはフランスの方針に巻き込まれることを懸念し、当初は国連安保理における平和維持活動についての議論に難色を示した。さらに国連事務当局は、アフリカ問題や中東問題に高い関心を寄せており、ヨーロッパでの紛争にその人的・財的資源を振り向けることに慎重な姿勢をとった。

また、アメリカは公式には EC の政策を支持していたにも関わらず、スロベニア、クロアチアについて EC 諸国と一線を画する政策を構想していた。アメリカの方針は、解体へと向かっていたソビエト連邦の情勢とリンクしていた。それは「アメと鞭」を使い分けて、共産党支配下にあるソ連、ユーゴ等の連邦構成諸国の国家承認と引き換えにアメリカの外交的影響力を高めるという方針であった²⁵⁾。この方針は、和平仲介を進めつつ国家承認を巡る EC 仲裁委員会による法的議論を進めるという EC の政策に対して、アメリカが異なった動きを取り得るということを示唆するものであった。さらに、失敗に終わったものの、1991年8月にはソ連でヤナーエフ副大統領をリーダーとしたクーデター未遂事件が起り、結果的にこの事件がソ連解体を加速させた。こうしてアメリカの対欧州政策の力点はソ連崩壊への対応に置かれることとなり、ユーゴ紛争への対応は後回しとなった²⁶⁾。

しかし全体として、アメリカの旧ユーゴ問題への消極的対応の背景には、先に触れたように、将来の欧州安全保障秩序を巡る欧州諸国との対立があった。アメリカがあくまで NATO を軸とした秩序を志向していたのに対し、フランスや一部の EC 官僚は、NATO の地位とアメリカの役割を相対化させた自立的な欧州秩序構想を志向していた。WEU による平和維持活動の提案はその政策的表現であった。しかし米欧間、国際組織間の足並みの乱れに関わらずユーゴ情勢は悪化しており、紛争を食い止めるためにも何らかの対応策が求められていた。

1991年9月の半ばを過ぎると、国連のカナダ代表（当時の非常任理事国）がいよいよ安全保障理事会に平和維持活動展開を提案する用意のあることを示唆し始めた。この段階になるとイギリスも情勢悪化を受けて、平和維持活動の議論を阻止するべきでないとの判断に転じ、フランスの対米戦略に巻き込まれないためにも、WEU でなく、国連本体による平和維持活動展開の道を探り始めた。しかし、実際の部隊展開には自国の負担を考え、なおも慎重な構えをとった²⁷⁾。

25) ベーカー『シャトル外交激動の四年』pp. 604-605.

26) ベーカー『シャトル外交激動の四年』p. 603.

27) この外交交渉の概観的整理として Yoshitome, *The Western Order under Quasi-Multilateralism*, pp. 64-66.

こうして1991年9月25日に国連安保理決議713号が採択された。これは上記の各国間の相違点を反映した妥協案としての性格を持っていた。つまり、ECによる平和維持活動でも国連による大規模な平和維持活動を組織するのでもなく、むしろ、ECが外交上中心的役割を果たすことを期待し、国連に対してはECによる和平仲介を支援することを求め、ユーゴ全体への国際的な武器禁輸措置を決めたのであった。妥協案とはいえ、この安保理決議713号は以後の国際関与の指針を示すことになった。それゆえ、ユーゴ問題に関する国際的な政策論争は、まずこの安保理決議713号に謳われた武器禁輸の実施方法についての対立として起こり、やがて武器禁輸自体の合理性を巡る対立へと発展することになる。

さて、当面の課題は、国連のECによる和平仲介への支援と平和維持活動の展開であった。前者について国連は、アメリカのヴァンス元国務長官を特使に任命した。しかし、当初国連側は平和維持活動の負担を嫌い、ECは国連の平和維持活動展開を視野に入れた和平仲介を試みていたから、双方の政策上の連携は円滑に進まなかった。また、具体的な紛争の仲介方法として、国連特使ヴァンスはユーゴ連邦の調整能力に期待を抱いたのに対し、EC特使キャリントンはユーゴ連邦の統治能力に疑問を抱き、連邦の包括的再編成を前提としたクロアチア問題解決の道を探っていた²⁸⁾。

かくして国連とECの特使はそれぞれ別の動きをすることとなった。国連は現地での和平交渉の仲介を、ECはクロアチア独立への対応に関心を集中させた。国連特使ヴァンスは1991年11月にクロアチアのクライナ地域に関する和平提案を示し、現地指導者が受け入れたことから、国連平和維持活動が展開されることになった。

こうして客観な情勢として、国連によるユーゴ問題への関与が強まっていた。そこでドイツはより声高に、EC諸国に対してスロベニアとクロアチアの独立を承認するように要求した。そのねらいは、先述のように、スロベニアとクロアチアの国家承認→両国の独立を維持するための国際法上の責任についての議論の広まり→平和維持活動の展開（ボスニアを含めてセルビアへの抑止力を利かせることにもなる）という論理を定着させることにあり、最後の部分へアメリカの協力を獲得することを目指していた²⁹⁾。1992年初頭には、ドイツの声に押される形でEC諸国はスロベニアとクロアチアの国家承認を行った³⁰⁾。

28) Javier Perez De Cuellar, *Pilgrimage for Peace: A Secretary-General's Memoir*. London: Macmillan, 1997.

29) Hans-Dietrich Genscher, *Rebuilding a House Divided: A Memoir by the Architect of Germany's Reunification*. New York: Broadway Books, 1998, pp. 515-516.

30) フランス、イギリスなどがドイツの主張に最終的には従った理由は、欧州統合の推進を維持するための譲歩と（仏）、欧州連合条約（マーストリヒト条約）を成立させるためにドイツに社会政策等で譲歩を求めた見返り（英）であると言われている。Wood, "France and the Post Cold War Order: the Case of Yugoslavia", p. 135. Jane M. O. Sharp, *Honest Broker or Perfidious Albion? British Policy in Former Yugoslavia*. London: Institute for Public Policy Research, 1997, p. 13.

このとき既に EC の目は緊張していたボスニア情勢に向き始めていた。クロアチア問題で一方的な独立宣言が紛争の火種になったとの認識の下、EC はボスニアに対して国民投票によって独立の可否を決めるように求めた。そして、アメリカにも EC と足並みを揃え、スロベニアとクロアチアの国家承認を行い、本格的な紛争を予防するためにも、ボスニアの独立投票への支援をするように求めた。

ところが、アメリカの反応は予想よりも厳しいものであった。アメリカは、旧ユーゴにおける国連活動に地上兵力を送らないという方針で対処したからであった³¹⁾。この方針を貫徹するため、ブッシュ元政権はクロアチア、スロベニアのように一方的独立宣言を武力行使で具体化させた過程と、ボスニアの国民投票を経た独立過程とを比較し、手続きにおいて法的正統性を重んじたボスニアを尊重するべきであるとの議論を展開した。それゆえ国家承認の順番は、ボスニアを優先すべきであり、クロアチアとスロベニアはその後に議論されるべきだと主張した³²⁾。ドイツの理屈に従った形での平和維持活動に消極的であることは明らかであった。

こうしてドイツは、アメリカの積極的対応を引き出せなかったばかりか、尚早の国家承認論が紛争を激化させたとの国際的批判の矢面に立たされることになった。ゲンシャーからキンケルへの外相の交代と相俟って、ドイツは EC 諸国の大勢に従う方向で軌道修正を図ることになった³³⁾。アメリカ側から見れば、ドイツの方針転換は、国際法上の国家承認の手続きと国連の権威を梃子にして、アメリカの軍事的関与を誘引しようとした政策の一つが破綻したことを意味していた。これが、ブッシュ元政権をロンドン会議受け入れへ向けて一歩近づけたのであった。

フランスによる欧州自立論とボスニア紛争調停の「世界化」構想の挫折

ボスニア政府は EC の仲介に従って 1992 年 3 月に国民投票を行い、その結果、独立を宣言した。しかし、この投票をセルビア系住民がボイコットしたことから、紛争の火種を抱えたままの出発であった。案の定、ボスニア政府の独立宣言を受けて、セルビア系住民が独自の政治共同体設立を宣言し、武力衝突に発展した。また、クロアチア系の住民も同様に自立する動きを具体化させ、ここに、ボスニア政府（ムスリム系住民を支持基盤とする）、セルビア系、クロアチア系の政治組織との間で三つ巴の紛争が勃発することになった。

EC の対応策は次のようなものであった。まず、武力による国境変更の試みは認めない。紛争当事者間の交渉を促す。この問題に「国際社会」は中立の立場で接する。ただしこのことは言外に、ボスニアの領土分割につながるような結論であっても、交渉の結果であれば考慮可能

31) ベーカー 『シャトル外交激動の四年』 pp. 599-600.

32) ベーカー 『シャトル外交激動の四年』 pp. 609-610.

33) Gow, *Triumph of the Lack of Will*, p. 172.

であることを示唆していた。そして、和平交渉が妥結した場合、国連の平和維持活動を展開することとする。そのために、国際社会がECの政策に足並みを揃えるように求めた。

これに対してアメリカのブッシュ元政権は、先に触れたように国内世論の動向も踏まえて、国際社会がボスニア政府を代表として国家承認した以上、その存立と領土保全に関して一定の責任を持つべきであるとの意見であった。つまり、紛争当事者を対等に扱うのではなく、ボスニア政府を代表として扱うこと、ボスニアの領土保全の確保、さらに対セルビア制裁の強化を訴えた。しかし他方で、フランス流のヨーロッパ自立論とドイツによる旧ユーゴへの集団安全保障拡大論はユーゴ紛争調停メカニズムの「世界化」を招きかねないから、ブッシュ元政権は警戒を緩めていなかった。その上、米軍の地上展開は避けるとの決意で旧ユーゴ問題に対処していたし、湾岸戦争後の中東問題とソ連崩壊の後処理に追われていたから、現実問題として当面は表立った政策は取らず、ECの動きを消極的に眺める方針であった。

また国連も冷戦終結後の国際的な機運を反映して、ヨーロッパ大陸の問題よりもアフリカ諸国の問題に注目しており、そこにいよいよ資金と労力を本格的に傾注せんとしていたから、消極的な反応を示した³⁴⁾。

この結果、ECを中心にボスニアと旧ユーゴ問題に対応するという、暗黙の合意が出来上がっていた。しかし、ECに対する国際的な支援体制は脆弱なものであった。欧州側は、EC独自での問題解決能力は限られているから、国連とアメリカとの協調の道を探っていた。

まず、和平仲介の実績を積み上げて行こうとしたECは、1992年3月リスボンで紛争当事者も招いた国際会議を開催した。ECは交渉によってこの問題の解決を図ること、ボスニアの民族構成を反映した和平案を構想するという方針を提示し、一定の合意を取り付けた。しかし、このいわゆる「リスボン合意」について、アメリカは表向き支持を表明したものの、本音の部分ではセルビア制裁優先論を崩さなかった。

例えば、当時のアメリカのユーゴ大使ジンマーマンはボスニア政府代表に対して、「リスボン合意」を無理に飲む必要はないとアドバイスしていた³⁵⁾。アメリカによる支援の可能性を嗅ぎ付けたボスニア政府代表は当然これに従い、ボスニアへの平和維持活動の展開と武器禁輸の解除を訴えた。こうして「リスボン合意」は流産した。争点は、和平交渉よりもむしろ、ボスニア住民の安全確保と領土保全の方法に移った。

かくして1992年4月になると、人道物資支援のサポートという名目で国連の平和維持活動がボスニアにも展開された。しかし、首都サラエヴォはセルビア人勢力によって包囲されており、人道物資輸送に欠かせないサラエヴォ空港は頻繁に攻撃に晒されていた。さらに、1992

34) Boutros Boutros-Ghali, *Unvanquished: A U.S.-U.N. saga*. London: New York: I. B. Tauris, 1999. p. 44.

35) Warren Zimmermann, *Origins of a Catastrophe: Yugoslavia and its Destroyers*. New York: Times Books, 1999, pp. 189-190.

年の夏になっていわゆる「民族浄化」の実態が国際的に報道されると、ボスニア政府への支援問題はメディアの注目するところとなり、アメリカ大統領選挙の争点の一つともなった³⁶⁾。こうしてボスニア政府は、アメリカを含めた国際社会による積極的支援を要求した³⁷⁾。

ボスニア情勢悪化に対して、ブッシュ元政権はひとまずセルビア制裁先行論を展開して、紛争介入への圧力を避けようとしていた。1992年5月にはフランスの抵抗をよそにCSCEからセルビアを追放することに成功した。しかし、これも現地の状況を好転させる効力を持つものでないので、アメリカへの圧力は高まる一方であった。

92年5月末になると、ついにベーカー国務長官は、セルビア制裁のために国連憲章第7章の下での多国籍軍展開もあり得るとの方針を示唆するに至った³⁸⁾。5月30日に国連安全保障理事会は決議757号を採択し、セルビアとモンテネグロへの経済制裁を課し、人道支援のためにサラエヴォ空港を再開させることを要求した。この後安保理は決議758号（6月8日）、760号（6月18日）と連続してサラエヴォ空港の再開を要求した。6月26日にはこれらの決議と現地の情勢悪化を踏まえ、国連のガリ事務総長は2日以内に空港が再開されなければ、「必要な措置」を取ると表明した³⁹⁾。同日、アメリカとECはそれぞれ高官レベルの政策検討会議を開催した。

欧州側は6月26日から27日にEC首脳会談を開催した。この席でフランスは、EC諸国にWEUによる強制力を伴った平和維持活動を展開するよう促した。確かに、WEUはそれまでに「ピーターズブルグ宣言」をまとめており（1992年6月18日）、平和維持活動への積極的参加を示唆し、それは国連の権威においてのみ実行されることを確認していた。同時期に発表された国連のガリ事務総長による「平和への課題」（6月18日）と共通し、国連を中心にした平和維持活動の積極的展開を構想していた。

しかし、EC首脳会議では、イギリスを中心として各国はアメリカとNATOの反応を見るべきだと反対し、紛争当事者の合意が得られる場合に限って強制力を利用してもよいという実効

36) アメリカのNewsday誌のジャーナリスト、ロイ・ガトマンは1992年7月から8月にクロアチアとボスニアにおける「エスニック・クレンジング」に関する連作レポートを行い、1993年のピューリッツァー賞を受賞した。Roy Gutman, *A Witness to Genocide: The First Account of the Horrors of 'Ethnic Cleansing' in Bosnia*. New York: Macmillan, 1993. また、アメリカの大統領選挙において民主党のクリントン陣営は空爆の実施を訴えてブッシュ政権の方針を批判した。その選挙戦の一端についてはRichard Holbrooke, *To End A War*. New York: Random House, 1998. pp. 41-42.

37) ボスニア政府による武器禁輸解除の要求として Harris Silajdzic, "News Conference with Dr. Harris Silajdic, Foreign Minister of Bosnia and Hercegovina, the National Press Club, 14 April 1992.", *Federal News Service*, Lexis-Nexis, 1992.

38) ベーカー『シャトル外交激動の四年』pp. 627-630.

39) J. T. Nguyen, "UN Leader Gives Serbs 48 Hours to Withdraw Heavy Weapons", *United Press International*, 26 June 1992, Lexis-Nexis.

性に乏しい合意しかまとめられなかった⁴⁰⁾。

アメリカ側も6月26日に国家安全保障会議を開催し、先のペーカー国務長官による多国籍軍組織も辞さないとの方針について議論した。閣内は割れ、結局ペーカーの意見は退けられ、人道支援のためでも現地の紛争当事者の合意が無い限り、アメリカの地上部隊は展開されないとの方針を確認した⁴¹⁾。つまり、ガリの最後通牒を実施する意志のないことを示唆したのである。その根底には、根深いフランス的欧州自立論への警戒と米地上軍派遣への恐れがあったといえよう。

この結果、国連を通じた問題解決というECによるイニシアティブを維持するには、サラエヴォ空港を軍事力に頼らずに再開させる他になかった。そこでフランス大統領ミッテランは、ECサミットで各国首脳の説得に失敗した翌日（6月28日）、フランス軍機に搭乗してサラエヴォ空港に無事着陸し、空港の機能が再開されたことを内外にアピールし、フランスによる人道支援を実施させ、国連もそれに続くよう要求した。こうして、セルビア人勢力による包囲という状況は変わらなかったが、サラエヴォ空港危機は峠を越した。

ミッテランの行動はECの主導的立場を維持させた。そして、この危機がフランスを始めとする欧州諸国側の行動で回避されたことから、国連事務局はECと欧州諸国の方針を支援するよう求めるより強い圧力に晒されることになった⁴²⁾。こうして、ロンドン会議に至る国連とEC協調の枠組みが作られて行くことになる。

しかし、この危機回避の含意はそれに留まらなかった。それは、フランスの唱えたWEUを中心とした平和維持部隊派遣という構想の挫折を意味した。フランスは、他の欧州諸国とりわけイギリスの対米関係重視に配慮しない限り、欧州の結束はありえないことを知ったのであった。さらに、欧州諸国はアメリカの政治的・軍事的支援を抜きにして、この問題に効果的に対応出来ないことも知ったのであった。

これまでの展開をまとめると、ドイツによる国家承認→国連による擁護→アメリカも加わる形の平和維持という構想が失敗した後で、EC内部でイニシアティブを取ったフランスも、国連決議→欧州独自の強制行動→対米自立の具体化というボスニア紛争調停の「世界化」につながる野心的な構想を抱いたゆえに挫折したのであった。こうして、1992年後半のEC議長国に着任したイギリスによる構想取りまとめが本格化するのである。

40) EPC, "Conclusion of the European Council: Declaration on the Former Yugoslavia", 26-27 June 1992, *European Foreign Policy Bulletin*, 1992, (92/254).

41) R. J. Wielaard, "European Leaders Consider Humanitarian Aid to Sarajevo", *The Associated Press*, 26 June 1992, Lexis-Nexus.

42) Boutros Boutros-Ghali, *Unvanquished: A U.S.-U.N. Saga*. London: New York: I.B. Tauris, 1999, pp. 41-44.

イギリスによるボスニア紛争調停の「ボスニア化」の試み

イギリスの方針は、紛争当事者による和平合意取り付けを国際関与の柱に据えることであった⁴³⁾。そして、強制力を伴う平和維持活動は当面考えず、将来予想される和平合意後の平和維持部隊についても、WEUでなく国連による直接の展開を考えた。ブッシュ政権が当時「新世界秩序」構想を唱えていたから、そのレトリックに従って、欧州独自の枠組みを強調するのではなく国連の権威を前面に打ち出すやり方は、アメリカの協力を得るために合理的な選択と言えた。イギリスの方針を要約すれば、「EC + 国連」の枠組みを制度化しながらも、このボスニア紛争調停の枠組みはボスニアのみに適用されることを政治的に保障するものであった。言わばボスニア紛争調停の「ボスニア化」を進めること、これがイギリスを中心とした路線修正であり、ロンドン会議のねらいであった。

アメリカ側の主要な関心事は、旧ユーゴに戦闘目的で地上兵力を展開しないことと、アメリカを抜きにした欧州地域秩序の再編を阻止することであった。そこでまず、ボスニア政府による武器禁輸解除の要求に出来る限り直接答えないようにして、さらに、ドイツによる国家承認を梃子とした集団安全保障メカニズムの拡充にも目を尖らせていた⁴⁴⁾。その上で、フランスによる欧州自立論を警戒し、欧州の結束とボスニア紛争調停能力を注視していた。その欧州諸国に共通した認識は、国連ないしは他の集団安全保障組織（例えばCSCE）による関与がそれぞれの政策の基礎であるべきだということであった。

しかし、アメリカ自身が「新世界秩序」構想で国連を中心とした問題解決を理念的に支持した以上、国連を軸とした欧州側のボスニア紛争調停案を正面から批判することは出来なかった。この弱みにもかかわらず、アメリカにとって幸いなことに、欧州の結束は予想以上に脆弱であった。各国のねらいは、アメリカの力を抑制する（仏）又はアメリカの力を旧ユーゴからの独立諸国の保護のために利用する（独）、あるいはフランスを中心にした対米自立の手段としての旧ユーゴ政策を抑制する（英）など異なっていたからである。そこで、ブッシュ元政権は、いかなる「動機」で国連とECの協力の枠組みが組織されているのかを詳細に観察して、個別政策毎に対応を決めることになった。

欧州側の「動機」への警戒と米軍非関与という制約双方を満たすには、結局のところ、国際機関を間に立たせた上で、ボスニア紛争調停の「ボスニア化」を進めることが必要であった。アメリカは、欧州側のイニシアティブを受け入れる条件として（さらに、おそらく最終的には必要となる和平合意締結後の平和維持部隊への支援を覚悟するには）、ボスニア紛争解決案がボスニアの地域の問題に留まり、欧州地域秩序の再編や世界秩序の再編という問題から切り離されているという保証を求めていたわけである。

43) Douglas Hurd, *Memoirs*. London: Little, Brown, 2003. pp. 456-457.

44) Hutchings, *American Diplomacy and the End of the Cold War*, pp. 314-315.

イギリスの方針は、ドイツ（欧州地域秩序問題への影響は小さいが、アメリカの負担が大きい）とフランスの構想（ボスニア問題と欧州地域秩序・世界秩序再編問題を直結させている）の挫折した後打ち出されており、「動機」に関して言えば安心できるものであった。それゆえ、1992年の末には、フランスですらロンドン会議路線の成功のために、アメリカの主張してきたボスニアの民族浄化問題への国際的対応の必要性までも口にし始めていた⁴⁵⁾。

かくして、ロンドン会議の枠組みは、国連の権威を利用しながらもボスニア紛争調停の「ボスニア化」を推進することを可能としていたのであった。それゆえ、ブッシュ元政権はこの枠組みを受け入れたのである。

まとめ

これまでの分析から、本論の仮説はおおむね合理的なものと言えるだろう。もちろん、詳細については今後公開される外交史料によって再検証されるべきであることを否定しないが、現時点において次の結論を下すことは可能であろう。すなわち、ブッシュ元政権は米軍の派遣を拒むとの条件の下、独自の国益判断に基づいて欧州側の「動機」と国連の権威の結びつき方を観察していた。そして、ロンドン会議についてボスニア紛争調停の「ボスニア化」を国連の権威を担保に進めるものであると判断して、受け入れることにした。

ブッシュ元政権は欧州側の「動機」には神経を尖らせていたが、国連の権威を尊重することによってアメリカの世界政策に及ぼすであろう「影響」については、それほど神経質ではなかった。先に触れたように、ブッシュ元政権との交渉にあたった EC 側の ICFY 議長オーウェンは、人道支援活動成功のために、アメリカは NATO と国連の協力関係を推進させる用意すらあるとの印象を受けていた⁴⁶⁾。つまり、ブッシュ元政権は「新世界秩序」構想の「前提」——アメリカによる国連の統制——を揺るがないものと想定して、仮に米軍を派遣するとしても米軍の戦術的自由は確保できると判断していたと考えられる。

しかし、大統領選挙の対立候補であったクリントンは、国連の行動を管理することは難しくなっているという新たな「前提」で世界政策を組織し始めていた。こうしてクリントン政権はブッシュ元政権の判断を逆戻しさせて、欧州側の「動機」の判断に拘らず、アメリカの世界政策に与える「影響」を重視した。そこで、国連の権威と多角主義の原則を柱としたアメリカの抑制・統制が、欧州側のボスニア紛争調停策であるロンドン会議の枠組みによって制度化されることを警戒したのである。

欧州諸国は、このように転換したアメリカの情勢認識と渡り合うことを余儀なくされた。しかし、それはロンドン会議に至る米欧交渉の過程の中で確認された、ボスニア紛争調停の「ボ

45) Owen, *Balkan Odyssey*, pp. 91–92.

46) Owen, *Balkan Odyssey*, p. 91.

スニア化」を進めるとの欧州側の「動機」を尊重した、米欧の暗黙の合意をほとんど無視した方針転換であった。また、ソマリアやハイチなどでの国連活動がアメリカの世論や政策判断に及ぼす「影響」を管理することは、欧州諸国の手に余る課題であった。こうして頼るところが他に無い欧州諸国は、ますます国連の権威を借りてクリントン政権を説得する政策を進めることになった。このことは、クリントン政権の認識した新たな「前提」——国連機能の強化はアメリカにとっての行動の自由を喪失させることになる——に現実味を与えるという逆説的效果を持っていた。

この結果、クリントン政権はロンドン会議の枠組みを組み替えることを欧州地域秩序問題の重要な目標に据え、その背後にある国連の権威を骨抜きにすることを世界政策の柱としていった。こうして、ロンドン会議によって組織された、国連の権威を担保とした欧州側のイニシアティブによるボスニア紛争調停の「ボスニア化」路線は破綻することになったのである。

しかし皮肉なことに、クリントン政権は欧州側の和平計画への貢献を拒もうとして一連の政策を打ったため、国連と EC の問題解決能力を徹底的に殺いでしまい、アメリカの責任によるボスニア紛争調停を推進せざるを得なくなったことである。その結果、覇権を維持するためのコストとして、最も渋ったはずであった地上部隊派遣を決めることになる。しかも、一連の政策を正当化させるために冷戦後の欧州秩序と国際秩序全体におけるアメリカの地位を強調することになり、結果的にボスニア紛争調停の「世界化」を推進させた。

かくして、ボスニア紛争の早期終結を待ち望んでいたであろう現地の多数の住民は、民族ナショナリズムばかりでなく、大国の国際政治にもますます翻弄されることになったのであった。

ユーゴにおける「介入」の変遷と国家の統合・解体

定形 衛

はじめに：問題の所在と課題

バルカン半島のほぼ中央部、ヨーロッパの南東に位置したユーゴスラヴィア（以下ユーゴと記す）の近現代史は、大国の「介入」と内なる分裂に直面し、国家の統合と解体を繰り返した歴史である。その歴史を概観しておこう。西欧から「近東」とよばれてきたバルカンでは、18世紀以降、自らの勢力圏の拡大、利権獲得を目指す西欧列強の前にオスマン帝国が後退を重ねるが、さらにこの抗争にバルカン諸民族の独立運動が絡むなかでいわゆる「東方問題」(The Eastern Question) が創出された¹⁾。「東方問題」はロシアでは「海峡問題」(The Strait Question) と認識された。黒海からボスポラス、ダーダネルス両海峡を経由してエーゲ海、地中海域への進出が帝国ロシア発展の鍵を握っていたからである。19世紀になると、ヨーロッパの帝国による権力闘争は激しさを増し、その渦中でバルカンは民族主義の時代を迎えたのである。

第一次大戦によって四つの帝国（ドイツ、オーストリア、ロシア、オスマン）が崩壊し、民族自決権のもとに「継承国家」とよばれる諸国家が中欧、バルカンに形成された。ユーゴもその一国として1918年12月「セルビア・クロアチア・スロヴェニア連合王国」の名のもとに独立国家として誕生した。「連合王国」とはいうものの、ベルリン会議（1878年）ですでに独立を承認され、人口の上でも多数を占めるセルビア人が権力の中枢を握り、連邦制をもとめるクロアチアと対立した。29年に入ると、国王アレクサンダルは1月に憲法を停止し、議会を解散して独裁制を宣言したが、10月には地方自治を完全に排し、国名を「ユーゴスラヴィア王国」と改称した。

第二次大戦がはじまると、ユーゴはヒトラーの「ミッテル・オイローパ」（中欧）構想に誘われ、三国同盟加入（1941年3月25日）を決断するが、二日後これに反対する親西欧派のクーデタが成功し、連合国側に鞍替えした。激怒したヒトラーは4月6日にユーゴ攻撃を命じ、同月17日ユーゴは枢軸国によって分割統治されることになった。セルビアはドイツ、モンテネ

1) 東方問題については次がまとまっている。M. S. Anderson, *The Eastern question, 1774-1923: a study in international relations*, Macmillan, London, 1966.

グロはイタリア、スロヴェニアは両国に折半され、クロアチアは独立国として承認されるもののドイツの傀儡政権が組織された。以後、国内ではセルビアの王国軍の残党による抵抗組織（チェトニック）、共産党主導の抵抗組織（パルチザン）、さらにクロアチア独立国のファシスト集団（ウスタシャ）のあいだで凄惨な内戦が繰り広げられた。内戦さらに対軸軸戦はパルチザンの勝利でおわり、1945年11月ユーゴ連邦人民共和国の建国が宣言され、ユーゴは社会主義国家として再建されることになった。

冷戦開始のなかで、ユーゴは東側陣営にあって社会主義国家建設に勤しんだが、複数社会主義の時代の国家関係のあり方をめぐってソ連と対立し、48年6月、コミンフォルム（「共産主義情報組織」47年9月設立）から追放された。追放後の経済封鎖と軍事的威嚇のなかで、ユーゴは敵陣営である西側からの経済援助、軍事援助受け入れという苦汁の決断を行い、国際的孤立を耐えた。その後「自主管理社会主義」、「非同盟外交」を掲げ独自の社会主義建設の道を歩んだユーゴであったが、ソ連からの政治的、軍事的介入の警戒、「ブレジネフ・ドクトリン」（制限主権論）の発動に不断に備える国家となった。

冷戦後はソ連の脅威が除去されたのであるが、それに代わって国家解体の脅威が、中から襲ってきた。連邦構成共和国の分離独立要求、それにともなって生じた内戦、民族浄化の激化である。また、内戦には、EC(EU) 諸国やアメリカ、また国連、NATO など国際機構による介入が加わり、軍事的解決を視野においた紛争処理、平和維持活動が展開されることになった。一連の旧ユーゴ紛争は1991年のスロヴェニアにはじまり、クロアチアからボスニアを経て、99年のコソヴォ紛争までほぼ10年にわたった。さらに、その後もマケドニアにおけるアルバニア人地域の反乱（2001年）を惹起して、本年6月モンテネグロの正式独立により旧ユーゴは連邦を構成した6共和国がすべて独立国家となり、旧ユーゴは分解した。加えてコソヴォの分離独立の問題は未解決のままであり、バルカン安定化の兆しはみえない。

現在、これら分離した旧ユーゴの各国は「西バルカン」とよばれ、紛争終結後の国家建設を焦眉の課題としている。しかし、それはEUとNATOという対抗的な二つの東方拡大、グローバル化の進展といった大きなうねりのなかで展開されざるを得ず、西バルカン、南東欧地域に自生の協力体制を構築するという課題のまえに呻吟しつづけている。「現代版東方問題」とよぶべき「介入」と現地の国家統合の問題が、再登場していると言えるだろう。

以上概観したように、第一次大戦にいたる「東方問題」、第二次大戦期の内戦と民族解放闘争、さらに冷戦期のソ連の介入と非同盟外交、冷戦後の連邦解体における「国際社会の介入」や「現代版東方問題」、これらすべてが物語るように、ユーゴの近現代史は「介入」の脅威をまえに、国家統合に腐心してきた歴史である。民族国家を創設した1918年の第1のユーゴ、社会主義国家を建設した1945年の第2のユーゴ、そして冷戦後の第3のユーゴ、激しい民族浄化と介入のなかで旧ユーゴは解体したが、これら分解後の諸国間関係もまた、国家間協力体制のあらたなかたちを見出していかなければならないであろう。連邦から分離しても隣人であ

ることをやめるわけにはいかないのであるから。

本稿は、ユーゴ近現代史のなかで、特に社会主義ユーゴにおける介入と国家統合、さらにその分解過程の問題を論ずるものである。第一次大戦にいたる「東方問題」についての分析は、現状では論考を公表するまでに至っていないが、EUとNATOの拡大過程に見られる「現代版東方問題」についての若干の考察は拙稿において論じたところである²⁾。いずれにしても、系統的な「ユーゴ近現代外交史論」の完成は他日を期したいと考えている。

I 冷戦期におけるソ連の介入と連邦の統合

1 ソ連介入論と非同盟外交

1948年のコミンフォルム追放は、社会主義国家ユーゴの国家統合を根底から脅かすものであった。それは、スターリンが、ソ連の了解なくユーゴがバルカンにおける連邦構想に着手したことに懲罰を与えたものだが、ユーゴの戦後史の方向を決定付けた事件であった。追放後のユーゴは、ソ連の「修正主義」攻撃から共産党政権を守り、自国の社会主義の正統性を確保することに懸命であった。ソ連型の社会主義を「国権主義的社会主義」と批判し、1950年「労働者自主管理」にもとづく独自の社会主義を提示して理論的に対抗したが、同時に、国際的孤立から脱却すべくアジア・アフリカ諸国との非同盟外交を追求していった。

追放後のユーゴは、ソ連からの介入に備え、国家統合の維持に奔走するが、ゼロサム的な東西間の対立構造のなかで、西側は、ユーゴが「東側」に戻らぬよう経済的、軍事的援助を申し出てきた。ユーゴは、ソ連圏諸国の経済制裁と軍事的威嚇に対抗するために申し出を受け入れざるを得ない状況であったが、ソ連を必要以上に刺激することを避けるため、西側陣営に組み込まれることは決してないと言明し、ソ連に対しては主権国家としての対等な形での関係修復を要求した。このように小国ユーゴは東西にバランスをとることで、東西の挟間に位置した厳しい状況を生き抜こうとしたのである。ソ連から誤解されないよう、また過剰な反応を呼び起こさない外交が求められていた。

東西の厳しい対立のなかで外交を強いられたチトーが、国際的地位の向上を目指し、連帯の相手としたのがアジア・アフリカ(AA)諸国であった。ブロック加盟を拒否し、「平和5原則」とくに平和共存を唱えるこれら諸国の外交にユーゴは共鳴した。ユーゴは、AAに限定され、またブロック外に留まるという消極的な中立主義外交を、地域にとらわれない運動へと再編し、また、米ソのブロック政治を積極的に批判することで、非同盟運動の創始者そして指導国となった³⁾。

非同盟外交はソ連とは異なる社会主義の道を追求するユーゴが、ソ連の介入を抑止すべく第

2) 拙稿「西バルカンとEU/NATO」『拡大ヨーロッパ』(羽場他編)岩波書店、2006年。

3) A. Rubinstein, *Yugoslavia and the Nonaligned World*, Princeton UP., Princeton, 1970.

三世界の支持をとりつけ、また、米国、中国といったソ連対抗勢力からの支持を獲得できる外交であった。それはまた、反帝国主義、反植民地主義、民族解放を支持する社会主義的国際主義の大義を確保することのできる外交でもあった。とくに、1968年のチェコ介入を正当化したブレジネフによる「制限主権論」は、社会主義への独自の道をたどるユーゴにとって、ソ連からの介入の脅威を目の当たりにする事件であった。東西の対立を利用した外交は、バランス外交、プラグマティック外交と揶揄されたが、ソ連介入の脅威を前に主権国家としての存続をかけた外交であった。

2 民族の積極的共存と国家統合

ソ連の介入に備えるに、国家の内なる結束は不可欠の要因である。とりわけ、多民族国家では諸民族の結束と連帯意識の高揚が枢要である。共産党（52年以後は共産主義者同盟と称した）は民族間の対立、とりわけセルビア人とクロアチア人の反目を克服するため「民族の友好と統一」(brotherhood and unity) をスローガンに、民族の平等にもとづいた連邦制を国家体制として採用した。各民族が平等に「民族解放・社会主義革命」に貢献したとされ、連邦を構成する共和国は、民族の分布に沿い、いずれの民族も政治的覇権を握らぬよう境界線が引かれた⁴⁾。

前述した非同盟外交は対外的な対ソ牽制外交であったが、非同盟外交の原則となった「積極的平和共存」は、国内の民族政策をも配慮したものであった。58年の党綱領は、「積極的共存はブロックとブロックとの関係ではなく、諸国家や諸民族の関係に実現されなければならない」と規定している⁵⁾。つまり、国家間の共存、民族間の共存を前提とする平和共存の主張は、多民族国家ユーゴの統合を内政外交両面からささえる紐帯となった。

ソ連が用いた「平和共存」という社会主義の語句を理論的に新たに組み替え、国家統合を脅かす内外の要因を封印しようとしたのである。因みにソ連のいう「平和共存」は、資本主義体制と社会主義体制というふたつの体制の共存であり、社会主義体制内の国家間の平等な共存を視野におさめていなかった。あくまでも社会主義体制内ではソ連が序列の最上位に位置するという理解である。

チトーの指導のもと、積極的平和共存にもとづくユーゴの国内外政策が、明確な形でソ連から承認を得るのは、1988年3月のゴルバチョフ書記長の訪問時に公表された「新ベオグラ

4) 連邦内で総人口の42%を占め最大民族のセルビア人（次はクロアチア人の24%。いずれも1948年統計）にとって、セルビア共和国は民族の分布にそって境界線は引かれず、大きく縮小される中で形成された。なによりも民族間のバランスによる国家の統合の維持が最優先されたのである。その結果、連邦内セルビア人の42%が自治州を除いたセルビア共和国以外の他の共和国に居住し、少数派として位置づけられていった。

5) 『ユーゴスラヴィアの共産主義』（村田陽一訳）大月書店、1958年、78頁。

ド宣言」⁶⁾によってであった。宣言は「何人にも真理を独占する権利はない。双方は誰に対しても社会発展に関する自らの考えを押し付けるつもりはない」とのべ、それは「制限主権論」の放棄と解釈された。40年にわたるソ連介入論へのユーゴの戦略が認知された瞬間であった。

この宣言が、ユーゴだけでなく、ソ連の集権的支配から脱却しようとしていた東欧諸国の改革勢力に追い風と映った意味はこの上なく大きかった。それは、1989年の一連の東欧革命の到来を予知させたのだが、ユーゴにおいては、「ソ連の変化」によって、国内の共和国間、民族間の結束が弛緩しはじめるモメントを与えた「新ベオグラード宣言」であった。こうした状況のなかで、集権的な連邦を目指すセルビアのミロシェヴィッチの政策は、セルビア覇権主義、大セルビア主義として、クロアチアやスロヴェニアから断罪され、分離運動に勢いを付け「ユーゴ解体の10年」を惹起したのである。

II ポスト社会主義における内なる介入と連邦の分極化

1 ポスト東欧における中欧とバルカン

冷戦期、ソ連からの介入を封じ込める役割を果たしたのが、外なる非同盟外交と内なる民族の積極的共存であったが、80年代後半以降の東欧では、ソ連のゴルバチョフ書記長のペレストロイカ政策の進展にともない、「ヨーロッパへの回帰」が現体制の直接的批判を意味する政治的、経済的文脈だけではなく、社会的、文化的言説のなかでも語られるようになった。

冷戦期にあって東欧における改革の旗手を任じたユーゴでは、80年代の経済危機、集団指導輪番制のもとの政治指導力の低下で、自主管理社会主義の危機が白日のもとにさらされることになった。ユーゴの国際的地位は低下し、中間層の生活水準は一気に落ち込んだ。先進共和国でさえ生活水準の低下、インフレ、失業といった問題が恒常化し、「連邦の桎梏」として被害者意識を募らせた。ここでは、危機は経済的、文化的な意味合いで捉えられ、東欧の体制改革、体制転換を後追いするように、共和国の「ユーゴ離脱」と「ヨーロッパ回帰」が社会的気分を捉えていった。

東欧革命によって社会主義政権が倒壊すると、ソ連衛星圏を意味した政治用語「東欧」が消滅し、それに代わって文化と歴史の差異を強調する「中欧」（チェコ、ポーランド、ハンガリー）と「バルカン」（ルーマニア、ブルガリア）の二分法が前面に現れてきた。この分断線は、ハプスブルク帝国とオスマン帝国の境界線に符合し、歴史、宗教、文化における分断を際立たせ、社会主義以前の政治における議会制民主主義の定着度や経済の発展における先進性と後進性を特徴づけた。

こうした二分法にユーゴの二つの共和国は敏感に反応した。それは、ユーゴの国家を二分す

6) 「宣言」の全文は、『世界政治』764号、1988年、29-33頁。1955年の「ベオグラード宣言」と対照し1988年の宣言を「新ベオグラード宣言」という。

る線であり、スロヴェニア、クロアチアにとって「ユーゴ離脱」と「ヨーロッパ回帰」が日程に迫ったからである。「内なる文化的介入」は「連邦国家」の統合を一気に分極化から分断へとみちびく政治力学を提供してきたのである。

ユーゴには「ドナウの川向こう」、「サバの川向こう」という言い方がある。つまり、ハプスブルク帝国とオスマン帝国の境界をなしたこれら大河を挟んで文化や生活習慣が異なることを、ときに自嘲的、ときに優越的な意味を込めて表わされるが、今回はそれが、「中欧」と「バルカン」という形で、自主管理経済の破綻、非同盟外交の実効性、連邦体制のあり方と密接に結び付いて浮上してきた。スロヴェニア、クロアチアにとって「ユーゴなるもの」は全体として「バルカンなるもの」として認識されてきた。連邦の非同盟外交はセルビアの首都ベオグラード主導の外交であり、「バルカン」的なものとして、冷戦の終結と社会主義の終焉以後の二分法的な認識のなかで一層際立って批判された。

2 内なる介入と連邦外交の破綻

スロヴェニアやクロアチアからは、アジア・アフリカ諸国との外交の重視がどれほどユーゴの国益に貢献するのかという疑問が公然と出され、EC諸国や近隣諸国との関係強化が現実的外交として求められた。ザグレブ大学（クロアチア）のヴカディノヴィッチ教授は「非同盟外交の維持はイデオロギー的色彩の強いものであり、国益をあまりにも考慮しない政策である。ヨーロッパとではなく何故アフリカの国々と仲良くするのか」⁷⁾と非同盟外交の意義を問うた。

「中欧」を意識するスロヴェニアとクロアチアは、80年代になると、「アルプス・アドリア外交」という旧ハプスブルグ支配下にあった5カ国（イタリア、ユーゴ、オーストリア、ハンガリー、西ドイツ）にまたがる16の地域による体制の異同を越えた経済、文化、観光、通信などの交流の枠組みに積極的に参加するようになった。それは、かつてのハプスブルクへの歴史的、文化的紐帯を意識し、これらの地域のヨーロッパ性を強く自覚したものであった。ECへの加入が叶わないなかで、両共和国のユーゴへの不満とヨーロッパへの憧憬を表現していた。

80年代の連邦外交は、このようなヨーロッパ志向の外交を受け止め、非同盟外交のベクトルをアジア・アフリカとの連帯と運動における指導力の発揮といった方向だけでなく、軍事同盟に加わらないヨーロッパの中立主義国家への接近、地中海沿岸の非同盟諸国やバルカン諸国との外交を積極的に推進するなど、国内の「中欧」地域と「バルカン」地域における外交志向の間でバランスをとっていた。しかし、90年に入り共産党が瓦解し、連邦政治の舵取り役が不在となるなかで、国内の両地域のバランスをとる機能は失われ、「中欧」外交が連邦外交から離反する形で非同盟外交が破綻していったのである。

7) R. Vukadinovic, "Challenge of Changes and Yugoslav Foreign Policy", *Review of Foreign Affairs*, No. 968-9, 1990, p. 12.

また、非同盟外交の破綻は、それが国民に支持された外交ではなく、各共和国の対外的な指向、選好のバランスをとった、きわめて脆い「方法としての非同盟」外交であったことを裏書するものであった。

3 内なる介入と連邦の分極化

前述した連邦政治の機能麻痺の過程については、政治的観点からは、セルビアのミロシェヴィッチの集権的連邦構想へのスロヴェニアやクロアチアの反発、また、91年5月のクロアチアのメシッチの連邦幹部会議長選出に際しての妨害、コソヴォ自治州の権限のセルビア共和国への回収などが指摘できるが、ここでは、「中欧」の文化的要因に着目して、検討してみよう。

スロヴェニアでは青年層が、80年代以降西欧の「新しい社会運動」の影響を受け、社会主義青年同盟機関紙『青年』は平和、エコロジー、人権、フェミニズム、良心的兵役拒否などについて論陣を張り、スロヴェニアの連邦軍予算の高負担や徴兵制への忌避が高まった。また、「青年の日」（5月25日、チトーの誕生日）の全ユーゴ的催しであった「トーチリレー」には87年から参加を拒否していた。

さらに、スロヴェニア作家協会は87年の『新評論』52号の「スロヴェニア民族綱領」のなかで、「ヨーロッパの文化や習慣を共有しない南のバルカン、とりわけセルビアからスロヴェニアは離脱すべき」と明言し、軍組織で二級言語扱いされているスロヴェニア語へのアイデンティティを強調した⁸⁾。90年の共和国選挙では「民主野党連合」が全体の58%の得票で勝利した。連合を組んだ野党は、キリスト教民主同盟、社会民主同盟、農民同盟、民主同盟、緑の党、職人党、それにマリボル年金同盟であり、「新しい社会運動」の影響を強くうけた投票行動であった。

クロアチアでは、スロヴェニアと異なり「新しい社会運動」の盛り上がりはなかったが、71年のクロアチアの民族主義的な大衆運動の指導者が複数自由選挙の過程で復活し、クロアチアの「ヨーロッパ性」が強調された。旧共産党の民主改革党綱領は、「われわれは歴史的、文化的にヨーロッパ文明圏とともにあり、……ヨーロッパ社会主義の経験を強化することにある」と述べている。また、選挙で勝利したクロアチア民主同盟のトゥジマン議長は、ファシスト政権下のクロアチア独立国時代にも使用していた紅白の市松模様をあしらった国旗と紋章を復活して、セルビア人に恐怖感を少なからず与えた。

91年6月25日の「独立宣言」書は、「ユーゴ連邦が課してきた集権的、全体主義的体制は、クロアチアが自らの政治的、経済的、文化的その他の利益を守ることを妨げてきた」と連邦への決別の辞を述べたし、また、ヨーロッパ運動クロアチア委員会のラシッチは「クロアチアは

8) J. Benderly, E. Kraft, eds. *Independent Slovenia*, St. Martin's Press, New York, 1994, pp. 183-190.

ヨーロッパとの共同によってのみ21世紀の国際的競争に参加できる」と述べている⁹⁾。

このように、「ユーゴスラヴィアなるもの」、「バルカンなるもの」からの離脱を志向するスロヴェニアとクロアチアの文化的な「内なる介入」は、対立する共和国との政治的妥協を不可能なものとしていた。文化に起因する対立に妥協は期待できなかった。90年4月のスロヴェニア共和国選挙に先んじて連邦選挙の実施をマルコヴィッチ連邦首相は主張したが、スロヴェニアの聞くところとはならず、共和国選挙ののち、両共和国は住民投票という手法をとって「主権宣言」、「独立宣言」へと突き進んだ。90年6月からのユーゴの国家形態を議論した共和国サミットも、噛み合うことなく決裂し、連邦の分離と内戦の構図が一気に迫ったのである。

III ユーゴ紛争における欧米の介入と連邦の解体

1 欧米のユーゴスラヴィア認識

冷戦期の西側にとって、ユーゴの存在は「東欧の異端児」である限りで有用であり、「東欧圏に戻してはならない」国家として援助し、西側とユーゴは「特別な関係」を持ち続けてきた。一党支配のユーゴでは、自由主義的、民族主義的な政治行動は厳しく弾圧されたが、60年代後半の経済改革、70年のECとの経済協定締結以後、「体制移行しつつある国家」として西側には映ってきた。そのため同じ「社会主義の終焉」といっても、欧米諸国は、他の東欧諸国に対して示したような、体制移行への支持と援助をユーゴに対して表明することはなかった。共産党崩壊以後のユーゴは、これまでの改革の延長線に位置する一層好ましい国家になったというのが西側の一般的理解であった。

こうしたユーゴ認識のもとで生じた91年以後の内戦、民族浄化において、欧米諸国、EC(EU)や国連など国際機関は、いかなる論理で介入をしたのだろうか。また、ユーゴはそうした介入にいかに対応したのだろうか。

ユーゴの「体制移行」および91年6月の内戦当初の欧米の対応は、「ユーゴ問題はユーゴ自身が解決する」というのが基本的な姿勢であった。冷戦後の地域紛争や民族紛争は、もはやソ連との対抗軸で見られることはなくなり、西側諸国の国益に直接関わらないものには介入を控えようとした。

アメリカのベーカー国務長官は、「バルシャ湾と違ってユーゴではアメリカの国益が直接、危機に瀕しているわけではない。セルビアにはイラクのようにエネルギー供給というアメリカにとっての死活問題を左右する可能性も力もない」と述べていた¹⁰⁾。

しかし、後になって重要となるのは、旧ユーゴ紛争に対する欧米の介入の前提に見られた、

9) M. Tanner, *Croatia: A Nation Forged in War*, Yale UP., New Haven, 1997, pp. 221-239.

10) J. Baker, *The Politics of Diplomacy: Revolution, War and Peace 1989-1992*, New York, 1995.
仙名紀訳『シャトル外交 激動の四年』下 (新潮文庫), 1997年, 601-602頁。

冷戦後のヨーロッパにおける防衛の指導権をめぐる角逐競争であった。米国はNATOのもとで指揮権を行使しようとし、ヨーロッパは米国にたよることなくEU独自の防衛組織を構想しようとした。ヨーロッパが、ユーゴ紛争をあくまでもヨーロッパ問題であり、避けて通ることのできない問題、EUの共通安全保障外交政策の真価が問われる問題と認識しているのに対し、米国は、紛争を冷戦後の新世界秩序構築のための事例と捉えるにとどまっていた。ペーカーの回想録は、ヨーロッパ人自身の紛争処理能力を試す好機であるとの見方を示している¹¹⁾。

2 ユーゴ紛争と欧米の介入

こうしてユーゴ紛争は、クロアチア、ボスニア、コソヴォを通じてEC(EU)とアメリカの指導権をめぐる角逐の場として利用されることになった。特に米国の介入の論理は、当初のスロヴェニアやクロアチアの紛争で示された「不承不承の介入」から、マケドニア、ボスニアでの「予防的介入」、さらにコソヴォで見られた「人道的介入」というように積極化した。

米国主導のもとで、旧ユーゴ紛争は「ヨーロッパ問題」から国連における制裁や戦争犯罪国際法廷の設置、さらにボスニア分割案の提示へと進み、また、紛争はNATO域外の「周辺事態」「非5条危機」として再構成され、米国の積極的関与、ユニラテラリズムの姿勢が顕著になった。コソヴォ空爆はなによりも、NATO創設50周年にあわせたものであり、そこではヨーロッパに対する米国の力の誇示が意図されていたのである。

「介入」は冷戦期においては、介入する側に明確な利益や関心があるのが普通であるが、「不承不承の介入」では、国家の利益や大国としての責任や発言権、使命感などの優先順位が明確でないままに介入が行われた¹²⁾。これに対し、「予防的介入」は、紛争に関与することが介入する側の国益として認識され、未然に紛争を制御という名目で介入を正当化するものである。

さらに「人道的介入」には安保理決議による場合と、安保理決議を経ず、また紛争当事者の承認を得ずに内政不干渉原則を踏み越えて介入が行われる場合があるが、安保理決議なしに行われたNATOのコソヴォ空爆は、アメリカ版「制限主権論」ともいえるもので、人道的介入が目指したアルバニア人の救済、「人権、民主主義、法の支配」の実現よりも、米国の国益の実現が優先されたことは明確であった¹³⁾。これによってアメリカは、ヨーロッパ防衛における優越性を誇示することになった。人道的介入後、アメリカは「単独行動主義」(ユニラテラリズム)を一気に突っ走り、テロ後の「先制的介入」(先制攻撃論:ブッシュ・ドクトリン)へとエスカレートするのである。

11) 前掲書、602頁。

12) W. Bert, *The Reluctant Superpower: United State's Policy in Bosnia, 1991-1995*, St. Martin's Press, New York, 1997, pp. 237-249.

13) 拙稿「コソヴォ危機と人道的介入」『21世紀の安全保障と日米安保体制』(菅・石田編) ミネルヴァ書房、2005年、176-195頁。

3 紛争当事者による紛争の国際化

紛争への欧米諸国の介入に対しては、冷戦期のソ連介入に備えてのユーゴの一体となった介入阻止の姿勢は見られなかった。逆に、紛争当事者が紛争解決と和解への意思を著しく欠くなかで、欧米の介入による紛争処理が誘導されたのである。和平国際会議、調停、国連制裁、領土分割案、NATO 空爆といった「紛争の国際化」の手法が次々ととられていった。

中欧とバルカンへの分極化への道を決定的にしたユーゴの各共和国、紛争当事者は、自らで調停と和解を導くことはなかった。連邦離脱を志向するスロヴェニアやクロアチアの政治指導者は、国際社会の支持なしには、連邦維持に固執するセルビアの姿勢を変更できないと考え、介入による紛争の国際化と国家承認を期待した。彼らは民族自決権の行使を認め、内戦をセルビアの侵略戦争と認定することを国際社会に求めた¹⁴⁾。

その後、ボスニアにおいて紛争当事者はセルビアも含め、欧米諸国、国際機関が主導し提示する調停案、領土分割案、権力分有案をめぐって駆け引きとその諾否に終始したのであり、コソヴォ紛争でも同様であった。アルバニア人穏健派のルゴバは「非暴力不服従」路線によって、ボスニア紛争処理の Dayton 合意（1995年）にコソヴォの独立への言及を期待し、また、KLA（コソヴォ解放軍）は、武力紛争の惹起によって国際社会の介入を望んだのであった。

中欧とバルカンの二分法的認識は、欧米の紛争処理過程に色濃く反映した。欧米諸国は、スロヴェニアとクロアチアの民族自決権による分離独立を民主化の一環として評価する一方で、セルビアの民族自決権の行使を「大セルビア主義」の復活として非難したのである。また、民族浄化もセルビア人の仕業と捉え、クロアチア人やムスリム人をもっぱらその犠牲者としたのである。セルビア「悪玉論」、ミロシェヴィッチ「悪玉論」がいとも簡単に了解されていったのである。対セルビア経済制裁や戦争犯罪法廷におけるセルビア人指導者の起訴、対セルビア空爆など、セルビアの犯罪性がクロアチア人やムスリム人よりも厳しく断罪されていった。ここでは、紛争の原因や特徴の説明として「バルカン」なるものがさかんに引用されてきた。「ジェノサイド」、「民族浄化」そして「バンダリズム」（文化破壊）がヨーロッパ文明とは相容れない「バルカン」の野蛮性として記述された。「バルカン」は、文明的な「他者」、すなわちヨーロッパの他者を意味したのであった。

IV 結語：介入論と連邦の統合・解体

外からの介入とそれに対する国家統合の維持はユーゴに与えられた宿命的課題のようである。社会主義ユーゴは、第二次大戦後の国際政治に対して数多くの問題提起を行ってきたが、

14) クロアチア内戦が始まると、連邦外相ロンチャールは国連で次のように述べた。「われわれは危機を自分たちで解決できないでいる。過去から生じる不信と憎しみで充滿しているからだ。国際社会からの援助、特に EC の援助なしに経済破綻と社会的無秩序を回避することができない。」外相の紛争解決への政治的意思はきわめて希薄である。S/PV. 3009, 25 September 1991.

それというのも、ソ連からの介入に備え自国の生存の維持と政権の正統性を確保するために生み出されたとも言えよう。ユーゴは複数社会主義の時代の平等な国家関係と体制如何に関わらない国家と民族の共存を大前提にすえ、自国の歴史、社会構造、文化の批判的継受に基づく社会主義国家の建設を目指した。ソ連を頂点に据えた大国主義的な社会主義的国際主義を拒絶し、「自主管理社会主義」、「積極的平和共存」、「世界過程としての社会主義」、「全人民防衛」などの概念を編み出し、「非同盟外交」を対外政策の主眼とした。それがユーゴの目指す社会主義的国際主義であった。

非同盟外交は、外からの大国の介入に異議を唱え、同時に内なる「国家統合」の維持を焦眉の政治課題とした。積極的平和共存の原則は多民族国家ユーゴの国内外政策の基盤となったが、非同盟外交にしる、民族政策にしる、いずれも「均衡と抑制」に依拠する「方法としての非同盟」に終始せざるをえなかった。それは、主権国家の自由と平等、民族の自由と平等を保障し、「国際社会の民主化」を支える「原理としての非同盟」にはなり得なかった。

ユーゴは独自の社会主義を追求する国家として西側と「特別な関係」を維持し、第三世界の多数が参加する非同盟運動の先頭に立つことでソ連の介入を牽制し、抑制してきた。また、国内では、連邦を構成する共和国間および民族間を相互に均衡と抑制のシステムに組み入れることで国家統合の維持を図ったのである。しかし、このような「方法としての非同盟」が「均衡と抑制」の関係を超えて、大国間、民族間の「協力と和解」の関係を作り出すことはなかった。

ユーゴは社会主義の終焉、冷戦終結後の国際関係にあって、もはや「方法としての非同盟」を想定し、実践することはできなくなった。ユーゴを構成する共和国のすべてが「中欧」と「バルカン」という文明の二項対立の当事者になり、また連邦全体を統括してきた共産党と連邦軍が解体するなかで「方法としての非同盟」を維持することはできなかったのである。

冷戦の終結は、それを唱えつづけてきた「非同盟外交」、「非同盟運動」の勝利として認識されてもよいところであるが、実際にはそれは起こらず、勝利に陶醉したのは冷戦の一方の当事者の西側であった。それは、パラドックスでも悲劇でもない。「方法としての非同盟」の宿命である。いうなれば「方法としての非同盟」は、国際政治であれ、国内政治であれ、秩序の変革を目指すものではなく、秩序内での現状の維持、ソ連に反旗を翻した「ユーゴの現状」の維持であった。冷戦の終結は、非同盟運動の勝利としてではなく、ソ連の自壊によって生じたと認識された。ソ連の瓦解によって「方法としての非同盟」はその存在理由を失うとともに、国家統合の方法をも喪失したのである。

瓦解を余儀なくされたユーゴは、ポスト社会主義、とりわけ東欧におけるヨーロッパ回帰、それも中欧とバルカンという文化による「内なる介入」のなかでの分断と分裂の危機、さらに内戦を惹起するなかで、欧米国際社会の介入を導いたのであった。そこにみられたのは二重の意味での「紛争の国際化」であった。紛争に押し入ってきた国際社会と、その介入を自ら招き

入れた紛争当事者が存在した。まさに、かつて「東方問題」、「バルカン化」の構図の再現であり、隣国（ここでは旧ユーゴ構成共和国）同士の対立抗争と各国の大国への「おもねり」「従属」がみられる。連邦解体はこうして生じたのである。

一連の旧ユーゴ紛争終結後の今日、解体後に独立した6つの共和国間の隣国外交、さらに他の諸国を含む南東欧協力体制の構築が叫ばれているのだが、その協力体制が「方法としての協力体制」に依拠することなく、自生的で大国の介入なき真の協力体制が構築されることを、社会主義ユーゴ解体の教訓として学びとっていきたい。

裁判記録の中の John Hathorne, Assistant

竹 本 健

1 セーラム事件とは何か

日本でもアメリカ文学に関心のある方であれば、その最初の文豪と称される Nathaniel Hawthorne の名前は知っているだろう。しかし、併せて John Hathorne¹⁾ のことを知る人は少ないにちがいない²⁾。

一般的には、John Hathorne の素性どころか、サブ・タイトルに登場するセーラム事件すら何のことやら見当がつかない人も多いであろう³⁾。

セーラム Salem は、アメリカの古都 Boston から北西約20km に位置した、植民地時代を彷

1) 小説家は Hawthorne と綴るが、裁判官の方は、John 自身の署名を見ると、w を欠いた Hathorne となっている。発音も前者がホーソーンに対して、後者はハソーンとする場合がある。英語の綴字法が未だ定まらぬ17世紀においては当然のことだったが、本人以外の人々は w 入りで綴っている場合もあり、そうしたことも踏まえてか、祖先との縁を薄めようとしたのか、ともかく小説家は自ら意図的に w を加えたのである。

2) 同じく、現代アメリカ文学の社会派作家 Arthur Miller の代表作の一つ The Crucible を観たり読んだりした人であれば、冷酷な尋問で Martha Corey を追い詰めていく裁判官が John Hathorne であったことに思い至るであろうか。日本におけるセーラム事件の紹介が歪なのだから、それも仕方があるまい。かつて2冊の翻訳が出版された。1冊はアメリカ国内でも物議を醸した Chadwick Hansen の研究書(邦題『セイレムの魔術——17世紀ニューイングランドの魔女裁判』)であるが、tercentennial の年(1992年)を目前にして出版するには、いかにも古い(原著は1970年に出版。訳書は1991年刊)。もう1冊はアメリカ人ジャーナリスト Marion L. Starkey による有名なもの(邦題『少女たちの魔女狩り——マサチューセッツの冤罪事件』)であるが、こちらはさらに古く、原著は1949年に出版された。アメリカの研究者はさすがに見向きもしないが、文筆を生業とする人の作品だけに実に readable で、長命を保っている。が、問題なのは、その惨憺たる翻訳である。さらに誤読から発した“誤注”までである。事件の紹介に目を転ずると、森島恒雄『魔女狩り』(1970、岩波新書)から異孝之『アメリカ文学史のキーワード』(2000、講談社現代新書)に至るまで、アメリカのジャーナリストイックな古いセーラム論を鵜呑みにして、誤った事実認識にもとづく紹介が再生産されているのが、日本の実状だ。異(53頁)に至っては、Arthur Miller の「戯曲『るつぼ』(1953年)の中にも登場する……「偉大な牧師コットン・マザー」などと、原作にありもしないことを書いている。これがアメリカ文学専攻を標榜する研究者のやることだろうか。その他に、Tituba に関しても、彼は想像を逞しくし過ぎて(52頁以下)。

3) アメリカ人なら誰でもよく知っている事件かと言えば、そうでもなさそうである。筆者の経験では、ワシントン DC に住む黒人の一人(大学学部長秘書)や友人の白人女性(Wisconsin 州生れ、70代。祖先はイングランドからの入植者。大卒者、国連系機関元職員)にたずねてみたところ、彼女たちは「セーラムの名前は聞いたことがある」という程度だった。まして日本人においておや、というところであろう。

佛とさせる瀟洒な町である⁴⁾。このセーラムを中心に東部海岸の一角を、1692年春からほぼ1年にわたって魔女騒動が襲ったのだった。セーラムでは19名に死刑が執行され、1名が拷問中に死亡した。主に「悩める少女たち afflicted girls」の告発により、魔女の容疑で逮捕された人も相当数にのぼった。植民地法は制定当初から魔女を重罪犯罪と規定していた⁵⁾から、当時の人々にとって、魔女の存在や彼らに対する裁判が行われることは不思議でも何でもなかった。しかし、これほど大量の逮捕者、死刑執行の数は未曾有のことであった⁶⁾。

事件の発端は、1692年の2月頃から、セーラム村（1752年に Salem Town から行政的に独立し、現在は Danvers と名称を変更している）の教区牧師 Samuel Parris の娘 Elizabeth と姪 Abigail Williams の体に起った異常な発作であった⁷⁾。この症状について、セーラムの医師は的確な診断ができなかったためか、「この子たちは Evil Hand のうちにある」との意見を述べている⁸⁾。2月29日⁹⁾には、Sarah Good（ホームレス？7月19日処刑）、Sarah Osborne（未亡人・土地所有者、5月10日 Boston 拘置所にて死亡）、Tituba（Parris 家の奴隷、Ipswich におけるアサイズ・未決囚釈放裁判により釈放決定（5月9日）後その消息は不明）の3名に対する逮捕状がセーラムの治安判事 John Hathorne と Jonathan Corwin によって発せられた。

4) 現在は、ハローウィン（10月31日）にアメリカ全土の魔女が集結するというアメリカン・ジョークのせいか、この日をピークに年間100万人が訪れる観光の町として知られている。町のキャッチフレーズも、ずばり、Witch City である。

5) The Body of Liberties (1641), 94. Capitall Lawes, § 2 および Lawes and Libertyes of Massachusets (1648), Capital Lawes, § 2 (Witch-craft). Cf. The Colonial Laws of Massachusetts. Reprinted from the edition of 1660, with the supplements to 1672. Containing also The Body of Liberties of 1641. Published by order of the city council of Boston, under the supervision of William H. Whitmore, Record Commissioner, 1889 (rep. 1995) および The Book of the General Lawes and Libertyes Concerning the Inhabitants of the Massachusets reproduced in facsimile from the unique 1648 edition in the Huntington Library edited with an Introduction by Thomas G. Barnes, 1975. または The Laws and Liberties of Massachusetts reprinted from the unique copy of the 1648 edition in the Henry E. Huntington Library with an Introduction by Richard S. Dunn, 1998.

6) 植民地アメリカではセーラム事件が起るまでに、1647年に Connecticut で Alice Young が処刑されて以降、約40年間に、56名が魔女として起訴され、その内16名が処刑されている。セーラムでは、1692年6月10日に Bridget Bishop が処刑されたのを最初に、7月19日に5名、8月19日に5名、9月22日には最後の8名を処刑しているが、わずか3ヶ月の間に過去40年の犠牲者数を上回ったのである。Cf. Edgar J. MacManus, Law and Liberty in early New England, Criminal Justice and Due Process 1620-1692, 1993.

7) 以下におけるセーラム事件の概要は、主に、事件の同時代人であり、裁判に深く関与した John Hale（セーラムの隣り町 Beverly の教区牧師）の著書 A Modest Enquiry into the Nature of Witchcraft, 1702と、事件に関して日毎に生々しい報告を遺した目撃者の一人である牧師 Deodat Lawson による覚書 A Brief and True Narrative of Witchcraft at Salem Village, 1692に拠っている。これらの詳細については、George Lincoln Burr がその他のセーラム事件関連文書とともに抄録した文集 Narratives of the New England Witchcraft Cases, 1914 (rep. 2002) を参照されたい。

8) この医師はおそらく Griggs のことであろう。Hale, p.23 (但し引用頁は Burr ではなく、原著による)。

9) 1692年は閏年だった。

3月19日の夕刻に至ってもなお、Abigail Williams が部屋をのた打ち回ったり、Whish, Whish, Whish などと喚きながら飛び跳ねているところが目撃されている¹⁰⁾。翌日20日には、afflicted Persons とすでに称される者たちが、集団を成していた¹¹⁾。そして、3月21日に Martha Corey が逮捕されて以降、9月22日の最後の処刑日に至るまで、ほぼ毎日のように、セーラムおよびセーラム周辺のどこかで、逮捕者が出るのである。

Good, Osborne, Tituba の3名に対しては、彼らの逮捕直後（3月1日）から、セーラム町在住の治安判事 Hathorne と Corwin が町から8キロ離れたセーラム村まで出向き、村の集会所において尋問を行った¹²⁾。1ヵ月半後の4月11日には、セーラム町の集会所に場所を移して尋問が行われたが、この日のそれは Samuel Sewall の日記によれば「きわめて大きな集会」であった¹³⁾。副総督も臨席する尋問が開かれるまでに、老人や子供を含む12名が告発されていた。この時点で事件は局所的な問題を越えたのである。

しかし、そこには困惑しかなかった。植民地 Massachusetts そのものが、ちょうどその時、政治的に混乱していたからだ。イングランド人による新大陸への殖民は国家的事業として帝国主義的に行われたものではなく、私的に結成された野心的な（文字通りの）company がその中心的役割を担っていた。この Massachusetts 湾殖民会社には、1629年、当時の国王 Charles I が特許状 charter を付与した。その後、本国の内乱（ピューリタン革命から王政復古をはさんで名誉革命に至るまで）も絡んで、29年特許状の更改が殖民会社に不利な形で行われようとしていた。共同統治王 William III, Mary II により1691年10月7日に新しい特許状が与えら

10) Lawson の報告による。Cf. Burr, p.152f.

11) Burr, p.154.

12) Cf. Boyer and Nissenbaum (Ed.), *The Salem Witchcraft Papers: Verbatim Transcripts of the Legal Documents of the Salem Witchcraft Outbreak of 1692* in three volumes compiled and transcribed in 1938 by the Works Progress Administration under the supervision of Archie N. Frost, Clerk of Courts, Essex County, Massachusetts, 1977. 特に Sarah Good, Sarah Osborne, Tituba の項を参照。また、Charles W. Upham, *Salem Witchcraft; with an account of Salem village, and a history of opinions on witchcraft and kindred subjects, 1867*も参照のこと (Vol.2, p.11ff.)。因みに、「集会所」は meeting house の訳であるが、その実質は教会である。最初期のピューリタンは church という言葉を避けていたとされる。現在 Danvers に復元されたセーラム村の集会所を見ると、きわめて簡素な造りであり、“小屋”“倉庫”の趣きがある。

13) Cf. *The Diary of Samuel Sewall 1674-1729*, newly edited from the manuscript at the Massachusetts Historical Society by M. Halsey Thomas, 1973, Vol.2, p.289. また、Thomas Hutchinson, *History of the Colony and Province of Massachusetts-Bay*, 1936, Vol.2, p.21ff. に収録された記録によると、副総督 Thomas Danforth を初めとして6名の治安判事 (James Russell (Charlestown), Samuel Appleton (Ipswich), Samuel Sewall (Boston), Isaac Ad[d]ington (Boston), John Hathorne, Jonathan Corwin) が同席している。

れるまで、交渉は難航した¹⁴⁾。その間、Massachusettsでは総督も不在のまま、魔女騒動が勃発していたのである。このような不安定な情勢の中で、セーラム事件はNew Englandに「不和と分裂」をもたらしかねなかった¹⁵⁾。新特許状のもとに総督に就任したWilliam Phipsが5月14日Bostonに到着した。彼は告訴・告発、逮捕、尋問が繰り返される2週間を目の当たりにした後、5月27日にセーラム事件に限定した刑事巡回裁判(Court of Oyer and Terminer)¹⁶⁾の開廷を決定した。しかしこの方策によっても事態は收拾しなかった。一方で聖職者たちの間に論争をも巻き起した。彼らの一部はむしろ懐疑的であったが、中にはCotton Matherのように事件に格好の研究材料を見出した者もいる。こうした懐疑の中から、いくつかの批判的論文が現われた。その一つ、Increase Matherが1693年に公刊したCases of Conscience Concerning Evil Spirits Personating MENは、事件が終焉するために重要な論調を含んでいたとされる。

セーラムの周辺には、現在も、事件当時の家が点々と残っている。セーラムは、今もなお、告発した者と犠牲となった者の子孫たちにとって生活の場であり続けているのだ。彼らに「終焉」がもたらされたのか、忖度することさえ覚束ない¹⁷⁾。

2 John Hathorne とは何者か

Arthur Millerの戯曲The Crucible, その第3幕の冒頭。舞台上にはMartha Coreyを詰問

14) 1629年特許状については、Records of the Governor and Company of the Massachusetts Bay in New England, 1853, Vol.1 (1628-1641), p.3ff. (The Charter of the Colony of the Massachusetts Bay in New England. 1628-29.)を参照のこと。1691年特許状については、前掲文書集が1686年分までで終わっているため、The Avalon Project: The Charter of Massachusetts Bay-1691 (<http://www.yale.edu/lawweb/avalon/states/mass07.htm>)を参照した。

15) Cf. David C. Brown (Ed.), The Salem Witchcraft Trials: Samuel Willard's Some Miscellany Observations, in: Essex Institute Historical Collections, Vol.122, no.3 (July, 1986). "Breaches and Divisions" (p.218) (なお、このWillard論文については、2006年5月20日河合文化教育研究所ヨーロッパ研究会(思想史部会)において口頭発表により論じてみたが、近く別稿にまとめる予定である。)

16) oyer and terminerは本来「聴聞と決定」を意味する。特定の地域、特定の犯罪を審理するための、巡回裁判官による裁判のことである。9月29日に、やはりPhipsが閉廷を宣するまで、都合8回のOyer and Terminerが開かれている。なお、Massachusettsにおける17世紀の裁判制度の詳細については、Records and Files of the Quarterly Courts of Essex County, Massachusetts, Vol.1 (1911)およびVol.2 (1912)あるいはVol.9 (1975)にあるGeorge Francis Dowによる解説を参照されたい。

17) 2001年11月2日付のNew York Timesに"Massachusetts Clears 5 From Salem Witch Trials"と題する小さな囲み記事が掲載された。その内容は、魔女として処刑されたBridget Bishop, Susannah Martin, Alice Parker, Wilmot Redd, Margaret Scott 5名の無罪がMassachusetts州法により確定した、というものである。何と309年ぶりの名誉回復であった。Salemの地元紙Salem Evening News (2001年11月1日Online版)によれば、彼女ら5人は1957年に行われた同様の名誉回復から理由は不明のまま漏れた者であり、今回についても、同法案は3年前の1998年に提出されていたものの、やはり不明の理由から店晒しになっていたという。こうした事実は何を物語っているのだろうか。

する John Hathorne の声が響きわたる。Martha は無実を主張し、I know not what a witch is. と叫ぶ。すると、Hathorne はすかさず、How do you know, then, that you are not a witch? と、Martha を“悪魔の証明”に追い込む。それに対して彼女は、If I were, I would know it. と、唯一の陥穽的答えを返すしかなかった¹⁸⁾。

この場面は、Miller による創作ではない。Hathorne の、この尋問は史的事実なのである。発せられた言葉にも、Miller はほとんど手を加えていない。史実と創作の間に存するちがいは、Hathorne がこの質問を浴びせた相手と尋問の展開にある。その時実際に法廷にいたのは Martha Corey ではなく、Bridget Bishop だった。1692年4月19日にセーラム村で行われた尋問¹⁹⁾において、Bishop はこの質問に窮する²⁰⁾。

John Hathorne を有名にしたのは、この Miller の作品ではない。また、曾々孫に当たる小説家 Nathaniel Hawthorne でもないだろう²¹⁾。同じ法廷に陪席していた Jonathan Corwin も、Hathorne と同様に、セーラム選出の治安判事であったにもかかわらず、ほとんど注目を浴びることはない。Hathorne はセーラム事件の訴訟を指揮したが故に、そして法廷内の発言を記

18) Arthur Miller, *The Crucible with an Introduction by E. R. Wood*, 1969.

19) 会話体による生々しい記録が、*The Salem Witchcraft Papers, Vol.1*, p.83-85 に採録されている。そのオリジナルは現在セーラムの Essex County Court Archives に Vol.1, #125 として保存されており、<http://etext.lib.virginia.edu/salem/witchcraft/archives/essex/ecca/A-B.html> において写真版を見ることができる。

20) Miller は創作上いくつかの必要があつて変更したのであるが、その理由の1つに、Bridget Bishop の性格も考慮されたのであろう。Bishop は Hathorne の質問に窮した、と述べたが、確かに一旦は窮するものの、彼女は本能的に反撃に転じる。Bishop から質問の意味がわからないと言われ、Hathorne はまず質問を繰り返す、さらに & yet not know what a Witch is との質問を加える。Bishop の答えは強硬だ。「私が魔女だというなら、あんたが知っているはずだ you should know it」と、蹶然として応じる。Miller の描く Martha とちがつて、本物の Bishop は悪魔の証明を抜け出せた。Hathorne はこれに（その返答はもちろんのこと、おそらく Bishop の性格の強さにも）たじろいだ。が、「おまえが脅かそうとしたって、許されている以外に何もできないぞ You may threaten, but you can do no more than you are permitted.」と、なお嘯く。その後の Bishop は頑なに「無実だ」「何も知らない」と、殻に籠ってしまった。

21) Nathaniel の代表的作品である *The Scarlet Letter* にしても *The House of Seven Gables* にしても、小説家の内面における John との葛藤の所産であったとする米文学研究者もいる。（そのために、ホーソン研究からセーラムの魔女裁判に目を向ける研究者が、アメリカにも日本にも、多くいるのは事実だ。日本の研究者は措くとして、アメリカ人研究者の中には、セーラムの裁判研究そのものにめり込んでいった人も少なからずいる。日本の米文学者による本格的なセーラム研究はその存在することすら寡聞にして知らないが、アメリカにおいて珍しく緻密な研究書 (*Salem Story: Reading the Witch Trials of 1692*, 1993) を物したのは Professor of English の Bernard Rosenthal であるが、彼が研究に着手したのは偶然によるものようだ (cf. p.ix)。基本資料となる裁判記録を編集出版したのは、Boyer と Nissenbaum というアメリカ史研究者であったが、彼らも最初からセーラムの専門家だったわけではない。また筆者と同様に、法史学の立場からアプローチしているのは、アメリカでも Peter Charles Hoffer (John Hopkins 大学) くらいだが、彼も植民地時代アメリカ法一般の専門家である。Hoffer, *The Devil's Disciples, Makers of the Salem Witchcraft Trials*, 1996, または *The Salem Witchcraft Trials, A Legal History*, 1997.

録されたが故に、彼自身の意図と関係なく、有名になるざるを得ない宿命だった——20人もの無実の人間を刑場に送った、悪辣な裁判官として²²⁾。

3 John Hathorne の実像は見えてくるか

そうした John Hathorne も、法服を脱いだ姿を描こうとすると、途端に大きな壁にぶつかる。それは無名の同僚 Corwin と変わらない。彼個人に関わる資料が乏しいからだ²³⁾。研究者にとって情報源は限られ²⁴⁾、その結果として、John Hathorne に関する研究は皆無に近くなる²⁵⁾。

10年近く前のある日、セーラム魔女裁判を材料にその due process 問題を論じる研究計画を抱いていた筆者は、セーラムの Phillips Library (Peabody Essex Museum の研究部門)を訪れていた。特に、Hathorne 関連の未公刊資料がないか、自分の目で確かめるためだった。大量の Hathorne Papers なるものがあれば、との期待は裏切られた。館員によって運ばれてきたのは、数枚の古文書だけだった。

22) Boston の南教会牧師であった Samuel Willard は、自らの匿名論文 Some Miscellany Observations On our present Debates respecting Witchcrafts, in a Dialogue Between S. & B. By P.E. and J.A. Philadelphia, Printed by William Bradford, for Hezekiah Usher, 1692 (注15参照)において、セーラムで進行していた裁判を糾弾している。名指しはないものの、批判の対象は Hathorne であろう。Willard の論文を読めば、当時、Hathorne の訴訟指揮のあり方が論議的になっていたことが想像される。

23) 大学の卒業者でもない限り当時の多くの人々がそうであったように、署名以外には読み書きができなかったのかと疑いたくなるほど、John は手紙や日記など個人的な文書を遺していない (もちろん彼は読み書きができた。まだまだ調査が不足しているにしても、筆者がセーラムにある Peabody Essex Museum の Phillips Library で実見できたのは、全体が Hathorne の自筆によると思われる2葉にすぎない。1枚は1692年3月28日付 marshal 宛て召喚令状であり、もう1枚は1689年4月4日付証言録取書である。いずれもセーラム事件とは関係がないものである。事件の内容に関係なく、各種令状を書くことは治安判事にとって routine だった)。また、Samuel Sewall などの日記に登場しても (1685年5月27日の記事から Hathorne の葬式に参列したことを伝える1717年5月13日の記事まで)、そのほとんどが名前の言及だけに終わっており、彼が会議や会合に居合わせたことを証明するだけだ。

24) 注12・13・14・16に挙げた古文書集や研究書の他に、Essex Institute, Vital Records of Salem, Massachusetts to the end of the year 1849, Vol.1-6, 1916-1925; Sidney Perley, The History of Salem, Massachusetts, 3 vols., 1928; James Duncan Phillips, Salem in the seventeenth Century, 1933; Joseph B. Felt, Annals of Salem, 2 vols., 1845-1849がある。

25) 最もまとまったものとしては、Vernon Loggins, The Hawthornes: The Story of Seven Generations of an American Family, 1951 (特に p.96-157) であり、次いで Emory Washburn, Sketches of the Judicial History of Massachusetts from 1630 to the revolution in 1775, 1840 (特に p.271-273) が挙げられるだろうか。これらの資料から、John Hathorne に関する最低限のことだけをスケッチしておこう。John Hathorne は、1641年8月4日にセーラムで生まれた。Old England (南部 Berkshire の Bray 村)からの入植者である父 William (1607-81) の3男であった。1717年5月10日にセーラムで亡くなった。William が1681年に亡くなった時、その遺言 (cf. The Probate Records of Essex County, Massachusetts, Vol.3 (1675-1681), p.422f.) と父の晩年に訪れた兄2人・弟1人の死によって、John は父の財産のほとんどと利権 (assistant 職など) を受継ぐことになった (cf. Loggins, p.104ff.)。

その中の1枚は Hathorne が発した召喚令状だった。横長 (12×20cm) の小さな紙切れだ。紙片の右下には, Assist[ant] の肩書²⁶⁾とともに, Upham や Perley の本などで見慣れた, Hathorne の律儀なサインがある。そして, そのサインの上に, 17世紀人らしい書体で, March 28th: 1692, と書かれていた。

この日付²⁷⁾に目が止まった時, 筆者は敢えて彼の“実”像を描く無謀を試みようと思ったのだった。1692年の3月28日と言えば, 魔女騒動が本格化しつつある時期だ。4日前(24日)の Rebecca Nurse 逮捕を受けてセーラム村には衝撃がはしり, Rebecca の夫 Francis は嘆願書の署名集めに奔走していた²⁸⁾。Arthur Miller によって The Crucible の主人公に仕立てられた John Proctor の妻 Elizabeth の逮捕も間近い²⁹⁾。古文書の日付を見た瞬間, セーラム村をおおう陰鬱な雰囲気の中で, routine とは言え, セーラムの北隣り Wenham に住む2人の男を Ipswich で開廷される定期的裁判³⁰⁾へ出頭せしめるために, 決められた様式に従い, 整然とし

26) Records of Massachusetts, Vol.5 (pp.407, 437, 475, 513) の記録を見ると, Hathorne は1683年に代理裁判官 deputy に選ばれた後, 1684年から3年連続して assistant に選出されているが, Legislators of the Massachusetts General Court, 1691-1780 (ただし New England Historic Genealogical Society の Online 版データベースによる。cf. <http://www.newenglandancestors.org/> [会員制]) は1692年から1712年まで Hathorne を総督諮問会議 Council のメンバーとし, また1692年から1702年まで Essex 郡の人民間訴訟裁判所 Court of Common Pleas の裁判官であったとする。筆者には未見 (Records of Massachusetts が1686年までの文書集のため) の, 彼が1687年以降も引続き assistant に選ばれたことを記録する文書が存在するのかもしれないが, いずれにせよ Common Pleas の裁判も assistant 身分で行っていたものだろう。因みに, assistant は, 総督や副総督とともに, 植民地の立法・行政および司法を担当し, freeman (cf. Records of Massachusetts, Vol.5, p.536-544) から18名が選ばれることになっていた (cf. Records of Massachusetts, Vol.1, p.10)。George Lee Haskins (Law and Authority in Early Massachusetts: A Study in Tradition and Design, 1960) によれば, 月1回またはそれ以上のペースで開かれた彼らの会議体は, roughly the equivalent of the board of directors of a modern business corporation であった (ibid, p.9f.)。

27) 注23参照のこと。

28) 日付は欠くが, 謂われなき告発であることを証する嘆願書が Massachusetts Historical Society に残されており (cf. The Salem Witchcraft Papers, Vol.2, p.592f.), それには39名ものセーラム村住人が署名をしている。また, Nurse の隣りに住む女婿の一人 John Tarbell は, やはり彼女の無実を証明するために, afflicted girls たちの虚言をかなり必死に暴こうとしたようだ (cf. ibid., p.603)。Nurse 家に対する隣人たちの Jealousies and prejudices (Upham, Salem Witchcraft, Vol.2, p.56) が Rebecca Nurse を魔女に仕立てたのだとする説もあるにせよ, 彼女は当時 a respected older woman (71歳であった) of Salem Village (cf. Boyer and Nissenbaum, Salem Possessed: The Social Origins of Witchcraft, p.147) とされ, 今日では, セーラム事件の象徴的存在となっているが, 嘆願書や証言はその裏付けとなるであろうか。

29) 4月4日に告訴状が提出され, それを受けて Hathorne および Corwin の名で逮捕状がただちに出る。そして11日に逮捕されたようだ (cf. ibid., p.657f.)。逮捕に1週間かかっているが, その間に Elizabeth は逃亡を図ったのかもしれない。

30) Quarterly Court と称される巡回裁判のこと。Massachusetts では, Ipswich, Salem, New Town, Boston の4つの法廷地があった。

た文字で令状を書いている Hathorne の顔³¹⁾が、筆者の脳裡に浮かんだのである。セーラム事件以外の Hathorne を“見た”のは、その時が初めてだった。当り前のことだが、セーラムの魔女裁判が Hathorne にとっての全てではない³²⁾。令状を読みながら、「魔女裁判の時だけ冷酷な裁判官だったのか？ まさかそんなことはあり得ない」、などと独りごちた。こうして、彼の“実”像にせまろうと、筆者の摸索が始まったのである。

4 “素人” 判事 Hathorne の手腕³³⁾

John Hathorne の姿が見出せるのは法廷に限られる。しかも、The Salem Witchcraft Papers に読むことができる裁判記録にせよ、その他の一般的な裁判記録にせよ、それらのほとんどが無味乾燥な定型的法律文書である。そうした記録の中でほんのわずか³⁴⁾だが、法廷における尋問が会話体で記録されており、Hathorne による裁判を写しだしている。これらの記録は、彼がどのような裁判官であったか、それを知るよい手掛かりとなる。

魔女裁判で行われた尋問の中での Hathorne は多弁ではありながら、いずれの場合も、何ら決定的な成果を得たことがないように思われる。Bridget Bishop に対する尋問を改めて見てみると³⁵⁾、彼の質問の仕方はきわめて単調であり、またそもそも“真実の発見”を可能とする訊き方になっていない。

[問] ...Have you not to do with familiar Spirits? [答] I have no familiarity with the devil...

[問] Why you seem to act witchcraft before us, by the motion of your body, which seems to have influence upon the afflicted. [答] I know nothing of it. I am innocent to a Witch...³⁶⁾

悪魔や魔女など、科学的にその不存在が明らかな現代からすると、悪魔との関係についても、魔力の行使に関しても、Hathorne の質問それ自体がナンセンスであり、Bishop の立場から

31) 肖像画が残されておらず、顔を知らないにもかかわらず、である。

32) 記録の上では、1684年4月24日に開かれたセーラムの法廷において Nathaniel Saltonstall と Robert Pike とともに裁判席に着いて以降、1712年に難聴を理由に引退するまで、30年近く裁判官職にあった。彼の長いキャリアの中で、セーラム事件は時間的に30分の1しか占めていないことになる。

33) セーラム事件に対する不当な扱いが横行している日本の研究事情に鑑みて、本稿では事件の概要を（短くはあるが）正確に述べ、また参照すべき研究資料や文献の明細を厳密に紹介することを主な目的とした。しかし、すでに紙幅の尽きた今、John Hathorne に関する本格的な論考は別の機会にゆずることにして、以下においては資料状況の一端とその考えるべき問題点を示すことに止めざるを得ない。

34) Records and Files of Quarterly Court, Vol.9 (1683-1686) に3件見出すことができる。セーラム事件については、The Salem Witchcraft Papers 中の24件が会話体である。

35) この尋問（注19参照）には Ezekiel Cheever が速記した2nd version が存在している。1st version の記録者は不明であるが、2つの版を比べると、会話体による記録も実際の尋問をそのまま書き留めていないことがわかる。両者の違いの検討は別にゆずりたい。なお、本稿での引用は両版から適当に取捨した。

36) この後、本稿2の冒頭に紹介したやり取りが続く。

すれば全面否定しか答えようがないのも当然と思われる。従って、Hathorne が Bishop を有効的に追い込めるのは、すでに述べたように“悪魔の証明”しかないのも、また当然であろう。彼は Tituba に対しても³⁷⁾,

[問] Titube what evil spirit have you familiarity with [答] none [問] why do you hurt these children [答] I do not hurt them ...

と、誰にとっても（自ら魔女だと確信している人間は別として）否定的にしか答えようがない質問を重ねていくだけなのである。

相手が悪魔・魔女なのだから、それも致し方がない。科学的に存在し得ない存在者の存在を、合理的に証明することは無理だからだ。とすれば、彼の質問内容を、あれこれ批判しても意味はないのである。Hathorne がなし得ることは、どのような質問であれ、被疑者を質問攻めにして精神的に疲弊させ、陪審員たちにその者が魔女であることを信じ込ませるだけなのである。19人もの犠牲者が出た事実は、それが成功したことを示しているのだらう。

だが、この尋問の仕方が、Hathorne のやり方の本質であるならば、それはまた別の問題である。次に、セーラム事件以外の事件での、彼の判事ぶりを示そう。

John Hathorne が初めて assistant に選出された翌月の1684年6月27日には早くも、彼は単独で被疑者の一人に対する尋問に当たっている³⁸⁾。主犯格の妻 Elizabeth Godsoe (彼女も共犯の一人) に対して、

[問] Did not you see the money y^t was brought to your house y^t night Capt. Corwins money was stolen. [答] Noe I never see it. [問] What dish was y^t which y^e money was shared in y^t was stolen from Capt. Corwin? [答] I know not, nor never did noe of any money devided or shared at our house. [問] Where y^t silver bason is y^t was stolen from Capt. John Corwine? [答] She knows nothing about it...³⁹⁾

すでに明らかなように、Elizabeth も所定の刑罰⁴⁰⁾を逃れるためには全てを否認するしかない。全ての質問に対して No で返すしかない、このようなやり取りからは、事件の真相は明らかに

37) The Salem Witchcraft Papers, Vol.3, p.747.

38) 事件は住居への不法目的侵入と窃盗であり、同年7月29日に開廷した公判 trial のおいて有罪判決が出たものである。

39) Records and Files of Quarterly Court, Vol.9 (1683-1686), p.271-275 (ただし引用した尋問記録は p.271f.).

40) Lawes and Libertyes of Massachusetts 1648 (注5参照), p.4によれば、Burglarie and Theft に対しては ...be branded on the forehead with the letter (B) ...and also be severally whipped と決まっていた。因みに、本事件の被告人たちにも、規定どおり「文字Bの額への烙印」と「鞭打ち」が科されている。

なっていない。これもまた一種の“悪魔の証明”と言えるのか。判決も結局は証人たちの証言にもとづく他なかったようだ⁴¹⁾。

否定的答えしか返って来ない質問を次から次へと繰り返す Hathorne 自身は、それらの質問の意義をどのように捉えていたのだろうか。この事件から約3ヵ月後の1684年9月29日に、再び彼一人によって行われた、セーラムの近隣地区 Marblehead での盗難事件における尋問記録⁴²⁾を見ても、効果のない質問について彼が反省した痕跡はない。いきなり What day of the weeke did you steale the money from Elizabeth Russell? と被疑者に訊ねて、案の定 I never stole none from her. という返答を得ただけだった⁴³⁾。そして、その同じやり方は、8年後のセーラム事件において常道となるのであった。

Hathorne は裁判官として高く評価されていない。Washburn は彼の実力よりも、父 William の友人で総督であった Thomas Dudley⁴⁴⁾ の影響力がまずは父を assistant にし、さらに Dudley の死後も子の John が assistant に選出されるよう働いたもののごとく述べている⁴⁵⁾。その真偽は別としても、少なくとも John Hathorne が合理的に真実を発見することに対してほとんど関心を払っていなかったことだけは、残された資料を分析してみる限り確かなようである。

では、なぜ、裁判官としての実力があるとも思えない John のような人物が、30年近くにもわたって裁判官を務めることができたのか。この問題については、Washburn の穿った見方は度外視するにしても、植民地 Massachusetts における法観がそこに大きく作用していたことを考慮しなければならない。

植民地時代の New England では、専門的法律家は毛嫌いされていた⁴⁶⁾。それが素人裁判官 lay judge が存在する理由であった。彼らのなすべき仕事は、jurisprudencia〔法的知恵〕の発見なのである。それは、近代に入ってヨーロッパ大陸法系の国々が一元的な法律体系を制定法

41) そのためか、珍しく証言が詳細に記録されている。それを讀むと、都合11人の証人が法廷に立ったが、犯罪を直接に証明する目撃証言などは得られておらず、いくつかは被告人本人たちの告白を語る伝聞証拠的な証言であり、またほとんどは心証形成のためのネガティブな証言である。

42) Records and Files of Quarterly Court, Vol.9 (1683-1686), p.398f.

43) Ibid., p.398.

44) Dudley は4度 (1634, 1640, 1645, 1650) Governor に就いている。

45) Cf. Washburn, Sketches (注25参照), p.272. しかし彼の断定の根拠がどこにあるのか不明である。Massachusetts 出身の法律家であり、後に州議会上院議員となった彼ならではの情報源を持っていたのであろうか。

46) 植民地時代 Massachusetts 法に関する研究書を読んでいると、しばしばこの指摘を目にする。例えば、George L. Haskins, Lay Judges: Magistrates and Justices in Early Massachusetts, in: Law in Colonial Massachusetts 1630-1800. Edited by Daniel R. Coquillette, 1984, p.40を参照されたい。

として整備し、かつその制定法を駆使できる法曹を一元的に育てることによって可能となった“国家学”としての法律学とは全く異なり⁴⁷⁾、むしろ彼らの考え方は古代ローマ法の系譜に連なっている。職業裁判官による天下りの解決ではなく、賢慮ある隣人によってもたらされる解決こそが、New England 入植者たちの理想だったのである。

さて、John Hathorne はその“賢慮ある隣人”たり得たのか。Samuel Sewallによれば⁴⁸⁾、Hathorne の葬儀に際して、10発の分時砲 minut guns がセーラムの小さな町に轟いたそうなのだが……

47) 国家学としての法律学については、Eugen Ehrlich, *Grundlage der Soziologie des Rechts*, 1913がた
だちに想起されよう。

48) 注23参照のこと。

死者との断絶—親鸞とルターにおける「信仰」宗教の成立

中 谷 博 幸

はじめに

「父母の孝養のためとて、一返にても念仏まふしたること、いまださふらはず」。これは『歎異抄』の5条に記されている親鸞（1173-1262）の言葉である。この言葉は従来の生者と死者との関係をラディカルに否定するものであった。親鸞はこの言葉によって、生きている人間が死者の救済のために何かをなすという考え方を根本的に否定したのであった。同じようなことは宗教改革者のマルティン・ルター*（1483-1546）についても当てはまる。彼も死者のために生者が行なうミサや祈祷、慈善、贖宥符購入がまったく意味のないことを主張した。親鸞とルターにおけるこの類似性は何を意味するのであろうか。両者はいかなる理由から生者の死者への働きかけを否定したのか。そこにはどのような宗教理解が見られるのか、本稿ではこのような問題を考察する。

一 死の意識の古層

これらの問題をよく理解するためには、親鸞やルターがどのような死生観、特に生者と死者との関係のなかで生きていたかを把握する必要がある。

多くの文化において、人は死によって完全にこの世との関係を断ち切られるのではなく、両者の間になんらかの関わりを想定している。日本や中国で見られる祖先崇拜などはその典型であろう。死者は生者からの供養を受けることによって、亡霊ではなく祖霊となることができ、日本では祖霊は一般に33年をすぎると個としての性格を喪失して、祖先一般に吸収されていくとされる。死者はこのように生者の供養を受けることによって、祖霊から先祖となり、死後の立場を安定させていく。もししかるべき供養を受けることができなければ、彼らは亡霊となり、生者に様々な害をもたらす存在となる。幽霊がそうである。また死者も祖先となることによって、生者を守り、家に繁栄をもたらそうとする。このように日本の祖先崇拜において

* ルターの著作は *D. Martin Luthers Werke. Kritische Gesamtausgabe*, Weimar (WA と略記) による。親鸞の著作は『親鸞全集』石田瑞麿訳、春秋社によった。ルターの死生観の詳細については、拙稿「マルティン・ルターと死者の『死』(1)(2)」『香川大学教育学部研究報告』第一部55巻2号、3号(2005年)参照。また両者における苦難の意義について、拙稿「ルターと親鸞における苦難と信仰——宗教的パトスの一類型——」『香川大学生涯学習教育センター研究報告』第10号(2005年)参照。

は、生者と死者はともに家共同体に属して、相互に助け合うものとされた。このような祖先崇拜は現在でも存続している。また輪廻思想は本来自己責任の思想を基礎にもつが、日本に入ってきたときには、生者と死者との間の相互の働きかけと結びついていた。787年に最初にまとめられた『日本霊異記』には、地獄に堕ちた父を供養によって助けたり、死者が動物となってこの世に現われて縁者に供養を求める説話や、生者による供養によって地獄の業火から解放されるような説話がいくつも収められている。このように、生者と死者との間に交流が存在するという意識を死の意識の古層と呼んでおこう。

死の意識の古層はヨーロッパ社会にも存在する。中世カトリック社会においてとりわけ重要であったのは、煉獄思想である。12世紀末以降カトリック教会によれば、人々は死後、地獄か、煉獄か、天国に行くと考えられた。地獄にいく者は、洗礼を受けていない者や悔い改めない者、異端者であった。また直接天国に行くことのできる者も少数であった。多くの者は煉獄を経て天国へ行くと考えられた。それは煉獄が告解の秘蹟と密接な関わりをもっていたからである。告解は罪を悔いて（痛悔）それを司祭に告白し、赦しの宣言を司祭から受けた後、教会が命じる償いの業（償罪）を終えることによって完了する。しかしたいの者は、この世において償罪を終えることができなかつたので、天国には直ぐに行くことはできない。彼らはまず煉獄へ行って、犯した罪に応じて苦しみを受けることにより清められて、天国に行くことができると考えられたのである。

このような煉獄観の普及とともに、生者は煉獄にいる魂と関わることができると考えられるようになっていった。地獄は永遠の刑罰の場所であり、そこに堕ちた者は決して脱出することはできない。したがって生者は地獄の魂と関わることはできなかった。また聖人を除く天国にいる魂とも生者は関わりをもたない。当時のヨーロッパ社会では、人々は生後まもなく洗礼を受けたので、地獄は主たる恐怖の対象ではなかつた。煉獄はやがて天国へ行ける場所ではあるものの、そこで受ける浄めの苦しみは凄まじく、人々に恐れられた。カトリック教会は、煉獄にいる魂が受けているそのような苦しみを、生者の執り成しによって軽減できると主張した。そのような執り成しには、死者のためのミサや、祈祷、断食、慈善、そして贖宥があつた。贖宥とは、償罪の全部あるいは一部を教会が免除することを意味し、十字軍参加者に全償罪の免除を与えたのが始まりであつたが、特別の年にローマに巡礼した者にも与えられるようになり、やがて金銭でもって購入できる贖宥符が発行されるようになった。またもともと贖宥は生者本人に与えられるものであつたが、煉獄の恐怖とあいまって、死者にも有効と考えられるようになり、1476年には煉獄にいる魂のための贖宥状が生者に販売されるようになった。生者が煉獄にいる魂のために贖宥状を買えば、その魂は直ちに煉獄の苦しみから脱して天国に行くと考えられたのである。このように生者から煉獄にいる死者への働きかけが認められていくだけでなく、布教神学の説教では、執り成しを求めて生者に現われる煉獄の死者のことが語られた。煉獄観の普及とともに、このように煉獄は生者と死者とが繋がりをもつことのできる唯

一の場合と考えられるようになっていったのである。またこのような考え方は、聖人と密接な関係をもつ。聖人は、ゲルマン社会の多神教やそれに基づく習俗を一神教に吸収するうえで大きな役割を果たしたのであるが、活ける死者として、生者に働きかける存在でもあった。彼らは生前、自らが必要とする償罪以上の立派な業を行なったので、聖人崇拜をする人々に余分の償罪を分け与えることができると考えられた。

ではこのような背景を負って、親鸞とルターは死の意識の古層をどのように否定したのか。

二 親鸞とルターにおける死の意識の古層の克服

親鸞は浄土教の流れに属する。日本の浄土教は一般に源信（942-1017）から始まるとされる。源信は『往生要集』を著わして、六道、とりわけ地獄の恐怖を迫真的に描写することにより人々に厭離穢土と欣求浄土をおこさせ、極楽浄土に至るために念仏を勧めた。しかし源信のいう念仏は、後の称名念仏とは異なり、阿弥陀仏の姿を観察する視覚的なものであった。彼は極楽浄土に往生できるようにともに助け合って死に備える念仏集団（「二十五三昧会」）を組織した。そして臨終に際して、阿弥陀仏と勢至菩薩が死にゆく人を迎えに来るときに現われると考えられた奇瑞（西の空に紫雲がたなびく、芳香が部屋に満ちる等）を、往生の徴として強調した。しかし他方で、そのような奇瑞は稀であったので、念仏を補完するものとして、死後の追善供養を認めた。源信はこのようになお、生者から死者への働きかけの有効性を信じており、死の意識の古層を彼のなかに見ることができる。私たちに馴染みの深い称名念仏は法然（1133-1212）から始まる。親鸞は法然の弟子として、往生のためには信心をもって念仏を称えることのみが必要であることを強調して、他の諸行を一切明確に否定した。そして、本稿の冒頭で引用したように、親鸞は生者の死者への働きかけをもはっきりと否定したのであった。その理由として親鸞は三つの理由をあげている。第一に輪廻転生により、すべての生きとし生ける者は、父母となり兄弟となってきているから、肉親の父母だけが父母ではなく、すべての人を救わねばならない。第二に、念仏が自力の善であるならば他人にそれを振り向けて救うこともできるが、念仏は他力であって、他に振り向けることはできない。第三に、自力をすてて念仏による悟りをひらいたならば、仏の自在な働きによって縁ある人々を救うことができるというものである。これは還相回向に関わる。本稿との関連でもっとも重要なのは第二の理由である。念仏は自力ではなく阿弥陀の本願に基づく他力なので、他人にかわって信じ称えることができない。だから生者は死者の孝養のために念仏を称えることはできない。念仏は代替不可能なのである。これが彼の宗教観とどう関わるかは、次節以降で検討する。そのまえにルターが生者と死者との関わりをどのような理由から断ち切ったかを検討しておきたい。

宗教改革は周知のようにルターが1517年に贖宥状に反対したことから始まったが、ルターは1518年の時点で、すでに死者への執り成しとしての贖宥の有効性を否定した。また1521年には、死者のためにミサを行なったり死者のために祈ることをはっきりと否定している。煉獄

の場合は遅れるが、ルターは1530年に『煉獄の破棄』を出版して、詳細に煉獄を否定した。そのような生者から死者への働きかけを否定した理由としては次の二点が重要である。一つは、死者のためのミサ批判に明確にあらわれている。ルターによれば、ミサは「神によって私たちに対してなされた罪の赦しの約束」であり、この約束がミサを受ける人々のものとなるためには、赦しを約束するキリストの言葉と、約束のしるしとしてのパンとぶどう酒、そして約束を受け入れる信仰が必要である。その信仰について次のように語った。「ミサは、神の約束であって、自分の信仰によって、信じる者のみに対して以外には、誰に対しても授けられないし、誰に対しても適用されない。また誰に対しても執り成すことはできないし、誰に対しても伝達されえない。」(『教会のバビロン捕囚』WA6,521) ルターは死者の代わりにミサを執り行なうことによって、その約束を死者に適用することはできないと考えた。ルターも親鸞と同様に、信仰の代替不可能な点を理由にあげているのである。もう一点は、聖書の記述である。たとえば、1528年の『キリストの聖餐について、信仰告白』で、「煉獄に関しても聖書にはなんの記述もない。……それゆえに、これを信じる必要はないと私は考えている」(WA24,508)と、述べている。

生者から死者への働きかけの否定とともに、ルターは力点を死者から生者へと移していく。死者のために何かをするのではなく、遺された生者を慰めることに力を注ぐ。それとともに葬儀の性格も変えられていく。葬儀の中心は、死者のためになされるミサに代わって、説教に置かれていく。説教は、葬儀に集った生者に対して、福音的な生き方を勧める機会と考えられるようになっていった。

以上のように、親鸞とルターはともに、生者から死者への働きかけを否定した。そしてその根拠を代替不可能性においていたことでも共通している。そこで、次に代替不可能性がどのような宗教的理解を枠組みとしてもっていたかを考えたい。

三 「信仰」宗教の成立

1) 信仰と主観性の危機

信仰と宗教とは不可分のように思われがちであるが、宗教が必ずしも信仰を中心とするとは限らない。むしろ儀式なり、修行なり、何らかの行為に重点がおかれる場合が多い。「信ずる」ことを中心とすることによって、その宗教はどのような特徴をもつことになるかを、まず一般的に考えてみたい。

「信ずる」ことと一般的な行為とを比較すると、一般的な行為が「目に見える」ことによって自他ともに確認できるのに対して、「信ずる」ことは他人には「目に見えない」。この「目に見えない」という点に、「信ずる」ことの大きな特徴がある。ここから二つのことが帰結する。

一般的な行為は目に見えることによって自他ともに確認できるので、客観性をもっているということが出来る。この客観性のゆえに、行為自体を行為主体から切り離して考えることが可

能になる。一方「信ずる」ことは目に見えないので他人には、「信ずる」と言っている人が本当に信じているのか否か、すぐには確認することができない。「信ずる」ことは、「信ずる」人と不可分の関係にある。それゆえ「信ずる」という意識が重要であり、主体としての意識がそこから生まれる。また行為は、外見的には他の人物の行為をまねることが可能であり、他の人にかわって行為をすることも可能となる場合がある。しかし、「信ずる」ことは、他にかわって「信ずる」ことは一般にできない。代替不可能という特徴がある。このように「目に見えない」という一般的特徴から、「信ずる」ことには主体としての意識が伴いやすく、同時に代替不可能という特徴を帯びる。

もう一つの特徴は主観性の危機とでも呼べるものである。「信ずる」ことは、他の一般的な行為とは異なって目に見えない。ある人が信じているかどうかは、他者からは見えない。儀式や修行であれば、誰が参加しているのか、あるいは誰が定められた修行を行なうことができたのかを、他者が判断することは可能である。そういう点で客観性を備えている。宗教は救済に関わるので、この「目に見えない」ということはやっかいな問題を惹き起こす。すなわち「信ずる」場合、そのことによって誰が救済されているのかは、厳密には他者から判断はできない。本当に信じているかどうかは本人しか分からないからである。さらに、信じている本人も、本当に自分が疑いなく信じているのかどうかをどのようにして確かめることができるのか。このことを突き詰めていくと、「信ずる」自分の信仰を疑うということも生じてくる。これは、ウェーバーのいう救いの確証の問題である。

このように「信ずる」ことは、「目に見えない」という特徴から、一方では主体としての意識と代替不可能性を生み出すとともに、他方主観性の危機という事態も生じうる。「信ずる」ことを中心にすえた宗教が安定して成立するためには、とりわけ主観性の危機を克服することが必要である。

この危機の解決は、一般に二つ考えられる。一つは、「目に見えない」という信仰の特徴を回避する方法で、目に見えるしるしを何らかのかたちで復活させようとする。行為による客観性の獲得を目指すものである。ウェーバーが取り上げた、富の蓄積を自らが神によって選ばれていることのしるしと考える禁欲的プロテスタンティズムがその典型例としてあげられる。もう一つは、逆に信仰の主観性に没入せんとする。典型的な例を、ドストエフスキーの次の書簡に見ることができるだろう。「わたしは……世紀の子です。……不信と懐疑の子です。この信仰に対する渴望は、……わたしの内部に反対の論証が増せば増すほど、いよいよ魂の中に根を張るのです。とはいえ、神様は時として、完全に平安な瞬間を授けて下さいます。……そういう時、わたしは自分の内部に信仰のシンボルを築き上げるのですが、そこではいっさいのものがわたしにとって明瞭かつ神聖なのです。このシンボルはきわめて簡単であって、すなわち次のとおりです。キリストより以上に美しく、深く、同情のある、理性的な、雄々しい、完璧なものは、何ひとつないということです。単に、ないばかりでなく、あり得ない、とこう自分で

自分に、烈しい愛をもって断言しています。のみならず、もしだれかがわたしに向かって、キリストは真理の外にあることを証明し、また実際に真理がキリストの外にあったとしても、わたしはむしろ真理よりもキリストとともにあることを望むでしょう。」(1854年2月下旬、『米川正夫訳ドストエーフスキー全集』16巻、河出書房新社、154-155頁) この文章には、信仰の主観性が巧みに表現されている。近代の懐疑による信仰の瓦解の危機のなかで、キリストを中心に自らの「信仰」を築き上げようとする。しかし「真理がキリストの外にあったとしても、わたしはむしろ真理よりもキリストとともにあることを望む」と語っているように、その「信仰」は客観的な真理に依存しない。客観性にかわって、「自分で自分に、烈しい愛をもって断言しています」と語っているように、自らのパトスがそれを支えているのである。

では信仰を中心にすえる親鸞とルターの宗教は、この主観性の危機を如何に克服しようとしたのか。また上記の二つの解決の仕方といかに関わるのか。

2) 親鸞における信心

先ほど述べたように、親鸞は法然の弟子であった。法然は中国の浄土教の大成者善導(613-681)の影響を受けて、阿弥陀仏の本願を心から信じて、一度「南無阿弥陀仏」と称えれば、阿弥陀仏の本願によって極楽浄土へ行けると主張した。法然の重要な点は源信と異なり、称名念仏に専修し、念仏と信心を結びつけた点である。これによって法然の宗教は、主観性の危機を内に抱えることになった。法然門下では、この念仏と信心との関係をめぐって、いくつかの考え方が生じ、対立した。その一つに一念多念の争いがある。一念とは、二心なき真実の信心(「信の一念」)、あるいは南無阿弥陀仏をそのような一念で一回称えるだけで往生に十分であり、それ以上の称名は不要である(「行の一念」という考えである。多念は死に至るまでできるだけ多くの念仏を称えるべきであるという考えである。

多念は行為による客観性の獲得を目指すものと言ってよい。これに対して親鸞は、『歎異抄』の14条で、「念仏まふさんごとに、つみをほろぼさんと信ぜんは、すでにわれとつみをけて往生せんとはげむにてこそさふらうなれ」と、多念の考えの行為主義を批判した。一方一念には、二心なき真実の信心(「信の一念」)を強調するあまり、往生のためには、そのような信心だけで十分であって、称名(「行」)は必要ないという、信仰の主観性への没入に通じる考え方があった。親鸞は「信の一念」と「行の一念」とは不可分であると考える。「信と行とふたつときけども、行をはなれたる信はなしとききて候。また信をはなれたる行なしとおぼしめすべし。」(『末燈鈔』11) また別の手紙で「信心ありとも、名号をとなへざらんは詮なく候。また、一向名号をとなふとも、信心あさくば往生しがたく候」と述べている。(『末燈鈔』12) このように親鸞は内面的な心情への没入を戒め、真実の信心をもって南無阿弥陀仏と一声するとき、往生は決定すると主張した。しかし、それ以後の称名を否定することはなく、「浄土真宗のならひには、念仏往生とまふすなり。またく一念往生・多念往生とまふすことなし」(『一念多念文意』)という立場を取った。親鸞にとって、多念は、報恩感謝の念仏であった。このよ

うに親鸞は、自力への回帰を退け、心情主義を避けた。では彼自身の立場はどのようなものか。

親鸞は1189年、17才の時に延暦寺戒壇院で大乘菩薩戒を受けた後、12年間常行三昧と半行半座三昧の修行を行なったが、仏に出会えなかった。1201年ついに彼は官僧の道を断念し、後世の救いのために法然の下に走った。この宗教的挫折体験が彼の根底にある。親鸞を惹きつけたのは、阿弥陀の本願を心から信じて一度南無阿弥陀仏と称えれば、極楽浄土へ行けるという他力の考えであった。自力に絶望した親鸞にとって、法然の考えは何ものにもかえがたいものであった。『歎異抄』第2条には、「たとひ法然聖人にすかされまひらせて、念仏して地獄におちたりとも、さらに後悔すべからずさふらう。そのゆへは、自余の行もはげみて、仏になるべかりける身が、念仏をまふして地獄にもおちてさふらはば、すかされたてまつりてといふ後悔もさふらはめ。いづれの行もおよびがたき身なれば、とても地獄は一定すみかぞかし」という親鸞の言葉が記されている。ここだけを読むとそのような親鸞の信仰は、主観性の没入のように理解することもできるだろう。しかし、親鸞の独自性は法然の信心の他力性をいっそう徹底させていった点にある。法然によれば、信心とは、至誠心、深心、回向発願心であり、それは詮ずるところ、「一すじに弥陀をたのみ念仏を修して、余のことをまじへざる」ことであった。信じるのは私である。しかし私が信じ切れない場合、どうなるのか。親鸞は『正像末法和讃』で「浄土真宗に帰すれども 真実の心はありがたし 虚仮不実のこのみにて 清浄の心もさらになし」とうたった。彼は自己の信心に信頼することはできなかった。この主観性の危機をいかに克服するのか。その問題を親鸞は『教行信証』の信巻で詳しく論じているが、ここでは、弟子たちにあてた書簡を取り上げてみよう。たとえば、『末燈鈔』の13で、「釈迦如来、弥陀仏、われらが慈悲の父母にて、さまざまの方便にて、われらが无上の信心をばひらきおこさせたまふと候へば、まことの信心のさだまることは、釈迦・弥陀の御はからひとみえて候。往生の心うたがひなくなりさふらうは、撰取せられまいらせたるゆへとみえてさふらふ」と親鸞は述べた。まことの信心は、釈迦如来と阿弥陀如来によって開き起こされる。この信心を一心、金剛心、大菩提心と呼んだ（『末燈鈔』1）。「往生の金剛心のおこることは仏の御はからひよりおこりて候」。（『末燈鈔』20）法然の場合信じる主体は、念仏を称える私である。対して親鸞によれば、真実の信心は阿弥陀仏によって引き起こされる。主体は阿弥陀仏であって、私は阿弥陀仏の働きを受ける存在となる。このような「如来よりたまわりたる信心」（『歎異抄』後序）を他力の他力と呼んだ（『末燈鈔』1）。主体は阿弥陀仏にあるので、私の信心がぐらついても救済の障害とはならない。親鸞は信仰の受動性を徹底させることにより、主観性の危機を克服せんとしたのである。

3) ルターにおける信仰

ではルターの場合ではどうか。彼は『キリスト者の自由』（1520年）において、「キリスト者は義とされるためには、信仰だけで十分であり、どんな行ないも必要としない」（WA7,24）と

宣言した。この書物において、信仰がどのように理解されているかを検討しよう。ルターはこの書において、キリスト者がいかに形成されるかを明らかにしようとする。キリスト者となるとは、外なる人（身体、血肉とも呼ばれる）の中に霊的な内なる人が形成されていくことである。この場合重要なのは、キリスト者は完全に内なる人になるのではなくて、外なる人と内なる人とから成り立っているとルターが考えている点である。では外なる人の中にいかにして内なる人が形成されていくのか。生来の人間である外なる人にはそれを生み出すものは全く存在しない。その「生活と行ないとはすべて神の前には無であり、むしろ……永遠に滅びるほかはない。」(WA7,22) この発言には修道士時代のルターの苦悩と絶望の経験が込められている。彼は生来の力によって修道士としての修業に励み、それによって神の義に達しようとしたが、逆に苦痛と苦悩は増し、神を憎むに至るという経験をしている。それゆえ内なる人の形成は生来の人間の内からではなくその外から来ざるをえない。それは神の言葉の働きによる。「魂は、聖なる福音、すなわち、キリストについて説教された神の言葉のほかには、自らが生き、義であり、自由であり、キリスト者であるようにするいかなるものも、天でも地でも、もっていない。」(WA7,24) この神の言葉がキリストとその約束を信じるようにと語る (WA7,24)。信仰はキリストについて正しく語られるとき、「呼び覚まされ、保たれる」(WA7,29)。このようにルターにあっては、信仰は外なる人に基礎をおいてはいない。むしろ、神の言葉が語られるという、その動的な働きの中で、呼び覚まされる。人間の側から言えば、受動的なものとして理解されている。これはルターの確信の根本をなす。『ロマ書序文』(1522年)では、二つの信仰を区別する。自分の力で心の中で「私は信じている」と考える場合がある。しかしそれは人間的な思いつきや考えに過ぎず、生活の改善やよい行ないをもたらさない。それに対してルターにとっての真の「信仰とは、私たちのうちにおける神の働きである。この神の働きが私たちを変え、神によって新しく生まれさせる」。(Das Neue Testament. Bd.1, UB Nr. 3741, Stuttgart, 390f.) ルターは信仰を、神の言葉を通じての神の働きによって呼び覚まされるものと捉えた。このようにルターにあっては、生来の人間の行為による救いの達成を排し、生来の信仰心に立脚せず、親鸞と同様、信仰の受動性を徹底させていった。

4) 「信仰」宗教

信仰は目に見えない故に、本当に信じているかどうかは、他者からは分からない。また信仰が日常化する場合、信じている当人にとっても、懐疑が芽生えざるをえない。それゆえ信仰を基礎とする宗教が安定するためには、この主観性の危機を克服することが必要である。この克服の第一の仕方は、目に見える行為を取り入れることである。しかしそのことによって信仰は中心ではなくなる。第二は信仰の主観性にむしろ賭けるやり方である。ルターが批判した熱狂主義者の中にはそのような傾向の者が見られるであろう。また近代に入っては、合理主義への反対としてこのような傾向が現われる。キルケゴールの実存主義もこの類型に入っているのではないだろうか。第三が親鸞やルターの取った立場である。信仰はもともと受動的性格を持つが、彼

らはその受動性を徹底する。すなわち、信仰は自ら信じるというよりも、ある絶対的な存在（神や阿弥陀仏）の働きによって与えられていくものであるという理解である。その場合、絶対的な存在の働きは、彼らにとって客観的と思われる外的なものを通じてなされる。親鸞の場合、阿弥陀の本願と称名念仏およびそれを記した経典が重要である。ルターの場合、神の言葉は神秘主義的な内なる言葉ではなく、聖書と人間の声を通して語られる説教である。受動性の徹底は、教典宗教という性格をとる。そのような外的なしるしを欠く場合、絶対的な存在（神や仏）の働きは自己の心情と区別しがたくなり、第二の類型に近づくこととなる。

この第三の類型に至って、信仰を中心とした宗教は安定する。第二の類型の場合、その主体性には悲壮感が漂うのに対して、親鸞にしてもルターにしても、ゆだねることから来る安らぎと平安が見られる。それゆえ、このように信仰の受動性を徹底させた宗教を「信仰」宗教と呼ぶこととする。

四 私と他者の発見

近代社会にあっては一般に死者と生者との関わりは否定される。これは近代自然科学の影響が大きいであろう。しかし近代自然科学の興隆の前に、日本では親鸞が、ヨーロッパではルターが死の意識の古層を克服した。これは彼らが「信仰」宗教の代替不可能な特徴に基づいて、生者が死者の救済のために宗教的行為をすることが不可能であると考えたことによる。この代替不可能性には、他に置き換えることのできない「私」という意識を伴っており、「主体性」に繋がる要因が存在する。ところが、「三」で検討した様に、親鸞やルターの信仰は、その受動性が徹底される「信仰」宗教という枠の中にある。この受動性と主体性とはどのように関わるのか。親鸞やルターは「私」をどのように理解しているのか。最後にこの問題を考えたい。

ルターの主体性を示すものとして、1521年4月のヴォルムス帝国議会での彼の発言が有名であろう。皇帝によって自説の撤回を迫られたルターは、「聖書の証言か明白な理由をもって服せしめられないならば、私は、私があげた聖句に服しつづけます。私の良心は神の言葉に捉えられています。……私は取り消すことはできませんし、そのつもりもありません。良心に反したことをするのは、確実なことでも、得策のことでもないからです」と語った。この発言で重要なのは、「私の良心は神の言葉に捉えられています」という表現である。「三」で明らかにしたように、ルターの信仰の受動性の特徴は、神の言葉のみがキリスト者を生み出し、信仰を呼び覚ますという理解に基づいていた。これは別の面から見れば、人間の中には神の言葉しか触れることのできない領域が存在するということを意味する。ルターは良心をそのような領域として理解する。この理解に立って、神の言葉以外のものである、教皇権力や皇帝権力が良心に強制を迫った場合に、ルターはそれを拒否したのである。ここに信仰の受動性に基づく「私」の発見が見られる。これは他者にも向けられる。1521年10月から翌年にかけて、ヴィッテン

ベルクでカトリックのミサ改革が問題になり、ルターの同僚カールシュタット等がその実施を教区民に強制しようとしたとき、ルターは改革がめざす内容は正しいとしつつも、それに反対した。それは、その改革が正しいことを自らの良心において納得できない教区民に改革を強制することは、彼らの良心を侵すことになると考えたからである。改革をめぐる騒動の中、ルターは説教で次のように語った。「陶工が陶器を自分の好みに従ってつくるようには、そして神がすべての人々の心に自由に働きかけて、回心させたり頑なにさせたりなさるようには、私は人々の心を手の中にもってはいない。私は[人間の]言葉でもって耳にまでしか達することはできず、心には至りえない。人は信仰を心の中に注ぐことができないので、誰も信仰へと強制されたり押しつけられるべきではないし、そうすることはできない。ただ神のみが、ご自身の判断と御心にしたがって、そのことをなさり、[神の]言葉を人々の心にいのち溢れるものとなさる。それ故、人は[神の]言葉を自由に働かせしめ、私たちの業を加えてはならない。……私たちは[神の]言葉を説教すべきであって、結果は神に委ねなければならない。」(WA10 III,15)ここに「私」と同じく、神の言葉以外によっては何ものにも侵されることのない「他者」の発見を見て取ることできるだろう。

親鸞にもルターと同様のことを見出す。「弥陀の五劫思惟の願をよくよく案ずれば、ひとへに親鸞一人がためなりけり。さればそのほどの業をもちける身にてありけるを、たすけんとおぼしめしたちける本願のかたじけなさよ」という言葉を親鸞がよく口にしていたと、『歎異抄』の結びで唯円は述べている。これは決して独善的な「一人」の意識ではない。この「一人」の意識には、自己の業の深さの故に絶望した人間が、阿弥陀の本願によってのみ救済されたという感謝が溢れている。親鸞のこの言葉は、『歎異抄』の6条の「親鸞は弟子一人ももたずさふらう。そのゆへは、わがはからひにて、ひとに念仏をまふさせさふらはばこそ、弟子にてもさふらはめ、弥陀の御もよほしにあづかて念仏まふしさふらうひとを、わが弟子とまうすこと、きはめたる荒涼のことなり」という発言と対をなすものである。私も他の人も阿弥陀の直接的な取り扱いによって救いにあずかった存在なので、互いに対等で独立した存在である。「一人」の意識は他を排除することなく、親鸞においても「他者」の発見を伴った。

ルターと親鸞はともに生者の死者への働きかけを否定した。その理由の中心は代替不可能性にあった。ルターは信仰の代替不可能性を言い、親鸞は他力の代替不可能性を言う。両者の根底をなすのは「信仰」宗教である。信仰は主観性の危機をもたらすが、両者は信仰の受動性を徹底させることによって、この危機を克服した。信仰の受動性は、他によっては置き換えることのできない「私」という意識をもたらし、同時に私が自由に扱うことの許されない「他者」の発見をもたらした。この「私」と「他者」の発見は、宗教行為を安易に他に振り向けることを許さない厳しさをもつ。生者から死者への働きかけを否定した、ルターと親鸞の代替不可能性は、ここに基礎をおいていた。以上を本稿の結論としたい。

本稿では親鸞とルターの共通性に着目したが、両者には重要な相違も存在する。たとえば、

死者との断絶—親鸞とルターにおける「信仰」宗教の成立

それは死者から生者への働きかけをどう考えるかに見られる。ルターは近親者をなくした人々への手紙や葬儀の時の説教で、死者は眠りの状態にあることを強調した。それゆえ、死者が幽霊となって現われることを否定し、死者から生者への働きかけを彼は認めなかった。特別な死者である聖人の執り成しをも否定した。一方親鸞の場合、死者から生者への働きかけを一部認めていた節がある。この背景に両者のどのような人間観が存在するかは、別の機会に扱いたい。

近代啓蒙と女性

森 田 美 芽

近代を代表する思想的立場である「啓蒙」は、本来理性の自立性に基づき、人間が神を離れて自らの理性を基準に正邪善悪を判断する。カントによれば、啓蒙とは自らの理性をもって知的幼児状態を脱することであり、その標語は「あえて悟性を使用する勇気を持って」であり、そしてその求める価値は「自由」と「平等」であった。

我々は通常、現代の男女平等の理念は啓蒙の産物であると信じている。しかし実際には、人を解放し自由と平等を築こうとした啓蒙が、かえって女性に対しては自由と平等を閉ざしていたことに気づく。それはその時代の哲学者たちの女性への評価において、またナポレオン法典をはじめとする民法や社会の諸制度において明らかである。

なぜ近代の啓蒙は女性を平等の存在として認めなかったのか、それを検討することは、啓蒙の自己欺瞞と限界を再検討することである。それは同時に女性を知と人間から排除することの意味を問うことでもある。今回、プーラン・ド・ラ・バルの『両性平等論』に見られる啓蒙的な男女平等論が、なぜルソー、カントといった啓蒙の本流に受け入れられず、かえって男女の不平等を固定化する思想へと展開したのか、もう一つ、19世紀を代表するミルの『女性の隷従』における男女平等論と比較して考えたい。

1 プーラン・ド・ラ・バルの平等論

フランソワ・プーラン・ド・ラ・バル（1647-1723）はパリに生まれ、司祭になるべく伝統的な教育を受け、さらにパリ大学で神学研究に携わった。1667年デカルト哲学に出会い、「すべてを最初からやり直す」ことを決意し、1673年に『両性の平等について』を、その1年後に『女性教育について』を執筆した。1680年聖職者としてフラマンジェリーの司祭となり8年間その地位にとどまるが、パリに出てカルヴァン主義に改宗。数ヵ月後パリからジュネーヴに移り、18年間フランス語と哲学を教え、やがてジュネーヴ大学にポストを得たとされる。しかし20世紀初頭パリの国立図書館で手稿コピーが発見され、1980年代になってフランスで著作が出版されるまでは、全く「忘れられた思想家」であった。

プーラン・ド・ラ・バルの独自性、ラディカルさは次の点に見られる。まず彼は、デカルトの影響のもとに、「理性と良識以外に権威として認められるものはここにはない、というだ

けで十分だろう。」¹⁾という前提を掲げ、その結果、女性も男性も等しく完全な存在だと主張する。それゆえ、男女の差があるとすれば、それは身体的な差によるよりも、これまでの慣習と教育の差にすぎない。女性も適切な教育を受け差別と抑圧の構造から解放されるなら、その能力を豊かに人間活動のどの領域でも発揮できる、と考える。

「明晰かつ判明な観念によって支えられていないようなものを真理とは決して認めないという真理探究の規則に従いつつ、右のような臆見を検討してみると、一方ではそれが偏見と民衆の伝統との上に築かれた誤謬であることが明らかになり、そして他方では、両性が平等だということ、すなわち女も男と等しく高貴であり、完全であり、能力を秘めたものだということを人は知るのである。」²⁾

第二に、にもかかわらず女性が劣っているとされるのは、女性が置かれている状況が昔も今も変わらず家族の世話だけであるためとする。女性は家族への依存・従属関係におかれている。それゆえ女性は歴史的に奴隷化され、学問と職務から排除されてきた。また女性向けになされた教育のためにそうになっているだけで、女の欠陥などといわれるものは、実は空想上のでっちあげ、あるいは慣習や利害に基づくものにすぎないと主張する。

「ところで、あらゆる偏見の中でも、両性の不平等について人がみな持っている偏見ほど、このような狙いにとってふさわしいものはあるまい。

実際、この両性を現在それがおかれている状態の中で考察するとき、男と女との差が大きいのはその肉体に関わる機能においてというよりは知性のあり方にもとづく社会的な機能においてだ、というふうに考えられる。」³⁾

第三に、そうした前提の下で、男性同様女性はあらゆる公職につくことのできる優れた精神的能力と権利を持っているとして、様々な学問と公職の例をあげ、いちいちそれに対し女性が参加できることを主張している。たとえば「女の精神は正確である」(34頁)、「女は雄弁術を知っている」(35頁)、「女は法律を知っているし、その用い方を理解している」(37頁)、「女には神学がわかる」「女は芸術を理解している」(38頁)、要するに、「一般に女は学問の能力があることを認めるべきだ」(41頁)、そして「女は我々と同じほどに有徳である」(42頁)と彼は語る。女性は精神的能力においても、人間としての徳においてもすぐれているのである。

それでは両性の平等を否定し、女性に対する偏見を作り出したものはなんであるか。それは男性が主人公だからすべては男のためにある、との信念や偏見であり、また、「法律を制定し編纂したのが男だったから、彼らは自分たちの性を優遇してきたのであり、女がその立場にあったらやはり同じことをしたはずだ、ということである。法律は社会が築かれたときから制

1) プーラン・ド・ラ・パール『両性平等論』古茂田宏他訳、法政大学出版局、1997年、3頁。

2) 同、6頁。

3) 同、6頁。

定されていたが、女に対する扱いは昔も今も変わらない。法律家も偏見にとらわれていたので、習慣から得られたにすぎない区別を自然の中に持ち込んだのである。しかも（彼らにとっては）、国家を正しく支配し正義を行使するという、彼らが定めた目的に到達するためには、すでに確立された秩序を変更する理由はなかった⁴⁾からである。

しかし彼は、「性の違いは身体的なものにしか関わらない。……精神は性の違いに関わらないと結論づけることができる」⁵⁾と主張する。すなわち、精神に性の違いはなく、精神は女においても男と同じように作用し、同じ仕方で事物を把握するのである。それゆえ、女性には自然学も医学も、論理学も数学も、文法や雄弁術、法や政治学、神学も男性同様に可能なのである。にもかかわらず女性が学問から排除されているのは、女性が自然本性の素質において劣っているからではない。かえって両性は学問に対して等しい権利を有するのである。

「実際、われわれは男女を問わず、真理に対して等しい権利をもっている。なぜなら、われわれの精神はみな等しく真理を認識することができるからであり、身体に影響を与える対象からわれわれが刺激を受ける仕方は同じだからである。同一の認識に対する権利が自然本性からしてわれわれすべてに与えられているのは、われわれがどの認識に対しても同じ程度に欲求があるということによる。……人間の幸福は、それが真実のものであれ思い込みのものであれ、認識の中にだけ存在する。すなわち、自分が求めている良きものを所有していると考えているときにだけ幸福だと思うのである。」⁶⁾

したがって、人生が本当に幸せなものとなるのは真理についての観念を抱くこと以外にはないと考えられ、男女両性は同じ至福に達しうるのであるから、両者はそれを手に入れるのに役立つことのすべてについて同一の権利をもっている、と彼は主張する。

さらに続けて、徳は認識に存する、と主張する。教育なしには人間は道徳的でありえない。しかし女性に対しては誤った教育がなされていて、女性に与えられている教育とは、あまりに不十分であることを彼は指摘する。

「踊りや読み書きが女の最大の習い事であり、持っている本といっても、宝石箱の中のもののごっちゃになった、信仰のための小冊子数冊だけである。

女の学問は、針の動かし方に尽きる。鏡は最大の教師であり、伺いを立てるべき神託である。舞踏会、喜劇、服飾が彼女たちの会話の題目である。……もしそのうちの何人かの女が、精神を啓発しようとして、歯ごたえのある本を読み、並みの女にぬきんであるがあっても、たいていはそれを隠さなければならない。大部分の仲間が嫉妬にかられるか、さもなければ才女気取りになろうとしているとして、非難されずにはいないからであ

4) 同、57頁。

5) 同、64頁。

6) 同、80-81頁。

る。」⁷⁾

以上見てきたように、彼は、あらゆる意味で女性は男性に劣るものではないにもかかわらず、人間の不平等や従属が、制度や暴力に基づくものにすぎず、何ら自然によって正当化されるものではなく、原初的狀態においては人間は平等であったことを主張した。かつ女性にとって重荷となっている性のダブルスタンダードをも彼は明確に自覚している。つまり、女には男と同じように考え、話し、振る舞い、見る権利があるにもかかわらず、男性には許されていることからの大部分が、女性には完全に禁じられていることを批判するのである。

こうしたプーラン・ド・ラ・バルの主張は、男女関係のみならず、結婚制度における家父長的支配に代表される、支配—従属という関係を原理的に拒絶している。つまり、神のみが人間の上におくべきものであり、服従や従属は結婚からの必然的帰結ではない⁸⁾。

さらにここから、彼は聖書中のパウロの言葉が自然によって与えられた不平等と従属を現すものではないとする⁹⁾。こうした自然概念の相対化は、18世紀の啓蒙思想に見られる、自然を絶対的なものとして旧体制に対する批判の原理とする考え方に対抗するものである。

こうしたプーランの姿勢は、17世紀においても画期的なものといわざるを得ない。この時期、男女論に関する議論がフランスで盛んに行われていたとしても、ここまで徹底的に合理的な男女論を示したものはないといえる。しかしこの後、女性が男性に従属するものとされたことにはいかなる根拠があるか。それは主として「自然」概念と、女性の「自然」をどう捉えるかによる見解の差が生み出したものであった。

2 ルソーの女性論

宗像恵氏によれば、フランス啓蒙思想には、女性の立場について二つの対立した意見があり、女性の弱さや感情的な面、あるいは社会的な夫への服従の習慣を自然のものと捉えるか、人為的なものと見るかという議論が戦わされた¹⁰⁾。そして最終的に、女性への差別を自然的なものとする発想が勝利した。その代表的な存在が、ルソーである。

ジャン・ジャック・ルソー (Jean-Jacques Rousseau, 1712-78) の思想は、自然の優位と文明の墮落の指摘である。単純化して言えば、人間の本性は本来良いものであるにもかかわらず、文明の悪がそれを歪めている、それを是正することによって本来の自然のすがたを取り戻

7) 同, 111-112頁。

8) 同, 156頁。

9) たとえば、「コロサイの信徒への手紙」第三章に見られる、妻に夫への服従を命じる言葉にしても、プーランは「服従が神の法に属すると信じていたと結論づけてはならない」(160頁参照)とする。「イエス・キリストに対する教会の従属は、支配と命令による従属ではなく、真理と慈愛による従属である」(162頁参照)

10) 宗像恵「フランス啓蒙思想期のジェンダー論争」『近代』第90号所収、神戸大学近代発行会、2002年、1-28頁参照。

すべきである、といものである。この基本線に従い、多方面に議論が展開される。例えば『社会契約論』では、自由で平等な市民の社会契約による直接民主制と人民主権により、自然状態の自由、平等、自立、自然な共感による共同状態を再構成すべきと説いた。また、『エミールまたは教育について』（1761）においては、文明社会の悪に染まらない理想の市民の教育を主題としている。

彼の女性論は、この『エミール』第5巻に登場する、エミールの妻となるべきソフィーという少女の教育論にうかがわれる。この女性論の内容とその意味を考えてみよう。

まず、ルソーは、男女の優劣とか、平等ということについての議論は空しい、と言う。なぜなら、両者は人間としては平等だが、両性は別々の使命に従って自然の目的に向かっているのだから、それは比較できるものではない、とする。

「性の交わりにおいてはどちらの性も同じように共同の目的に協力しているのだが、同じ流儀によってではない。その違った流儀から両性の道徳的な関係における最初のはっきりした相違が生じてくる。一方は能動的で強く、他方は受動的で弱くなければならない。必然的に、一方は欲し、力をもたなければならない。他方はそんなに頑強に抵抗しなければそれでいい。

この原則が確認されたとすれば、女性はとくに男性の気に入るようになるために生まれ就いている、ということになる。男性もまた女性の気に入るようにならなければならないとしても、これはそれほど直接に必要なことではない。男性のねうちはその力にある。男性は強いということだけで十分に気に入られる。これは恋愛の法則ではない、ということはおわたしもみとめる。しかしこれは自然の法則であって、恋愛そのものにさえ先行することだ。

女性は、気に入られるように、また、征服させるように生まれついているとするなら、男性にいどむようなことはしないで、男性に快く思われる者にならなければならない。女性の力はその魅力にある。その魅力によってこそ女性は男性にはたらきかけてその力を呼び起こさせ、それをもちいさせることになる。男性の力を呼び起こす最も確実な技巧は、抵抗することによって力の必要を感じさせることだ。そうすると欲望に自尊心が結びついて、一方は他方が獲得させてくれる勝利を勝ち誇ることになる。そういうことから攻撃と防御、男性の大胆と女性の臆病、そして、強い者を征服するように自然が弱い者にあたえている武器、慎しみと恥じらいが生じてくる。」¹¹⁾

ここには、女性と男性が対等といわれながら、また相補的關係にあるとされながら、同時に男性の女性に対する優位と女性の従属性が描かれる。男性は女性なしでも生きられるが、女性は男性なしには存在しえないのである。

また、完全な女性と完全な男性とは、容貌と同じように精神も似ているはずがない。従って、男と女は同じ仕事をするべきではないし、同じ教育を受けるべきでもない。女性の教育

11) ルソー『エミール』下巻、今野一雄訳、岩波書店、1974年、7-8頁。

は、すべて男性に関連させて考えられるべきである。女性は、「男性の気に入る、役に立ち、男性から愛され、尊敬され、男性が幼い時は育て、大きくなれば助言を与え、なぐさめ、生活を楽しく快いものにしてやる、こういう事があらゆる時代における女性の義務であり、女性に子どものときから教えなければならないことだ。」¹²⁾とされる。

ルソーは、女性の本質は優しさと従順であり、女性の仕事は家事と育児であると言う。例えば、「服従は女性にとって自然の状態なので、女の子は自分が服従するように生まれついていることを感じている」¹³⁾、また、男性への服従の美德が説かれる。「女性の基本的な、そしてもっとも大切な美点は、やさしくするということだ。男性という不完全な存在、しばしば多くの不徳をもち、いつも欠点だらけの存在に服従するよう生まれついている女性は、正しくないことにさえがまんをし、夫が悪い時でも不平を言わずに耐え忍ぶことをはやくから学ばなければならない。夫のためにではなく自分のために、女性はやさしくしなければならぬのだ。女性の恨みごととしつこさは、いつも自分の苦しみを大きくし、夫たちの悪いやり方をひどくさせるだけだ。」¹⁴⁾

女性は、理論的な学問は、初歩的なものですませるべきであり、抽象的、理論的な真理の探究、諸科学の原理や公理の追求、観念の一般化と言った仕事は女性の領分ではない、とされる。女性の勉強することは、すべて実用に結びついていなければならない。男性の発見した原理を適用し、男性が原理を確立できるような観察を行うことが女性の仕事である。女性の知るべきことは、男性を理解するか、趣味だけを目的とする楽しい知識に限られる。つまりルソーにとって、男と女の関係は、常に、男性が管理し、女性が服従するというものである。

このように、ルソーは自然の名の下にアンシャン・レジームを批判し、人間の自由と平等を唱えた。しかし彼に最も近い隣人でありパートナーである女性は、彼のいう平等の相手に入っていなかった。彼は男性の間に立ち交わって、知的な話題を交わす女性に、ある意味で憎悪に近いものすら感じさせる表現をしている¹⁵⁾。しかし現代的な視点からすれば、彼のいう理想の女性像、「学問はないが趣味があり、芸術は知らないが才能があり、知識はないが判断力がある。彼女の精神は何も知らないが、なんでも学べるように育てられている」¹⁶⁾というようなことが可能であるか疑わしい。教育を受けず、知識を得ず、深い知的訓練を受けない者が、どのようにして思慮深く、成熟した精神を持ちうるのか。

したがって、ルソーの「自然」の問題点は、現実の歴史や社会の状態を「自然」の名の下に肯定し、それに反するものを「感情」の名で否定し、自分に都合の良い女性像を求めていること

12) 同、21頁。

13) 同、32頁。

14) 同、32頁。

15) 同、117頁を参照のこと。

16) 同、119頁。

への無自覚である。そして「自然」の立場から、絶対主義やアンシャン・レジームを批判しながら、女性観に対してだけは、実質的にそうした批判と無縁であった。

宗像恵氏によれば、こうしたルソーの女性論は、男性と女性を相補的に捕らえながら、実は女性が男性に依存する非対照的關係であり、それゆえ支配—被支配性を持ち込むものであるとする¹⁷⁾。事実、ルソーの「自然」は女性が男性に従属することを自然とみなし、不平等という現実を隠蔽することになったのである。

3 カントの女性論

カント (I. Kant, 1724-1804) はドイツ啓蒙の代表者であるが、彼の女性論は、彼が通俗講義と呼んだ『人間学』、および『美と崇高の感情に関する考察』に見られる。カントは認識の根拠を求め、人間理性の徹底的な批判を行なったが、一方で女性に対する見方は、正反対の性格を持つルソーに影響を受けているのではと思われる。まず『人間学』では、次のように述べている。

「すなわち、男性は女性に、その体力と勇気によってまさり、女性は自分に向かう男性の傾向性を自由にあやつる天賦の才能において男性に勝っている。」¹⁸⁾

「女らしさとは弱さのことであるといわれる。人々はこれをからかい、愚かな者はこれを嘲弄のたねにするが、しかし理性ある者は、この女らしさをあやつってこれを自分の意図のままに使用する起重機であることを十分にわきまえている。」¹⁹⁾

つまりカントは、基本的に女性を、自分の弱さを武器に男性を支配しようとする者である、としている。女性は男性に保護を求め、しかもいつ後ろ楯の夫を亡くすかもしれないので、常に誰に対しても気に入られ、好感を持たれようと媚態をふりまくのである。これに対し男性は、家庭の平和を乱さないため、自分の仕事を妨げられないため、喜んで女性の支配に服従する、とされる。

「ところで家族では誰が上位の命令権を持つべきであろうか。……(中略)……妻が支配し、夫が統治すべきであると。というのも、傾向性は支配し、悟性は統治する者だからである。」²⁰⁾

カントはルソー同様、知的な女性をこう揶揄する。「学識ある婦人に関していえば、彼女たちが書物を必要とするのは、言わば時計を必要とするようなものである。即ち、自分が時計を持っていることを人に見てもらいたいために、それを所持しているのである。もっともその時計は、止まっているか、あるいは時間に合っていないのが通例であるが。」²¹⁾

17) 前掲論文参照。

18) カント『実際の見地における人間学』塚崎智訳、河出書房、1983年、395頁。

19) 同、395頁。

20) 同、403頁。

21) 同、401頁。

カントは人間を理性的存在と定義し、人間が自らの限界にも関わらず高い道徳性を求める存在としたはずなのに、ここで彼は、女性を傾向性の存在として把握している。それならば道徳のための自律も善のための無限の努力も、女性にはどんな意味を持つのか。女性には要求できないというなら、女性は人間の尊厳を持たないことになり、それでも女性に道徳律の実行を要求するなら、矛盾していることになる。それでは、カントの人間把握は、根底から覆されるのではないか。

この点について、U. P. ヤウヒは、啓蒙における平等の理念と、現実になそれを男女の平等に適應するかについて、カントの内部でも葛藤があり、それを解決するための論理に苦心していることを指摘する。

『美と崇高』においては、女性を「美しい性」とし、「美しい性は男性と同様、悟性を持っているが、ただそれは美しい悟性である。我々男性のものは深い悟性であるべきであり、それは崇高と同じことを意味する表現である。」²²⁾

ヤウヒが指摘するのは、ルソーのいう「自然」と「文明」の対立を、カントは自然としての女性が文明によって傷つけられた「男性の悟性」に対する「癒し」の役割を果していると思なしていることである。つまり、性の両極化による文明の治療には、女性に割り当てられた「自然な素朴さ」という形式の元に女性をとどめておく必要がある。それゆえ女性を、「文明というすべての有害さ」から遠ざけるため、女性を家庭内にとどまるもの、受動的なもの、従属するものにしなければならないのである²³⁾。

しかしこのことには根本的な矛盾があることをヤウヒは指摘する。女性には悟性を用いることは禁止されない。しかし女性が求めるべき「美しい悟性」の実現が、〈知性と自己自身の放棄〉によって成し遂げられるとしたら、また女子教育がルソーのいうように、「男性を補佐する順応性」というものだけを求めるとしたら、それは啓蒙の求める自立、自己判断のできる独立性、自ら悟性を使用するという勇気と反対に、教育ではなく不合理や不自然に耐える「調教」となるであろう。

女性はカントの求める倫理的行為、すなわち定言命令に従うという行為も認められないことになる。「美しい悟性というコルセットに制限された女性の理性には、カント倫理学における人倫的行為が理想としても現実としても認められてないのである。男性の深い悟性によって構想された『美しい徳』という社会的規範が維持される限り、この状態は継続されることになる。」²⁴⁾

しかし男性でも真の徳を持つ者は稀にしかいない。そこで、「美しい女性の徳に基づいて社

22) U・P・ヤウヒ『性差についてのカントの見解』菊池健三訳、専修大学出版局、2004年、90頁。

23) 同、98頁。

24) 同、113頁。

交的人倫を守り促進するのが女性の本質であるということになる」²⁵⁾、つまり女性は、自分自身が有徳であるというより、男性を有徳にする能力を持つ者として認められるにすぎない。すなわち女性の自立性は認められず、男性のために存在するだけの依存的存在となり、女性はどうあがいても自力で理性によって正しい判断のできる「成人した理性」の持ち主とはなれないことになる。つまり啓蒙の理性は、女性を「排除」し、男性の手段とすることで成立したといえるのではないか²⁶⁾。

4 ミルの平等論

一方、ジョン・スチュアート・ミル (John Stuart Mill, 1806-73) は、イギリスの功利主義思想の代表者であるが、同時に自由主義の立場からの女性解放論者である。1867年にイギリス下院で婦人参政権要求の演説を行い、1869年に「女性の隷従」を著わした。こうした彼の主張は、彼の知的、精神的パートナーとなったハリエット・テイラー・ミル (Harriet Taylor Mill, 1807-58) との出会いと知的共同から生まれたものである。

『女性の隷従』の主張は、次の3点にまとめられる。

第一に、女性の男性に対する法的隷従は誤りであり、完全な平等が実現されなければならないこと。第二に、こうした不平等の原因は、悪しき感情であり、男性の力による抑圧が既成事実化されてきたためで、決して自然な姿ではないこと。現在、イギリスの女性の置かれている状況は奴隷以下であり、これは人類の進歩から見て許し難い状況である。第三に、女性が無能力とされてきたのは、女性にふさわしい教育がなされなかったためであり、女性が教育を受けて、それぞれの才能を伸ばし、ふさわしい職業に就くことは、人類の進歩発展をもたらすものであること。

第一の点について。ミルの主張は、近代社会の特徴が、一定の生まれや身分に左右されないということ、各人は自由にその能力を用い、最も望ましく思う運命を試してみることが許されていることである。従って、社会の進歩は、個々人の自由の行使を最大限に可能とし、保証することである。女性においても、それは例外ではない。

「しかし私はいま一步進んで、歴史の方向と人類社会の進歩の傾向とは、両性間における権利の不平等の機構を是認しないということ、そればかりではなく、むしろこれを否定する強い形勢をさしていることを説明したい。」²⁷⁾

25) 同, 116頁。

26) cf. Robin May Schott, 'Gender of Enlightenment', *Feminist Interpretations of Immanuel Kant*, (eds. by R. M. Schott), Pennsylvania State University Press, 1997.

27) J・S・ミル『女性の解放』大内兵衛・大内節子訳, 岩波書店, 1957年, 60頁。

J. S. Mill, 'The Subjection of women', *On Liberty and other Essays*, Oxford University Press, 1991.

第二の点について。ミルは当時の女性が置かれていた状況、とりわけ今日で言うところのドメスティック・バイオレンスの実態に目をとめる。この当時、既婚女性の最大の悩みは夫の暴力であった。しかも夫は妻を教育するために殴ることは当然の権利とされていた。ミルは、そうした暴力が不当であり、しかもそのことが家庭を問題あるものにするを指摘している。なぜなら、実は、妻を隷属状態においていることが、暴力を再生産することになっているのである。

「もっとも普通の人間であっても、自分にたいしてなんら抵抗力をもたない人々にたいしては、乱暴な、不機嫌な、むきだしのわがままな性格の面をあらわに示すものである。優者と服従者との関係は、人間のこういう悪徳の温床であり、こういう悪徳があるかぎり、それはこの源から流れ出すのである。……（中略）……よくいわれるように、家庭というものが、その最上の形においては、同情や親切や愛に満ちた自己犠牲などの養成所であるとしても、その主人にとっては、ここは、わがまま、傲慢、無制限で自己本位な放縦、そしてまったくの理想化された利己主義の学校である場合のほうが多い。そして犠牲それ自身は、むしろ例外の一形式である。すなわち、妻子にたいする配慮はあっても、それは単に自分自身の利益と従属物の一部としての妻子にたいするものにすぎない。そして妻子の個人的な幸福は、夫の些細な好みのためにあらゆる形において犠牲に供されているのである。」²⁸⁾

第三点、女性の職業の自由について。ミルは、社会において職業選択の自由が保証されることが、適材適所の形で社会の活性化と進歩を生み出すという。女性もその例外にされてはならない。

ミルは、女性の才能は一般的には実際の方面にむいており、直観的な知的能力や観察のすばやさ、物事を集団的にでなく個別的に見ることに優れている、と語っている。しかしたとえば、女性は神経過敏だから知的に集中が必要な職業には向かない、という議論に対しては、むしろ女性に移り気であることを評価している。そして女性が政治や芸術、学問といった知的独創性を必要とする職に向いていないのではなく、これまで女性にこうした職につくための教育がなされず、必要な社会的訓練を受ける機会もなく、またこうした仕事につくために必要な「功名心」をもつことを否定され、発表の機会も与えられず、そうした「業界」のバックアップを受けることも出来なかった、という事実を指摘する。

一方、彼は結婚した女性については、「一生家政と育児とを自己の第一の任務として選んだ」と解し、すぐれた才能を持った例外的な女性を除いて、原則として家事育児に専従することを求めている。しかしその一方で、女性がこうした日常の仕事をして、なお芸術や思索にささげうる十分な余暇を、あるいは十分な心の精力と自由とを持つことができたならば、豊かな独創性をもって積極的な能力を働かせうるだろう、と彼は言う。

28) 同、91頁。

ミルの女性論は、第一に女性の社会的隷属状態が人間社会の進歩を促す自由と相容れないものであること、そうした女性の差別的状態が、「自然」に由来するのではなく社会的・人為的に作られたものであること、またそうした人為的な差別が、合理的な理由でなく、悪しき人間性から作られたものであることを示した。これはプーランの見解を受け継ぐものであり、現代のフェミニズムにも基本的に継承されている。今日的に見れば、確かに彼の見解には問題が多いとされる。例えば、本当に自由で平等な競争や選択がありうるだろうか。優れた女性にもチャンスを与えることで彼女らの社会進出を認めても、実際には家庭責任を担ったままであればその力を十分に発揮できず、結果的に、そのために女性が男性よりさらに低く評価されるという危険を伴うことになる。つまりミルの言う、自由選択による競争が平等をもたらすという見解は、にわかには信じがたい。そしてこうした現実を把握することは、啓蒙の理性を超えた立場を必要とする。ミルはそうした狭間に立って、平等を現実化する論理を追求したといえる。

結 語

啓蒙の平等の理念が、男女の平等については、たとえばプーラン・ド・ラ・パールによって先行的に捉えられながら、それはむしろ男女の差と女性の男性への従属を裏付け、強化する論理に取って代わられた。それは一見女性を尊重するかのようなふりをして、かえって女性を慇懃に排除していった。時にはそれは啓蒙を批判しながらもそのミソディズム的性格においては啓蒙の論理を踏襲する形で、陰に陽に受け継がれたといってもよい²⁹⁾。歴史的に見ても、20世紀によやく女性の参政権や職業、進学への道が開かれても、相変わらずバックラッシュが起こっていることや、いまでも女性の活躍を快く思わない言説が必ず現れることに見られる。

我々は21世紀の知の課題として、ジェンダー平等の視点をもった知の組み換えを求められている。それには単なる形式的平等論でなく、巧妙に女性を排除した啓蒙の理性を批判し、理性そのものに女性と男性の双方の視点を取り入れることが必要とされるだろう。

29) たとえばキェルケゴールは、人は神の前に一人立つ主体性としての内面性・宗教性を持たねばならないことを主張しながら、女性に対してはそうした宗教性を持つことは不可能との見解を持つ。

9・11テロと国際法

牒 啓 介

はじめに

9・11同時多発テロ（2001年）から既に5年の歳月が過ぎようとしているが、あのテロがどれほど大きな衝撃を与えたかは、ブッシュ大統領が、これは「新しい戦争」であると言ったこと、またテロをなくすためには「すべてのこと」をやる、と宣言した言葉の中にも読み取ることができる。この「すべてのこと」とは、報復（retribution）という戦争のことなのか、その後、自衛権も持ちだされた。この顕著な人権侵害行為に対するものであっても、法律的にみれば、その軍事行動には、違和感を伴うような根拠ばかりが示されていた。

また9・11テロ以来、諸国家のテロに対する認識も変化しつつあるように思われる。これまで、テロとは私人による国内犯罪とされていたものが、国家に相当する実力をもつ集団による一般人への攻撃なども、テロであっても異質なテロとして、その範疇に含められるようになった。テロには、もうすでに国際社会（community）全体の利益を侵害するものもあり、これが放置されることは、法の支配や法秩序の否定へと繋がることになる、と考えられる。

このような中で、国際法において構造変革が既に生じている。即ち、国際社会には共通する利益が存在し、その中に「根本的利益」という高い価値があり、この利益を侵害することは「国際社会全体に対する犯罪（国際法上の重大な犯罪）」と見なされるようになった。これはコア・クライムと呼ばれ、国際法によって直接、個人が処罰される。その象徴的な成果が国際刑事裁判所（ICC）の設立である。

これまで、国際法は、ヨーロッパ的・キリスト教的な価値を基盤とし、二国間関係と慣習法により形成されてきたが、今日、「国際社会全体の利益」という概念を結晶化させたことにより、新しい価値観をもつものとして、その法的な構造を変化させたのである。この構造の変化により、国家は、合意しなくとも拘束される事態が生じうることを知った。特に、重大な問題に関してこれが起こりうるのである。

このような構造変革には常に、これを推し進めようとする力と、これに反発する力との間にせめぎ合いが存在しているはずであるが、その中で、9・11テロの性格、そしてアメリカの対応方法、制度の意義と限界などについて検討を加えることにより、この構造変革が国際社会の安定に資するものかどうかを考えてみたい。

一 テロと自衛権

(1) テロリズムには国際法上、確立した定義はないとされる。その原因は、例えば解放闘争に伴う行為やこれに対抗する国家の行為までも、その論議の対象とせざるをえなくなるからである。

まずテロ行為は、基本的には国内犯罪であり、国際法上の犯罪とはいえない。テロ関連条約においても、これが国内裁判所により審理・処罰されることを前提としている。一連のテロ関連条約では、犯罪の構成要件を詳細に規定し、重い罰則規定を置くこと、管轄権の設定および、被疑者を引き渡すか訴追するかを選択義務を課すことなどにより、利用可能な充実した制度が設定されている。

航空テロについては、条約で、犯罪行為地国、航空機の登録国、航空機の着陸国などに管轄権の設定義務を課し、また被疑者を引き渡さない場合、自国で訴追する義務を負うことになり、ほとんどの関係国により、犯人を処罰しうる体制がとられている。

このようにテロは、一種の普遍的な管轄権を適用しうる犯罪ではあるが、あくまでも国内犯罪であって、それ自体（新しい）戦争と呼ぶべきではない。しかし反面、9・11テロに関していえば、このような大規模で組織的なテロ行為は、テロ関連条約では予定されていないのである。これは、社会全体の利益が侵害されたことを意識させる重大な人権侵害であり、この惨劇を眼にした人々には、これが放置されるべきでないという意味を結集させるに十分な衝撃を与えたであろう。

(2) アメリカは、その軍事行動を自衛権で説明した。すなわち安保理議長宛の書簡の中で、アメリカが、国連憲章51条に従い、他の諸国と共に、9・11の武力攻撃を受けた結果、個別的・集団的自衛の固有の権利を行使して行動を開始したと報告した（2001年10月7日）¹⁾。

この中で、アメリカは、アルカイダがこのテロの中心的な役割を果たしている明確かつ確実な情報を得ていること、この攻撃とその後の脅威は、基地を提供するタリバン政権の判断に基づき可能となったものであること、説得にかかわらずタリバン政権が政策を変更しないこと、そしてアルカイダがテロリストの訓練・支援を続けていることなどを、主張し、この攻撃に対応して、自衛権に従い、アメリカに対するさらなる攻撃を阻止・抑止するために軍事行動を開始したとした。この行動には、アルカイダの訓練キャンプと、タリバン政権の軍事施設に対する措置が含まれる、とした。

(3) 自衛権とは、武力行使の全面的な禁止体制の下で、武力攻撃を受けた国家が、その武力攻撃を撃退することに限り、本来、違法である武力行使の違法性を例外的に、阻却しようとするものである。しかも、国連の安全保障体制の下では、違法な武力攻撃には、その集団的措置で対抗するのが原則であるから、自衛権はそうした措置がとられるまでの暫定措置にすぎない。

1) S/2001/946.

また安保理への報告など、そのコントロールを受けることになっている。したがって例外的措置として、制限的に解釈されるとするのが多くの人の考え方である。

テロ集団のような私人による行為は対象とならないものと解されている。ただし、アフガニスタンを実効的に支配しているタリバン政権が、テロ攻撃の指揮・命令を行うか、テロ集団に実質的に関与する場合には、武力攻撃と見なされうる。また、アフガニスタンは当時も内戦状態にあったわけであり、形式的にはどうあれアルカイダとタリバンのどちらが実権を握っているのかも判然とはしない。

また、均衡性とか相当性といわれる原則も指摘される。国家の利益を優先する国際政治においてはあまり問題にはされないが、学説上はしばしばいわれる原則である。つまり、発生したテロ攻撃（今後予想されるテロの被害を含む）に対して、反撃による武力攻撃が均衡を失っていないかが問題となる。

アメリカがとった軍事行動は、アルカイダの軍事拠点への攻撃に限定した訳ではなく、今後のテロ行為を防止しようとするものではない。これはアルカイダというテロ集団を根絶するばかりか、テロ支援するタリバン政権を打倒することを目的とするものであった。実際に新たな政権も樹立された。これまでのアメリカの解釈に従えば、今後予想される攻撃に先立って行われる武力行使は正当な自衛権の発動だとされる。

アメリカとしては、戦闘とは、ひとたび戦端が開かれれば、容易には終結しえないことは自明であったであろうし、この軍事行動がその根拠ばかりでなく、自衛の範囲を逸脱するものだという批判を受けることも、予想済みであったであろう。とすると、この行動が国連の集団的措置の一貫としての性格を持たせるべきことを考えていたとしても、それは当然の対応であろうと思われる。因に、アルカイダにとって、アメリカ軍の反撃は予想された事態であり、ビンラディンも砂漠での作戦行動に自信をのぞかせていたと言われている。

二 新しい刑事裁判手続の意義

(1) 1990年代、特に冷戦終結の後、国際刑事裁判所の設立の動きが加速した。これは、少なくとも国家レベルでは、「国際共同体全体が関心をもつ重大な犯罪が罰せられることなく放置されてはならない」という規範意識が結実した結果だといえる。特徴的な点を簡単に見ておくことにする。

まず、テロ関連条約では、締約国が容疑者を発見した場合、この容疑者を引き渡すことを拒否する場合（自国がその犯罪と全く関わりをもたず、容疑者も被害者も共に自国民ではなくとも）、自らの手でこの者を訴追する義務を負うことになっている²⁾。

さらに今日では、重大な犯罪への不処罰を回避するために、普遍的管轄権が設定されてい

2) 山本草二、国際刑事法、1991年、162頁以下。

る。つまり、国際社会の共通利益に反する犯罪について犯人の国籍や犯罪の行為地のいかんを問わず、自国の刑事管轄権を行使するか、国際的な刑事裁判所に任せることになっている。両者の管轄権が競合するときには、国際裁判所の管轄権が優越することもある。

従って、国内法でテロ行為を刑法上の犯罪を構成するものとし、かつ関連条約上の裁判権を受け入れている国であれば、どの国でも裁判を行うことができるのであり、また、今回のテロ攻撃が「国際社会の共通の利益に反する重大な犯罪」と見なされるなら、国際刑事裁判所でも扱われることになる。

(2) このテロ攻撃について、ブッシュ大統領はこれを「戦争行為 (acts of war)」と呼び、国家緊急事態を宣言している。つまり、このテロ行為は単に国内犯罪ではなく、国際犯罪であり、しかも戦争（武力紛争）の渦中に起こった犯罪行為だと位置づけられている。そして、いち早く自国で裁判を行うことを表明しているのである。

ブッシュ大統領は、2001年11月13日に行政命令を発し、この大統領命令により軍事委員会による裁判が予定されている。軍事委員会は、司法機関ではなく、あくまでも行政機関である。国防長官はその構成員を指名し、手続規則までも定めることができる。しかも、この委員会の判断は行政処分の性格をもち、被疑者・被告人は、その権利を制限されるし、国内の通常裁判所もしくは外国の裁判所の審理を受けることはできず、まして国際裁判なども受けられないのである。原則としてジュネーヴ条約不適用の意思も表明されている。

(3) 今回の事態が、もし武力紛争にあたとされ、アルカイダのメンバーが、文民と見なされるならば、文民条約（1949年）の適用を受けて正式の裁判を受けることができる。また、彼らが戦闘員の資格を持つなら、捕らえられた場合には捕虜の資格を認められ、その国の軍隊構成員と同一の裁判所（原則として軍事裁判所）により同一の手段に従って裁判されることになる。これらの場合には、被疑者・被告人には、公平な裁判所による、公正で、公開の審理を受ける権利とともに、いくつかの防禦の権利を享受する（1949年捕虜条約）。

この事件が国際法上の重大な犯罪を構成すると判断されれば、国際裁判所への付託もなされる可能性がでてくる。

(4) このような議論は、第二次大戦後にもなされている。当時、アメリカはドイツや日本の指導者を行政手続により即決で処刑に処するよりも、国際裁判を開廷して審理すべきだという見解をとった。

その理由として次の点があげられている³⁾。①即決処刑は、すべての連合国に共通する、最も基本的な正義の原則に背くこと。②敵の指導者を即決で処刑すれば、ドイツ人や日本人は犯罪者を殉教者として扱うようになること。③裁判による有罪宣告は、現時点での大衆の支持を最大限に集め、そのことが歴史的に敬意を集めるようになること。④法的手段を用いることに

3) R.H. Minear, *Victor's Justice: The Tokyo War Crimes Trial*, 1971, p.10ff.

より、日本とドイツの犯罪行為に関する記録について、将来、全人類による再検討が可能になること。

(5) 公正な国際裁判による紛争解決は、アメリカのアフガニスタン攻撃を正当化しうる唯一の手段であり、特に憎しみの連鎖を断ち切るための不可欠な条件である、と考えられる。

国際刑事裁判所 (ICC) は、すでに設立され、ICC 規程は2002年7月1日に発効している。少なくとも9月11日のテロ攻撃 (2001年)、さらにこの衝撃的な事件の、前にも、そしてその後も行われてきたアルカイダのメンバーの一連の犯行を含めて、国際法上の重大な犯罪と位置づけることができれば、これをICCの管轄権の対象とすることができる。ただしICC規程の発効する以前の犯罪については管轄権をもたない、という問題をはらんでいる (規程11条1)。

(6) 次に、ad hoc (臨時) の国際刑事裁判所の途がある。具体的には、ICTY (旧ユーゴ国際刑事裁判所) とICTR (ルワンダ国際刑事裁判所) などがある⁴⁾。

この裁判所は、それぞれ①安保理による国連憲章7章に基づく決議により設置され、②管轄権が時間的に、かつ事項的に特定され、③国内裁判所に対して優越した地位に置かれる。なお、今回のテロ攻撃は、すでに安保理決議 (第1373号) によって、「国際の平和および安全に対する脅威」を構成すると、認定されているから、この種の裁判所は、より設置をしやすいと、考えられる。

安保理の憲章7章に基づく決定は、すべての国連加盟国を拘束し、裁判所規程は加盟国だけでなく、その国内の個人にも影響を与える。また裁判所規程には、国際裁判所と国内裁判所との間に管轄権の競合が存在するとしても、国内裁判所に対する国際裁判所の優位が明記されている (ICTY 規程9条2項、ICTR 規程8条2項)。

他方、アメリカは、大統領命令により、軍事委員会が「排他的管轄権」をもつことを確認し、あくまでも自国で裁判を行うことを主張している (Sec.2 (2) (b) & 7 (b) (1))。

(7) そして、ここでは常設的な国際刑事裁判所 (ICC) に触れたい。ICCの設置について、アメリカは、クリントン政権の下では条約の署名を行っておきながら、ブッシュ政権はこれを撤回し、いまだに批准はなされていない。世界の各地へ派遣されているアメリカ兵が訴追対象となることを避けたいというのが、その理由であった。ここでは今後の有用性への期待から少し見ておくことにする。

ニュールンベルグ国際軍事裁判所や極東国際軍事裁判所などは、あくまでも例外であって、国際法上の犯罪の規制には、国内法を通じて行われるのが本来の対応であった。つまり、条約により一定の犯罪を「諸国の共通利益を害する犯罪」と位置づけ、締約国に対して、これを国

4) 管轄権対象として、ICTYは1949年ジュネーブ条約の重大な違反行為、戦争の法規慣例違反、ジェノサイド (集団殺害)、人道に対する罪であり、ICTRは、ジェノサイド (集団殺害)、人道に対する罪、ジュネーブ条約の共通三条とジュネーブ条約に対する追加第二議定書の違反である。

内法で処罰すべき義務を課す、さらに犯罪規制のための、国家間の国際協力体制も整備されてきた。ところが、国内法を通じた犯罪規制というのは、それぞれの国家の裁量に左右されるところが大きいので、同様の事件でも結果に違いを生じたり、不処罰という事態も生み出しかねなかった。このためもあり、特に国際社会の重大な犯罪については、ICCによる訴追・処罰の必要性が説かれてきたのである。

(8) ICCは、ローマ条約によって設立された常設の国際機関である。裁判所規程の前文には、今世紀に何百万人もの人々が想像を絶する残虐な行為の犠牲になったことに留意し、そのような重大な犯罪が世界の平和、安全及び福利を脅かすものであることを認識し、国際共同体(international community)全体が関心を有する最も重大な犯罪が罰せられることなく放置されてはならない、ことなどが述べられている。

まず、この裁判所はその五条で国際共同体にとって最も重大な犯罪(①ジェノサイド、②人道に対する罪、③戦争犯罪、④侵略の罪)についてのみ管轄権を持つ。これらはコア・クライムと呼ばれる。

次に、実効的な訴追は、国内で行われること、および国際的な協力を強化することによって確保すべきとされている。つまり、訴追は、国内レベルの措置と国際レベルの措置の協力の上で行われなければならないとする。ただ、この裁判所では、ad hocの裁判所とは異なり、国内裁判所との関係でどちらが優位となるかを明確にしてはいない。

ICCは、国内裁判所を排除するものではなく、あくまでもこれを補完するものと位置づけられているのである。これがどういう意味なのか必ずしもはっきりはしないが、裁判所規程17条には次の趣旨が示されている。すなわち、関係国が真摯な意図と能力をもって、捜査・訴追の判断を下した場合、または捜査し訴追しないと判断した場合には、ICCは事件を受理しないものと定めている。これを前提として、ICCの訴追開始には3つの場合があり、①締約国が検察官に付託した場合、②安保理が検察官に付託した場合、③検察官が職権で捜査を開始した場合となっている(同13条、15条1項、18条2項)。裁判所と締約国の双方の態度がこの裁判所の将来を決めることになりそうである。

因に、ICCは、国際条約によって作られた制度であるから、条約を批准した締約国の国民でなければ、原則として裁くことはできない。規程(12条2項)によれば、裁判ができるのは、①犯罪行為地国、または航空機の登録国が締約国である場合か、あるいは②その犯罪の被告人が締約国の国民であること、のどちらかである。今回の事件に関していえば今のところ、ICCの裁判管轄権が行使しうる可能性はほとんどない。公正な裁判を欠くなら、アメリカの武力攻撃を真の意味で正当化しえないであろう。

三 国際法上の重大な犯罪と国家犯罪

(1) 今回のテロが「国際法上の重大な犯罪」を構成し、これを処罰すべき国際刑事裁判所が成

立するとしても、この兩者をつなぐ橋渡しとして、国際的な刑事責任制度の存在を現時点において、どこに、あるいはどのような形で、見出すことができるのであろうか。

(2) まず、今回のテロは、国際法上の重大な犯罪を構成するといっているのか。思いつくのは、ジェノサイド（集団殺害）罪か、人道に対する罪である。

① ジェノサイドとは端的にいえば、特定の間人集団を絶滅させたり、集団の破壊のために大量に命を奪うことである。これはニュールンベルグ憲章（条例）の人道に対する罪から分離された。本来、特にナチスのユダヤ人に対するホロコーストが二度と再現されないために法制度が整備されたこともあり、1948年にジェノサイド防止条約⁵⁾でこれが定義されている。

ここでは人間の集団といっても、国民的、民族的、人種的、宗教的な集団であり、政治的な集団などの破壊はジェノサイドにはあたらない。特定の集団に対する大規模な殺人であっても、その集団を破壊することを意図するものでなければ、ジェノサイドではない。従って、集団に属しているか否かを問わない無差別の大量殺人もこれにはあたらない。

なお、このテロが、アメリカ国民を破壊する意図をもって、殺人および重大な肉体的、精神的危害を加えたものと見なしうるかもしれない。また今日、数千人単位の虐殺でもジェノサイドと呼ばれることがあり、規範に対する意識の変化も見い出すことができる。なお、ジェノサイドは、戦時・平時を問わず国際法上の犯罪である。

さらに条約上、憲法上の責任のある統治者か、公務員であるか、私人であるかを問わず、処罰される。管轄裁判所は、行為地国の裁判所または国際刑事裁判所となっている。

② 人道に対する罪は、ニュールンベルグ憲章（条例）で初めて確立された新しい概念である。一般人の殺害や殲滅などは、国際法ではなく、国内法で禁止されるのが常であったからである。この概念が規範として存在しなかったわけではない。

ニュールンベルグ裁判では、これはジェノサイドの意味で、ホロコーストに対して適用されており、平和に対する罪または戦争犯罪に関連して犯されたもの、またはその遂行過程で犯されたものに限定された。他方、これは本来、自国民に対する行為や開戦前の行為も対象としていたため、人権の国際保障の先駆となる概念といえる。特定の重大な人権侵害は、もはや国内の司法権の対象ではなくなり、国際社会（特に国連）が介入すべき法的根拠を与えるものとなったことを意味する。ICC 規程（7条）の中には、詳細な定義がなされている。尤も、この定義は、ICC が対象とする犯罪の定義であるにすぎないが、最も有用な定義である。すなわち、要件は、文民に対する攻撃であり、国または組織の政策に従って行われる一連の行為であり、また広範に、または組織的に行われる攻撃であり、この攻撃の犯罪性が認識されているこ

5) ジェノサイドとは、「国民的、民族的、人種的又は宗教的な集団の全部又は一部を破壊する意図をもって行われる行為」であって、殺人、重大な肉体的又は精神的な危害を加えること、身体的な破壊をもたらすことを目的とした生活条件を課すこと、集団内の出生を妨げることを目的とした措置をとること、及び、集団の子供を強制的に他の集団に移すことをいう。

と、である。具体例として（今日、かなりの概念の拡張がみられるが）、殺人、殲滅、奴隷化、追放その他の非人道的行為（投獄、拷問、強姦）および迫害、制度化された差別、強制失踪、強制売春、さらにアパルトヘイト罪などが挙げられる。

行為の主体について、ICC 規程では明確には示されていないが、「国または組織」が前提とされ、国家や組織によって指示をうけている私人も含まれると考えられる。ICTY のタジッチ事件判決では⁶⁾、人道に対する罪が特定の地域を事実上支配する団体やテロリスト集団によっても行われうるとしている。これも、戦時・平時を問わず、犯罪を構成する。組織的なテロ行為は当然、ここに含まれることになる。

(3) 次に、共通利益に触れておこう。現在すでに、国際社会の共通の利益という概念は一般に認識されている。これは広い意味では、19世紀末から国民生活に関わる国際協力の分野において、その規範としての内容を発展させてきた。また今日では、狭い意味の共通利益として、即ち国際社会（community）全体が受け入れる規範であり、いかなる逸脱をも許されない規範として使われる。これは国際公序とも呼ぶこともできる。この意味では、一方では、国際的な刑事裁判所の設立へと導く「国際法上の重大な犯罪」として捉えられ、他方では、今のところ法的な観念の域を出ないとしても、「国家の国際犯罪（国家犯罪）」を意識させるものとなっている。

(4) この共通利益の概念の発露として、1976年、国連の国際法委員会は、国家責任に関する条文草案（19条）において、国家犯罪の存在を認め、これは「国際社会（community）の根本的利益の保護のために不可欠であるため、その違反が国際社会全体によって犯罪と認められるような国際義務の違反から生じる」ものとした。その例としては、侵略、植民地支配、奴隷制、ジェノサイド（集団殺害）などが挙げられたが、その後、この条項は、多く国の反対から、2001年の草案では、削除されることとなった。その理由は、この概念が未だ結晶化したものではないということにあった。

つまり、侵略やジェノサイドについては国家間にだいたい的一致はあったものの、人道に対する罪や戦争犯罪のどこまでが国家の犯罪に含まれるのか、またテロや薬物犯罪までも含むべきだという立場もあり、さらに、これら犯罪がそれぞれのどのような法的結果を生じるかも判然としないなど、国家犯罪がいまだ法的観念の域を超えるものではないことを示している。ただし、国際社会の根本的利益の保護のために不可欠である国際義務の存在が意識されるようになったことは大きな反響を呼び起こすことになる。

なお、「国際法上の重大な犯罪」に国家が直接関与しているならば、それは「国家の犯罪」と位置づけられうる。国家の犯罪であることということは、国家の刑事責任と個人の刑事責任を導くはずである。その場合、国際的な責任制度はどのようなものと観念されてきたのであ

6) 35 ILM, 1996, p.48.

うか。

(5) もし、国家の国際的な刑事責任が確立されるとすれば、国際社会の個々のメンバーに裁判官の役割を付与するのではなく、組織化された懲罰（処罰）機構の存在とその機能が前提とされなければならないであろう。その歴史的な流れを見ておきたい⁷⁾。

① まず、国際連盟の成立以前には、民法をモデルとする一元的な責任制度が前提とされており、軍事的・非軍事的強制措置が適用される場合でもそれは民法的な強制執行からの類推として捉えられ、制裁措置とは見なされなかった。

この時代の、唯一の例外的な考え方によれば、義務違反はその重大か否かに応じて、責任制度が区別されるべきで、平和が破壊された場合には、その犠牲となった国家が武力に訴えることによって、違反者を処罰する権利をもつことになる、とされた。

② その後、戦間期になって、相互援助条約草案（1923年）や、ジュネーヴ議定書（1928年）の前文などには、侵略戦争が国際犯罪であることが明記された。この場合の、「国際犯罪」という語は、あくまでも制裁を確実に引き出すための強調表現であるとされているが、侵略が、例外的な重大性をもつ特別な違反として、その他の違反行為とは、峻別されていくことになった。

ここには「国際社会全体の利益」という考え方の萌芽が見られる。さらに、理想主義的だとの批判は免れなかったが、侵略者に対する制裁を伴う刑事責任の確立や国際刑法典、そしてこの時期すでに、国際刑事裁判所を創り出す必要性も説かれている。

③ さらに、国連創設の以後の段階になる。ここでは、国連の武力の全面禁止体制の下において、安保理は、憲章7章の下で平和に対する脅威、平和の破壊又は侵略行為を認定し、その認定後は、国際関係における合法的な武力行為は安保理が独占する権限となった。この権限は、国際社会を代表し、国際社会の名の下に行使されることになった。

この体制の下に、侵略は、特に重大な違法行為であり、すべての国家に関連するものと観念されるようになり、別の表現では、侵略戦争は「平和に対する罪」であると規定されている（1970年の友好関係宣言、1974年の侵略の定義）。また、国際司法裁判所（ICJ）はバルセロナ・トラクション事件（1970年）⁸⁾において、武力不行使の義務が、国際社会の全体に関連する普遍的（*erga omnes*）義務であると表現している。普遍的義務の違反として、侵略以外にジェノサイド、その他、奴隷制、人種差別を含む人権侵害が挙げられた。その後、この問題はILCで国家責任に関する論議の中で展開される。

このようにして、「国家の国際犯罪」という概念も、その法観念としての中核がかなり固められつつある。

7) See, P.M. Dupuy, "Observations sur le crime international de l'Etat", 84 RGDIP, 1980, p.453ff.

8) ICJ. Reports, 1970, p.32.

(6) この重大な義務違反に対して国際社会による制裁の適用が確実に惹起されるべきだとされることがある。これは国連の集団安全保障措置の枠内で行われるべきことが想定されてきたが、この措置は懲罰的（処罰的）措置と見なすことができるのであろうか。

これまで、国連では、その制裁が懲罰的目的というより、警察活動的な目的を持つものとされることが多かった。これについて ICC の設置は考え方のヒントを与えてくれる。即ち、そもそも国際法上の重大な犯罪が発生した場合、ICC の判断（判決による犯罪・刑罰の確定）をまって、はじめて国連の懲罰的機能が発揮されるべきであろう。ただ重大な犯罪の発生直後、つまり ICC の判断の前には、まずもって国連による警察的機能に期待しなければならない。ただ、国連が十分に機能しない場合でも、国際的な何らのコントロールもないような、国家による一方的な制裁であってはならない。この警察的機能が、今回のアメリカのように、自衛権に基づく武力行使によるものであっても、それが合法であるのか否かについては、事後的であるが、国際的なコントロール（司法による判断も含み）の下に置かれることが必要となる。

(7) ニュールンベルグ・東京の両裁判を参考にすれば、ICC では以下のように判断されることになろう。例えば、ある国家が他国においてジェノサイドを行った場合、その行為を行った個人がジェノサイドの罪によって処罰されるとともに、この犯罪につき、この命令を下した国家は侵略国として、また、その指導者は、平和に対する罪で処罰されることにもなりうる。ニュールンベルグでも東京でも、「平和に対する罪」だけで起訴された者はいない。重大な戦争犯罪、人道に対する罪（東京では、前者だけ）をセット（主な訴因）として、それぞれの指導者は処罰されているのである。

(8) これについて、一言ふれておきたい⁹⁾。

第二次大戦下、ナチス・ドイツからの直接攻撃を受けていなかったアメリカは、対独参戦のためには、自衛権を主張できなかつたため、行動を起こすための正当化の理由が必要であった。このため、アメリカは、敵国が侵略国であるということに固執する。結果として、戦後裁判において、侵略国の指導者としての刑事責任が追及されることになった。これは新しい概念であった。

これについては強い反対論もあったが、裁判において、数々の重大な、戦争犯罪や人権侵害の証拠が提示されるにつれて、指導者責任論が前面に出てきたといえよう。戦争過程において、重大な残虐行為が行われ、もし指導者がこれに命令を下し、あるいはこれを阻止することに十分な注意を払っていなかつたとすれば、これらに対する個人責任と、さらには開戦責任が問われることも当然であろうと考えられた。

当時、平和に対する罪や人道に対する罪が実定法ではなく、法的観念でしなかつたという理由で、もしくは事後法ということで、これらが犯罪とされず、放置されたとすれば、それは

8) 大沼保昭、戦争責任論序説、1975年、351頁以下参照。

「法の支配」の放棄、否、法秩序そのものの否定に繋がりがねなかったであろう。

確かに、戦後裁判が連合国の戦争犯罪や人権侵害を不問に付したことは、不公正な裁判であるとの誹りは免れないが、国際社会全体に対して、疑いなく一定の行為規範を示した。少なくともニュールンベルグは東京の先例となったのである。また既に、侵略の認定に際して、「侵略の定義」も、そして現在進行中の「人類の平和と安全に関する罪」の法典化も恐らく、必要ないかもしれない。

(9) 最後に、安保理決議により、アメリカの武力行使の権限を与えたのかどうかを、見ておきたい。重要と思われる決議だけを挙げる¹⁰⁾。

決議1368では、このテロ行為を国際の平和と安全への脅威と見なすと言っている。これは憲章7章の下でなされた決議ではないが、安保理がテロ攻撃に対処するためあらゆる必要な措置をとる用意があることを表明している（5項、2001年9月12日）。

決議1373は、憲章7章の下で採択された決議で、その前文で、「憲章に従ってあらゆる手段によって戦う必要性」を再確認している（前文、同年9月28日）。

さらに、決議1378で、テロリズムを根絶するための国際社会の努力を支持する、と規定する（前文、同年11月14日）。

これらの決議により、アメリカは武力行使が容認されたものと解釈している。

また、決議1368と1373では、個別的・集団的自衛権が確認されている（それぞれ前文）。これは一般論としての再確認とも見えるが、自明のものである自衛権が意味もなく確認されたとも思えない。少なくとも、アメリカはこれを受けて、今回の武力行使が自衛権の行使として承認され、違法性が阻却されるものと解しているのである。

(10) これに関して、これまでにアメリカの関係したいくつかの決議を見てみよう。

湾岸戦争時（1990年）において、決議678では、安保理は（イラクのクウェートからの即時、無条件の撤退要求の）決議を履行させるために、加盟国にあらゆる必要な措置をとる権限を付与した（2項）。

また、イラク戦争において、アメリカは、先の決議678を持ち出し、次に決議678の、大量破壊兵器の廃棄という停戦条件が履行されなかったとして、決議678の武力行使権限が復活したと見なした。さらに査察活動、軍縮に関する義務違反が続けられれば、「深刻な結果」に直面することをイラクに警告する決議1441（2002年11月）を直接の根拠として、この警告に従わないものとの独自の判断で、イラクに対する武力行使に踏み切ったのであった。

(11) このように、今回のテロに対する安保理決議は、これ以外の決議に比べて、武力行使の根拠としては、内容的に、かなり弱いように思われる。これは、アメリカが今回のアフガニスタンへの攻撃を自衛権の発動としての確信の下に、それを一貫して主張してきたことの表われで

10) <http://www.un.org/documents/scres.htm>

もあり、安保理による事前の承認などを必ずしも必要としないと考えていたからであろうと思われる。

おわりに

アメリカの行動パターンは、その解釈上の問題点を残すとしても、少なくとも形式的には安保理決議に依拠した対応を示している。即ち、アフガニスタンに対する軍事行動は、一方では、自衛権に基づく武力行使であり、これが安保理で確認されたと見なされ、他方で、安保理の決議に則った集団的措置もしくは制裁として特徴づけられる。この2つの性格を併せ持つ。特に後者について、この軍事行動の過程で、アルカイダやタリバンの主要なメンバーを逮捕することができれば、それは、国連による警察的活動としても位置づけることもできる。このことは国際刑事裁判制度の発展に大きな意義をもつであろう。

また、被告人を裁くには国際的な裁判所が必要である。しかし、ICCによる審理は、その管轄権を受諾するか、または安保理が付託することが必要とされるので、今回のテロに活用することは困難であろう。可能性としては、混合裁判所（アメリカと国連の協定により設置され、自国の裁判官と外国の裁判官で構成され、国内法と国際法が適用される裁判所）を使う方法がある。裁判の公正は、憎悪の連鎖を断ち切るためには必須の条件なのである。

伝統的な考え方に立てば、アフガニスタンへの軍事行動は、それを正当化しうる十分な根拠を持たない、一方的なアメリカとその支援国の行動であり、従来の国際法の下での平和維持体制の崩壊へと導くものと懸念されるかもしれない。

しかし、90年代以降の、国際社会における規範意識の変化は、国際法上の重大な犯罪を処罰することを現実化させてきている。それは今日、緊急の人道問題がクローズアップされなければならない事態が発生し、これが継続しそうであることの反映でもある。

9・11テロも、そのような事態の一つであり、しかも、放置されてはならない重大な国際犯罪と見なすことができる。少なくとも法観念としては、「人道に対する罪」とはいえるであろう。国際法において法的観念が時として拘束性をもつ。

ニュールンベルグ裁判の時点で、侵略という国際犯罪は存在しなかった。だが、その審理過程において、戦争中の幾多の残虐行為が明らかになるにつれて、このような戦争を起こした指導者を個人として、その責任を問うことができなければ、法秩序そのものの維持を危うくするという認識が強まり、新しい概念も生み出された。

絶対的な不正義の下での人々の暮らしも重要な人道問題である。そこからテロが生まれる。ただ、その社会がfair（公正）であることから僅かなりとも恩恵を得ている者ならば、fair playの義務に拘束される¹¹⁾。また国に対する義務を超える義務も存在する。

11) J. Rawls, A Theory of Justice, 1971.

なお、もう一度繰り返しておきたい。重大な犯罪が放置されるならば、ついには社会全体の規範意識の悲劇的な低下さえも懸念されるからである。放置すべきでない犯罪は処罰されなければならないのである。これに対応すべき制度も現在、社会に整えられた。これにより「法の支配」の実現へと向かうか、それとも「力の支配」へと逆行するかは、国際的な刑事裁判所によるコントロールや判例の集積にかかっているように思われる。

君主独裁政治前史二題

谷川道雄

前 言

周知の通り、内藤湖南の「概括的唐宋時代観」（『内藤湖南全集』第八卷所収）では、唐宋の交替期に中世から近世への大変革が起ったとし、政治・経済・文化の各方面から、その具体的な例証を挙げている。このうち、政治上の変化の基調とされるのは、貴族政治から君主独裁政治への移行である。湖南によれば、「貴族政治は六朝から唐の中世までを最も盛んなる時代とした」。この「概括的唐宋時代観」と時を同じくして講述された『支那近世史』（『全集』第十卷所収）の第一章「近世史の意義」でも、同様な文言が使われている。『支那上古史』（同上）の「緒言」は、中国大陸における諸民族の中心部と周辺部との交互作用から中国文化の発展史をとらえ、そこに時代区分の図式を提示したものであるが、ここでも、中世を「五胡十六国より唐の中世まで」としており、やはり「唐の中世」すなわち唐代中期に、時代の界限を設けている。

「唐の中世」とは、具体的に言えばどの時代を指すのであろうか。湖南が近世社会の特徴を示すものとして挙げている諸現象は、唐代のものがあり、また宋代のものがあるが、唐代については、例えば兩税法や韓柳の古文運動がある。前者について言えば、湖南が人民の地位向上の根拠として挙げた居住の自由や財産所有の自由は、たしかに兩税法成立の意義からとらえたものである。彼によれば、隋唐の均田・租庸調の制度は、政府が人民を国家直属の小作人とみなしていたところから生まれたものであり、その政府とは、君主を擁した貴族の団体に他ならない。したがって国家権力の人民支配上から言えば、唐宋の変革は、安史の乱後の時期に顕在化したと考えられているわけである。

『支那近世史』第二章の「貴族政治の崩壊」では、隋の科挙制創設や唐の府兵制は、皇帝の力で門閥貴族勢力を抑えようとしたものだが、隋唐の皇帝たち自身が門閥貴族の出身であり、こうした平和的な改革手段では効を奏しなかった。門閥貴族政治を決定的に崩壊に至らしめたのは、門閥の外から出た藩鎮の兵、すなわち権力を握った人民であったと述べている。この点からみても、湖南はやはり安史の乱をさかいとして、国家体制上に大きな変化があったと考えていたことが分る。

しかしながら、彼の視野は、安史の乱以後の唐朝後半期から五代十国を経て、宋朝成立期といたって二百年余に限られるものではない。この時期に社会変革が最も劇的に進行したことは

ちがないが、湖南はその変革の動きは、この時期より以前にすでに始まっていたと考えているようである。彼は『支那論』および『新支那論』（共に『全集』第五卷所収）のなかで、隋の文帝の郷官廃止について言及している。六朝時代、貴族の名望家は地方長官に辟召され、州官として地方政治に隠然たる勢力をもつことが通例であった。すなわち郷官廃止はこの州官を廃して、属僚を中央より差遣することにしたもので、以後、清朝時代に至るまで、地方政治は当該地方に本籍をもたない官僚の手に委ねられることになるのである。このことは、地方政治に現地の意志を反映しがたくなり、その反面、皇帝権力による集権政治が徹底してゆくことを意味するのである。

この郷官廃止については、濱口重國氏の研究が有名であり、氏はこれを隋の君主権強化の一環と考え、そこにのちの中唐以後の政治変化の端緒を見出している。湖南の指摘が氏の研究に先行するものであることは、かつて拙文で述べたことがあるが¹⁾、要するに、湖南は貴族政治から君主独裁政治への変化過程を、少なくとも隋代から展望していたことが分る。

このように、湖南にしたがって貴族政治から君主独裁政治への変遷の過程を考えようとすれば、その時間の幅を唐中期～宋初よりも一層ひろくとして考える必要がある。隋および唐前期の時代に、その潮流がたとえ潜在的であるにせよ、どう動いていたかという問題は、考察に値するテーマであろう。この作業が、隋・唐前期時代の政治の性格を解明する糸口となるかもしれないのである。私はそうした予測に立って、下掲の二つの文章を発表した²⁾が、それはいずれも中国大陆および台湾の学界に提出したもので、我が国の研究者の眼にふれることが比較的少なかったのではないかと思われる。本稿はこれらを再録して、同学諸氏の批正に供するものである。

一 「唐代の通守について」（『周一良先生八十生紀念論文集』中国社会科学出版社、1993年、所収）

本論文は本来は日本文のまま収録されたものだが、印刷上の誤りが少なくないので、今回これを訂正した。隋の煬帝の通守設置がなぜ君主独裁政治の前史として理解されるかについては本文でも説明しているが、太守の外に通守を置いて、皇帝権力の地方支配を強化しようとする意図に出たものとおもわれる。これは反乱情勢の下で打ち出された、きわめて臨時的な措置であるが、煬帝の政治は全体として極端な独裁を志向していた。かの親衛隊驍果の募集も、府兵を統率する将領たち——それは当時の新興貴族集団を形成した——を凌駕する軍事力の確保を意図したものである。煬帝に先立つ北周武帝や隋文帝も独裁的傾向を強めているが、彼らはいくまで府兵軍団の最高司令官の位置にとどまっていた。しかし煬帝はそこから逸脱し超越して絶対的君主権の把握へ向かった。通守設置も、この路線の産物と理解されるのである。ちなみに、この通守の語から宋代の通判が連想されるが、両者の間に関連があるかどうかは、今の所不詳である。

1) 「唐宋変革雑考」（『東方』264、東方書店、2003年2月）

二 「いわゆる李林甫の専政について」

本論文は、もと「關於所謂李林甫専政」という題名で、中国唐代学会主催「第二屆國際唐代學術會議」で発表したもので、同會議の論文集（文津出版社、台湾、1993年）に収載された。最初日本文で草したものを学会発表のために漢訳したが、日本語の原文の方を紛失したので、今回改めてこの漢訳論文を日本文に翻訳し直した。そのため行文がやや生硬なものになっているきらいがある。

李林甫の専政がなぜ君主独裁政治につながるかという疑問を持たれる向きもあるかも知れないが、李林甫の専政は、皇帝の独裁権を前提に成り立っているというのが、本稿の趣旨である。これは君主独裁政治の典型から言えば、決して純粋なすがたではないであろう。しかし君主独裁政治の発達過程では、このように宰相を媒介として現れる場合があるのではないか。また、中唐以後のように宦官が介在することもあり得る。一口に君主独裁政治といっても、その歴史には、さまざまの場合があることを考えてもよいであろう。李林甫専政は、その早期的な一例として理解されるのである。

I 隋代の通守について

(一)

隋文帝が地方行政について多く重要な改革を行なったことはよく知られている。そのうち、二、三の例を挙げれば、州・郡・県三級制を併省して州・県二級制に改めたこと、また、従来刺史・郡守に委ねられた属佐の辟召権を廃止して中央より任命することに改めたこと等が数えられる。これらの改革は全国の統一を実現した隋王朝にふさわしい中央集権強化の措置といえることができる。

ところで、隋煬帝の代になると、父帝の建てた官制に再び改革を行なった。大業三年令がそれである。地方行政については、およそ次の如くであった。

罷州置郡、郡置太守。上郡從三品，中郡正四品，下郡從四品。京兆・河南則俱為尹，並正三品。罷長史・司馬，置贊務一人以貳之（京兆・河南從四品，上郡正五品，中郡從五品，下郡正六品）。次置東西曹掾・〔官品省略〕主簿・司功・倉・戸・兵・法・土曹等書佐，各因郡之大小而為増減。

州を罷めて郡を置き、郡に太守を置く。上郡は從三品，中郡は正四品，下郡は從四品。京兆・河南は則ち俱に尹と為し、並に正三品。長史・司馬を罷め、贊務一人を置き、之に貳たらしむ（京兆・河南は從四品，上郡は正五品，中郡は從五品，下郡は正六品）。次に東西曹掾・〔官品省略〕主簿・司功・倉・戸・兵・法・土曹等書佐を置き、各郡の大小に因りて増減を為す（『隋書』卷二八百官志下）。

煬帝のこの改制は、地方行政を前漢武帝以前になぞらえようとしたものらしい。中央一郡一県の支配系統は、中央集権の最も端的なすがたである。とすれば、郡の綱紀の名称も変えなけ

ればならない。文帝時代の長史・司馬は、六朝以来の都督府の官であり、そこにはなお地方分権の色彩がつきまとっている。そこで煬帝は、これを贊務という名称に変え、人員も一人とした。これは文帝の意図した中央集権をさらに徹底させたといえることができる。

ところが、煬帝はその後、大業三年の制に更に変更を加えたのである。

其後諸郡各加置通守一人，位次太守。京兆・河南，則謂之内史。又改郡贊務為丞，位在通守下。

其の後，諸郡各通守一人を加え置き，位は太守に次ぐ。京兆・河南は則ち之を内史と謂う。又郡贊務を改めて丞と為し，位は通守の下に在り（同上）。

この改制のうち、郡贊務²⁾を郡丞と改称したのは、秦漢の制度に一層近づけたものと解される。しかし秦漢の制度では郡丞は郡佐の最上位にあって郡守を補佐したが、煬帝のこの改制では、太守と丞の中間に通守一員が加置されている。京兆・河南の二郡ではこれを内史といい、京兆・河南両尹に次ぐ位置に置かれ、その下に郡丞があったのである。内史はかつて秦漢にも置かれたが、それは後世の尹そのものに相当する役職であり、尹の下に置かれた職ではない。さきの大業三年の制では、郡の機構の単純化を意図しているにもかかわらず、「其後」において、通守・内史を加置しているのは、この意図に逆行しているようにも見受けられるのであるが、そこにはいかなる意味があるのだろうか。『通典』卷三三職官十五総論郡佐には、

通守，隋煬帝置，每郡各一人，位次太守，而京兆・河南，謂之内史。大唐無。

通守，隋煬帝置く。郡毎に各々一人，位は太守に次ぐ。而して京兆・河南は之を内史と謂う。大唐無し。

と述べて、それが前代にもなく唐朝にも見られない煬帝朝独特の制度であったことを示唆している。本稿は、この制度を通じて、煬帝朝の政治の性格を考察しようとするものである。

(二)

通守の語義・職掌・官階・設置時期等について説明した記事はない。そこでこれらについては、憶測を加える外はない。太守の名称は、前漢景帝の中元二年に、郡守を改めて太守としたのを嚆矢とする。景帝は呉楚七国の乱を平定して封国を削弱し、代って郡県制を強化するため、郡守の地位を引き上げようとしたのである。この太守と対置される通守は、同じく「守」の位置にありながら、太守の下に在って、郡務の実際を通判することを任務としたのであろう。

官階については、大業三年の制によれば、上郡太守（従三品）・中郡太守（正四品）・下郡太守（従四品）・上郡贊務（正五品）・中郡贊務（従五品）・下郡贊務（正六品）である。もし「其後」の改制においても、太守と丞の官階に変更がなかったとすれば、両者の差はそれぞれ

2) 贊務は正しく贊治であるが、唐高宗の諱を避けて贊務に改めたというのが通説になっている。下記に記す贊務・贊治は同一官職を指している。

三等であったであろう。それでは、通守は両者の間のどの官階に位置したのであるか。例えば、上郡通守は、正四品であったか従四品であったか。これを確定する決め手はないのであるが、太守も通守も同じく「守」であることから推定すれば、上郡通守は上郡太守より一階を下げた正四品と考えるのが適当であろう。

次に通守が何時置かれたかという問題である。これに関しても、具体的な事例によって、推測する外はない。

『隋書』卷七一誠節・游元伝に、

九年、奉使於黎陽督運、楊玄感作逆、〔中略〕玄感怒而囚之、屢脅以兵、竟不屈節、於是害之。帝甚嘉歎、贈銀青光祿大夫、賜縑五百匹。拜其子仁宗為正議大夫・弋陽郡通守。

九年、使を奉じて黎陽に於て運を督す。楊玄感逆を作す、〔中略〕玄感怒りて之を囚え、屢々脅かすに兵を以てするも、竟に節を屈せず、是に於て之を害す。帝甚だ嘉歎し、銀青光祿大夫を贈り、縑五百匹を賜う。其の子仁宗を拜して正議大夫・弋陽郡通守と為す。

とあり、また、『隋書』卷五六楊汪伝に、

及楊玄感反、河南贊治裴弘策出師禦之、戰不利、弘策出還、遇〔国子祭酒〕汪而屏人交語。既而留守樊子蓋斬弘策、以狀奏汪、帝疑之、出為梁郡通守。後李密已逼東都、其徒頻寇梁郡、汪勒兵拒之、頻挫其銳。

楊玄感反するに及び、河南贊治裴弘策師を出して之を禦ぐ。戦利あらず。弘策出で還り、〔国子祭酒〕汪に遇いて人を屏けて語を交わす。既にして留守樊子蓋弘策を斬り、状を以て汪を奏す。帝之を疑い、出して梁郡通守と為す。後、李密已に東都に逼り、其の徒頻りに梁郡に寇す。汪兵を勒して之を拒ぎ、頻りに其の鋭を挫く。

とある。楊玄感の反乱は大業九年六月から八月までの間であるが、上記二例では、いずれも乱の最中もしくは乱後に通守を授けられている。とすれば、通守制度は大業九年中には創設されていたと思われる。しかし、それを楊玄感が挙兵する時点まで遡ることはできない。『隋書』卷七〇楊玄感伝に、

于時百姓苦役、天下思乱、玄感遂與武賁郎将王仲伯・汲郡贊治趙懷義等謀議、欲令帝所軍衆飢餒、每為逗遛、不時進發。

時に百姓役に苦しみ、天下乱を思う。玄感遂に武賁郎将王仲伯・汲郡贊治趙懷義等と謀議し、帝所の軍衆をして飢餓せしめんと欲し、毎に逗遛を為して、時に進發せず。

とあり、楊玄感が挙兵を計画している段階では、太守の佐官はまだ贊治と称していた。通守を設けるのが、贊治を丞に改称すると同時であるとすれば、この時点ではまだ通守制度は出現していなかったのである。

以上の事例から推測すると、通守の設置時期は、大業九年六月の楊玄感の挙兵以後、あまり遠くない頃ではないであろうか。そして、この設置時期の問題は、設置の趣旨にもかかわってくる。すなわち、大業七年頃から人民の間に高まってくる反隋の気運が楊玄感の挙兵によって

一層深刻な事態を招くと、これに対処するために、郡制の改革が必須となったと推測されるのである。

(三)

しかしそれにしても、すでに郡太守が存在するところに、屋下に屋を架して、通守を置いたのは何故であろうか。以下、このことを、通守の諸例にもとづいて考究してみよう。

山東・河南地区の人民蜂起に対し、その鎮圧に成果を挙げた隋将張須陀の伝記が、これを考察するための大きな手がかりとなる。『隋書』卷七一誠節・張須陀伝のなかから、関係記事を摘出すると、

(1) 張須陀、弘農閩郷人也。性剛烈、有勇略。弱冠、從史万歳討西爨、以功授儀同、賜物三百段。煬帝嗣位、漢王諒作乱并州、從楊素擊平之、加開府。大業中、為齊郡丞。会興遼東之役、百姓失業、又属歳飢、穀米踊貴、須陀將開倉賑給〔中略〕。

張須陀、弘農閩郷の人なり。性剛烈にして勇略有り。弱冠にして史万歳の西爨を討つに従い、功を以て儀同を授けられ、物三百段を賜う。煬帝位を嗣ぎ、漢王諒乱を并州におこすや、楊素の之を撃ち平らぐるに従い、開府を加えらる。大業中、齊郡の丞と為る。会遼東の役興り、百姓業を失なう。又歳の飢るに属り、穀米踊貴す。須陀將に倉を開き賑給せんとす〔中略〕。

(2) 明年、賊帥王薄、聚結亡命数万人、寇掠郡境。官軍擊之、多不利。須陀発兵拒之、薄遂引軍南、転掠魯郡。須陀躡之、及于岱山之下。〔中略〕出其不意撃之、薄衆大潰、因乘勝斬首数千級。〔中略〕薄復北戦、連豆子齷賊孫宣雅・石碁闍・郝孝德等、衆十余万攻章丘。須陀〔中略〕大破之、賊徒散走。〔中略〕露布以聞。帝大悦、優詔褒揚、令使者图画其形容而奏之。

明年、賊帥王薄、亡命数万人を聚結して、郡境を寇掠す。官軍之を撃つも、多く利あらず。須陀兵を発して之を拒ぐ。薄遂に軍を引いて南し、魯郡を転掠す。須陀之を躡い、岱山の下に及ぶ。〔中略〕其の不意に出でて之を撃つ。薄の衆大いに潰え、因りて勝に乗じて斬首すること数千級。〔中略〕薄復た北のかたに戦い、豆子齷の賊孫宣雅・石碁闍・郝孝德等と連なり、衆十余万もて章丘を攻む。須陀〔中略〕大いに之を破る。賊徒散走す。〔中略〕露布して以聞す。帝大いに悦び、優詔して褒揚し、使者をして其の形容を图画して之を奏せしむ。

(3) 其年、賊裴長才・石子河等衆二万、奄至城下、縦兵大掠。〔中略〕〔須陀〕撃大破之、斬数万級、獲輜重三千両。司隸刺史裴操之上状、帝遣使劳問之。

其の年、賊裴長才・石子河等衆二万、奄かに城下に至り、兵を縦って大掠す。〔中略〕〔須陀〕撃ちて大いに之を破り、数万級を斬り、輜重三千両を獲たり。司隸刺史裴操之状を上

る。帝使を遣わして之を勞問す。

(4) 十年，賊左孝友衆將十萬，屯於躡狗山。〔中略〕〔須陀〕悉討平之，威振東夏。以功遷齊郡通守，領河南道十二郡黜陟討捕大使。

十年，賊左孝友の衆將^{ほとん}ど十萬，躡狗山に屯す。〔中略〕〔須陀〕悉くこれを討平し，威東夏に振う。功を以て齊郡通守に遷り，河南道十二郡黜陟討捕大使を領す。

(5) 尋將兵拒東郡賊翟讓，前後三十余戰，每破走之。轉滎陽通守。〔中略〕密與讓合軍圍之，〔中略〕乃下馬戰死。

尋いで兵を將いて東郡の賊翟讓を拒ぎ，前後三十余戰，毎に破りて之を走らす。滎陽通守に転ず。〔中略〕密と讓は軍を合してこれを圍む。〔中略〕乃ち馬を下りて戦いて死す。

さて、(1)によれば、張須陀は決して出身がよいとは言えない。しかし軍功によって齊郡丞(贊務)となったのである³⁾。(2)の「明年」というのは、大業九年のことであろう。王薄ら山東の群雄に勝利して、煬帝の優詔を受けている。(3)もまた、軍功によって、煬帝が勅使を差遣している。(4)によれば、大業十年、群雄鎮圧の殊功により齊郡通守に昇進し、同時に河南道十二郡黜陟討捕大使を兼領している。(5)では、東郡に進出して、李密・翟讓らの所謂瓦崗軍に立ち向かっている。この東軍も河南道十二郡の中に入るのであろう。しかしやがて、その任務の遂行のために、滎陽通守を授けられる。当時滎陽郡太守は楊慶であった。楊慶は隋文帝の従兄弟弘の子である⁴⁾。『旧唐書』卷五三李密伝には、

滎陽太守楊慶及通守張須陀以兵討讓。

滎陽太守楊慶及び通守張須陀兵を以て讓を討つ。

とあるが、『資治通鑑』一八三大業十二年十月の条には、

〔翟讓〕攻滎陽諸郡，多下之。滎陽太守郇王慶，弘之子也。不能討。帝徙張須陀為滎陽通守，以討之。

〔翟讓〕滎陽諸郡を攻め，多く之を下す。滎陽太守郇王慶は弘の子なり。討つ能わず。帝，張須陀を徙して滎陽通守と為し，以て之を討たしむ。

とあり，張須陀が太守楊慶の力の不足を補うため，滎陽通守に遷った事情を伝えている。しかし，張須陀はついに李密に敗れたのであった。

以上の張須陀の経歴を概括すると，寒微な出身の彼が軍功によって郡の贊務となり，さらに

3) この頃、『北史』卷八五節義・張須陀伝には、「丞」を「贊務」に作る。また、下掲の『隋書』卷七三循吏・郭絢伝の「涿郡丞」は『北史』卷八六循吏・郭絢伝には「涿郡贊務」に作る。『隋書』は「贊務」が「丞」と改称される以前から「丞」と記述しているらしく、これらの場合は『北史』が正しいであろう。

4) 『隋書』卷四三河間王弘伝。

通守に昇進していったことが知られる。通守の上には太守があるが、しかし当時の動乱のさなかにあつて、河南道十二郡黜陟討捕大使のような広域に亘る政治的軍事的権限を与えられた。こうした、実質上太守を凌駕する位置は、煬帝の信任によって保証されたものである。

以上、張須陀の例から見ると、通守の職は次のような諸特徴をそなえているように感じられる。(Ⅰ)比較的低い身分の者が軍功によって昇進就官。(Ⅱ)郡の賛務(丞)から通守へ昇進する。(Ⅲ)実質上郡政の最高責任を掌握する。(Ⅳ)煬帝の信任を背景とする。これらの特徴が果たして、他の実例にも適用できるかどうか、検証してみたい。

(四)

比較的低い身分から通守の地位に昇った者には、張須陀の他、堯君素・張長遜・郭絢・松贊などがある。

堯君素、魏郡湯陰人也。煬帝為晋王時、君素以左右從。及嗣位、累遷鷹擊郎將。大業之末、盜賊蜂起、人多流亡、君素所部独全。後從驍衛大將軍屈突通拒義兵於河東。俄而通引兵南通、以君素有膽略、署領河東通守。

堯君素、魏郡湯陰の人なり。煬帝の晋王たりし時、君素左右を以て従う。位を嗣ぐに及び、累遷して鷹擊郎將たり。大業の末、盜賊蜂起し、人多く流亡するも、君素の部する所独り全し。後、驍衛大將軍屈突通に従いて、義兵を河東に拒ぐ。俄にして通兵を引きて南通す。君素膽略有るを以て、署して河東通守を領せしむ(『隋書』卷七一誠節・堯君素伝)。

堯君素は唐側の招誘を受けたがついに降らず、隋朝の為に節を全うしたが、これも彼が身分のない一介の武人で煬帝の恩顧を受けたことから、節義に殉じたのであろう。

張長遜、雍州櫟陽人也。隋代為里長、平陳有功、累至五原郡通守。〔中略〕及義旗建、長遜以郡降、授五原太守。

張長遜、雍州櫟陽の人なり。隋代里長と為る。陳を平ぐるに功有り。累ねて五原郡通守に至る。〔中略〕義旗建つに及び、長遜郡を以て降り、五原太守を授けらる(『旧唐書』卷五七張長遜伝)。

これも里長という低い地位から、軍功によって郡通守へ昇進した例である。

郭絢、河東安邑人也。家素寒微。初為尚書令史、後以軍功拜儀同、歷數州司馬長史、皆有能名。〔中略〕煬帝將有事於遼東、以涿郡為衝要、訪可任者。聞絢有幹局、拜涿郡丞、吏人悅服。數載、遷為通守、兼領留守。

郭絢、河東安邑の人なり。家素より寒微なり。初め尚書令史と為る。後、軍功を以て儀同に拜せらる。數州の司馬長史を歴し、皆能名有り。〔中略〕煬帝將に遼東に事有らんとす。涿郡は衝要為るを以て、任ず可き者を訪う。絢の幹局有るを聞き、涿郡の丞に拜す。吏人悦び服す。數載にして、遷りて通守と為り、兼ねて留守を領す(『隋書』卷七三循吏・郭絢伝)。

煬帝が第一次高句麗出兵に失敗して東都に帰還したとき、涿郡留守としたのは樊子蓋であった。したがって上文のように郭絢を涿郡留守に任じたのは、樊子蓋の後任としてであったであ

ろう。それは大業九、十年の頃と推定される。郭絢も微賤の身分から軍功と吏幹によって郡丞一通守のコースをたどっている。

北海松贇⁵⁾、性剛烈、重名義、為石門府隊正。大業末、有賊楊厚擁徒作乱、来攻北海県、贇従郡兵討之。

北海の松贇、性剛烈にして、名義を重んず。石門府の隊正となる。大業の末、賊の楊厚あり、徒を擁して乱を作す。北海県を来攻す。贇郡兵を従えて之を討つ（『隋書』卷七一誠節・松贇伝）。

このように松贇は任侠の精神に富む軍人であり、郷里の反乱鎮定に力を尽くしたが、ついに戦死した。そこで煬帝は優詔褒揚して、朝散大夫・本郡（北海郡）通守を贈っている。この場合は死後の贈官であるが、これも軍功によって通守を授けられた一例と見ることができる。

それでは、通守が寒士のために用意された官職であるかということ、そのようには断定できない。

楊善会字敬仁、弘農華陰人也。父初、官至毘陵太守。善会、大業中為郟令、以清正聞。〔中略〕其後賊帥張金称衆数万、屯於県界、屠城剽邑、郡県莫能禦。善会率励所領、與賊搏戦、或日有数合、每挫其鋒。〔中略〕於是大克。金称復引渤海賊孫宣雅・高士達等衆数十万、破黎陽而還、軍鋒甚盛。善会以勁兵千人邀撃、破之、擢拜朝請大夫・清河郡丞。金称稍更屯聚、以輕兵掠冠氏。善会與平原通守楊元弘歩騎数万衆、襲其本營。〔中略〕於時山東思乱、從盜如市、郡県微弱、陷沒相繼。能抗賊者、唯善会而已。〔中略〕金称將数百人遁逃、後歸漳南、招集余党。善会追捕斬之、伝首行在所。帝賜以尚方甲稍弓劍、進拜清河通守。

楊善会、字敬仁。弘農華陰の人なり。父初、官毘陵太守に至る。善会、大業中、郟令と為る。清正を以て聞ゆ。〔中略〕其の後、賊帥張金称衆数万、県界に屯し、城を屠り邑を剽す。郡県能く禦ぐ莫し。善会領する所を率励し、賊と搏戦し、或いは日に数合有り、毎に其の鋒を挫く。〔中略〕是に於て大いに克つ。金称復た渤海の賊孫宣雅・高士達等衆数十万を引きいて、黎陽を破りて還る。軍鋒甚だ盛んなり。善会勁兵千人を以て邀撃し、之を破る。朝請大夫・清河郡丞に擢拜せらる。金称稍らくして更に屯聚し、輕兵を以て冠氏を掠す。善会、平原通守楊元弘と歩騎数万衆もて、其の本營を襲う。〔中略〕時に山東乱を思い、盜に従うこと市の如し。郡県微弱にして、陷沒相い繼ぐ。能く賊に抗する者は、唯善会のみ。〔中略〕金称数百人を將いて遁逃す。後、漳南に帰り、余党を招集す。善会追捕して之を斬り、首を行在所に伝う。帝賜うに尚方の甲稍弓劍を以てし、清河通守に進拜す（『隋書』卷七一誠節・楊善会伝）。

楊氏は弘農華陰の楊氏であり、父は毘陵太守にまでなっているのだから、これを寒門とはいえないであろう。しかし善会は反乱鎮圧の殊功によって、わずか数年の間に、県令から郡丞を経て

5) 『北史』卷八五節義伝は「杜松贇」に作る。

通守へと昇進している。つまり、極めて短期間のうちに郡守の実質的権限を掌握したのであって、通守という官職は、このように有能な人材を抜擢して一郡の郡政を統括させるのに大きな効果を発揮する。通守を設置した意図もそこにある。寒門出身者の通守就任が多く見られるのは、この制度自体とは直接の関係はない。しかしこの制度によって有能な人物に太守相当の権限を与えた結果、寒門出身でこの地位に就く者が輩出することになったと思われる。

(I) の郡丞から通守へというコースについて考えると、郭絢・楊善会の例がそれに当る。王世充の場合も、同様である。

煬帝時、累遷至江都郡丞。時帝数幸江都，充善候人主顔色，阿諛順旨，每入言事，帝善之。又以郡丞領江都宮監。〔中略〕十二年，遷為江都通守。

煬帝の時、累遷して江都郡丞に至る。時に帝数々江都に幸す。充善く人主の顔色を候い、阿諛して旨に順う。入りて事を言う毎に、帝之を善みす。又郡丞を以て江都宮監を領す。〔中略〕十二年、遷りて江都通守と為る（『隋書』卷八五王充伝）。

王世充は本来西域支氏の出身で、彼もまた軍功によって郡丞に累遷し、数年後通守に昇進したのである。王世充は反乱討伐にも力があつたが、同時に煬帝の信任が通守就任の大きな契機となっている。これは、張須陀・郭絢・楊善会の例でも見られたところであり、強いて言えば、松贊への贈官、あるいは游元の遺児を通守に拝したことなども、その変化形と見られぬこともない。

これに反して、前述した楊汪が国子祭酒から梁郡通守となったのは、楊玄感反乱時における挙動が疑われたための左遷である。このように通守の職は貶官にも用いられるが、このことは、上記の諸例と矛盾するものではない。楊汪はのちに梁郡太守に昇進しているが⁶⁾、これが彼の本来就くべき地位であつたのを、事件のために通守としたのである。下位から、とくに寒士の身分から昇進していくときは通守は名誉ある地位であるが、官資の高い者にとっては、必ずしも良い位置ではなかつたであろう。

旧陳の宗室、陳叔卿と陳叔達の二人が通守に任せられた例も、同じ観点から理解できるのではないか。

建安王叔卿，字子弼，高宗（宣帝）第五子也。〔中略〕禎明三年入関，隋大業中，為都官郎・上党太守。

建安王叔卿，字子弼。高宗（宣帝）の第五子なり。〔中略〕禎明三年入関す。隋の大業中，都官郎・上党太守となる（『隋書』卷二八高宗二十九王伝）。

6) 「李密遣房彦藻・鄭頊等，東出黎陽，分道招州郡，以梁郡太守楊汪為上柱国・宋州総管」（李密，房彦藻・鄭頊等を遣わし，東のかた黎陽に出で，分道州郡を招き，梁郡太守楊汪を以て上柱国・宋州総管と為す）（『資治通鑑』卷一八五武徳元年二月条）。

義陽王叔達，字子聰，高宗第十七子也。〔中略〕（禎明）三年入関，隋大業中為内史，至絳郡通守

義陽王叔達，字子聰，高宗の第十七子なり。〔中略〕（禎明）三年入関す。隋の大業中内史と為り，絳郡通守に至る（同上）。

隋が陳を亡ぼしたあと，隋は陳の宗室を隴右・河西に配し，田業を給して徙民生活を強制した。しかし煬帝が陳後主の第六女女媧を貴人として寵愛したので，宗室一同は長安に召還され，「隨才敘用，由是並為守宰，遍於天下」（才に隨って敘用す。是れに由り並びに守宰と為り，天下に遍し）という処遇を受けた⁷⁾。その処遇を実例に徴してみると，このとき宗室中の幾人かは郡太守に任命されている。ただそれは，臨洮太守（陳伯礼）・涪陵太守（陳叔英）・遂寧太守（陳叔堅），枹罕太守（皇太子陳深）というように，すべて彼らの影響力の少ない，辺郡の太守である。そのほか地方長官に任命されたのは，大部分県令であって，これが旧陳の宗室に与えられた一般的な地位であつたらしい。これらのほか，何人かは中央官に任命された。叔卿・叔達の兩名もそうであつた。しかし彼らは次の段階で通守に任ぜられる。その任地は上党郡と絳郡という，洛陽と長安の両都に近接した場所であり，また太原地方を制御すべき位置にある。煬帝は彼らに隋朝への忠誠を期待したのかも知れない。しかしその地位は通守であつて太守ではない。この点に旧陳宗室の当時における位置をとらえることも，不可能ではないであろう。

要するに，通守は単に太守の下位に置かれたばかりでなく，いくばくかの身分的差異をもって隔てられた職位であつたように思われる。しかしその任務の実質においては太守と異ならず，むしろ太守に代わつて郡政を決裁した。上掲の陳叔達は，太原から南下する李淵の軍隊に対し，一時は絳城を固守したが，やがて降伏した。このときの状況を『大唐創業起居注』巻二大業十三年八月辛卯の条には，

通守陳叔達已下，面縛請罪，並捨而不問，待之如初。

通守陳叔達已下，面縛して罪を請う。並びに捨てて問わず。之を待つこと初めの如し。と記している。これによれば，通守陳叔達は降伏した絳郡管内の官吏の最高責任であり，このとき絳郡太守は存在しなかつた可能性さえある。

上掲の楊汪が梁郡通守であつた時のことであるが，煬帝は亡命中の李密がこの地方に潜伏していることを告発した丘懷義に勅書を持たせ，楊汪と連携して密を逮捕させた⁸⁾。密は逃亡してこれを免れたが，この例でも，勅書は直接通守に対して降下されている。これは，通守が太守の位置を越えて，皇帝の命令を受けている例である。さきに挙げた齊郡通守張須陀が河南道十二郡黜陟討捕大使を兼領した実例もまた，同様の意味をもつ。さらに類似した例を求める

7) 『陳書』巻二八世祖九王・鄱陽王伯山伝。

8) 『資治通鑑』巻一八三・大業十二年十月己丑条。

と、『資治通鑑』卷一八三に、

〔大業十二年春正月〕詔毘陵通守路道德，集十郡兵数万人，於郡東南起宮苑，周圍十二里，內為十六離宮，大抵倣東都西苑之制，而奇麗過之。

〔大業十二年春正月〕毘陵通守路道德に詔して，十郡の兵数万人を集め，郡の東南に於て宮苑を起す。周圍十二里，内に十六離宮を為る。大抵東都西苑の制に倣い，而も奇麗之を過ぐ。とあり，毘陵通守が周辺の十郡の兵に対して監督権を附与されている。

(五)

通守となった具体例は，これまで挙げてきた実例のほかにもまだ幾つか存在するが，それらの史料から通守の性格をみちびき出すことは困難なので，ここでは一応言及をひかえたい。しかし，以上述べてきたところから，通守の性格は，ある程度明らかとなったと思う。楊玄感が挙兵した大業九年頃，政治情況は漸く深刻になり始める。これに対処して新設されたのが，通守制度である。しかし何故，従来の太守に加えて通守を置かねばならなかったのであろうか。

太守は従三品から従四品に至る官階にあり，その地位は高い。宗室や前代以来の功臣に与えられる職務である。しかし，煬帝は国家の藩屏となるべき宗室・功臣を極度に抑圧して，独裁政治を強行した。楊玄感の挙兵は，この抑圧がいかなる結果をもたらすかを，極めて象徴的に示す事件であった。楊玄感が洛陽に進撃すると，韓擒虎・覲王雄・虞世基・来護兒・裴蘊・鄭善果・周羅暉ら宗室・元勳の子弟四十余人が玄感に降ったという⁹⁾。これよりさき，河北・山東に王薄らの群雄が蜂起した時の情況を、『資治通鑑』卷一八二大業九年三月には，次のように描いている。

天下承平日久，人不習兵，郡県吏每與賊戰，望風沮敗。唯齊郡丞闔郷張須陀，得士衆心，勇決善戰。

天下承平日に久しく，人兵に習わず。郡県の吏賊と戦う毎に，風を望んで沮敗す。唯だ齊郡丞闔郷の張須陀のみ，士衆の心を得，勇決善戦す。

前述したように，やがて張須陀が齊郡通守となり，河南道十二郡黜陟討捕使を命ぜられた理由の一つは，反乱勢力に対して抵抗しようとしぬ郡県の官吏を督励することであったのである。

このように，郡の太守の大方は，隋朝への忠誠心を喪失していたと考えられる。そこで煬帝は，この弱体化した地方政府を補強しなければならなかった。新たに通守を置いた理由は，そこに求めることができる。また，その人選に当っては，如上の任務を遂行し得る人材が要求された。ここで軍事・実務に長じた人物が，その出自の如何を問わず選任されたのである。とくに郡丞としての経験は，その能力を判定する良い材料であった。その管内での活躍が，そのまま通守の地位への昇進につながった。彼らの功績が上れば上るほど，煬帝の信任を受けること

9) 『資治通鑑』卷一八二・大業九年六月乙巳条。

になり、一介の武人から出身した人々の多くは、その恩顧にこたえて死節を尽くしたのであった。その伝記が『隋書』誠節伝にまとまって見られるのも、決して偶然ではない。

煬帝朝における通守制度の設置は、伝統的な門閥貴族制度に対する革新的改革を、どこかに宿している。しかしそれは煬帝の失政を弥縫するものでしかなかった。後世、宋代以後の君主独裁政治は門閥貴族制度の克服の上に成り立ったが、煬帝の通守制度はそれの negative な萌芽形態と言えるかもしれない。

II いわゆる「李林甫専政」について

(一)

李林甫は、唐の玄宗の開元二十二年に、礼部尚書・同中書門下三品の地位に就いてから、天宝十一載に世を去るまで、約二十年の間、終始宰相の位にあり、当時の政界に絶大な権力をもっていた。彼は、後宮を通じて玄宗の意向をさぐり、進んで奏上したが、それは大てい玄宗の心になんて、特別の寵愛を得たのである。それと同時に、自分の地位をおびやかすおそれのある大臣に対して陰險な策謀をめぐらし、しばしば大獄を起して自分に同調しない勢力を排除した。李林甫は朝臣たちの自分に対する非難が玄宗の耳に入ることを極端におそれて、臣僚の進諫を極力抑えた。こうした地固めの上に、李林甫を中心とする権臣体制を作り上げた。この体制は、彼の死後、楊国忠に引き継がれてゆき、これが安史の乱勃発を引き起す主要な原因の一つとなったのである。

李林甫に対する評価として、諸家の見方は大体以上の通りで、その評価は一致しており、又大そう厳しいものがある。『新唐書』は、李林甫を「姦臣伝」の中に収め、『通鑑記事本末』では、とくに「李林甫専政」の一章を設けて、その不正な強権政治の一部始終をまとめている。こうした評価に対して、私も特に異議はない。政治道德の観点から言えば、李林甫の政治にはたしかに糾弾すべき所が少なくない。しかし、彼が宰相の任にあった開元・天宝の交代期は、まさに中国史上大きな転換の時期に当たっている。那波利貞先生は、この時期の政治・社会・芸術・学問・人生観などの面に見られるさまざまな大きな変化について論じている¹⁰⁾。さらに、これらの各領域で発生した変化の基礎には相通ずるものがあり、それは時代の変化の反映である、としている。政治の領域について見れば、これは貴族政治から君主独裁政治へ転換する時代である。唐代から宋代へ向う発展過程で、こうした貴族政治から君主独裁政治への変化を、最初に指摘したのは、内藤湖南博士である¹¹⁾。那波先生はここからさらに一步を進め、この変革過程の中で、開元・天宝の交が顕著な変化を生んだ時期であることに注目した。那波先生は

10) 那波利貞「唐の開元末・天宝初期の交が時世の一変転期たるの考証」(『唐代社会文化史研究』創文社、1974年、所収)。

11) 内藤湖南「概括的唐宋時代観」(『内藤湖南全集』第八巻、筑摩書房、1969年、所収)。

次のように考えている。門下省の政事堂は中書省内に移されたのち、中書門下と改称され、その具体的な事務などの仕事は政事堂の後方に設けられた五房が担当することになった。それは貴族政治を象徴する門下省が衰退したことを表している。これに取って代わったのは、皇帝の秘書を担当する中書省であった。貴族政治の君主独裁政治への転化が、ここにはっきりとした痕跡を残している。

つまり、李林甫が宰相として専権を行った時期は、まさしく那波先生が指摘したように、社会が重大な変化を生んだ注目すべき開元・天宝の時期であった。とすれば、政治道徳面から多くの批判がなされる李林甫の施政の内容の中に、何らか歴史的特徴を見出すことができないであろうか。

(二)

上述したように、李林甫は政治上の問題について、皇帝の意向をうまく推測し、それがいつも帝意にかなって、その信任を得た。このため、李林甫の言論の中には、つねにそのような内容が共通に表現されている。玄宗は、その皇帝としての権利によって、自己の意向に合致する事柄を決定した。例えば、開元二十四年十月戊申、玄宗は東郡洛陽を出発して長安への帰還の途に就いた。本来の計画では明年二月に出発する所だったが、玄宗はそれをくり上げて早く長安に帰りたく願っていた。そのことを『資治通鑑』卷二一四には、以下のように記している。

先是、敕以来年二月二日行幸西京。会宮中有怪。明日，上召宰相，即議西還。裴耀卿・張九齡曰，今農收未畢，請俟仲冬。李林甫潛知上指，二相退，林甫獨留，言於上曰，長安・洛陽，陛下東西宮耳。往來行幸，何更挾時。借使妨於農收，但應鑷所過租稅而已。臣請宣示百司，即日西行。上悅，從之。

是れより先、來年二月二日を以て西京に行幸せんと敕す。たまたま宮中に怪有り。明日、上宰相を召し、即ちに西還せんことを議す。裴耀卿・張九齡曰く、今農收未だ畢らず、請う仲冬を俟たんと。李林甫潛かに上の指（旨）を知る。二相退くや、林甫獨り留まり、上に言いて曰く、長安・洛陽は陛下の東西宮のみ。往來して行幸するに、何ぞ更に時を挾ばんや。もし農收に妨げあらば、但だ応に過ぐる所の租稅を鑷くべきのみ。臣請う、百司に宣示して即日西行せよ、と。上悅び、之に従う。

李林甫の意見によれば、東西兩京の間を何時往來しようとも、それは皇帝の意志しだいである。もし何かの問題があっても、別の方途で解決すればよい、というのである。

同じ開元二十四年、玄宗は朔方節度使牛仙客の治績に高い評価を与え、尚書を加官した。その時、張九齡は牛仙客が微賤の出身であり、學問もないことを理由に、これに反対した。李林甫は、牛仙客には宰相を担当する才能があるとして、極力推挙した。その日退朝したあと、李林甫はまた次のような言葉を玄宗に伝えている。

但有材識，何必辭學，天子用人，何有不可。

但だ材識有るのみ。何ぞ必ずしも辭學ならんや。天子人を用ふるに、何ぞ可^よからざること

有らん（『旧唐書』卷一〇六李林甫伝）。

才識さえあれば、文章・学問など不要だ。天子が人を用いるのに、何の障害があろうというのである。この言葉は一面では、張九齡ら文学の士に対する李林甫の敵愾心を表していると同時にまた、李林甫が、「天子が誰を選任しようとそれは天子の権利だ」と考えていたことを表わしている。

以上の二例に見られるように、李林甫の意見は結局皇帝の独裁権力を認めるということに帰する。いうまでもなくこうした意見は、彼個人の打算から玄宗の意志に迎合するものであった。言いかえれば、彼は自分の権勢を獲得するために皇帝が独裁権力をもつことを主張したのである。

開元二十四年十一月、張九齡が宰相の位を退き、牛仙客が同中書門下三品となつてから、天宝二載七月に仙客が死去するまでの数年間、宰相は李林甫と牛仙客の二人で担当した。当然のことながら、この期間中、前者が絶対的な権力を握り、後者は名目だけにすぎなかった。李林甫が先任の宰相張九齡に勝利した理由も、こうした手段を運用したからであつたが、李林甫と張九齡の間にどうしてそんな相違点が生まれたかについて、『資治通鑑』卷二一四開元二十四年十一月の条に、以下のように簡潔に述べている。

是時、上在位歳久、漸肆奢欲、怠於政事。而九齡遇事無細大皆力争。林甫巧伺上意、日思所以中傷之。

是の時、上位に在ること歳久しく、漸く奢欲を肆にし、政事を怠る。而して九齡事に遇えば、細大と無く皆な力争す。林甫は巧みに上の意を伺い、日に之を中傷する所以を思う。

上述した二つの例から窺われるように、張九齡は国家全体の立場から玄宗のあやまったやり方を諫めた。彼は皇帝は国家の皇帝でなければならないと考え、政治に倦きた玄宗がいかにかうした諫言を喜ばなくとも、これは士大夫として守らなければならない立場であつた。これに反して、李林甫は皇帝個人の決定権を強調した。この論点が正しいかどうかはしばらく措くとして、大臣として皇帝の決定権に対しては無条件に尊重しなければならない。このように両者の立場はちがっており、以下の太子廢立事件も、そのはっきりとした一例である。

皇太子の瑛は趙麗妃の生んだ子である。しかし武恵妃を寵愛する玄宗が可愛がったのは皇太子ではなく、武恵妃の子寿王瑁であつた。いろいろといきさつがあつたのち、玄宗は皇太子瑛を廢そうと考えた、宰相に意見を徴した時、張九齡は猛烈に反対した。彼は言った。

太子国本。長在宮中、受陛下義方、人未見過、陛下奈何以喜怒間忍廢之。臣不敢奉詔。

太子は国の本にして、長く宮中に在り。陛下の義方（家庭教育）を受け、人未だ過を見ず。陛下奈何ぞ喜怒の間を以て之を廢せんと欲するに忍びんや。臣は敢て詔を奉ぜず（『旧唐書』卷一〇六李林甫伝）。

そのとき李林甫の態度はどうだったのか。

林甫惘然而退、初無言、既而謂中貴人曰、家事何須謀及於人。

林甫^{ぼうぜん}惘然として退き、初めは言無し。既にして中貴の人に謂いて曰く、家事何ぞ謀人に及ぼす^{もち}を須いんや（同上）。

とある。

太子の廃立問題は、張九齡からみると、国家の大事であって、父帝の個人的感情によって左右すべき事柄ではない。しかし李林甫の方は、それは帝室の家事にすぎず、外廷の宰臣の意見を徴すべきことではない、皇帝は自分の意志によって決めることができるとする。

皇太子問題において、両者の間の見方は、このようにちがっていた。皇帝政治の中でも、同じような立場のちがいがあった。皇帝には公と私の二つの面がある。皇帝は国家の元首であると同時に皇室の家長でもある。張九齡は伝統的な士大夫の立場に立ち、前者の方面から玄宗の言行を諫めた。しかし、もしこうした正統的な観念を打破して皇帝の恩寵を獲得しようとするれば、必ず後者すなわち皇帝の私的な面に依拠しなければならない。李林甫はこのような手段を用いたのである¹²⁾。彼の君主独裁の説は、つまりこうした戦術として用いた論法だったのである。

この原則によれば、臣下はほしいままに皇帝に向かって自分の意見を申し述べるべきではない。李林甫はかつて諫官を召集して訓示を行なった。

明主在上、群臣将順不暇、亦何所論。君等独不見立杖馬乎。終日無声、而飫三品芻豆、一鳴、則黜之矣。後雖欲不鳴、得乎。

明主上に在れば、群臣は將順（したがう）に暇あらず、亦何の論ずる所あらん。君等独り立杖の馬を見ずや。終日声なくして、三品の芻豆に飫かしむ。一たび鳴けば、則ち之を黜く。後鳴かざらんと欲すと雖も、得んや」（『新唐書』卷二三三上姦臣伝・本伝）。

つまり英明な天子とその意志にしたがって孜々として倦まず、政務にはげむ群臣との関係が、理想の君主独裁制である。李林甫は自己の権勢を維持するために、君主独裁の理論を盾として、群臣の自分に対する批判を阻止したのである。

政治がもし皇帝の個人的意志に傾けば、必然的に李林甫のような権臣を出現させることになり、政界もこれに従って不明朗なものに変化してゆく。李林甫の権臣政治が「安史の乱」の勃発を導いたという論法は、決して理由のないことではない。一般に君主独裁政治は、皇帝の個

12) 上掲の李林甫の「家事」という言葉は、高宗が武氏を皇后に冊立しようとして宰臣の反対に遇った時、賛成意見を持っていた徐世勣が使ったことがあり、史書に次のように見える。「帝後に密かに勳に訪いて曰く、まさに昭儀を立てんとするに、顧命の臣皆以て不可と為す。今止めん」と。答えて曰く、「此れ陛下の家事、外人に問うを須いる無し」と。帝意遂に定まる（『新唐書』卷九三徐世勣伝）。類似の資料は他にも見られる。武后が武氏の中から皇太子を立てようとして狄仁傑の反対に遇った時、武后は言った。「此れ朕の家事、卿預り知る勿れ」。狄仁傑はこれに反駁して言った。「王者は四海を以て家と為す。四海の内、孰れか臣妾に非ざらん。何者か陛下の家事たらざらん。〔中略〕況や臣は位を宰相に備う。豈預り知らざるを得ん乎」（『資治通鑑』卷二〇六）。君主独裁の色彩が日まじに顕著となってゆく武周時代に、同じような例はさらにいくつか見られるが、その中には興味深い内容が少なくない。

人的意志によって行なわれる政治だけとは限らない。皇帝が国家の公務員の立場に立って行なう独裁政治ならば、それは理想的である。しかし、どんな君主独裁政治であっても、魏晋南北朝以来の貴族政治とは異なっている。貴族政治には、原則として官僚は必ず貴族出身者が任ぜられ、国家の大事は彼らの同意なしには実行できなかつた。明確に言うならば、これは貴族階級の介入を前提とする政治であり、そのために皇帝の専権の程度には限界があつた。これに反し、君主独裁政治の時代には、皇帝政治に干渉し得る特権階級はもはや存在しなかつた。そこで皇帝は宰相を自分の秘書官として、直接に人民を統治するのである。

この意味から言えば、李林甫は官僚貴族を自任するのではなく、完全に玄宗の秘書官の立場に立っていた。この点では、たとえば北宋の王安石も同じである。李林甫は、君臣の間であつて自己を中心とする君主独裁政治を確立するために、政治上の反対者に対して容赦ない弾圧を加えた。これは或いは必要な措置であつたのだろう。しかも、彼の実施した政治の内容としてはすべて、循法の精神で貫かれていたのである¹³⁾。

(三)

李林甫の専権は、必ずしも彼個人の性格から偶然に生まれたものではないと私は考える。のちの代宗朝の権臣元載の用いた手段も、李林甫と類似するところがある。元載もまた代宗の意図を探知することによって信任を得たものである。大暦五年以後大暦十一年までの間に、元載が事毎に自分に依附した王縉と共に政権を主宰した情況は、前述の李林甫・牛仙客の關係と非常によく似ている。その後、元載を弾劾したのは顔真卿である。当時の社会の政治状態について、次のように記されている。

時元載引用私党，懼朝臣論奏其短，乃請，百官凡欲論事，皆先白長官，長官白宰相，然後上聞。真卿上疏曰，〔前略〕天宝已後，李林甫威權日盛，群臣不先諮宰相輒奏事者，仍託以他故中傷，猶不敢明約百司，令先白宰相。又聞官袁思藝日宣詔至中書，玄宗動靜，必告林甫，先意奏請，玄宗驚喜若神。以此權柄恩寵日甚，道路以目。上意不下宣，下情不上達，所以漸致潼關之禍，皆權臣誤主，不遵太宗之法故也。陵夷至于今日，天下之蔽，尽萃于聖躬，豈陛下招致之乎。蓋其所從來者漸矣。〔中略〕如今日之事，曠古未有，雖李林甫・楊国忠猶不敢公然如此。今陛下不早覺悟，漸成孤立，後縱悔之無及矣。

時に元載私党を引き用い、朝臣の其の短を論奏するを懼る。乃ち請う。百官凡そ事を論ぜんと欲せば、皆先ず長官に白し、長官は宰相に白し、然る後上聞せんと。真卿疏を上つて曰く、〔前略〕天宝已後、李林甫威權日に盛んにして、群臣先ず宰相に諮らず輒ち^{ただ}に事を奏する者は、^{すなわ}仍ち託するに他故を以て中傷するも、猶敢て百司に明約して、先ず宰相に白さしむ

13) 『旧唐書』卷一〇六李林甫伝にいう。「林甫性沈密，城府深阻（人々に対する警戒心強く），未だ嘗て愛憎を以て容色に見わさず。台衡（宰相）に処するより，動もすれば格令に循い^{したが}，衣冠君子は常調（正規の任官ルート）に非ざれば仕進の門無し。所以に鈞を乗^ゆる（天下の政治を司る）こと二十年，朝野側目し（目をそらし），その威權を憚かる」。

るにあらず。又閹官袁思藝日々詔を宣して中書に至るに、玄宗の動静、必ず林甫に告ぐれば、意に先んじて奏請し、玄宗は驚喜して神の若しとす。此れを以て権柄恩寵日に甚し。道路以て目くばせし、上意は下に宣べられず、下情は上に達せず、所以に漸く潼関の禍を致す。皆権臣主を誤り、太宗の法に遵わざるが故なり。陵夷は今日に至り、天下の蔽は、尽く聖躬に萃まる。豈に陛下の之を招き致すものならんや。蓋し其の従りて来る所の者は漸し。〔中略〕今日の如きの事、曠古未だ有らず、李林甫・楊国忠と雖も猶敢えて公然たること此の如くならず。今陛下早く覚悟せざれば、漸く孤立を成し、後縦し之を悔ゆとも及ぶ無からん矣（『旧唐書』卷一二八顔真卿伝）。

行政系統によって下から上へ意見を上申すること、すなわち諸官庁の官僚がまず意見を本庁の長官に上申し、その後本庁の長官がさらに宰相に上申するというやり方は、元載の意図を想定外に置くならば、近代官僚制のやり方と近似していると言える。百官の意見を宰相のところに集中するこうしたやり方は、李林甫の時代にすでに始まり、元載の執政後遂に正式の制度となったのである。以上は一例に過ぎないが、李林甫と元載の間には、ある種の共通性が見られる。つまり、いずれも宰相の専権という形式を通じて表現された一種の君主独裁制である。

前述したように、唐代は貴族政治から君主独裁政治に転化してゆく時期である。しかし、宋代以後確立する君主独裁政治は、唐代においていかなる萌芽を見せるのか、どのように発展してゆくのか、なお不明な点が多い。結局、唐朝一代において、君臣関係がどのように発展変化するのか、本報告は、こうした関心から出発して、この問題に対し初歩的な考察を試みたものである。

『近世文学史論』に至る「前史」

——内藤湖南の「天職論」の意味——

山田伸吾

はじめに

内藤湖南の『近世文学史論』は、彼にとっての処女出版として1897（明治30）年1月に東華堂から出版されたものだが、初出はその前年の明治29年1月から11月にかけて『大阪朝日新聞』に『関西文運論』の表題で32回にわたって連載されたものであった。その時湖南は31歳、大阪朝日新聞社の記者であり、この年の8月には結婚、さらに高橋健三の私設秘書でもあり、9月には高橋健三が松隈内閣の書記官長に就任したことに伴って、湖南は内閣政綱の起草をも手伝うといった多忙な年であったようだ。しかし、こうした忙しさの中でも『関西文運論』の執筆は持続され、意図された姿では完成されなかったとはいえ、それは「江戸学術思想史」という名称を与えることのできる、極めて中身の濃い学術論文となっており、今日であれば到底新聞紙上に連載されるような内容ではなかったといっていよう。

『関西文運論』は、湖南自らの語るところによれば「実に三百年文運の大勢に関係ある者、儒学、国学、小説戯曲、美術、宗教等を網羅し、著者が一家見を以て、之が論断を試み、以て之を大方に質さんと欲す」とあり、学問、芸術、宗教という「文運」つまり文化一般の歴史的流れを「論断」しようとしたものだが、諸般の事情によって「僅かに儒学、附医学、国学の三章を完成せるのみ」という結果に終わったということである。（「例言」）

結果的に完成されたものが「儒学」「医学」「国学」であったことからこの著述には先のような「江戸学術思想史」というような規定を与えることが適切なことであることは確かなのだが、しかし、まずは未完成に終わった湖南のももとの意図に注目しなければならない。

「例言」によれば小説・戯曲、美術に関してはすでに腹稿・成案があり、宗教についても「衰残の期に属し、大なる光明なしと雖も、残山剩水、亦曲折の観るべきなきにあらざ」と述べられており、書かれなかったけれども湖南の頭の中では既にその全体の図柄が書き上げられていたことをうかがい知ることができる。事実、最終章、これは後に刊行された『近世文学史論』では「余論」という表題が付されている部分に当たり、その後『日本人』（第36号、明治30年2月発行）に『近世文学史概論』として再録されることになるのだが、そこにはかなり具体的な姿で、結果的には書かれることのなかった小説戯曲、芸術、宗教を含めた江戸三百年の「文運」の概略・骨格が示されている。つまり書かれなかった部分については、あとは具体

相を肉付けすれば完成するという形で大雑把な構図が示され、既に書き上げられていた部分については「文運」の展開の要諦が簡略に再論されるという形で、湖南の頭の中に組み立てられていたであろう「全体の図柄」が新聞紙上ではわずかに三回分の中に論じ込まれているのである。さらにこの終章は、全体の内容の三分の一しか発表できなかったことについての弁明が述べられ、「戯作、狂歌、俳句、美術、工芸、宗教等」についてはすでに「成案」があり来年には書き継いでゆきたいという旨で締め括られている。

湖南の頭の中ではすでに江戸「學術史」ではなく、小説戯曲、狂歌、俳句、美術、工芸、宗教等を含んだいわば江戸「文化全体史」といえるものが完成していたが、事実としてはその三分の一に当たる儒学、医学、国学しか完成しなかったということの中に私たちは何を読み取ることができるのであろうか。全体の姿の三分の一しか表現されていない、全体像の見えない未完成の作品、あるいは結末のわからない物語として、その意図や良し、惜しむらくは中絶してしまったことであるというような論評を加えることができるのであろうか。同時代の人々がどうみなしたかは別として、私たちは恐らくこの著述をそのような意味での「未成品」とは見なさないだろう。儒学、国学、医学は、内的に連動した関係を含みつつもそれぞれは完結した著述としての体裁を備えていた。しかも問題とすべきは、それぞれを扱う方法が同一性・同質性をもっていると考えられることである。

湖南はここで江戸期における儒学、国学、医学の「歴史」を描いているのだが、それぞれの学問を「歴史」として叙述していくその方法、あるいはそれぞれの学問の内実を「歴史的」に位置づけていくその方法は、基本的には同一と見なしてよいのである。私たちがこの著述を「未成品」とは見なさない基本的な理由もここに帰着させることができる。つまり、湖南の、學術思想を含めた江戸期の文化全般についての歴史が彼の頭の中では既に書き上げられていたということは、彼の「文化史」の方法が確立していたということを意味しているのである。

江戸期の學術の中心に位置していたといえる儒学、また国家意識の勃興と深く関わりながら江戸後期の思想に大きな影響を与えた国学、さらに儒学と密接に絡みながらも独自の領域をもっていた医学、これらはそれぞれが異質の内容をもっていたことは確かなのだが、それぞれを扱う手だて・方法、これは正確に言えば歴史的時間の中に文化・學術を対象化、客観化していく作業手順と見なしてよいのだが、それが揺るぎない同質性で貫かれていることを、私たちは湖南の語り口の難しさに閉口しつつも、否応なく確認させられてしまうのである。この同質性を前提にする限り、湖南の「戯作、狂歌、俳句、美術、工芸、宗教等」についての「成案」がすでにあるという言葉にも一層の信憑性が加わるというものである。扱われる対象は異なっているものの、それぞれの扱いは同じであるということが予想できる。湖南の「成案」とは、文化一般についての歴史的な扱い方についての「方法」が確立した時点で既にそのすべての内容が整っていたというべきである。

『近世文学史論』は、湖南にとって最初の「文化史的」著述であり、事実はその構想の

『近世文学史論』に至る「前史」

三分に一しか書き上がらなかったのだが、しかし、この時点で、「文化」を歴史的に扱う方法ともいべきものを湖南は手に入れていたと考えてよい。だからこそ自信を持って書き上げられなかった部分についての「成案」の存在を示唆できたのである。そして、ここで手に入れた方法というべきものこそ、恐らくは湖南がその後展開していくことになる壮大な文化史の体系の根幹をなすものとなっていったであろうことは推測に難くない。

では、その方法とはどのような特質を持ったものであったのか、これを考えていくことが基本的な課題なのだが、そこに行き着くために敢えて道草をしてみたい。この著述に至る過程で湖南はどのような問題関心を抱いていたのかを明らかにして、それらと重ね合わせることによって『近世文学史論』の意図がより明確になると考えるからである。

『関西文運論』が『大阪朝日新聞』に連載され始めたのは、先に述べたように1896（明治29）年の4月のことであったが、ここに至る三年間に発表された湖南の文章をたどっていくとかなり限定された問題関心を確認できる。

『内藤湖南全集』（以後『全集』と表記する）の著作目録から主なものを拾えば、ほぼ次のようになる。

- * 1893(明26)年 10月 「樗陰散語」（『日本人』）
- * 1894(明27)年 8月 「所謂日本の天職（上）」（『二十六世紀』）
- * 11月 「地勢臆説」（『大阪朝日新聞』）
- * 11月 「日本の天職と学者」（『大阪朝日新聞』）
- * 1895(明28)年 3月 「書道的一大疑問（上）」（?）
- * 8月 「読史小言（読史雑感）」（『二十六世紀』）
- * 8月 「しやうことなしの記」（『日本人』）
- * 10月 「仏儒興替説（上）」（『禅宗』）
- * 12月 「愛生の俗、取義の俗」（『二十六世紀』）
- * 1896(明29)年 1月 「土節と用刑」（『大阪朝日新聞』）
- * 2月 「読宋史」（『大阪朝日新聞』）
- * 4月 『関西文運論』掲載開始

これらの中で「樗陰散語」「地勢臆説」「書道的一大疑問」「仏儒興替説」などは、問題意識及び内容的にもそのまま『近世文学史論』につながりゆくものである。本稿では、『近世文学史論』の方法的特質を探るといふ基本的課題については以後の継続的な課題として提起するに留め置いた上で、日清戦争という時局と深く関係した論説である「所謂日本の天職」と「日本の天職と学者」を取り上げ、これらと『関西文運論』との関係について考察していきたい。それは、作業としては「天職」という言葉によって切り取られる日清戦争という限定された思想

空間の一部分を明らかにすることであるが、その作業は『近世文学史論』に向かいゆく湖南のモチーフを明らかにすることでもあり、それはまた『近世文学史論』の方法とも無関係のものとはならないだろう。その意味で本稿は『近世文学史論』に至る「前史」に他ならない。

一 「天職」論の歴史的経緯

「所謂日本の天職（上）」は、日清戦争の開戦から一月もたっていない時点で書かれたものであり、まさしく戦時下においてその戦争の意義と日本の役割について論じたものなのだが、表題の「所謂」という言葉が示しているように、直接的には、その当時それなりの話題となっていたと思われる内村鑑三の「日本国の天職」（最初は1892（明治25）年2月に横浜の『ジャパン・メール』紙に英文で書かれたもので、その後同年四月に『六合雑誌』に日本語で掲載された）で展開されていた「天職論」に対し湖南なりの立場から批判的検討を加えたものであり、極めて論争的性格を備えた内容になっている。

「所謂日本の天職」は（上）と付記されており、続編が予定されていたが「故ありて果さざりし者」（『燕山楚水』に収録された際の附記）ということで続編は結局書かれなかった。しかし、表題及びその内容からして「日本の天職と学者」がその続編の一部と見なしうる。従ってここでは連続した内容として扱いたい。

しかし、まずは「天職」という言葉が登場してきた経緯を整理しておこう。

「天職」とは漢字本来の字義としては、『荀子』「天論」に記されている「天の成すべき職分・天の職分・自然界の職分」という意味と、『孟子』「万障・下」を典拠とする「天が与えた職務、人が行わなければならない職分」という意味との二つがあるようだが、一般的な使い方は後者であり、ここで問題にする「天職」も「天が与えた職務」という意味で使われている。しかし、言葉としては「自己にぴったり合った職業や任務」「運命的に決定された仕事」という意味において普通に使われて不思議ではない。問題はこの「天職」がこの時期に「日本の天職」「日本人の天職」「日本国の天職」というように必ず「日本」及び「日本人」といわばセットで登場してきたことである。日清戦争の前後の時期に、「日本」及び「日本人」と「天職」がぴったりと結びつき、日清戦争について述べていく場合の枕詞のように使われるという状況が存在したようである。そうした状況の中で湖南の「所謂日本の天職」は執筆されたのである。

「日本の天職」「日本人の天職」なる言葉が、いつ、誰によって登場させられたのかについては、しかし、はっきりとはわからない。ただ、湖南について言えば、内村の論文が発表される一年ばかり前の1890年12月に『日本人』に寄せた論説「亜細亜大陸の探検」の中ですでに「日本の天職」という言葉を登場させている。そこでは、「金色人種」（黄色人種）が「銀色人種」（白色人種）に対抗すべきこと、その覚醒が主張され、こうした文脈の中で次のような形でこの言葉が登場する。

「悲しい哉、五億万の金色人種、彼皆困醉倦臥して、其蔭に触れ、其枕を揺かすの小寇に驚かず。驚くべく、醒むべきの感覚あるは、我が日本のみ、日本の天職や重益々重、大益々大といひつべし」

そして、1892年2月に内村鑑三の「Japan, its mission」が横浜の『ジャパン・メール』紙に英文で掲載され、同年4月に『六合雑誌』にこの日本語訳『日本国の天職』が掲載されるという経緯をたどる。

内村は、1894（明治27）年5月には『地理学考』を刊行し、その中の「日本の地理と其天職」においてほぼ同じ趣旨の「天職論」を日本の地理的位置に由来する必然性としても説明している。また、同年8月には『The Japan weekly mail』紙に「JUSTIFICATION FOR THE KOREAN WAR」を投稿、同年9月にその日本語訳「日清戦争の義」が、『国民之友』（234号）に掲載され、そこにおいて内村は、「天職論」の内容の延長上に、日清戦争を「正義のための闘い」（義戦）とする戦争肯定論を展開していくこととなる。

既に「脱亜論」（1885（明治18）年『時事新報』）を提言していた福沢諭吉も、日清戦争については積極的に開戦を唱え、日本の「天職」としての戦争遂行を主張していた。例えば、次のように。

「今回の出兵は決して弱国を圧して其国土を併呑するが為めに非ず。唯これに臨むに兵を以てして、彼をして国内百般の施設を改革せしめ、其弊政の源を除て真実開国の事を行はしめんとするまでのことにして、人類の幸福、文明の進歩の為めに、至当の天職を行ふものなり。」
（「世界の共有物を私せしむ可からず」『時事新報』1894年7月）

また、その当時『国民之友』に『支那論』（1894年6月より）を連載中であった竹越与三郎も「兵火にあらずんば清人を醒す能はず」と、日清戦争の遂行こそ日本の「天職」であると戦争の必然性を説いていた。

「天職」という言葉の使用例は、福沢、竹越については枚挙にいとまない。煩雑になるため引用は控えるが、彼等の口調の中では、「天職」は日清戦争の枕詞の如きものとさえなっていたと言ってよい。換言すれば、日清戦争が「天職」という言葉を一種流行語にまで押し上げたのであり、「天職」という言葉の状況的な意味を探ることが日清戦争の性格を知る上でのキーワードとなるとさえ言うてよいだろう。

このように、日清戦争の遂行をそのまま「日本の天職」と見なすような論調が盛んに主張されていた時期において、湖南の「所謂日本の天職」は執筆され、しかもそれは内村だけではなく、福沢、竹越への批判として書かれたとあってよい。ただ、問題は、湖南の彼等に対する批判が、彼等の「天職論」への批判であって、彼等の日清戦争に対する姿勢そのものに対するものではなかったという点である。ここに湖南の「天職論」を正確に読み解いていく上での若干

の難しさがある。

しかし、湖南の「天職論」の問題点については後に展開していくこととして、日清戦争という状況において、なぜ「天職」という言葉が「日本」及び「日本人」と結びつき、しかも日清戦争を語る上での枕詞のように使われるようになったのかについて考えていく必要がある。

二 「天職論」の歴史的意味

日清戦争に先立つこと5年、1889（明治22）年に大日本帝国憲法が発布され、翌年には帝国議会が開かれることになるが、これは日本が近代国民国家としての体制を整えていく過程であったと一般的には言えるだろう。この過程の中で、江戸時代には存在し得なかったような新しい概念として「日本」「日本人」「国民」が登場してくるのである。その事態を象徴するかのようになり、『国民之友』（明治20年創刊）、『日本人』（明治21年創刊）、『日本』（明治22年創刊）などの雑誌が相次いで発刊され、日本、日本人、国民があたかも一つの人格のように扱われ始める。まさしくそれと時を同じくして「日本人の天職」「日本の天職」が語られ始めるのである。

しかし、全く新しい「国民国家」がなぜ「天職」などという古典漢語と結びつけられたのであろうか。近代日本が「天皇」を復古させたように、この「国民国家」と「天職」の結びつきにも復古的な意味合いが含まれていたのであろうか。恐らくはそうではない。明治「国民国家」が、必然的に「天職」という言葉を引き寄せたと考えてよい。

国粹主義を標榜した政教社の創立メンバーであり、『日本人』の創刊にも関係した三宅雪嶺の『真善美日本人』（明治24年3月刊）は、三宅が口述したものを内藤湖南と長沢説とが筆記したものであるが、その目次を見るだけで、「日本」「日本人」「国家」がどのような課題の中で語られていたかが了解できるだろう。「日本人の本質」「日本人の能力」「日本人の任務」というように、日本人としてのアイデンティティを確認するための作業が、かなり原理的な場からなされているのである。例えば、次のように。

「日本人とは何ぞや。いわく日本の人なり。日本の人とは何ぞや。いわく坤輿の図を披展すれば、見る、アジアの東、太平洋の西、大陸小嶼相連なりて虬竜のごときを、名づけて日本という。」

「人類の国家を造る、故なくして然るにあらず。個々の人は大勢の運行するがまにまに働作して、あるいは自らその故を知らざることあらん。されど人類は自らなすべきことをなし、国家は自らなすべきことをなす。」

「すでに称して日本の国家という、その人まさに人類世界において真を極むるの一職分を担わざるべからず。」
(いずれも『真善美日本人』より抜粋)

私たちは、こうした表現の中に、「日本」「日本人」「日本の国家」などの言葉が、まさしく産声を上げていく姿を確認できるだろう。そして、そうした言葉が「坤輿」「人類」「人類世界」などの地球大に拡大した領域意識を付随させていることに注目すべきである。

あまりにも当たり前のことではあるが、「国民国家」とは他の「国民国家」を前提にしてしか成立し得ない。「日本の国家」を意識するということは他の無数の「国家」との関係を意識するということでもある。そしてすべての国家を含んだ「人類世界」という広がりを意識し、それとの関係を考えるということでもある。「国民国家」といえば、一つの国の内側に凝集或いは凝固していくような狭義のナショナリズムの成立を想定しがちであるが、もう一方で、様々な「国民国家」を内に含み込んだ「人類世界」なる広がりに向かう開かれた思想の流れの存在を忘れてはならないだろう。「坤輿」「人類世界」へと向かう、いわば外に広がりゆく思想の流れの中から「天職」と言う言葉が自然な形で成立してきたように思われる。

つまり、日本にとっての「近代国民国家」としての自覚は、「国」という人格とともに、「国民国家」群を含んだ新しい「天」を、「自らなすべきこと」つまり「真」を極めるという目的を持った、世界理念といってよいものを内在させた「天」を想起させたのである。そのような「天」から規定された「職分」という意味において「日本の天職」「日本人の天職」という言葉が立ち上がって来たのである。

思えば、あの福沢諭吉の『学問のすすめ』の冒頭のフレーズ「天は人の上に人を作らず、人の下に人を作らず」は、確かに人間の平等性を宣言するものではあろうが、ここでの「天」はすでに、「天下統一」の「天」ではないし、「修身齐家治国平天下」の「天」でもなく、地球大にまで拡大した「天」であり、世界理念の如きもの含有したものとしても設定されていたと考えてよいだろう。

明治という時代は、人を「日本人」に仕立て上げると同時に、人を「人類」という場にまで連れ出していったのであり、その「人類」という場から「日本人」を規定するという思想の場も生み出され、それが「天職」という言葉に結晶したのである。

「天職」という言葉の初出についてははっきり判定できない。誰が最初にこのような文脈で使い始めたかについても断言できない。しかし、「天職」という言葉をキーワードとして自覚的に使い、国家及び人類世界の新しい広がりを体系的に語り、「天職」論をはっきり国家論として提起した功績は、やはり内村鑑三に帰すべきだろう。

すでに紹介したとおり、内村鑑三の英文論文「Japan, its mission」が横浜のジャパン・マイル紙に寄稿されたのは1892（明治25）年2月のこと、その日本語訳が同年四月に『六合雑誌』（136号）に掲載される。この「mission」には、様々な意味が含まれているが、キリスト教世界を前提にすれば、ちょうど孟子における「天」を「神」に置き換えたような「神が付与しているその人本来の職分」という意味となり、狭義には「布教活動にたずさわる伝道者」を意味する。既に洗礼を受けてキリスト教信者となっていた内村が、「mission」を「天職」と訳

した時、そこに幾分かは「神の伝道者」的な意味合いを含み込ませていたのかもしれないが、「日本国」と結びつけられた「天職」とは、やはり新しい世界の広がりとしての「天」の下での日本の役割という意味を担っていた。

この論文で内村は、人間終局の目的を「神の栄光を顕し限りなく神の愛に沐浴するにあり」といかにもキリスト教的な信仰を掲げているのだが、一方では「思慮あるの人にして全身全力を以て真実に其神と其国の為に尽さんと欲する者は先づ左の三個の問題（人間終局の目的如何、自国の天職如何、自己の天職如何）を考究せざるべからず」と述べており、「国」と「神」とがある意味では同次元に据えられ、その上で「天職」が想定されているのである。この表現の在り方を厳密に考えていけば、「神」は「人間終局の目的」には関わっているが、「自国の天職」や「自己の天職」の「天」とは直接は関わらないというような論理構造になっている。そして、次のように国民の「天職」が位置づけられている。

「斯の如くにして人類終局の目的あり又人々各々天職ありとする時は国民なるものもまた一の集合体にして相抛て以て人間界を組織するものなれば宇宙に目的あると同じく又一個人に天職あると等しく各国民にも是に特別なる天職あつて全地球の進歩を補翼すべきものなりと考ふるなり。」

この文章においても、「人類終局の目的」を采配する「神」と「国民」の「特別なる天職」と述べる場合の「天」との関係は必ずしもはっきりしたものではないだろう。「神」とは別次元に「天職」の「天」が設定され、その「天」は「全地球の進歩を補翼」することに関わっているが、これが「人類終局の目的」とどうつながっているのかは分明ではない。

もちろん、当時の内村の思考の内部では「人類終局の目的」と「国民」の「天職」との関係は余り多くの説明を要しない自明の前提とされていたようである。それは、次のような論理においてである。

「造物主の此宇宙を造り其中に人類を生息せしむるや其目的は吾等人類の無限の発達にありて五十余年間の生命は吾等をして将に來らんとする所の永遠無限の生命に導く可き予備期と見做す時は吾等一生の方向亦随つて変じ此目的にかなはむことを勉めざる可からず」

これは「人間終局の目的如何」について述べた箇所であるが、「宇宙」「人類」の「造物主」は「人類の無限の発達」を目的としており、これが「永遠無限の生命」に導かれる前提とされている。つまり「人類の無限の発達」という「造物主」の目的は、そのまま「全地球の進歩を補翼」する「国民」の「天職」と結び合う。さらにそれが「神の栄光」「神の愛に沐浴する」とことそのまま接合されているのである。「人類の無限の発達」がそのまま「神の栄光」や「神の愛に沐浴する」とことつながりゆくのであれば、地上における課題とはもっぱら「無限の発達」に置かれることとなり、その結果として「神の栄光」「神の愛に沐浴する」ことがも

たらされるのであれば、「国民」もひたすら「無限の発達」に向かえばよいということになる。内村の展開する「天職」の「天」とは、「地上のこと」に関わるものであり、「神」を語る場ではなかったと言ってしまえばそれまでだが、キリスト教本来の「mission」（伝導）からはかなり遠ざかっていると言うべきである。内村がこの論考を書いた時点で、彼にとっては「神」以上に「国」や「国民」がより重い問題であったことを証し立てているように思われる。しかし、この問題は内村のその後の思想展開と関わるものであり、ここで言及する必要はない。ただ、人、国家、人類が一応の論理整合性をもって接合せられ、「日本国の天職」がはっきりと規定されたということだけをここでは確認すればよい。

しかも、それが西欧文明を背景にして語られたことに大きな意味があったように思われる。古典的漢語である「天職」が「mission」という英語を介して西欧文明の文脈で語られたことで、明治という時代の思想言語として広く認知されたといつてよいのかもしれない。「mission」を介することで古典的な「修身齐家治国平天下」の文脈から「天職」が切り離され、新しい「国民国家」を語るにふさわしい言葉として換骨奪胎されたのかもしれない。いずれにせよ内村の「天職論」が書かれて以降の日清戦争に至る過程で、「天職」という語は、「日本人」「日本国」と結びついて一種流行語となっていく。

繰り返しとなるが、明治期の「国民国家」の形成過程において、人は確かに「日本人」へと凝固させられていくわけだが、その凝固された「日本人」はさらに又広大な地球に連れ出されていく。江戸期においては漠然としか想定されていなかったであろう地球世界が生々しい現実として「日本国民」の前に立ち現れ、そうした現実の広がりに対応する形で否応なく言語世界・思想世界も押し上げられることとなる。いわば「人」は「日本人」になると同時に「人類」にもなったのである。こうした背景の中で、「日本人の天職」「日本国の天職」が語られたのである。この場合の「天」とは、「開国」によって一挙に押し上げられた、日本人にとっては全く新しい地球規模に拡大した「世界」それ自体か、あるいはそれを象徴するものを意味していたと考えてよい。そして「天職論」とは、創出されつつあった「日本人」及び「日本国」と、「国民国家」を「国民国家」たらしめている新しい世界＝「天」とを接合する論理であり、それは直接国家理念に関わるものに他ならなかった。そしてこの国家理念としての「天職」が、極めて自然な形で日清戦争の根拠として語られていくことになるのである。

三 「天職論」と日清戦争——内村鑑三、福沢諭吉、竹越与三郎の「天職論」

なぜ、「天職」が日清戦争と自然な形で融合していったのであろうか。それは、湖南のそれを除いて、内村鑑三、福沢諭吉、竹越与三郎らが「天職論」として展開した国家理念自体に孕まれる問題であった。その点について、まずは内村鑑三の「日本国の天職」における「天職」の論理を眺めていかなければならない。

本論の冒頭で内村は「人類の目的」「自己の天職」「国民の天職」の三層に重ねられた「天

職」(人類については「目的」という言葉が使われている)を紹介しているが、もちろん表題のとおり「日本国の天職」を明示することが趣旨である。内村は日本の地勢学的位置を歴史的文明史的な位置に読みかえて、次のように述べている。

「日本国本土は其背部を広漠たるシベリア併に満州海岸に向くと雖も其腹部は西洋文明の粋を受けつつある所の米国に向け、右手を以て欧米の文明を取り左手を以て支那併に朝鮮に之を授け渡すの位地に居るが如し、日本国は実に共和國的の西洋と君主的の支那との中間に立ち基督教的の米国と仏教的の亜細亜との媒酌人の位地に居れり。」

このような「位地」の確認をなした上で「日本国の天職」を次のように設定する。

「我等は外物に感染し易きものにして他国の文明を吸収するに於ては日本人に勝る国民は他にあらざるべし、東洋国民中日本人のみ欧米の文明を了解し得べく又文明国中日本人のみ東洋の理想を有するものなり、理想界に於ても商法界に於けるが如く日本国は東西両洋の中間に立てる飛石にして帰納的の西洋と演繹的の東洋との間に立つ媒酌人なり」

つまり日本の西の支那は、「君主的政治」にして「保守的の精神の極致」であり、日本の東の米国は、「共和政治」「プロテスタント」「進取の氣象の極致」と位置づけられ、この二つの文明の精神・思想は「日本に於て相合し今より後健全なる思想は万国を灌漑するに至らん」、それ故、西洋と東洋の「媒酌人」とであると同時に東西文明の融合された「新文明」の創出こそが「日本国の天職」であると高らかに宣言するのである。

この論理は、後に(明治二七年)『地人論』に収められている「日本の地理と其天職」でも再論されているが、そこでは「インド文明」が加えられ、「欧羅巴文明」と「インド文明」「支那文明」の三つの文明が「混合相同化」して始めて「完全なる文明」が完成すると捉え、この調和一致の位置に日本をおく。

しかし、この場合の「調和一致」の具体相が問題である。次のような論調から何が見えてくるのだろうか。

「已に支那印度を学び尽せし日本は彼女の性来の同化力を以て欧米を吸収し始めぬ、而して東洋主義に堪へ又之に依て涵養されし日本人は、又能く西洋主義に堪へ、能く之を消化し、其東洋的の脳裡に蓄ふるに西洋的の思想と精神とを以てせり……(中略)……三十年間にして日本は東洋国ならざるに至れり……(中略)……西隣未だ自由の一声をも揚げざるに、釈迦の印度は奴隸国の恥辱に沈み孔子の支那は満州略奪者の占領物たるに際し、亜細亜の日本に已に欧米的の憲法ありて自由は忠君愛国と共に併立し得べしとの証例を世界に挙げぬ。」
(岩波文庫『地人論』p.172)

「東洋的の君主主義も我に施し得べし、西洋的の自由制度も我は施行し得べし、我の制度

は西洋に則れり、西隣もし西洋に学ばんと欲するか、必ず我より之を学ばん、東隣もし東洋の長を取らんとするか、必ず我に於て之を認めん、両洋我に於て合す、パミール高原の東西に於て正反対の方角に向ひ分離流出せし両文明は、太平洋中に於て相会し、二者の配合に因りて胚胎せし新文明は、我より出でて再び東西両洋に普からんとす」（同上、p.173）

内村の場合、「日本国の天職」をその出発点においては「東洋文明」と「西洋文明」との「媒酌人」と設定しているのだが、こうした論調を読めば、両文明が対等のものとして向き合わされているわけではないことがはっきりするだろう。内村にとって文明とは、「ヒマラヤ山脈の西北隅」「パミール高原」に発祥し、それが東西に分かれて進み、一つはギリシャ・ローマ、ドイツ、イギリスからアメリカ西海岸へと向かい、もう一つは中国へと進み、この二つの文明の流れがちょうど日本でぶつかり融合したと考えられているが、その東西に分かれていった文明の特質にははっきり優劣の評価が加えられている。西に向かったものは「共和的」「基督教的」「帰納的」「器械的」「進取的」「新文明」というような性格付けがなされているのに対して、東に向かったものは「君主的」「仏教的」「演繹的」「理想的」「保守的」「旧文明」と性格付けられている。「帰納的」「演繹的」「基督教的」「仏教的」は確かに優劣に序列化される内容ではないが、「進取的」「保守的」「新」「旧」の言葉には、はっきりとした価値序列が設定されていると考えてよい。しかもその「媒酌人」たる日本は、すでに「東洋国ならざる」位置にあり、まさにその位置を前提にして「媒酌人」としての役割が担われているのである。西の文明、つまり西欧文明の優位性こそが絶対的基準であり、彼の「天職」の「天」とは「進取的」の西欧文明世界を中心に据えた世界に他ならなかったのである。

こうした「西洋文明」優位論の立場からは、必然的に日清戦争を「義戦」（正義の戦争）と捉える考え方が導かれる。

「吾人は朝鮮戦争を以て義戦なりと論定せり、其然るは戦争局を結て後に最も明白なるべし、吾人は貧困に迫りし吾人の隣邦の味方となりたり、其物質的に吾人を利する所なきは勿論なり、又支那と雖も壊滅は吾人の目的に非らず、彼等をして吾人流血の価値を贖はしむれば足れり、吾人の目的は支那を覚醒するに在り、其天職を知らしむるにあり、彼をして吾人と協力して東洋の改革に従事せしむるにあり、吾人は永久の平和を目的として戦ふものなり」（『日清戦争の義』明治27年9月『国民之友』）

もし文明的に東西が対等にして等価値的に向き合っているのであれば「支那」の「覚醒」などという作業が「媒酌人」の仕事として設定される筈はない。「東洋の改革」が目的とされるのも、西の文化の優位性が前提にされているからに他ならない。内村の語る「天職」とは「西欧化」の別名であったといってよい。この時点では「mission」（神の与えた使命）はそのまま西欧文明の進化と同視され、その西欧文明の流れの中にアジアの後進を導くためには、戦争も

辞さないという立場に立ったのである。

しかし、内村は日露戦争では「非戦論」の立場に立ち、以降は宗教的な位置からする絶対的「非戦論」へと思想的転回を遂げていくことになる。1924（大正13）年には『聖書研究』292号に「日本の天職」を寄稿するが、ここでは欧米の文明の中心を「物質文明」として批判し、「日本の天職」もキリスト教徒にふさわしい神に対する職分として再定義されることになる。

「日本人は英国人のやうな商売人に非ず、又米国人のやうな肉と物とに憧憬れる民にあらざる事に目醒めつつある。日本人は英米人とは全く質の異なった民である。其処に彼等の天職があり、偉大なる所があると信ずる。」

「日本に昇る道の光を以て世界の暗を照らさんと欲するのである」

そして「信仰の純粹なるもの」は「信仰其物を信ずるの信仰」であり、これを提供しうる者こそ日本人であると捉えられ、「純信仰」の価値が説かれている。キリスト教への篤い信仰心を持った内村には、このような「信仰」の絶対化こそ本来的姿であり、且つふさわしい。以後彼は、この揺るぎない絶対的「非戦論」を貫ぬいていくわけだが、現実との対応という点では柔軟性を失っていく。神の位置と西欧文明の進展とが完全に切り離され、「国民国家」が占める場所はすでにない。西欧文明が批判されると共に、かつて「保守的」と見なされ、「覚醒」させる対象であった中国文明にも一切触れられず、もっぱら神への信仰が絶対化されていく。

この内村の「天職論」の内容が変化していく思想過程に、日清戦争と「日本の天職」との結びつきの歴史的性格を読み取ることができるはずである。すなわち「日本の天職」が「西欧文明の進化」と結び合い、しかもそれが恐らくは「神」の目的と同値されている間は、積極的な戦争遂行の論理となったが、「西欧文明」自身の価値が疑われ、それが「神」の目的と背理すると見なされた時点で、彼の「天職論」は、そのまま絶対的な「非戦論」となっていったのである。日露戦争がこうした転換の契機となったのは、こうした意味において必然的であったと言ってよい。というのも、日露戦争については、文明が「非」文明を導くなどという論理は通用すべくもなかったからである。

こうした内村の「天職論」からあらかじめ「神」の位置を消し去り、もっぱら「西欧文明」による文明開化を人類の目的として設定し、その文明開化のためには戦争も必要であるという積極的な主戦論を展開していたのが福沢諭吉である。

福沢は、日清戦争にあたっては強硬な主戦論の立場からジャーナリズムを先導していたといつてよい。すでに1885年に「脱亜論」を『時事新報』に掲載して「脱亜入欧」を説いていた彼は、日清戦争にあたっては、朝鮮の文明化すなわち「開国」を唱え、それを阻もうとする清を文明の敵対者と見なして徹底的にたたき事を主張し、その作業こそ「日本の天職」であるとした。彼は内村の「天職論」に寄りかかりつつ、より単純明快な西洋文明一元論、つまり西

欧文明絶対的優位論を展開していた。

「蓋し人類の目的は文明開化の進歩を實にするに在り。精神の愉悅と共に肉体の快樂を求めんとするは自然の人情にして、其愉快快樂の分量を増すこと多きに随い、之を文明開化の国民と称することなれども、世界万国必ずしも同一に物を産せずして、如何なる天恵地福に富める国と雖も、必ず不足する所のものなきを得ざるが故に、苟も心身の快樂を求めて多々ますます円満の域に達せんとするには、是非とも有無相通じ長短相補ふの道に由らざるを得ず。即ち世界の共有物を互いに交換して人類の快樂を助くるは、世界万国共に文明開化の恩沢に均霑する所以にして、自から是れ天然の約束に従はしむるは世界の正理公道を行ふに止むを得ざるの手段のみ。」

（「世界の共有物を私せしむ可からず」、『時事新報』明治二七年七月）

こうした大前提つまり「文明開化の進歩を實にする」ためにも朝鮮の改革の必要性を説き、さらに次のように主張する。

「今の文明世界に斯る鎖国の存在を許して地球面の共有物を私せしむるは、所謂天物を暴殄するものにして、人類の幸福、文明の進歩を妨ること此上もなき次第なれば、力を用ひても開国の実を挙げしめざる可らず。故に今回の出兵は決して弱国を圧して其国土を併呑するが為めに非ず。唯これに臨むに兵を以てして、彼をして国内百般の施設を改革せしめ、其弊政の源を除て眞実開国の事を行はしめんとするまでのことにして人類の幸福、文明の進歩の為に、至当の天職を行ふものなり。何物の迂儒ぞ、敢て正理公道を云々する。我輩は其天職を等閑に付し去り隣国をして看すみず天然の約束を破らしむるこそ、寧ろ世界共通の正理公道に背くの挙動なれと断言して敢て疑はざるものなり。」（同上）

「文明の進歩」がそのまま「世界共通の正理公道」につながり、この「文明の進歩」に寄与する事が日本の「天職」と設定されている。今回の出兵も「至当の天職」の行使に他ならないと捉えられるが、こうした捉え方からは、必然的に次のような日清戦争の意義が導かれる。

「戦争の事実は日清両国の間に起りたりと雖も、其根源を尋ねれば文明開化の進歩を謀るものと其進歩を妨げんとするものとの戦にして、決して両国間の争に非ず。本来日本人は支那人に対して私怨あるに非ず、敵意あるに非ず。之を世界の一国民として人間社会に普通の交際を欲するものなれども、如何せん、彼等は頑迷不靈にして普通の道理を解せず、文明開化の進歩を見て之を悦ばざるのみか、反対に其進歩を妨げんとして無法にも我に反抗の意を表したるが故に、止むを得ずして事の茲に及びたるのみ。」

（「日清の戦争は文野の戦争なり」『時事新報』明治27年7月）

この文章には「日清の戦争は文野の戦争なり」という題が付されているが、こうした題自体

がそのままその内容を語っているといつてよい。清国は文明の進歩を妨げる野蛮である、というような徹底的なアジア世界の否定は、内村の「義戦」などという言いわけ大義名分すら必要とはしていない。東西文明の「媒酌人」などというようななまぬるい役割とは全く関わりなく、非「文明」との戦いが宣言されているのである。この徹底性は日本の伝統的思想に向かっても発揮される。

「今の日本の社会は世界文明の大勢に圧倒せられたるものにして、或は辞を替へて云へば、日本国は西洋人の為めに一毫の国権を害せられず一寸の土地を犯されずと雖も、日本の人心は全く西洋文明の為に征服せられたりと云ふも実際に差支なかる可し。」

(「満清政府の滅亡遠きに非ず」、『時事新報』明治27年7月)

「洋魂洋才」とでも呼ぶべき徹底した西欧文明の信奉者である福沢にとって、「日本の人心」が「全く西洋文明の為に征服せられた」という指摘は、事実を語るものというよりは彼にとっての当然であったと言った方がよいのだろうが、この完全なる西洋化を至上命題として日本に向き合う彼の姿勢がそのまま他のアジア諸国に向かってゆけば、日本はアジア諸国に対する「人心」の征服ではなく、まさしく国権や土地の征服者ともなるだろう。福沢にとっては、「文野の戦争」の結果としてアジアの征服者となることも、「文明開化の進歩」ためという論理の必然性がある限りは、少なくとも否定はしないであろう。だが、しかし、問題は「文野の戦争」ではなく、いわば「文野の戦争」と言う状況に福沢は論理としてどう向き合うのか、である。

すでに述べたように、内村鑑三は日露戦争を契機として「非戦論」に転じていくが、彼の「義戦」という日清戦争肯定論の論理からすればこの転身は必然的であったといえるだろう。日露戦争とは、満州をめぐる「文明国」同士の権益を争う戦争でしかなかった。正義の戦い、覚醒のための戦いという名目は成り立ちようがなかったのである。西欧文明は必ずしも「正義」と同値できるわけではないという政治力学的作用する現実に向き合ったとき、内村は「人類の目的」という「神の世界」にある意味では逃避していくことになる。福沢の場合はどうなのだろうか。「文野の戦争」に対しては「世界共通の文明主義を拡張するの天職」などという意味づけはできないし、また内村のような逃亡すべき「神の世界」も持つことのなかった福沢にとっては、思想的にはかなりきつい状況となったであろうことは確かだろう。福沢にとっての世界の広がりは一元的な西欧文明社会の広がりであり、アジア世界の否定を媒介にして新しい良き世界に参加するという意味では新鮮な広がり「国民国家」としての日本を連れ出すことになったのであろうが、日本が西欧列強と比肩できる位置に登りつめたところでは、その思想的な限界に向き合うことになったのではなかろうか。

福沢に近似した位置にありながら、「国民国家」日本の列強化と権益の拡大を率直に展開したのが竹越与三郎である。竹越は『国民之友』(明治27年6月)に『支那論』の連載を始め、

11月にはそれが単行本として出版されることになる。こうした経緯から考えても、この書はまさしく日清戦争のために書かれたものと言って良い内容であるが、固有の思想的立場からの論断と言うよりも様々な議論から日本の権益に利するものを取捨選択してまとめ上げたという形になっている。それ故、極めて表層的な議論が展開されているが、当時の一般的な心情的雰囲気や反映したものとも考えられる。

「義戦にして、猶ほ人の土地を割取せんとする乎と。答て曰く。然り日本は朝鮮の独立を扶樹せんがために戦ふたり。是れ義戦にあらずして何ぞ。然れども義戦を為す者、何が故に敵国の地を割取すべからざる乎。戦端已に開く、戦はざるべからず。敵人来つて迫る。之を殺さざるべからず。義戦と雖も、敵を殺さざるべからざるを知らば、義戦と雖も、また敵国の土地を割くの已むべからざるを知らん。義戦は戦の動機也。割地は将来の平和を擔保する所以也。」

「皇天の特寵を得たる日本国民は、其天職を行はんが為め、亦国民自衛の為め、国家千百年の長計として、飽まで清国を征夷せざるべからざる也。」

「吾人は東洋に対して文明を宣伝するの大天職を有す。而して東洋に対して文明を宣伝せんと欲せば、勢先づ、清国に向つて文明を宣伝せざるべからざる也。」

(いずれも竹越与三郎『支那論』民友社、明治27年11月)

「義戦」をあくまでも戦争の「動機」と位置づけていることや、日本の「天職」を遂行するためには清国との戦争は必然的であるという捉え方など、内村や福沢の言葉を利用しながら、それを戦争肯定のための手段として、勝利に向かっての戦意高揚的な効果を持った言辞として利用しているにすぎないと言えるだろう。いわば政治的言語でしかないのだが、こうした政治的言語の中に自然な形で「天職」が入り込んでいること自体、日清戦争という歴史状況の中での「天職」という言葉がいかに一般化していたのかという社会的広がりを確認してよいだろう。「東洋に文明を宣伝するの大天職」などという言葉は、すでに日清戦争を語る上での枕詞となっている。日清戦争の枕詞のようになった「天職」は、もはや内村の論じたような「mission = 天職」とつながっていくものではないし、福沢の説いた「世界文明」と同値されるものでもないのだろうが、「天職」という言葉が定着しつつあったという事態の確認と同時に、この言葉が初期に持っていた「理念性」を欠落させていったことも読み取ることができるかもしれない。

四 日本文化の発信——湖南の「天職論」

今まで、内村鑑三、福沢諭吉、そして竹越与三郎の「天職」論を眺めてきた。思想の質の違いが認められるものの、この三者は、ともに「天職」の背景に西欧文明の優位性と、その西洋

文明を巧みに摂取した「日本」の他のアジア諸国に対する優位性を据えるという共通性を持っていた。そして日清戦争は遅れたアジア世界を文明化するという「日本の天職」を遂行する格好の舞台とみなされたのである。この「天職」の遂行こそ「国民国家」としての「日本」を完成させていく過程であると意識されたのである。事実、この日清戦争に勝利したことによって、「国民国家」としての「日本」が内外に承認されていったのであるが、こうした日清戦争を遂行する「日本」を肯定しつつも、先の三者の「天職」論とは異質な「天職」論を展開したのが内藤湖南である。

すでに述べたように湖南における「天職」という言葉の使用は、目に触れた限りでは「1890年の「亜細亜大陸の探検」に始まり、そこでは、「銀色人種」（白人種）が「金色人種」（黄色人種）の「墳墓地」に跋扈して横行蹂躪する状況に対して、「金色人種」の中で覚醒した存在たる日本人は、欧人に先んじて「亜細亜大陸の探検」を遂行すべきであり、それこそが日本の天職である、という主張が展開され、具体的に満州探検を提案して、「余輩は是れ学術知識の此の間に埋る者、光芒暗に伸びて其人を待つを知る」というようにもっぱら学術調査において「銀色人種」に日本人の「真骨頭」を示すという課題が提起されていた。

この「亜細亜大陸の探検」のほぼ四年後に「所謂日本の天職」「日本の天職と学者」が執筆されるわけだが、これは、「亜細亜大陸の探検」の内容とつながりつつも、内村、福沢、竹越などの「天職論」への批判を意図したものであった。どのような批判の論理が展開されているのか。まずは「所謂日本の天職」の論理をたどってみよう。

この文章はまさしく日清戦争開戦後一月足らずの時点で書かれたものであり、豊島の海戦における勝利から説き始められているが、この文章の半分以上はこの当時表れていた日清戦争についての議論の紹介とその批評に費やされ、それがいわば本論の枕となっている。

和平論、国益拡大論などが紹介され、国益拡大については「皆日本に私す」とその狭さを指摘した上で、「坤輿文明の進運」という湖南特有の言葉を登場させ、そこからようやく本論にたどり着く、という構成になっている。

「坤輿文明の進運、坤輿自ら之を営むか、將た之を申しむる者ある耶、坤輿自ら営むが若きは、坤輿の内、封疆相画して、各々国家を為す者、相資し相生ずるは、坤輿の自営を為す所以なり、之を申しむる者あるが若きは、申しむる者の意や、其れ必ず各々其の特能を發揮して、坤輿文明の大成を致さしむるに在り、彼を憎み此を愛せざる也。」

これはかなりわかりにくい論理である。まずは「坤輿文明」という言葉にこだわらなければならないが、それは後回しにして、一応「坤輿」を人間世界を可能ならしめている大地のごとき者として理解していけば、その「自営」とは人間世界の中で自然な形で国が成立し、平和が維持されている状態を意味するだろう。「之を申しむる者」とは、「坤輿」に働きかける超越的な「天」、まさしく「天職」の「天」を意味し、その「天」が「坤輿」世界に働きかけて、世

界史上特筆すべき動きを起こさせ、それが「坤輿の大成」＝歴史の大きな変動・進歩を促すことを述べたものと解釈できる。そしてこの「坤輿文明の大成を致さしむる」ことの一例として日清戦争が想定されているのである。

「故に我の清国と、事意外に起こり、而して竟に大角逐を見るの已むを得ざるに至りし者、積して我実に命ぜらるる所ありて、其の天職を効す者なりといふ者あり、吾は則ち最も此の論を善しとす。」

日清戦争の性格付けをめぐる議論されているところであるが、日清の衝突を「吾実に命ぜらるる所ありて、其の天職を効す者なり」という意味づけをなすことを「善し」とするということは、少なくとも内村や福沢、そして竹越などの「天職論」の半分を承認すると言うことである。湖南は先ずこの点を確認して、ここから本論として彼等の「天職論」の批判へと向かうのである。

湖南の批判の要点は極めて明確である。従来の「天職論」、つまり内村、福沢、竹越の「天職論」が、西欧文明の先進性・優位性を前提にした上で、「支那社会」を守旧の代表とみなし、西欧文明を咀嚼して吸収した日本を東洋における進歩の先鞭とみなし、日清両国の戦争を守旧対進歩の衝突と見なしていたのであるが、それに対して湖南は次のように反論する。

「進歩」とは結局のところ近世西洋文明の模倣でしかないが、日本が模倣した西洋社会には確かに進歩が認められる、しかし、西洋社会の進歩の在り方を見る限り「支那社会」にも同程度の進歩を認めることができ、「支那」は決して守旧の代表ではない、しかも「支那」は日本に先んじて独自に西洋社会の文明を学んでおり、西欧文明を学ぶについて日本を介する必要はない、と。

こうした立場から、日清戦争を「守旧進歩二主義の衝突」とみなし、「支那」を覚醒させて進歩に赴かせることを「日本の天職」とする福沢・竹越のような考え方を「軽率なる者」と批判し、さらに内村のような東洋と西洋の媒酌人であることを「日本の天職」と見なす考え方については「尤も理に近くして、而して其実尤も謬大なる者なり」とより批判を強めるのである。その理由として湖南は、近世西洋思想が自由放縦を基本にしており「形而下の文明」を高度なものにする一方、実利的な面が助長されそこに大きな弊害が生じることを指摘し、西欧思想で「支那」を救おうとする試みは、結局のところ「西欧の弊を以て支那の弊を救ふ」ことにしかないと指摘する。

要するに、湖南にあっては、西欧文明が今優勢を維持していたとしても世界史の中に現れ出た無数の文明の中の一つにすぎず、絶対化されることがないのであり、中国文明、東洋文明もまた必ずしも劣勢にあるものとは見なされておらず、つまりは両文明が相対化されていると言えるだろう。それ故、「支那の覚醒」「東西文明の媒酌人」などという「日本の天職」は、基本的には余計なお世話、お節介としか見なされなかったのである。

しかし、では、湖南にとっての「日本の天職」とは何か。

「日本の天職は日本の天職なり、西洋の文明を介して、之を支那に伝え、之を東洋に弘むるにあらざるなり、支那の旧物を保ちて、之を西洋に售るにあらざるなり、我が日本の文明、日本の趣味、之を天下に風靡し、之を坤輿に光被するに在るなり、我れ東洋に国するを以て、東洋諸国、支那最大と為すを以て、之を為すこと必ず支那を主とせざるべからざる也。」

この結語にあたる部分は、もちろん、内村の「天職論」を強く意識して書かれたものであることは確かである。しかし、内村の「媒酌人」論を否定した後、それに対置されている湖南の「日本の天職」とは、「我が日本の文明、日本の趣味」を「天下に風靡し」「坤輿に光被する」ことでしかない。これは、現代風に言えば、日本文化を世界に向かってアピールしていくことにしかならないだろう。そのアピールに一つ条件が付くとすれば、アピールの対象を当面は中国に限定すべきである、というようなことになるだろう。

しかし、西欧文明の優位性を否定した上で語られる「日本の文明、日本の趣味」のアピールの中に、果たしてその時戦われつつあったような戦闘行為が含まれるのだろうか、という疑念もわいてくる。湖南は、日清戦争を否定していない、というよりもはっきり肯定していたと言ってよい。そうであれば、湖南の天職論も、西欧文明の評価こそ異なるものの結局のところ日清戦争の遂行を鼓舞するものでしかなかったというような捉え方も出てくるだろう。

湖南は、この戦争遂行に異論を唱えてはいなかったし、先に述べたように内村や福沢の「天職論」の半分を認めていた、つまりこの戦争が「天職を効す者」であることを「善し」としてその必然性を承認していたことは確かである。湖南が日清戦争の効用を疑い、「吾は明らかに悟ることを得たり、徹頭徹尾、正義の求めに由りて発せるに非ずして、一毫なりとも夸大、勢力、利益等の私を挟める戦争は、人道の為に、国家の為に、極力之を避けざるべからず」と述べ、「吾は実に戦争の効力に失望せり、更に大に戦捷の効力に失望せり、吾が前日の謬見を悔悟」（「非戦論」明治31年12月23・24日『万朝報』、『全集』第2巻）するのは四年後のことでしかない。この日清戦争勃発の時点では「社会沈滞の疎通、国家公義心の鼓舞、此の二つの者は戦争に由りて成功するを得ること最も多かるべし」（同上）と考え、戦争遂行を完全に肯定していたのである。それは確かだとしても、日清戦争の必然性と湖南の設定する「天職」とは次元を異にしているとしか思えない。そのことは、「日本の天職と学者」の論理を検討することでよりはっきりするだろう。

「所謂日本の天職」から3ヶ月後に書かれた「日本の天職と学者」において、不十分ながらアピールすべき「日本の文明」の在り方が提示されている。

「日本の天職と学者」の内容を要約することは難しいが、誤読を恐れず簡略化して大意を紹介すれば次のようになる。

日本は、消化力旺盛な文明力を持ち、その文明の特徴（東方の新極致）によって欧州に代わって新しい文明の中心に位置できる。特に日清の事変は好機である。学者はこうした時運と深く関わりながら、日本の天職を実践すべきである。日本の天職とは、欧州に代わって坤輿文明の中心となっていくことである、と。

そして日本が「坤輿文明」の中心になりうる可能性について、「民種の潜勢力」という湖南特有の文明の度合いを測定する基準が設定され、それによって分析が加えられている。また、後の内藤史学の特質の一つになっていく「文明の中心は移動する」というテーゼが示され、「民種の潜勢力」と重ねられて、日本が「東方の新極致を成就し、以て欧州に代興して、新たに坤輿文明の中心」となっていく必然性が示されている。

「東方の新極致」に至る過程として湖南が語る日本の文物の変遷の歴史は、後の彼の『近世文学史論』や『日本文化史研究』と同質の冷静な歴史叙述となっている。「東方の新極致」といっても、決して誇大妄想的な日本文化の宣揚ではなく、日本の今までの歴史の流れの中に位置づけることができるものとしてしか語られてはいない。

「其の中葉以後は、独立の識力ある者、往々門戸を張りて仕進を求めず、以て所謂『海内文章落布衣』を致し、国語国学の復興、又之が為めに激せられ国家性格の發揮、頗る為めに面目を一新し、かの小説戯曲の流布の如きは、文字ありしより来た、久しく上流に沈滞せし文学をして、一般社会に浹洽せしめたり。蓋し王代の隆治は、唐代の文物を受けて、而して之を融化し、江戸の盛世は、宋明の學術を伝えて、而して之を含咀し、皆因て以て国家特色の文華を援起し、各其美観を極めたり……中略……乃ち伎楽雅楽の隋唐の旧を存して、寧楽平安の間、金声して而して之を玉振るせる、平語謡曲の足利氏に出でて、小唄浄瑠璃の徳川氏に発達せるに至るまで、衆伎雑流、凡そ所謂開明せる社会の当に有るべき所、殆ど有らざることなし。」

この文章などは、まさしく『近世文学史論』につながりゆくものであろうし、内容的にも多くの重なりが認められる。ここに想定されている日本とは、「脱亜入欧」していくべき日本ではないし、欧米化を拒否する日本でもない。古代から中世、中世から近世へと歴史の階梯を着実に歩みゆく文化空間とでも呼ぶべき歴史的な連続性を持った日本に他ならない。こうした連続性を前提として「東方の新極致」があり、「坤輿文明の中心」たる在り方が想定されていたとすれば、「日本の文明、日本の趣味」の「光被」とは、今日的に言えば、ノーベル賞級の物理学者が輩出したり、日本のアニメーションが世界中で注目されるなどという事態とさして変わらないように思われる。

このように見てくると、湖南の語る「日本の天職」とは、日本の文化を世界に向けて発信してゆくことであり、発信の対象が中国に限定されたのは、まさしく日清戦争の時代であったからだろう。もちろん、この発信行為の中には戦争も含まれていた。日清戦争とは、湖南の議論

の前提であり、輝かしい背景であったことは確かである。しかし、戦争を発揚したり、中国撃つべしなどという言葉が一言も発せられてはいないことに注目すべきである。日清戦争という状況が「日本の天職」を遂行する「好機」ではあっても、戦争自体が目的ではなかった。この点については、湖南の議論と、前節で紹介した内村や福沢そして竹越の議論とを比較すれば自ずと明らかとなるだろう。

湖南も、立ち上がりつつあった「国民国家」日本の一国民であったことは確かである。日本が近代国民国家という枠組みを組み立てつつあった状況の中で、そこに身を沿わせて、そこに身を重ねながら生きてであろうことは否定しようもない事実である。しかし、湖南が「日本の天職」と言う場合の「天」とは、決して西欧文明のみを戴く「天」ではなかったし、もちろんのこと国民国家が寄り集い、力が支配するような政治空間としての「天」ではなかった。湖南にとっての「天」とは、最初から国家や国民に集約されるような政治世界とは次元を異にする文化世界として設定されていたといつてよいであろう。しかもその文化は西欧文明だけを意味するものではなく、あらゆる文化を内包するものであった。政治という領域を超えた文化領域としての世界が設定され、「天職」もそうした文化世界に貢献するものとして発想されていたのである。内村や福沢、そして竹越らの「天職論」が、いわば日清戦争という時局にしか通用しない期間限定の概念でしかなかったのに対し、湖南の「天職論」は、そうした期間の限定を解除してより広い文化的世界に日本の天職」を解放し、それを普遍的概念として再生させようとしたと考えてもよいだろう。

「天職」という言葉は、日本が近代国民国家として立ち上がっていく過程で、まさしくその政治状況と深く関わる形で登場し、日清戦争を語る場合の枕詞のようなものともなっていたのであるが、湖南はその「天職」を政治状況と切り離さないまま、より広い文化世界に連れ出したと言える。内村や福沢・竹越の「天職」が、西欧文明の優位性という文明・文化の問題を介しながらも、結局のところ「近代国民国家」としての日本の完成という政治的世界に集約されていたのに対して、湖南の「天職」は、それとはちょうど逆方向に、日清戦争という緊迫した政治状況を契機としながらも、戦争そのものではなく、日本の世界に対する文化的貢献という方向に集約されていたのである。それは、そもそも西欧文明の優位性に対する疑念を抱き、西欧文明の絶対化を批判しようとした湖南にとっては必然的な結果といつてよい。

湖南にあっても、現時点での西洋文明は「古来有る所文明諸邦を較視するに、固より大に誇るに足るものあり」と高く評価されているのだが、それには「地勢時運、天幸」も関係し、現時点での勢力によって「其潜勢力の厚薄を定むべからず」として、西欧文明のさらなる隆盛が疑問視され、異なった質を持った新しい文明が別の地域で生まれ、そこに文明の中心が移動していくと見なされ、現時点での文明の優勢、劣勢という基準そのものが歴史的な視野の中で相対化されているのである。

ここで改めて湖南が新しく地球規模に広がった「世界」を「坤輿」と呼び、「坤輿文明の進

運」というような大きな文明の流れを設定したことを思い起こす必要がある。「坤輿」とは、『易経』『説卦』に由来する言葉で、大地を乗せる「輿」（車）を意味し、そこから全世界＝地球、地上世界全体を表す言葉となり、坤儀（地球儀）のように使われ始めたのだが、明治の所謂「文明開化」という言葉が一般化していた時代にあつて、単に「世界」「文明世界」と言つて済むところを敢えて「坤輿」「坤輿文明」と表現したところに、湖南なりの「意図」がこめられていたように感じられるのである。

湖南は、なぜ「坤輿」「坤輿文明」という漢学臭の強い言葉を敢えて持ち出したのか。彼は、「支那」を「守旧の代表」とは見なさなかつたわけだが、この発想からすれば当然「西欧」を「進歩の代表」とは見なさないということにもなる。つまり旧文明から先進文明へというような単線的な文明の発展は想定されておらず、「中心の移動」という視座が示され、西欧が中心になることがあれば「支那」が中心になることもあり、日本がその中心にもなりうる、ということが示唆されている。しかも文明の内容については、普遍的内実を持ったものとしてではなく「日本の文明」「日本の趣味」のように固有性でしか語り得ないものが想定されていた。要するに時代の推移に伴つて「潜勢力」の厚薄によって質の異なつた文明が中心となつていく、という考え方なのであるが、これは文明の多元性、文化の多元性を承認する文化相対主義的な考え方の魁とも言えるだろう。「文明」と言えば「西欧先進文明」が想起され、「世界」と言えば西欧列強の君臨する「世界」が思い浮かべられてしまうような時代状況の中で、少なくとも日本を含めた「支那」文明圏を「西欧」文明圏と同等の資格において承認し、世界を多元的な文化を乗せる器とするための仕掛けとして敢えて「支那」に起源する「坤輿」なる言葉が設定されたのではないだろうか。

「坤輿」「坤輿文明」とは西洋文明を相対化するために、そしてもちろん東洋文明をも相対化するために設定されたいわば文明の「平準器」であつた。それは確かに一つの世界である。しかし、その一つの世界の中には、西洋文明もあり、中国文明もあり、日本文明もある。一つに収斂していくような文明ではなく、中心から発せられる波動が広がりゆき、また別の中心を作り上げていくというような中心の多元化を容認する世界として「坤輿」は設定され、湖南の「天職」もそこから流れ出るものであつたのである。

五 結びに代えて

今まで湖南の「天職論」を、内村、福沢、竹越などのそれと比較しながら論じてきたわけだが、この過程で湖南の思想の姿はどれほどくっきりとしたものとなつたのであろうか。いささか心許ない感じがするが、まずは、湖南の「天職論」について戦後語られてきた論評を紹介しつつ、それとの違いを明示しておきたい。

戦後まもない時期に、湖南を「帝国主義イデオロギー」として批判した野原四郎のような「政治主義的」な論評は別にして、湖南の著述の細部にまで入り込み、内在的な批判を試みた

者として増淵龍夫を挙げることができるだろう。彼はその著『歴史家の同時代史的考察』において湖南の「天職論」を内村や福沢の中国覚醒論と区別した上で、中国文化の「継受咀嚼の上に西洋文化の精華を併せて、東方学術の新生面を開くこと」と見なし、「三宅雪嶺の文化的ナショナリズムに通ずるもの」と位置づける。しかし、中国文化の評価という点では対立するものの、「日清戦争以後の日本の大陸進出を正当視することにおいては」内村や福沢と同一であり「同じ土台の上に立っての論議である」と見なす。増淵は、内村や福沢や竹越などの政治的ナショナリストに対照されるような形で湖南を「文化的ナショナリスト」と呼んだのであろうが、そもそも、「文化ナショナリスト」なる言葉が何を意味しているのかが厳密にはわからない。他国への侵略は確かに政治的なナショナリズムではあろうが、自己文化の発信行為を「ナショナリズム」などというような言葉で呼ぶことができるのであろうか。異文化の影響を受けることが「侵略される」ということなのであろうか。そもそも増淵が湖南を「ナショナリスト」と呼ぶのは、「日清戦争以降の日本の大陸進出を正当視」したからに他ならないが、そうであれば「政治的ナショナリスト」として批判すべきであって「文化的ナショナリスト」などという曖昧な概念を使う必要はない。しかし、湖南が政治的な意味で「ナショナリスト」であったかといえば、その当時の日本人の愛国心の平均値に近いものは持っていたであろうことは断定できるとしても、国益を最優先させるような思想の持ち主とまでは言えないであろう。日清戦争の時点では、内村、福沢、竹越などをこそ政治的「ナショナリスト」と呼んでしかるべきであろう。増淵は、湖南が設定している政治と文化との関係の論理を見誤っていると言うべきである。増淵は湖南を「文化的ナショナリスト」と規定し、ここからさらに湖南が中国文化を高く評価しながらも文化主体たる中国「民族」を忘却している、というような政治的批判を展開していくことになるが、増淵も又、野原四郎と近似した批判の方向性に向いているというべきである。

こうした増淵の湖南批判の延長上にあるものとして、J. A. フォーゲルの論考も位置づけられる。(『内藤湖南——ポリティックとシノロジー』平凡社、1989年)

フォーゲルの場合、湖南の著述に対する明らかな誤読も少なからずあり、その誤読に基づいた推断が含まれているため、湖南の「天職論」についての理解もやや正確さに欠けるように思われるのだが、彼は、湖南を「思想の次元では東アジアにおける日本の役割を文化的なものとして認識しつつも、他方、心情的にはナショナリスティックな自尊心に囚われていた」と捉え、湖南は「文化ナショナリスト」であり、それが結局政治的ナショナリストに転化していった、と考えるのである。これは明らかに増淵の考え方の再論と言えよう。

増淵龍夫の湖南批判の眼目は、湖南の文化論が結局のところアジア侵略の歯止めとなることなく、却って積極的にそれを支えたものでしかなかったという点に帰着していく。増淵の「文化的ナショナリスト」も、文化という装いを持った「政治的ナショナリスト」に近似した使い方と考えられる。それはすべての文化を政治的効用に還元してしまうような政治主義的立場で

しかないだろう。両者を無意識のうちに重ねて癒着させるような思想を批判分析する際には、こうした批判も有効かもしれないが、湖南の場合、政治と文化はかなり意識的な関係が設定されており、その関係の在り方こそ湖南の文化史学の特質をなすものと言ってもよいだろう。政治と文化の癒着構造という点では、湖南よりも、むしろ内村や福沢の方がはなはだしいと言わねばならない。ここでは所謂「政治と文化」論争のような議論をしていく余裕はないが、湖南の場合は、両者を関連させつつも、政治は政治、文化は文化という形ではっきりとその次元の相違を前提にして論を組み立てているように思われる。しかし、これは湖南の文化史の方法ともかかわる問題であり、別の機会に詳論したい。

また、最近『思想課題としてのアジア』（岩波書店、2001年12月）という大部の書を著して、近代以降の日本とアジアの関係を総合的な視野からとりまとめた山室信一は、湖南の「天職論」を、「亜細亜大陸の探検」及び湖南の筆記した『真善美日本人』の内容に基づいて構成し、それを近代中国の思想家梁啓超の「東亜の学術を發明し、もって亜粹を保存する」発想と通底する「アジアの学術の創造」であったとしている。山室は、日本が国民国家として自覚し発展していく過程に対する意識的な対応として、自己を欧米とは異なるアジア世界に位置づけることを想定し、そうしたアジア世界の自覚の意識的な運動として「東亜学術の發明」を位置づけ、こうした思想の流れの中に三宅雪嶺、白鳥庫吉とともに湖南を置く。恐らくこうした山室の湖南の位置づけは、本稿と重なる考え方であるが、山室の視野の広さは湖南だけを取り扱った本論考の守備範囲を突き抜けていくものであり、今の時点でそれについての論評は控えなければならない。しかし、湖南の設定した「日本の天職」を「東亜の学術の發明」と捉える視点は、その後の湖南の活動と重ねていけば、より説得力を増すものと思われる。

湖南にとっての「日本の天職」は、アジアに向けた学術探検を組織することであったり、日本の文化を世界に向けて発信していくことであったのだが、この「日本の天職」を湖南自身の行うべき作業と考えた場合、それは何であったのだろうか。こう考えることが湖南が「坤輿」に向けて発信していく文化をどのようなものと考えていたのかを知る大きな手がかりとなる。「日本の天職と学者」で提起されたことは、自らの作業設定でもあったはずだから。

湖南は、この2年後（1896（明治29）年4月）には『関西文運論』の執筆を開始していく。これは、江戸学術思想史というべきものであるが、構想としては江戸文化全体の歴史的叙述が企てられていた。日本文化の来歴と進歩の過程を跡づけるという作業であり、自己の文化の価値を歴史的に確認し、それを、恐らくは中国社会に向けて発信していくという意図が秘められていたように思われる。湖南はその後「支那」社会研究に向かっていくが、それが基本的には「支那」社会及び文化の進歩発展を歴史的に跡づけるという作業に他ならなかったことを考え合わせてみれば、湖南の想定していた「日本の天職」の具体的な姿がおぼろげながら見えてくるのではなかろうか。

すでに内村鑑三の「天職」は「神」に昇天し、福沢諭吉や竹越与三郎の「天職」は力の論理

に解消されていった。湖南の設定した「天職」はまさしく、彼のそれ以降の膨大な日本及び中国研究として持続されていったと言うべきである。しかし、本稿の冒頭で問題提起しているように、湖南にとっての「天職」の遂行としてなされた『近世文学史論』とは、どのような意味において「坤輿に光被する」に足る内実を備えていたというのであろうか。そこでは「日本の文明」はどのようなものとして描かれ、どのような進みゆきが提示されているのであろうか。その時湖南の駆使した文化を叙述していく方法とはどのようなものであったのだろうか。この様な問題意識に基づいて『近世文学史論』の内部に突き入っていく必要がある。「前史」に別れを告げて『近世文学史論』を対象とした本論に向かいゆくことが次の課題である。(完)

[注記] 本稿での湖南の著作の引用はすべて『内藤湖南全集』(筑摩書房)によった。また、内村鑑三の著作の引用は『地人論』(岩波文庫)を除いては『内村鑑三著作集』(岩波書店)によった。福沢諭吉の著作の引用はすべて『福沢諭吉全集』(岩波書店)によった。なお、福沢諭吉については、平山洋氏の『福沢諭吉の真実』(文春新書、2004年8月刊)の中で、本稿でとり扱った日清戦争についての福沢の論評のほとんどが、福沢本人の書いたものではなく、大正版『福沢諭吉全集』の編集者であった石河幹明の手になるものであり、福沢の思想とは切り離して考えるべきである旨が提起されている。もしそれが事実であれば、ここで扱った福沢の思想も、『時事新報』の思想とすべきであるが、あえて修正を加えなかった。平山洋氏の論証を自ら検証しえていないということと、論理的に考えれば「脱亜論」とその後の日清戦争論とは内容的にはつながりゆき大きく矛盾するわけではないと考えられるからである。また、ここでは福沢個人の思想というよりも、日清戦争の時代思想の大きな流れを確認するための一例として福沢を挙げており、福沢について専論していく意図をもってはいない。それ故、あえて修正を加えないことにした。

著者紹介（本誌掲載順）

◎特集 20世紀の戦争・紛争をめぐる国際政治 (1) 〈20世紀国際政治史研究会〉

- 加藤正男 20世紀国際政治史研究会会員，河合塾世界史科講師
鈴木是生 20世紀国際政治史研究会会員，同朋大学非常勤講師
義井博 20世紀国際政治史研究会会員，名古屋市立大学名誉教授
三須拓也 20世紀国際政治史研究会会員，札幌大学専任講師
山田敬信 20世紀国際政治史研究会会員，名古屋外国語大学助教授
福田茂夫 20世紀国際政治史研究会会員，名古屋大学名誉教授
吉留公太 20世紀国際政治史研究会会員，一橋大学 COE 研究員
定形衛 20世紀国際政治史研究会会員，名古屋大学教授

◎論考

- 竹本健 ヨーロッパ研究会会員，法政大学教授
中谷博幸 ヨーロッパ研究会会員，香川大学教授
森田美芽 ヨーロッパ研究会会員，大阪キリスト教短期大学助教授
樫啓介 ヨーロッパ研究会会員，同志社大学講師
谷川道雄 河合文化教育研究所主任研究員，京都大学名誉教授
山田伸吾 内藤湖南研究会会員，河合塾国語小論文科講師

編集委員 山田伸吾

河合文化教育研究所の研究スタッフ

◆主任研究員・特別研究員・客員研究員

○主任研究員（50音順）

木村敏〈精神病理学〉 谷川道雄〈東洋史学〉 中川久定〈フランス文学・思想史〉
長野敬〈生物学〉 丹羽健夫〈教育学〉

○特別研究員

渡辺京二〈日本思想史〉

○客員研究員

竹内外史〈数学基礎論〉

◆研究会

映画研究会（石原開）

カプリ・ジオメトリ研究会（小林一路）

漢文訓読研究会（藤堂光順）

教育方法研究会（岡文子）

経済研究会（公文宏和）

現代史研究会（里中哲彦）

現代社会と教育研究会（八木輝雄）

高等教育研究会（丹羽健夫）

差別問題研究会（菅孝行）

女性論・男性論研究会（青木和子）

心身論研究会（木村敏）

身体表現教育研究会（原田伸雄）

生物学セミナー（榊原隆人）

世界史研究会（金貞義）

大学基礎準備教育研究会（大竹真一）

ドストエフスキー研究会（芦川進一）

内藤湖南研究会（山田伸吾）

20世紀国際政治史研究会（加藤正男）

日韓文化交流研究会（竹国友康）

日本近代・思想史研究会（茅島洋一）

認知と記号論研究会（成田秀夫）

廣松渉研究会（森永和英）

フロイト研究会（高橋義人）

メディアクロスサイエンス研究会（広川徹）

ヨーロッパ研究会（柴山隆司）

* 敬称略（ ）内は各研究会の主宰者

編集後記

この『研究論集』の、第1・第2集は、ともに河合文化教育研究所と北京大学歴史学系との共同学術討論会の報告であったわけだが、当研究所に所属している様々な研究会に『研究論集』への論文募集を募ったところ、複数の研究会から積極的に応募したいという反応が返ってきた。とりわけ「20世紀国際政治史研究会」からは、すぐに論文を用意したいとの旨が寄せられ、その結果この第3集を「20世紀国際政治史研究会」の編による「20世紀の戦争・紛争をめぐる国際政治(1)」特集とすることになった。

また、主任研究員から1編、「内藤湖南研究会」から1編、さらに「ヨーロッパ研究会」からも4編の論考が寄せられ、併せて掲載することにした。

もとよりこの『研究論集』は、河合文化教育研究所に所属する様々な研究会の「研究報告」を目的として企図されたものである。北京大学との学術討論会の報告が第1・第2集の内容となったのは、第1集の「編集後記」で触れられているとおり、たまたまその報告が4年分蓄積されており、これ以上放置しておく整理することが困難になるという配慮と、まずは作りやすい所から兎も角もこの企図を具体化し、形を作ってしまうと考えたからに他ならない。論文の選定、審査などをどうするのかという問題を先送りして、すでに確定していた論文の整理という形で第1・第2集を送り出したわけだが、ようやくこの第3集において本来の企図が実現されたと考えていいのかもしれない。一応形としては三つの研究会からの論考が紙面を飾り、様々な研究会の「研究報告」らしいスタイルをなしているからである。

しかし、各論文の選定・審査については、すべてそれぞれの研究会に責任が預けられることとなり、これが今後の問題となるだろう。どこかで論文の選定・審査についての基準を設定していく必要があるのだろうが、それは今後の課題としたい。

世に「三号雑誌」という言葉があるようである。同人誌などで「第三号」までは出せたけれどもそれで終わってしまった雑誌のことを指すらしいが、この「研究論集」も「三号」までは出せたがそこで力尽きたなどという事態にならないようにがんばらなければならない。そのためには研究会に属している諸氏の積極的な応援が必要である。現実を鋭く切り裂くような鮮烈な問題意識に支えられた論考を期待したい。

(山田伸吾)

研究論集 第3集

2006年11月15日 第1刷発行

編集・発行 河合文化教育研究所

〒464-8610 名古屋市千種区今池 2-1-10
TEL (052)735-1706(代) FAX (052)735-4032

印刷・製本 (株)あるむ
